

# 陸前高田市地域防災計画

## 資料編

陸前高田市防災会議  
陸 前 高 田 市



# 資料編 目次

## 資料1 基本事項

資料 1-1	陸前高田市災害警戒本部の分掌事務.....	1
資料 1-2	陸前高田市災害対策本部の分掌事務.....	3
資料 1-3	町別面積及び地目別土地面積調.....	8
資料 1-4	陸前高田市の主な災害記録.....	9
資料 1-5	自主防災組織等の現況.....	14
資料 1-6	雨量・河川水位観測箇所一覧表.....	17
資料 1-7	地震観測所一覧表.....	17
資料 1-8	気象予報・警報等の種類.....	18

## 資料2 危険箇所等

資料 2-1	市内の災害時孤立化想定地域.....	31
資料 2-2	重要水防箇所別調書.....	32
資料 2-3	海岸保全区域指定状況一覧表.....	34
資料 2-4	海岸堤防水門等設置箇所一覧表.....	35
資料 2-5	土石流危険溪流一覧表.....	36
資料 2-6	地すべり危険箇所一覧表.....	38
資料 2-7	山地災害危険地区一覧表.....	39
資料 2-8	土砂災害警戒区域等指定一覧表.....	44

## 資料3 情報伝達

資料 3-1	気象予報・警報等伝達系統図.....	73
資料 3-2	土砂災害警戒情報伝達系統図.....	74
資料 3-3	津波警報等伝達系統図.....	75
資料 3-4	地震及び津波に関する情報伝達系統図.....	76
資料 3-5	気仙川下流水防警報伝達系統図.....	77
資料 3-6	災害時優先電話番号一覧表.....	78
資料 3-7	非常通信規約.....	79
資料 3-8	非常通信運用細則.....	83
資料 3-9	東北地方非常通信協議会構成員名簿（岩手県内構成員）.....	91
資料 3-10	被害状況判定の基準.....	92
資料 3-11	被害報告に係る用語の定義.....	94
資料 3-12	報告区分別系統図.....	95
資料 3-13	災害広報実施系統.....	103

#### 資料 4 避難

資料 4-1	避難勧告等に使用する信号の種類.....	104
資料 4-2	指定緊急避難場所及び指定避難所一覧表.....	105
資料 4-3	福祉避難所一覧表.....	114
資料 4-4	要配慮者利用施設における避難確保計画作成等対象施設一覧表（津波）.....	116
資料 4-5	要配慮者利用施設における避難確保計画作成等対象施設一覧表（土砂災害・洪水）...	117

#### 資料 5 物資

資料 5-1	主な米穀の調達先一覧表.....	118
資料 5-2	主な副食物調達先一覧表.....	119
資料 5-3	主な生パン調達先一覧表.....	120
資料 5-4	主な牛乳調達先一覧表.....	120
資料 5-5	主な弁当・仕出し調達先一覧表.....	120

#### 資料 6 資機材

資料 6-1	障害物除去機械一覧表.....	121
資料 6-2	緊急通行車両一覧表.....	122
資料 6-3	災害応急対策における車両等の供給に関する協定書.....	124
資料 6-4	災害応急対策における車両等の供給に関する協定締結業者一覧表.....	126
資料 6-5	災害応急対策における燃料等の供給に関する協定締結業者一覧表.....	126
資料 6-6	船舶一覧表.....	127
資料 6-7	飛行場外離着陸場一覧表.....	128
資料 6-8	飛行場外離着陸場の設置基準等.....	129

#### 資料 7 医療・保健

資料 7-1	医療機関等一覧表.....	135
資料 7-2	医療・保健活動の系統図.....	136

#### 資料 8 ごみ・し尿

資料 8-1	廃棄物処理業者一覧表.....	137
資料 8-2	ごみ収集業者一覧表.....	137
資料 8-3	し尿処理業者一覧表.....	137
資料 8-4	仮設トイレリース業者一覧表.....	137

#### 資料 9 その他応急対策

資料 9-1	緊急輸送道路の指定状況.....	138
資料 9-2	岩手県緊急輸送道路網図.....	141
資料 9-3	災害救助法による救助の種類、程度、期間等.....	142
資料 9-4	水道災害復旧工事協定締結業者一覧表.....	148
資料 9-5	応急仮設住宅建設資材調達先一覧表.....	148

資料 10	復旧対策	
資料 10-1	災害復興住宅資金	149
資料 10-2	生活福祉資金	151
資料 10-3	災害援護資金	153
資料 11	海上災害	
資料 11-1	岩手県沿岸排出油等防除協議会規則	154
資料 11-2	排出油等防除資機材保有状況	157
資料 12	災害協定	
	災害時における応援協定等の一覧表	158
資料 12-1	大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定	163
資料 12-2	みやぎ・いわて県際沿岸三市災害時相互応援協定書	166
資料 12-3	岩手・宮城県際市町村災害時相互応援に関する協定	167
資料 12-4	災害時の相互応援に関する協定（大阪府豊中市）	170
資料 12-5	岩手県防災ヘリコプター応援協定	174
資料 12-6	災害時におけるプロパンガス及びプロパンガス施設の応急対策用資機材の 調達並びに応急対策要員確保の要請に関する協定書	178
資料 12-7	災害時における救助に関する協定書（岩手生活衛生同業組合中央会等）	180
資料 12-8	災害時における緊急物資輸送及び緊急物資拠点の運営等に関する協定 （ヤマト運輸株式会社）	182
資料 12-9	陸前高田市と国立大学法人東北大学災害科学国際研究所との連携と協力に 関する協定	185
資料 12-10	災害時の緊急放送の協力に関する協定（株式会社エフエム岩手）	186
資料 12-11	災害時における物資供給に関する協定（NPO 法人コメリ災害対策センター）	189
資料 12-12	災害時における陸前高田市内郵便局・陸前高田市間の協力に関する覚書	192
資料 12-13	災害時の医療救護活動に関する協定書（気仙医師会）	194
資料 12-14	災害時における応急対策業務に関する協定（一般社団法人陸前高田市建設 業協会）	197
資料 12-15	災害救助用米穀に関する協定書（岩手県）	198
資料 12-16	災害時における応急物資の調達に関する協定書（株式会社マイヤ）	199
資料 12-17	災害時生活物資供給等に関する協定（イオンスーパーセンター株式会社）	202
資料 12-18	災害時における救援物資の供給に関する協定書（みちのくコカ・コーラ ボトリング株式会社）	208
資料 12-19	災害時における水道施設復旧工事に関する協定書（荏原商事株式会社）	214
資料 12-20	社団法人日本水道協会岩手県支部水道施設の災害に伴う相互応援計画要綱	215
資料 12-21	災害時における水道施設の応急復旧等に関する協定書（陸前高田市管工事 業協同組合）	218
資料 12-22	岩手県公共・大学・専門図書館等連絡協議会の加盟館相互の応援について （申し合わせ）	220

資料 12-23	災害時の相互応援に関する協定（三重県松阪市）	222
資料 12-24	友好都市協定（愛知県名古屋）	226
資料 12-25	災害時における医療救護活動に関する協定書（気仙薬剤師会）	227
資料 12-26	災害時における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力に関する協定（岩手県葬祭協同組合）	229
資料 12-27	災害時における物資供給に関する協定書（アンカー・ジャパン株式会社）	235
資料 12-28	災害時における電動車両等の支援に関する協定書（岩手三菱自動車販売株式会社、三菱自動車工業株式会社）	240
資料 12-29	災害時における電動車両等の支援に関する協定書（岩手三菱自動車販売株式会社、三菱自動車工業株式会社）	248
資料 12-30	陸前高田市と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定書（日本郵便株式会社東北支社）	251
資料 12-31	武雄市・陸前高田市交流連携協定書（佐賀県武雄市）	260
資料 12-32	災害時における飲料の確保に関する協定書（株式会社ミチノク）	261
資料 12-33	陸前高田市と学校法人安城学園との包括的な連携協力に関する協定（学校法人安城学園）	265
資料 13 規程		
資料 13-1	陸前高田市防災会議条例	266
資料 13-2	陸前高田市防災会議運営要綱	268
資料 13-3	陸前高田市災害対策本部条例	269
資料 13-4	陸前高田市防災行政無線通信施設運用要綱	270
資料 14 岩手県 地震・津波被害想定		
資料 14-1	概要	274
資料 14-2	津波による建物被害・人的被害	275
資料 14-3	地震による建物被害・人的被害	277
資料 14-4	地震・津波による被害予測	284
附属資料		
陸前高田市業務継続計画		
長部地区防災計画		
防災関係機関連絡先		
様式集		
様式 1	災害時職員参集状況報告書	
様式 2	応援要請書	
様式 3	被災者調査原票	
様式 4	一般資産水害調査準備表	
様式 5	世帯構成員別被害状況	
様式 6	物資購入（配分）計画表	
様式 7	災害救助用物資引渡書	

様式 8 救助物資配給基準算定資料

様式 9 食料購入（配分）計画表

様式 10 災害応急用食料（米穀）供給台帳

様式 11 物品購入票

災害報告様式（岩手県）

## 資料1 基本事項

## 資料1-1 陸前高田市災害警戒本部の分掌事務

組 織		分 掌 事 務
防災局	防災課	1 災害警戒本部の設置及び運営 2 気象情報及び災害情報の収集 3 潮位変化の監視及び警戒 4 震度4又は震度5弱の地震の発生及び津波注意報発表時の情報収集、伝達及び警戒 5 河川及び土砂災害警戒区域等の情報収集、伝達及び警戒
消防本部・消防署		1 気象情報及び災害情報の収集 2 潮位変化の監視及び警戒 3 震度4又は震度5弱の地震の発生及び津波注意報発表時の情報収集、伝達及び警戒 4 河川及び土砂災害警戒区域等の情報収集、伝達及び警戒 5 消防団員の招集、配置及び運用
企画部	企画政策課 脱炭素推進課	1 報道機関への対応及び調整連絡 2 広報資料の収集、作成及び整理
総務部	総務課 選挙管理委員会事務局	職員の非常招集、配置及び派遣
	財政課	庁舎及び市有財産等に係る被害情報の収集
福祉部	保健課 広田診療所 二又診療所	医療施設に係る被害情報の収集
	福祉課 こころの復興支援室	1 社会福祉施設に係る被害情報の収集 2 要配慮者の被害状況等の把握
	子ども未来課 保育所	児童福祉施設に係る被害情報の収集
市民協働部	まちづくり推進課	1 コミュニティセンター及び文化施設に係る被害情報の収集 2 公共交通機関に係る被害情報の収集 3 市内の情報通信に係る被害情報の収集
	市民課	市民の安否確認
	税務課	住家等の被害調査
農林水産部	農林課	農林施設に係る被害情報の収集
	水産課	水産施設及び漁港施設に係る被害情報の収集
商工交流部	商工観光課 交流推進課	1 商工鉦、電力及びガス施設に係る被害情報の収集 2 観光施設に係る被害情報の収集 3 体育施設に係る被害情報の収集
建設部	建設課	1 道路及び橋梁等に係る被害情報の収集 2 交通規制情報の収集
	住宅政策室	公営住宅に係る被害情報の収集
	土地活用推進課	1 避難所施設等に係る被害情報の収集 2 避難状況の把握

【資料編】

組 織		分 掌 事 務
		3 避難所の設置及び運営 4 都市公園等に係る被害情報
	上下水道課	上下水道施設等に係る被害情報の収集
農業委員会事務局 監査委員事務局		1 避難所施設等に係る被害情報の収集 2 避難状況の把握
会計課		金融機関等に係る被害情報の収集
教育委員会	教育総務課 図書館 博物館	教育施設、社会教育施設及び文化財に係る被害情報の収集
	学校教育課 学校給食センター	学校給食センターに係る被害情報の収集
議会事務局		議員活動を通じての被害情報の収集
地区本部		1 避難所の設置及び運営 2 地区内の被害状況及び避難状況の把握及び本部への伝達

## 資料1-2 陸前高田市災害対策本部の分掌事務

組 織		分 掌 事 務
防災局	防災課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策本部の設置及び運営</li> <li>2 防災関係機関との連絡調整</li> <li>3 各部局等が実施する災害対策の総合調整</li> <li>4 気象情報及び警報等の周知及び伝達</li> <li>5 避難指示等の発令</li> <li>6 避難のための立退き</li> <li>7 潮位変化の監視及び警戒</li> <li>8 河川及び土砂災害警戒区域等に係る被害状況の把握</li> <li>9 各部局の災害情報及び被害状況の取りまとめ</li> <li>10 被害の発生報告及び応急対策報告</li> <li>11 市防災行政無線の管理運営その他通信業務</li> <li>12 自衛隊の派遣要請及び受入れ</li> <li>13 自衛隊に対する保有物資の無償貸付又はあっせん要請</li> <li>14 その他他部局等に属さない事項</li> </ol>
消防本部・消防署		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防施設に係る被害状況の調査及び報告</li> <li>2 消防活動、指導及び連絡実施</li> <li>3 緊急消防援助隊の派遣等</li> <li>4 行方不明者の捜索及び救助並びに遺体の収容</li> <li>5 気象情報及び警報等の周知及び伝達</li> <li>6 避難のための立退き</li> <li>7 警戒区域の設定</li> <li>8 水防活動</li> <li>9 潮位変化の監視及び警戒</li> <li>10 水門等の自動閉鎖システム監視等</li> <li>11 防災ヘリコプターの応援要請</li> <li>12 危険物施設等の応急対策</li> </ol>
企画部	企画政策課 脱炭素推進室	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 報道機関への対応及び連絡調整</li> <li>2 被災地における広報</li> <li>3 広報資料の収集、作成及び整理</li> <li>4 国及び県への要望活動</li> <li>5 視察対応</li> <li>6 海外からの支援等に係る連絡及び調整</li> </ol>

【資料編】

組 織		分 掌 事 務
総務部	総務課 (選挙管理委員会事務局)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員の非常招集、配置及び派遣</li> <li>2 県、他市町村、関係機関及び団体に関する協力及び応援要請</li> <li>3 従事命令又は協力命令による要員の確保</li> <li>4 庁内のネットワーク及び電子機器等の保全</li> </ol>
	財政課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 庁舎及び市有財産等に係る被害状況の調査及び報告</li> <li>2 緊急輸送車両の調達</li> <li>3 輸送機関との連絡調整</li> <li>4 輸送用燃料の確保及び給油券の発行</li> <li>5 市有車両等の集中管理及び配車</li> <li>6 緊急通行車両の確認申請</li> <li>7 応急対策予算の調整及び補償</li> <li>8 災害関係物品の購入及び受払い</li> </ol>
福祉部	保健課 広田診療所 二又診療所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 医療施設に係る被害状況の調査及び報告</li> <li>2 災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣要請</li> <li>3 被災者に対する健康相談及び保健指導等</li> <li>4 各地区救護所の設置及び運営</li> <li>5 医薬品及び医療資機材等の確保</li> <li>6 医療救護及び精神医療</li> <li>7 感染症予防</li> <li>8 食品衛生の確保</li> </ol>
	福祉課 こころの復興 支援室	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 社会福祉施設に係る被害状況の調査及び報告</li> <li>2 要配慮者の安否確認</li> <li>3 福祉避難所の設置及び運営</li> <li>4 身体障がい者に係る日常生活用具及び補装用具等の調達及びあっせん</li> <li>5 日本赤十字社その他社会事業団体との連携等</li> <li>6 ボランティアセンター設置要請</li> <li>7 災害救助法による物資等供給事務</li> <li>8 義援金の受付及び配分</li> <li>9 被災者台帳</li> </ol>
	子ども未来課 保育所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 児童福祉施設に係る被害状況の調査及び報告</li> <li>2 保育児童の安否確認</li> <li>3 他部局等の担当以外の物資の調達、あっせん及び配分</li> </ol>
市民 協働部	まちづくり 推進課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 コミュニティセンター及び文化施設に係る被害状況の調査及び報告</li> <li>2 公共交通機関に係る被害状況の調査及び報告</li> </ol>

組 織		分 掌 事 務
		3 市内の情報通信に係る被害状況の調査及び報告 4 被災者の生活相談及び苦情に関する総合受付窓口の設置 5 相談及び苦情内容に応じた担当部局等への仕分け 6 愛玩動物の救護対策 7 廃棄物の処理及び清掃 8 仮設トイレ等の調達及び設置（下水道処理区域外） 9 交通指導隊及び防犯関係機関との連絡調整
	市民課	1 市庁舎における来庁者等の誘導 2 戸籍システム等に係る被害状況の調査及び報告 3 市民の安否確認 4 遺体安置所の設置及び運営 5 遺体の埋火葬等
	税務課	1 市庁舎における来庁者等の誘導 2 住家等に係る被害状況の調査及び報告 3 罹災証明書及び被災証明書の発行 4 被災納税者の取扱い
農林 水産部	農林課	1 農林施設に係る被害状況の調査及び報告 2 食料及び飲料水等の調達、あっせん及び配分 3 義援物資（食料）の受付 4 被災農林家の災害融資 5 炊き出しの実施 6 家畜の保健衛生 7 病虫害防除 8 畜産対策
	水産課	1 水産施設及び漁港施設に係る被害状況の調査及び報告 2 被災漁家の災害融資 3 所管する漁港施設等の応急復旧 4 漁港関係障害物の除去 5 食料の配分 6 所管する海岸保全施設等の応急復旧
地域 振興部	商工観光課 交流推進課	1 商工鉦、電力及びガス施設に係る被害状況の調査及び報告 2 商工鉦関係の応急復旧資材の確保 3 被災商工鉦業者の災害融資 4 応急対策要員の確保及びあっせん 5 燃料の調達及びあっせん 6 被服、寝具及びその他生活必需品の調達、あっせん及び配分

【資料編】

組 織		分 掌 事 務
		7 義援物資（食料以外）の受付及び配分 8 観光施設に係る被害状況の調査及び報告 9 観光関係の応急復旧資材の確保 10 体育施設に係る被害状況の調査及び報告 11 体育施設の応急復旧
建設部	建設課	1 公営住宅、道路及び橋梁等に係る被害状況の調査及び報告 2 市内各道路の交通及び安全の確保 3 河川水門及び堤防等の警戒巡視及び水防上必要な監視 4 水防関係機関との連絡調整 5 市管理道路に係る交通規制及び応急復旧 6 道路、河川及び公共施設に係る障害物の除去 7 労務の供給 8 被災宅地危険度判定士への支援要請 9 公共土木施設の応急対策 10 浸水対策用資機材の調達
	住宅政策室	1 公営住宅に係る被害状況の調査及び報告 2 応急仮設住宅の供与及び公営住宅の入居あっせん 3 被災建築物の危険度判定士への支援措置 4 被災住宅の応急修理
	土地活用推進課	1 避難所の設置及び運営 2 都市公園等に係る被害状況の調査及び報告
	上下水道課	1 上下水道等の施設に係る被害状況の調査及び報告 2 上下水道等の施設に係る応急措置及び応急復旧 3 仮設トイレ等の調達及び設置（下水道処理区域内） 4 給水
農業委員会事務局 監査委員事務局		避難所の設置及び運営
会計課		1 金融機関等に係る被害状況の調査及び報告 2 義援金等の出納管理 3 災害対策等の費用の経理
教育委員会	教育総務課 図書館 博物館	1 教育施設、社会教育施設及び文化財に係る被害状況の調査及び報告 2 教育施設、社会教育施設及び文化財の応急復旧
	学校教育課 小・中学校	1 小中学校の児童及び生徒の安否確認 2 被災児童及び生徒に対する教育相談窓口の設置 3 小中学校教職員の非常配置

組 織		分 掌 事 務
		4 学用品等の支給 5 応急教育の実施
	学校給食センター	1 学校給食センターに係る被害状況の調査及び報告 2 応急給食用物資の確保及び調達
議会事務局		1 市議会災害対策会議の設置及び運営 2 議員活動を通じての被害情報の収集 3 議員の安否確認 4 議員との連絡調整
地区本部		1 地区内の被害状況及び避難状況の把握及び本部への伝達 2 市民の安否確認 3 避難所の設置及び運営 4 り災の調査及び名簿の作成 5 諸物資の配分 6 り災者の収容 7 炊き出し及び配給 8 り災者に対する連絡 9 遺体の収容 10 その他市本部長の命令

【資料編】

資料1-3 町別面積及び地目別土地面積調

町別面積

(令和6年10月1日現在)

高田町	気仙町	広田町	小友町	米崎町	矢作町	竹駒町	横田町	計
12.10	17.13	10.27	8.67	13.72	101.11	13.78	36.44	213.06

※河川等の面積を除く。

(単位：k m<sup>2</sup>)

地目別土地面積

(令和7年1月1日現在)

区 分	面積 (k m <sup>2</sup> )	百分比 (%)	備 考
田	6.95	3.00	
畑	9.20	3.97	
宅地	7.34	3.16	
山林	160.98	69.40	
原野	1.32	0.57	
雑種地	3.63	1.56	
池沼	0.08	0.03	
その他	42.48	18.31	
計	231.94	100.00	

## 資料1-4 陸前高田市の主な災害記録

## (1) 地震・津波

年号 (西暦)	発生時期	記 事	備 考 (被害状況等)
貞観 11 (869)	5月26日	【貞観地震】 三陸沖震源の大地震 (M=8.8) 陸奥国沿岸に大津波襲来、津波階級 4	死者約 1,000
慶長 16 (1611)	10月28日 午後5時頃	【慶長三陸地震】 三陸沖震源の大地震 (M=8.1) 北海道南東海岸に大津波襲来、津波階級 4	仙台領で死者 1,783
元和 2 (1616)	7月28日	陸前沖震源の大地震 (M=7.0) による津波 津波階級 1	
延宝 5 (1677)	3月12日 午前0時頃	【延宝八戸沖地震】 三陸沖震源の大地震 (M=8.1) 大槌浦・宮古浦・鍬ヶ崎浦等に津波が襲来し 家を破損 津波階級 2 13日午前10時頃に強震、15日まで昼夜地震	
寛政 5 (1793)	1月7日	【寛政地震】 陸中沖震源の大地震 (M=7.1) 陸前・陸中で地震後に津波襲来 津波階級 2	仙台領で家屋の損壊 1,000余、死者12 大槌・両石で流潰家71、 死者9 気仙沼で流失家屋300余
天保 6 (1835)	6月25日	陸前沖震源の大地震 (M=7.6) 津波階級 2	磐城・陸前等で民家数 百軒流失し、死者数知 らず
天保 8 (1837)	10月11日	南米チリでの大地震 (M=7.6) により、陸前 本吉・気仙等の四郡沿岸にて潮が溢れる 津波階級 1	
安政 3 (1856)	7月23日 正午頃	【安政八戸沖地震】 強震 (M=6.9) による津波襲来、津波階級 1	
明治 29 (1896)	6月15日 午後7時 32分	【明治三陸地震】 三陸沖震源の大地震 (M=7.6) 三陸沿岸では 揺れが大きくなかった(推定震度2~3程度) が、北海道より牡鹿半島に至る海岸に大津波 が襲来、波高は広田で26.7m、津波階級 4	青森・岩手・宮城の3 県の死者数約2万2,000 全半壊流失家屋1万以 上、船の被害7,000
昭和 8 (1933)	3月3日 午前2時 30分	【昭和三陸地震】 三陸沖震源の大地震 (M=8.1) による津波襲 来 津波階級 3	青森・岩手・宮城3県 で死者1,760、行方不明 1884、家屋被害9,868
昭和 35 (1960)	5月24日 午前2時頃	【チリ地震】 5月22日15時11分(現地時間)発生のチ リ沖震源の大地震 (M=9.5) により、日本の 太平洋沿岸に津波襲来、市内の最高波は、小 友の三日市で5.34m、津波階級 2	本市で死者8、民間被害 額約5億7,000万円、 道路・橋梁・漁港等公 共施設被害額約2億 5,000万円
昭和 53 (1978)	6月12日 午後5時 14分	【宮城県沖地震】 震度5の地震 (M=7.4) があり、津波警報発 令、津波観測されず、余震は20回以上	市役所庁舎始め住家28 の被害、養殖施設等に 被害あり、被害額3億 2,000万円

【資料編】

年号 (西暦)	発生時期	記 事	備 考 (被害状況等)
平成 15 (2003)	5 月 26 日 午後 6 時 24 分	宮城県沖を震源とするマグニチュード 7.1 の地震が発生、本市では震度 5 強を記録	県の被害、負傷者 91、 住家の全壊 2、半壊 10、 一部破損 1,183
平成 20 (2008)	7 月 24 日 午前 0 時 26 分	岩手県沿岸北部深さ約 108km を震源とする マグニチュード 6.8 の地震が発生	全国の被害、死者 1、負 傷者 211、家屋の一部破 壊 379 の被害 本市の被害、重傷 1、家 屋の一部破壊 2
平成 23 (2011)	3 月 11 日 午後 2 時 46 分	【東北地方太平洋沖地震・東日本大震災】 三陸沖でマグニチュード 9.0 の巨大地震が 発生、東日本太平洋沿岸を大津波が襲い、岩 手・宮城・福島県を中心に全国で 2 万人以上 の死者・行方不明者を出す大災害 本市近郊で推定震度 6 弱 大津波が沿岸部及び気仙川、矢作川、長部川 等の流域約 13km <sup>2</sup> を襲った 市庁舎、市民会館、市民体育館など多数の公 共施設が全壊	本市の被害 人的被害 死者 1,603 行方不明者 202 住家被害 全壊 3,807 半壊 240 平成 30 年 12 月末現在

## (2) 風水害

年号 (西暦)	発生時期	記 事	備 考 (被害状況等)
寛永 14 (1637)	6月23日～ 26日	4日間の大雨により、気仙川で大洪水が発生。気仙郡の被害夥しい	
天保 2 (1645)		大洪水	
万治 3 (1660)		大洪水	
延宝 4 (1676)		大洪水にて大不作となる	
元禄 元 (1688)	8月	大風雨のため海水溢れて被害多し 大洪水	
宝永 6 (1709)		暴風雨のため諸方の漁船吹き流される	溺死者多し
享保 3 (1718)	閏10月	大洪水あり（「白髪洪水」といわれた）	
享保 4 (1719)	8月28日	大洪水	
享保 6 (1721)	閏10月	大洪水	
享保 9 (1724)		長雨、大洪水、不作となる	
安永 5 (1776)		安永5～6年、更に8～10年も気候不順、大洪水あり	
天明 元 (1781)		大洪水	
天明 4 (1784)	正月2日	西風の暴風のため赤魚漁船吹き流される	溺死者多し
天明 8 (1788)		大洪水	
文化 11 (1814)	7月12日	時化のため鯉漁船遭難	溺死者多し
文政 4 (1821)		大洪水	
文政 7 (1824)	8月15日	大洪水	
天保 11 (1840)	7月19日	大洪水	横田村の民家6戸流失、 溺死者9
嘉永 4 (1851)	8月13日	大洪水	
万延 元 (1860)	6月10日	大洪水	
文久 元 (1861)	10月29日 より4日間	雨続き大洪水となり、横田村の堤防160間決壊、耕地の流失多し	
明治 22 (1889)	9月	大洪水にて田畑の作物に被害多し	

【資料編】

年号 (西暦)	発生時期	記 事	備 考 (被害状況等)
明治 35 (1902)		土用後曇天続き、8月暴風・洪水、凶作 気仙郡の作況は2割7分作	
明治 43 (1910)	8月15日	8月中旬以降連日降雨、8月15日大洪水、作物の被害甚大	
大正 9 (1920)	5月9日	前夜来の大雨にて大洪水、横田村砂子田沖堤防決壊、銭洞の県道流失、狐舞柳の耕地決壊流失	
昭和 23 (1948)	9月17日	アイオン台風により気仙川急激に増水 横田村で堤防決壊	死者4、田畑、人家7軒 流失
昭和 30 (1955)	12月29日	北風大波浪により大野海岸一帯が大被害	
昭和 32 (1957)	2月～3月	三陸海岸一帯で暴風浪	被害額6億4900万円
昭和 32 (1957)	5月	大洪水、被害多し	
昭和 39 (1964)	9月24日	台風20号による豪雨、稲冠水などの被害、 国鉄大船渡線土砂崩れにより一時不通	
昭和 40 (1965)	1月10日	強風・高潮により、カキ・ノリ・ワカメ等の 養殖施設に大被害	
昭和 52 (1977)	5月16日 ～17日	低気圧による大雨	被害額11億2000万円
昭和 54 (1979)	10月19日 ～20日	台風20号による大雨強風波浪	死者1 被害額20億円以上
昭和 55 (1980)	12月24日	低気圧による暴風雨雪、最大風速35.2m	負傷者2、住家全壊2、 半壊1、一部破損49
昭和 56 (1981)	8月23日	台風15号による暴風雨	負傷者2、住家一部損壊 11、床上浸水10
昭和 61 (1986)	8月5日	台風10号による大雨強風、大船渡線一時不通、 国道45号等各地で冠水	床上浸水8、道路被害 85、橋梁流失1
昭和 63 (1988)	8月29日 ～30日	史低気圧による大雨、県道大船渡・陸前高田 線一時不通、米崎町沼田地区で土砂崩れ等	床上浸水3、床下浸水 38、道路被害122
平成 2 (1990)	11月4日 ～5日	低気圧による大雨	床上浸水14、床下浸水 71、道路被害58
平成 6 (1994)	2月22日	低気圧による強風 大船渡市で三陸鉄道の列車転覆事故	ビニールハウス14棟破 損被害
	9月15日 ～16日	低気圧による大雨	床上浸水43、床下浸水 48、道路被害25
平成 9 (1997)	6月20日	台風7号による大雨	床下浸水2、道路被害 34
平成 10 (1998)	8月30日 ～31日	低気圧による大雨	床上浸水15、床下浸水 38、道路被害109
平成 11 (1999)	7月13日 ～14日	熱帯低気圧による大雨	床上浸水36、床下浸水 170、道路被害141
平成 14 (2002)	7月10日 ～11日	台風6号による大雨洪水	床上浸水48、床下浸水 299、道路被害48、橋梁 被害1

年号 (西暦)	発生時期	記 事	備 考 (被害状況等)
平成 16 (2004)	6 月 21 日 ～22 日	台風 6 号による大雨	床下浸水 13、道路被害 27
平成 18 (2006)	10 月 4 日 ～9 日	低気圧による大雨暴風	一部損壊 3
平成 19 (2007)	9 月 7 日 ～9 日	台風 9 号による大雨洪水暴風波浪	道路被害 8
平成 25 (2013)	7 月 26 日	梅雨前線通過による大雨・洪水 気仙川（館）の水位観測所で、既往最大水位 となる 5.04m、市内で時間雨量 67.5mm の大 雨を観測	床上浸水 7、床下浸水 40
平成 28 (2016)	8 月 30 日	初めて大船渡市付近に上陸し、東北地方を通 過した台風 10 号の影響により、宮古市や久 慈市で時間雨量 80mm の猛烈な雨 岩泉町では小本川の氾濫により、高齢者施設 の入居者が死亡するなど甚大な被害	県の被害 (岩泉町・久慈市・宮 古市) 死者・行方不明者 25

## (3) 大規模火災

年号 (西暦)	発生時期	記 事	備 考 (被害状況等)
文政 12 (1829)	4 月 9 日 正午頃	今泉村諏訪宮ほか町屋敷・足軽屋敷等を焼失	焼失 53
慶応 4 (1868)	4 月 12 日 午後 12 時 頃	高田村荒町で火災	焼失 139
明治 39 (1906)	3 月 22 日 午後 11 時 30 分頃	高田町馬場より出火し、強風により川原方面 まで飛び火し、馬場・大町・荒町・川原等焼 失	焼失 278
大正 3 (1914)	4 月 23 日 午前 10 時 30 分頃	横田村川向佐沼山より出火し、強風にあおら れ、気仙川を越えて東側に飛び火し、竹駒村 まで延焼、未曾有の大火となる 横田村では役場・学校等の公共施設も焼失。 さらに公有林野造林のヒノキ及びスギと個 人所有のものを併せて、10 万本余焼失	横田村 焼失 166  竹駒村 焼失 7
昭和 21 (1946)	3 月 23 日	横田村役場が全焼	
昭和 25 (1950)	2 月 28 日	小友村只出で火災	焼失 17

※参考 「陸前高田市史 第八巻」(平成 11 年 6 月 30 日発行)

【資料編】

資料1-5 自主防災組織等の現況

(令和7年4月1日現在)

番号	地区	名称	世帯数
1	矢作	梅木公民館自主防災組織	13
2	矢作	飯森公民館自主防災組織	8
3	矢作	山崎自主防災組織	26
4	矢作	袖野公民館自主防災組織	12
5	矢作	二又公民館自主防災組織	15
6	矢作	愛宕下公民館自主防災組織	13
7	矢作	馬越公民館自主防災組織	8
8	矢作	小黑山公民館自主防災組織	12
9	矢作	15区公民館自主防災組織	29
10	生出	矢作町第12区自主防災組織	33
11	生出	矢作町第13区公民館自主防災組織	24
12	生出	矢作町第14区自主防災組織	27
13	下矢作	矢作町第1区町内会自主防災会	22
14	下矢作	矢作町第2区町内会自主防災会	24
15	下矢作	矢作町第3区町内会自主防災会	21
16	下矢作	矢作町第4区町内会自主防災会	31
17	下矢作	矢作町第5区町内会自主防災会	35
18	下矢作	矢作町第6区町内会自主防災会	58
19	下矢作	矢作町第7区町内会自主防災会	62
20	横田	横田町第二部落会自主防災組織	66
21	横田	横田町第五部落会	68
22	横田	横田町第六区町内会自主防災組織	46
23	横田	横田町第八区町内会自主防災組織	38
24	竹駒	館・軍見洞町内会自主防災組織	37
25	竹駒	下沢町内会自主防災組織	100
26	竹駒	仲の沢自主防災会	13
27	竹駒	滝の里町内会自主防災組織	83
28	竹駒	細根沢町内会自主防災組織	19
29	竹駒	新田地区防災組織	18
30	竹駒	矢崎町内会自主防災組織	34
31	竹駒	壺の沢公民館自主防災組織	86
32	長部	長部自主防災会二日市支部	57
33	長部	長部自主防災会湊支部	57
34	長部	長部自主防災会古谷支部	33
35	長部	長部自主防災会双六支部	101

番号	地区	名称	世帯数
36	長部	長部自主防災会要谷支部	55
37	長部	長部自主防災会福伏支部	38
38	長部	長部自主防災会上長部支部	46
39	高田	鳴石支部自主防災会	168
40	高田	洞の沢町内会自主防災会	28
41	高田	高田町自主防災会下和野支部	120
42	高田	上和野町内会自主防災会	230
43	高田	小泉地区自主防災会	200
44	高田	高田町自主防災会鳴石が丘支部	243
45	高田	大石地区自主防災組織	30
46	米崎	高畑支部自主防災会	47
47	米崎	高木支部自主防災会	34
48	米崎	佐野防災会	49
49	米崎	雷神支部自主防災会	89
50	米崎	糠塚沢支部自主防災会	60
51	米崎	地竹沢支部自主防災会	90
52	米崎	松峰支部自主防災会	116
53	米崎	神田支部自主防災会	47
54	米崎	脇の沢団地自主防災会	28
55	米崎	樋の口支部自主防災会	54
56	米崎	和野支部自主防災会	52
57	米崎	和方支部自主防災会	49
58	米崎	堂の前支部自主防災会	63
59	小友	三日市地区防災組織	19
60	小友	両替防災会	26
61	小友	松山部落自主防災会	45
62	小友	西の坊防災会	59
63	小友	上の坊部落自主防災会	20
64	小友	柳沢自主防災会	39
65	小友	門前地区災害委員会組織	45
66	小友	谷地部落自主防災会	16
67	小友	只出地区防災会	73
68	小友	小ケロ部落自主防災会	29
69	小友	新田防災会	41
70	小友	田束町内会自主防災会	58
71	小友	矢の浦防災会	39
72	広田	喜多地域自主防災会	176
73	広田	根岬地区自主防災会	110

【資料編】

番号	地 区	名 称	世帯数
74	広田	中沢浜地区自主防災会	155
75	広田	田谷自主防災会	52
76	広田	大久保自主防災会	18
77	広田	大野地区自主防災会	60
78	広田	大陽地域自主防災会	70
79	広田	袖野・小屋敷自主防災会	72
80	広田	長洞地区自主防災会	64
81	広田	泊地域自主防災会	150

## 資料 1-6 雨量・河川水位観測箇所一覧表

## 雨量観測箇所

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

雨量観測所名	雨量計所在地	管理者	既往最高日雨量と年月日	
			日雨量	起因年月日
陸前高田	陸前高田市高田町字鳴石	気象庁	140.0	平 25. 7. 26
横田小学校	陸前高田市横田町字久連坪 17-1	陸前高田市	117.0	平 21. 6. 6
矢作	陸前高田市矢作町字信内 31-4	沿岸広域振興局土木部 大船渡土木センター	-	-
的場	陸前高田市矢作町字的場 97-140	〃	-	-
モビリア	陸前高田市小友町字瀬沢 155-78	陸前高田市	-	-
住田	住田町世田米字川向	気象庁	224.0	昭 54. 10. 19
男火山	住田町下有住字奥火の土 198-65	沿岸広域振興局土木部 大船渡土木センター	-	-
上有住	住田町上有住字和田野 15-2	〃	-	-
六郎峠	住田町上有住字中塚 172-74	〃	-	-

## 水位観測箇所

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

河川名	量水標設置場所	観測所名	水防団待機水位(通報水位)(m)	氾濫注意水位(警戒水位)(m)	既往最大水位と起因年月日	
					水位(m)	起因年月日
気仙川	竹駒町字館	館	2.90	3.20	5.04	平 25. 7. 26
矢作川	矢作町字元屋敷	味米	1.60	2.10	3.00	平 25. 7. 26

※ 水位の観測責任者：沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター（電話 27-9919）

## 資料 1-7 地震観測所一覧表

## 市内の地震観測施設

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

所管	区分	観測点	設置場所	備考
防災科学技術研究所	高感度地震観測施設	陸前高田	陸前高田市矢作町字鍋谷 5-2	
岩手県	計測震度計	陸前高田	陸前高田市高田町字栃ヶ沢 210-2	

【資料編】

資料 1-8 気象予報・警報等の種類

(気象業務法に基づくもの)

ア 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生の恐れの高まりに応じて「居住者等が取るべき行動」を5段階に分け、「居住者等が取るべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。「居住者等が取るべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難勧告等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

イ 情報の種類

種 類	内 容
早期注意情報 (警報級の可能性)	5日先までの警報級の現象の可能性を[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、内陸、沿岸単位で発表される。大雨に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1に相当。
気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。
記録的短時間 大雨情報	県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、県気象情報の一種として発表する。1時間雨量100mm以上。 この情報が発表された時は、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、警報の「危険度分布」で確認する必要がある。
土砂災害 警戒情報 (備考)	大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったとき、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と盛岡地方気象台が共同で発表する。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判メッシュ情報）で確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

備考 大きな地震等が発生し、土砂災害などの二次災害が発生しやすいと認められる場合は、大雨注意報などの基準を暫定的に引き下げて運用することがある。

## ウ 注意報の種類と発表基準

(令和7年4月1日現在 陸前高田市)

種 類		発 表 基 準
気 象 注 意 報	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当するときに発表される。「強風による災害」に加えて、「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。 ・雪を伴い、平均風速が陸上で10m/s、海上で15m/s以上と予想されたとき
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ・平均風速が陸上で10m/s、海上で15m/s以上と予想される場合
	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想され、次の基準に到達することが予想されたときに発表される。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2 (浸水害) ・表面雨量指数基準 6 (土砂災害) ・土壌雨量指数基準 78
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合(大船渡地域) ・12時間の降雪の深さが 平野部 15cm以上 山沿い 20cm以上 と予想される場合
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ・濃霧のため視程が陸上で100m以下、海上で500m以下 と予想される場合
	雷注意報	落雷等により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や雹による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する時に発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。 ・最小湿度40%以下、実効湿度65%以下、風速7m/s以上が2時間以上継続すると予想される時 ・最小湿度35%以下、実効湿度60%以下と予想されたとき
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当するときに発表される。具体的には、早霜、晩霜等により農作物への被害が起こるおそれがあるときに発表される。 ・早霜、晩霜期に最低気温がおおむね2℃以下になると予想される時
	低温注意報	夏期 低温により農作物等に著しい被害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ・最高、最低、平均気温のいずれかが平年より4～5℃以上低い日が数日以上続くと予想される場合 冬期 低温により水道凍結等著しい被害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ・最低気温が-6℃以下であって、最低気温が平年より5℃以上低いと予想される場合 ・最低気温が-6℃以下であって、最低気温が平年より2℃以上低い日が続くと予想される場合

【資料編】

種 類		発 表 基 準
	着雪注意報	<p>著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当するときに発表される。具体的には、通信線、送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大雪注意報の条件下で、気温が - 2℃より高いと予想される時</li> </ul>
	着氷注意報	<p>著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当するときに発表される。具体的には、通信線、送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大雪注意報の条件下で、気温が - 2℃より高いと予想される時</li> </ul>
	なだれ注意報	<p>なだれにより災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・山沿いで 24 時間降雪の深さが 40 cm以上になると予想される場合</li> <li>・積雪が 50 cm以上あり、日平均気温 5℃以上の日が継続すると予想される場合</li> </ul>
	融雪注意報	<p>融雪により災害が発生するとおそれがあると予想される時に発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。</p>
高潮注意報	<p>台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想され、潮位が東京湾平均海面（TP）上 0.8m以上と予想されたときに発表される（暫定基準）</p> <p>高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</p> <p>高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等の避難が必要とされるレベル3に相当。</p>	
波浪注意報	<p>高い波により災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当するときに発表される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有義波高が 3.0m以上と予想される時</li> </ul>	
洪水注意報	<p>河川の上流域での降雨や融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当するときに発表される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・流域雨量指数基準            気仙川流域=30.4、滝の里川流域=3.7、矢作川流域=12.4、壺の沢川流域=4.7、中平川流域=8.3、浜田川流域=4.5、川原川流域=3.6、長部川流域=5.8</li> <li>・複合基準(表面雨量指数, 流域雨量指数)            気仙川流域=(6, 24.3)、滝の里川流域=(5, 3.7)、矢作川流域=(6, 12.4)、壺の沢川流域=(5, 4.7)、中平川流域=(6, 6.6)、浜田川流域=(5, 4.5)、長部川流域=(5, 5)</li> </ul> <p>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</p>	

備考 1 地面現象警報及び浸水注意報は、その注意事項を気象注意報に含めて行う。

2 大きな地震等が発生し、土砂災害などの二次災害が発生しやすいと認められる場合は、大雨注意報などの基準を暫定的に引き下げて運用することがある。

## エ 警報の種類と発表基準

(令和7年4月1日現在 陸前高田市)

種 類		発 表 基 準
気 象 警 報	暴風警報	暴風によって重大な災害がおこるおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ・平均風速が陸上で15m/s、海上で20m/s以上と予想される場合
	暴風雪警報	暴風雪によって重大な災害がおこるおそれがあると予想され、次の条件に該当するときに発表される。「風による災害」に加えて、「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。 ・雪を伴い、平均風速が陸上で15m/s、海上で20m/s以上と予想されるとき
	大雨警報	大雨によって重大な災害がおこるおそれがあると予想され、次の条件に該当するときに発表する。 (浸水害) ・表面雨量指数基準 10 (土砂災害) ・土壌雨量指数基準 120 大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報(土砂災害)は、高齢者等の避難が必要とされるレベル3に相当
	大雪警報	大雪によって重大な災害がおこるおそれがあると予想され、次の条件に該当するときに発表される。(大船渡地域) ・12時間の降雪の深さが 平野部 30cm以上 山沿い 50cm以上 と予想されるとき
高潮警報	台風等による海面の異常上昇によって重大な災害がおこるおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ・潮位が東京湾平均海面(TP)上1.1m以上と予想される時(暫定基準) 避難が必要とされる警戒レベル4に相当	
波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当するときに発表される。 ・有義波高が6.0m以上と予想される時	
洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当するときに発表される。 ・流域雨量指数基準 気仙川流域=38、滝の里川流域=5.9、矢作川流域=12.4、壺の沢川流域=7.1、中平川流域=10.4、浜田川流域=6.6、川原川流域=4.5、長部川流域=7.3 ・複合基準(表面雨量指数, 流域雨量指数) 気仙川流域=(9, 30.9)、矢作川流域=(9, 14) 対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	

備考1 地面現象警報及び浸水警報は、その注意事項を気象警報に含めて行う。

備考2 大きな地震等が発生し、土砂災害などの二次災害が発生しやすいと認められる場合は、大雨警報などの基準を暫定的に引き下げて運用することがある。

【資料編】

オ キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

種 類	内 容
<p>大雨警報（土砂災害）の危険度分布 （土砂災害警戒判定メッシュ情報）</p>	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。</p> <p>2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「非常に危険」（うす紫）、極めて危険（濃い紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当</li> <li>・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当</li> <li>・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当</li> </ul>
<p>大雨警報（浸水害）の危険度分布</p>	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。</p> <p>1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p>
<p>洪水警報の危険度分布</p>	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。</p> <p>3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当</li> <li>・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当</li> <li>・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当</li> </ul>
<p>流域雨量指数の予測値</p>	<p>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。</p> <p>6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分毎に更新している。</p> <p>水防団待機水位（または氾濫注意水位）を越え、かつ、流域雨量指数の予測値が警報基準に達する場合は「高齢者等避難」、氾濫注意水位（又は避難判断水位）を越え、かつ、流域雨量指数の予測値が警報基準を大きく超過する場合は「避難指示</p>

## カ 特別警報の種類と発表基準

種 類		発 表 基 準
気 象 特 別 警 報	暴風特別警報	<p>暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合</li> </ul>
	暴風雪特別警報	<p>雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合</li> </ul>
	大雨特別警報	<p>大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害がすでに発生している可能性が極めて高い状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合</li> </ul>
	大雪特別警報	<p>大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合</li> </ul>
高潮特別警報	<p>台風や低気圧等による海面の異常な上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。避難が必要とされる警戒レベル4に相当</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合</li> </ul> <p>避難が必要とされる警戒レベル4に相当</p>	
波浪特別警報	<p>高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合</li> </ul>	

備考1 地面現象特別警報は、気象特別警報に含めて発表するため、この特別警報の標題は用いない。

2 過去の災害事例に照らして、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などに関する客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて発表を判断する。

【資料編】

キ 地震動の警報及び地震情報の種類

(ア) 緊急地震速報（警報）

- ・ 気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。
- ・ 緊急地震速報（警報）のうち震度6弱以上の揺れが予想される場合は、特別警報に位置付けている。

(イ) 地震情報の種類と内容

種 類	発表基準	内 容
震度速報(備考)	震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報する。
震源に関する情報	震度3以上 （大津波警報、津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。</li> <li>・ 「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。</li> </ul>
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 震度3以上</li> <li>・ 大津波警報、津波警報又は津波注意報発表時</li> <li>・ 若干の海面変動が予想される場合</li> <li>・ 緊急地震速報（警報）を発表した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村の観測した震度を発表する。</li> <li>・ 震度5弱以上と考えられる地点で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表する。</li> </ul>
各地の震度に関する情報	震度1以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。</li> <li>・ 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表する。</li> </ul>
推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表する。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ マグニチュード7.0以上</li> <li>・ 都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合（国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表する。</li> <li>・ 日本や国外への津波の影響についても記述して発表する。</li> </ul>
長周期地震動に関する観測情報	震度3以上	高層ビル内での被害の活性可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）。

種 類	発表基準	内 容
北海道・三陸沖後発地震注意情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>北海道の根室沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域及びその領域に影響を与える外側のエリアでモーメントマグニチュード 7.0 以上の地震が発生した場合</li> <li>想定震源域の外側でモーメントマグニチュード 7.0 以上の地震が発生した場合は、地震のモーメントマグニチュードに基づき想定震源域へ影響を与えるものであると評価された場合</li> </ul>	<p>気象庁において一定精度のモーメントマグニチュードを推定（地震発生後 15 分～2 時間程度）し、情報発表の条件を満たす先発地震であると判断でき次第、内閣府・気象庁合同記者会見が開かれ、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発表される。</p>
その他の情報	<p>顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など</p>	<p>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表する。</p>

備考 震度速報は、盛岡地方気象台からの伝達は行わない。

#### (ウ) 地震活動に関する解説情報等

気象庁は、地震活動の状況等の情報を提供するため、地震活動に関する解説情報等を発表する。

種 類	内 容
地震解説資料 (全国速報版・地域速報版)	<p>津波警報等の発表又は震度 4 以上の地震の観測時等に緊急地震速報、津波警報等並びに地震・津波に関する情報や関連資料を編集した資料。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地震解説資料（全国速報版）上記内容について、全国の状況を取りまとめた資料。</li> <li>地震解説資料（地域速報版）上記内容について、発表基準を満たした都道府県別に取りまとめた資料。</li> </ul>
月間地震活概況及び週間地震概況	<p>月毎及び週毎に発表される地震活動状況等に関する資料。</p>

【資料編】

ク 津波警報等の種類

(ア) 津波警報等の種類と内容

- ・津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下「津波警報等」という。）を発表する。
- ・大津波警報については、津波特別警報に位置付けられる。
- ・津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値により発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震が発生した場合においては、津波警報等発表の時点では精度のよい地震の規模を求めることができないことから、その海域における最大の津波想定等をもとに予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。
- ・予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表した場合においては、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、数値で示した予想される津波の高さを発表する。

種類	発表基準	数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の 場合の発表	想定される被害 と取るべき行動
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	(巨大) 木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	(高い) 標高の高いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は早い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

- 備考
- ・「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。
  - ・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来間に合わない場合がある。
  - ・津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。
  - ・津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。この

## 【資料編】

うち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

【資料編】

(イ) 津波情報の種類と内容

津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

種 類	発 表 内 容	留 意 事 項
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)又は「巨大」や「高い」という言葉で発表	<ul style="list-style-type: none"> <li>津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。</li> <li>津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。</li> </ul>
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。</li> </ul>
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表する。(備考1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>津波による潮位変化(第一波の到達)が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。</li> <li>場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。</li> </ul>
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(備考2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸では更に高くなる。</li> <li>津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分かからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。</li> </ul>
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表する。	

- 備考1
- 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
  - 最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
  - 最大波の観測値の発表は以下のとおり。

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報を発表中	1m超	数値で発表
	1m以下	「観測中」と発表
津波警報を発表中	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報を発表中	(すべての場合)	数値で発表 (津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

- 2
- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。
  - ・最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
  - ・ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
  - ・沖合で観測された津波の最大波の観測値（沿岸から100km程度以内にある沖合の観測点）及び推定値の発表内容は次のとおり

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報を發表中	3m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報を發表中	1m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1m未満	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報を發表中	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

(ウ) 津波予報

種類	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表する。
	0.2メートル未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表する。
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表する。

【資料編】

ケ その他

(消防法に基づくもの)

種 類	通 報 基 準
火災気象通報	気象の状況が火災の予防上危険であると予想され、次の条件に該当する場合 ・最小湿度 40%以下、実効湿度 65%以下で風速 7 m/s 以上が 2 時間以上継続する場合 ・最小湿度 35%以下、実効湿度 60%以下と予想される場合 ・平均風速が 10m/s 以上と予想される場合（降雨、降雪中は通報しないこともある。）
火災警報	火災気象通報が通知され、市の地域の気象状況が火災の発生又は拡大のおそれがあると認められる場合

(水防法に基づくもの)

種 類	内 容
県管理河川 水防警報	洪水によって災害がおこるおそれがある場合において、水防を行う必要がある旨を警告して行うもの
県管理河川 氾濫危険水位情報	河川の水位が氾濫危険水位（洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。）に達したとき、洪水により川が氾濫し避難等が必要となるおそれがあることを発表するもの
県管理河川 避難判断水位情報	河川の水位が避難判断水位（氾濫注意水位を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。）に達したとき、洪水により川が氾濫し避難等が必要となるおそれがあることを発表するもの

備考 県管理河川は、市内では気仙川が該当する。

(水防法及び気象業務法に基づくもの)

一般河川等の水防活動の利用に適合する予報及び警報

種 類	内 容
水防活動用気象注意報	大雨注意報をもって代える。
水防活動用気象警報	大雨特別警報又は大雨警報をもって代える。
水防活動用高潮注意報	高潮注意報をもって代える。
水防活動用高潮警報	高潮特別警報又は高潮警報をもって代える。
水防活動用洪水注意報	洪水注意報をもって代える。
水防活動用洪水警報	洪水警報をもって代える。
水防活動用津波注意報	津波注意報をもって代える。
水防活動用津波警報	大津波警報（津波特別警報）又は津波警報をもって代える。

## 資料2 危険箇所等

## 資料2-1 市内の災害時孤立化想定地域

番号	対象地域（集落）
1	広田地区
2	長部地区
3	雪沢地区
4	馬越地区
5	夏通地区
6	黒森地区
7	上小黒山地区
8	佐野地区
9	金屋敷地区

【資料編】

資料2-2 重要水防箇所別調書

河川名	管理	地区名	左右岸	評価種別	図面番号	重要度 A 区間			重要度 B 区間			要注意区間		対策水防工	
						堤防 A(m)	(他の評価と重複)	工作物 A(箇所)	堤防 B(m)	(他の評価と重複)	工作物 B(箇所)	新堤防・破堤跡・旧河川(m)	工事施工陸開(箇所)		
気仙川	県	廻館橋下流	左	堤防断面	大1				1,420						シート張工
気仙川	県	小嶋部～矢作橋	右	堤防高	大2				180						積土のう工
気仙川	県	出口大橋下流 450m～上流	左	堤防高 無堤	大3	800									積土のう工
気仙川	県	堂の沢～友沼	左	堤防断面	大4				1,050						シート張工
気仙川	県	梅の木～袋沢	右	堤防断面	大5				1,900						シート張工
気仙川	県	梅の木～袋沢	右	水衝洗堀	大6					(1,900)					シート張工
気仙川計						800		0	4,550	(1,900)	0	0	0		
矢作川	県	中島～元屋敷	左	堤防高	大1	870									積土のう工
矢作川	県	元屋敷～打越	左	堤防断面	大2				1,480						シート張工
矢作川	県	元屋敷～打越	左	水衝洗堀	大3					(1,480)					木流し工
矢作川	県	柘内橋上下流	右	堤防高 無堤	大4	300									積土のう工
矢作川	県	金屋敷	右	堤防高 無堤	大5	360									積土のう工
矢作川	県	梅木	右	堤防高 無堤	大6	250									積土のう工

河川名	管理	地区名	左右岸	評価種別	図面番号	重要度 A 区間			重要度 B 区間			要注意区間		対策水防工	
						堤防 A(m)	(他の評価と重複)	工作物 A(箇所)	堤防 B(m)	(他の評価と重複)	工作物 B(箇所)	新堤防・破堤跡・旧河川(m)	工事施工陸閘(箇所)		
矢作川	県	清水	右	堤防高 無堤	大7	350									積土のう工
矢作川	県	二田野	右	堤防高 無堤	大8	300									積土のう工
矢作川	県	三の戸	左	堤防高 無堤	大9	200									積土のう工
矢作川計						2,630		0	1,480	(1,480)	0	0	0		
長部川	県	国道45号～明戸橋	左	堤防高	大3	200									積土のう工
長部川	県	国道45号上流	左	法崩れ・すべり	大4		(50)								
長部川計						200	(50)	0	0	(0)	0	0	0		

【資料編】

資料2-3 海岸保全区域指定状況一覧表

所管別	地区名	海岸延長(m)	指定済延長(m)
水産庁	只出	1,332	1,247
	六ヶ浦	2,309	670
	根岬	2,108	734
	広田	2,350	1,718
	太陽	2,910	374
	両替	663	663
	脇之沢	3,730	1,930
	長部	2,240	994
	要谷	1,303	1,259
国土交通省	田の浜	295	295
	大野	613	613
	石浜	1,615	1,615
	勝木田	730	730
	高田	1,796	1,796
農林水産省	小友	506	506

資料2-4 海岸堤防水門等設置箇所一覧表

No.	水門及び門扉名	設置場所	型式	開放方式	管理操作担当	市管理課	漁港名	備考
1	河川水門 28号	横田町字狩集	スルース	手動	横田分団2部	建設課		
2	河川水門 30号	横田町字久連坪	スルース	手動	横田分団3部	建設課		
3	河川水門 32号	横田町字太田	スルース	手動	横田分団1部	建設課		
4	金浜ひ門	小友町字金浜	フラップ	自動	小友分団1部	建設課		
5	勝木田1号ひ管	米崎町字堂の前	フラップ	自動	米崎分団2部	建設課		
6	勝木田2号ひ管	米崎町字堂の前	フラップ	自動	米崎分団2部	建設課		
7	浜田水門	高田町字下宿	スルース	遠隔操作	高田分団	建設課		
8	大野1号ひ管	広田町字後花貝	フラップ	自動	広田分団2部	建設課		
9	大野2号ひ管	広田町字後花貝	フラップ	自動	広田分団2部	建設課		
10	小友農地海岸樋門 (右岸)	小友町字小友浦	フラップ	手動	小友分団1部	農林課		
11	小友農地海岸樋門 (左岸)	小友町字小友浦	フラップ	手動	小友分団4部	農林課		

【資料編】

資料2-5 土石流危険渓流一覧表

(平成31年2月1日現在)

土石流危険渓流内訳表Ⅰ(危険渓流保全民家5戸以上及び公共施設)

番号	渓流番号	水系名	河川名	渓流名	渓流所在地		渓流概況			保全対象		
					町	字	渓流長(km)	流域面積(k㎡)	流下部平均勾配(度)	人家戸数(戸)	人口(人)	公共施設等
1	A157003	気仙川	気仙川	槻沢川	横田町	槻沢	3.18	5.17(0.55)	9	7	23	公民会館1 消防屯所1
2	A167035	気仙川	矢作川	神明沢	矢作町	元屋敷	0.89	0.33(0.05)	9	2	7	旅館1
3	A168052	気仙川	気仙川	川原川	高田町	西和野	2.59	2.47(0.77)	9	132	420	公民館1 神社1
4	A168053	気仙川	気仙川	和野川	高田町	東和野	2.09	1.37(0.19)	10	10	32	
5	A168058	—	—	和方の沢	高田町	和方	0.61	0.23(0.16)	13	14	45	
6	A168059	—	—	和方の沢(2)	高田町	和方	0.31	0.15(0.08)	13	14	45	
			小計	小計8ヶ所								

土石流危険渓流内訳表Ⅱ(危険渓流保全人家戸数1~4戸)

番号	渓流番号	水系名	河川名	渓流名	渓流所在地		渓流概況			保全対象		
					町	字	渓流長(km)	流域面積(k㎡)	流下部平均勾配(度)	人家戸数(戸)	人口(人)	公共施設等
7	B167112	気仙川	矢作川	元屋敷の沢(2)	矢作町	元屋敷	0.58	0.20(0.03)	9	1	4	
8	B167158	気仙川	気仙川	神崎の沢	気仙町	神崎	0.28	0.08(0.01)	10	3	10	
9	B167159	気仙川	気仙川	荒川の沢	気仙町	荒川	0.32	0.10(0.02)	7	4	13	
10	B168111	気仙川	浜田川	高畑の沢(3)	米崎町	高畑	0.28	0.17(0.08)	12	1	4	
11	B168112	—	小泉川	山苗代の沢	高田町	山苗代	1.00	0.71(0.18)	9	4	13	
			小計	7ヶ所								

土石流危険渓流内訳表Ⅲ(危険渓流準ずる渓流)

番号	渓流 番号	水系名	河川名	渓流名	渓流所在地		渓流概況			保全対象		
					町	字	渓流長 (km)	流域面積 (km <sup>2</sup> )	流下部平均 勾配(度)	人家 戸数(戸)	人口 (人)	公共施設等
12	J167101	気仙川	雪沢川	出口の沢(2)	矢作町	出口	0.29	0.28(0.25)	14			
13	J167102	気仙川	気仙川	徳前北の沢	矢作町	徳前	0.20	0.06(0.06)	19			
14	J167103	気仙川	気仙川	廻館橋北の沢	矢作町	徳前	0.67	0.35(0.18)	10			
15	J167107	気仙川	矢作川	金屋敷の沢	矢作町	金屋敷	0.21	0.05(0.00)	8			
			小計	4ヶ所								

危険渓流	I	小計8ヶ所
危険渓流	II	小計7ヶ所
危険渓流	III	小計4ヶ所
	合計	19ヶ所

【資料編】

資料2-6 地すべり危険箇所一覧表

番号	箇所番号	箇所名	位 置		危険区域面積 (ha)	摘 要
			町	字		
1	101	要 谷	気仙町	双 六	1.8	
2	180	古 谷	気仙町	古 谷	3.5	
	合 計	2ヶ所				

## 資料2-7 山地災害危険地区一覧表

## 山腹崩壊危険地区一覧表

箇所番号	有地別	保安林等	危険地区の危険度の	危険地区100点以上のメッシュ	進治山事業の進捗状況	位置		公共施設等			概要
						町	字	人家戸数	公共施設(道路除く)	道路	
1	民	有	C	1	概成	米崎町	沼田	2			県
2	民	有	C	5	未成	竹駒町	相川	3			鉄
3	民	無	A	4	無	横田町	壺の沢	13			市
4	民	無	C	1	概成	横田町	堂の沢	7			市
5	民	有	C	5	概成	横田町	宝田	1			市
6	民	無	B	4	概成	気仙町	神崎	6			県
7	民	無	C	3	概成	矢作町	片地家	5			市
8	民	有	C	5	無	矢作町	飯森				
9	民	無	B	4	無	矢作町	梅の木	6			県
10	民	有	C	3	無	矢作町	飯森				
11	民	有	C	3	無	矢作町	飯森				
12	民	無	C	3	概成	矢作町	信内				林
13	民	無	C	2	無	矢作町	黒森	4			市
14	民	無	C	3	無	矢作町	的場				林
15	民	無	A	4	概成	矢作町	坂下	18			国
16	民	無	C	1	概成	矢作町	越戸内	3			国
17	民	有	A	6	概成	矢作町	的場	3	1		林
18	民	無	C	1	概成	矢作町	飯森	2			県
19	民	無	C	1	概成	矢作町	的場	2			県
20	民	無	C	1	無	横田町	本宿				林
21	民	無	B	1	未成	小友町	唯出	5			市
22	民	無	C	1	概成	気仙町	上長部				林
23	民	無	B	6	無	矢作町	鍋倉	6			県
24	民	無	B	2	概成	気仙町	愛宕下	5	1		市
25	民	無	C	1	概成	広田町	前花貝	3			市
26	民	無	C	2	概成	横田町	宝田				林
27	民	無	B	1	概成	高田町	下和野	6	1		市
28	民	無	B	1	無	広田町	六ヶ浦		1		市
29	民	無	A	0.6	概成	広田町	六ヶ浦	1	1		市
30	民	無	C	3	概成	矢作町	梅木	2			国
31	民	有	C	1	概成	小友町	矢ノ浦				県
32	民	有	C	0.2	無	小友町	谷地館				市

【資料編】

箇所番号	有地別	保安林等	危険地区の危険度	危険地区100点以上のメッシュ	進治山事業の状況	位置		公共施設等			概要
						町	字	人家戸数	公共施設(道路除く)	道路	
33	民	無	C	2	無	広田町	長船崎				
34	民	有	C	1	概成	横田町	舞出	6		市	
35	民	有	B	0	概成	高田町	寒風	108	2	市	
36	民	有	C	0	概成	気仙町	神崎	4		市	
37	民	有	B	0	概成	高田町	鳴石	10		市	
38	民	無	A	0.19	概成	竹駒町	細根沢	1	1	市	
39	民	無	C	2	概成	矢作町	的場			市	
40	民	無	C	1	概成	矢作町	的場			県	
41	民	無	C	1	一部概成	矢作町	的場			林	
42	民	無	B	1	無	横田町	的場		1	国	
43	民	有	B	1	無	米崎町	佐野	17		市	

地すべり危険地区一覧表

箇所番号	有地別	保安林等	の危険地区	進治山事業の状況	位置		公共施設等			概要
					町	字	人家戸数	公共施設(道路除く)	道路	
1	民	無	C	概成	矢作町	的場	1		県	

崩壊土砂流出危険地区一覧表

箇所番号	有地別	保安林等	の危険地区	進治山事業の状況	位置		公共施設等			概要
					町	字	人家戸数	公共施設(道路除く)	道路	
1	民	有	A	一部概成	横田町	南行	21		県	
2	民	有	B	概成	横田町	槻沢	8		市	
3	民	有	A	概成	横田町	舞出	10		市	
4	民	無	B	無	横田町	宇南沢	9		市	
5	民	有	B	一部概成	横田町	宝田	8		市	
6	民	無	B	概成	横田町	宝田	5		市	
7	民	無	C	無	横田町	宝田	3		市	
8	民	無	A	無	横田町	釘の子	15		市	
9	民	無	A	無	横田町	黄金山	15		市	
10	民	無	B	無	横田町	袋沢	7		市	
11	民	無	A	無	横田町	寺ノ沢	9	1	市	
12	民	無	A	無	横田町	堂の沢	10		市	
13	民	無	B	無	竹駒町	童子	8		市	

箇所番号	有地別	保安林等	の危険地区	進治 抄山 状況 事業	位置		公共施設等			摘要
					町	字	人家 戸数	公共施設 (道路除く)	道路	
14	民	無	A	無	竹駒町	細根沢	10		市	
15	民	無	A	無	竹駒町	仲ノ沢	10		市	
16	民	有	A	概成	竹駒町	下沢	15		市	
17	民	無	B	概成	高田町	西和野	8		市	
18	民	有	B	一部概成	高田町	大隅	8		林	
19	民	無	B	無	高田町	大隅	9		林	
20	民	無	A	概成	高田町	小泉	11		市	
21	民	無	B	無	米崎町	高畑	5		国	
22	民	無	B	無	米崎町	川向	7		国	
23	民	無	A	無	米崎町	和野	20		市	
24	民	無	B	無	米崎町	西風道	8		市	
25	民	無	B	無	小友町	名荷	8		市	
26	民	無	B	無	小友町	名荷	7		市	
27	民	無	B	無	小友町	西坊	9		市	
28	民	無	B	無	小友町	上坊	10		市	
29	民	無	A	無	広田町	沢辺	13		市	
30	民	無	A	無	広田町	矢ノ浦	11		市	
31	民	無	A	無	広田町	獺沢	12		市	
32	民	無	A	無	広田町	大陽	13		市	
33	民	無	A	無	広田町	久保	13		市	
34	民	無	B	無	広田町	根崎	10		市	
35	民	無	B	無	広田町	六ヶ浦	10		市	
36	民	無	B	無	広田町	小屋敷	7		市	
37	民	無	B	無	広田町	袖野	6		市	
38	民	無	A	無	広田町	新田	10		市	
39	民	無	B	無	矢作町	的場	9		県	
40	民	有	B	一部概成	矢作町	的場	5		林	
41	民	有	B	一部概成	矢作町	的場	5		林	
42	民	有	B	一部概成	矢作町	的場	5		林	
43	民	有	B	一部概成	矢作町	的場	5		林	
44	民	無	B	概成	矢作町	三ノ戸	5		市	
45	民	有	C	無	矢作町	二田野	3			
46	民	有	B	一部概成	矢作町	清水	7		市	
47	民	有	C	概成	矢作町	木戸口	3		市	
48	民	無	B	一部概成	矢作町	馬越	8		市	
49	民	無	B	無	矢作町	下小黒山	5		林	

【資料編】

箇所番号	有地別	保安林等	の危険地区	進治 抄山 状況 事業	位 置		公共施設等			摘要
					町	字	人家 戸数	公共施設 (道路除く)	道 路	
50	民	無	B	一部概成	矢作町	上小黒山	5		林	
51	民	無	C	一部概成	矢作町	上小黒山	5		林	
52	民	無	B	一部概成	矢作町	黒 森	5		市	
53	民	有	B	概 成	矢作町	飯 森	5		林	
54	民	有	B	一部概成	矢作町	梅 木	6		林	
55	民	有	A	概 成	矢作町	坂 下	14		県	
56	民	無	C	無	矢作町	坂 下	3		県	
57	民	有	B	概 成	矢作町	雪 沢	10	1	県	
58	民	無	B	無	矢作町	中 平	2		国	
59	民	無	B	無	矢作町	中 平	5		国	
60	民	無	A	無	矢作町	二 又	14	2	国	
61	民	無	B	無	矢作町	湯漬畑	5		国	
62	民	無	A	無	矢作町	打 越	13		国	
63	民	有	A	一部概成	矢作町	金屋敷	11		市	
64	民	無	B	概 成	矢作町	片地家	16		市	
65	民	無	A	無	矢作町	諏 訪	7	1	国	
66	民	無	A	概 成	矢作町	神明前	6	1		
67	民	無	B	無	矢作町	山 谷	5		市	
68	民	無	A	一部概成	気仙町	今 泉	18		市	
69	民	無	A	無	気仙町	今 泉	12	1	市	
70	民	無	B	無	気仙町	二日市	8		国	
71	民	無	B	一部概成	気仙町	上長部	11		市	
72	民	無	B	無	気仙町	双 六	6		国	
73	民	無	B	無	気仙町	要 谷	8		国	
74	民	無	A	無	気仙町	福 伏	16		国	
75	民	無	A	一部概成	米崎町	高 畑	10		林	
76	民	有	C	未 成	気仙町	上長部			市	
77	民	有	A	無	矢作町	二田野	40	1	市	
78	民	無	C	無	矢作町	三の戸			林	
79	民	有	A	概 成	矢作町	生 出	25	2	市	
80	民	有	A	概 成	矢作町	生 出	25	2	市	
81	民	有	A	概 成	矢作町	的 場	25	2	市	
82	民	有	A	概 成	矢作町	的 場	25	2	市	
83	民	有	A	概 成	矢作町	的 場	25	2	市	
84	民	有	B	概 成	矢作町	的 場	25	2	市	
85	民	有	A	概 成	矢作町	舞 出	10		市	

箇所番号	有地別	保安林等	の危険地区	進治 抄山 状況 事業	位置		公共施設等			摘要
					町	字	人家 戸数	公共施設 (道路除く)	道路	
86	民	有	A	概成	矢作町	二田野	2	1	市	
87	民	無	A	一部概成	矢作町	的場	34		県	
88	民	無	A	概成	矢作町	的場	28		県	
89	民	無	B	未成	矢作町	的場	10		県	
90	民	無	A	概成	矢作町	的場	21		県	
91	民	無	A	概成	矢作町	的場	33		県	
92	民	無	A	概成	矢作町	的場	39		県	
93	民	無	A	概成	矢作町	的場	47		県	
94	民	無	A	未成	矢作町	的場	41		県	
95	民	無	A	未成	矢作町	的場	26		県	
96	民	無	A	未成	矢作町	的場	10		県	
97	民	有	B	概成	矢作町	的場	5	1		

【資料編】

資料2-8 土砂災害警戒区域等指定一覧表

(令和7年4月1日現在)

土砂災害警戒区域等指定内訳表（急傾斜地の崩壊）

番号	箇所番号	箇所名	町名	字名	公共施設		人家 (戸)	告示年月日
					数	種類		
1	167A0327	愛宕下	気仙町	垂井ヶ沢	0		23	R4. 3. 29
2	167B1153	愛宕下-2	気仙町	愛宕下	0		2	R4. 3. 29
3	167A1018	荒川	気仙町	荒川	1	公民館	2	H18. 3. 24
4	167A1019	荒川-1	気仙町	荒川	0		6	H18. 3. 24
5	167A1020	町裏	気仙町	町裏	0		7	R4. 3. 29
6	167A1021	町裏-1	気仙町	町裏	2	公民館	14	R4. 3. 29
7	167B1141	神崎	気仙町	神崎	0		4	H18. 3. 24
8	167B1142	神崎-1	気仙町	神崎	0		1	H28. 3. 4
9	167B1143	中井-10	気仙町	中井	0		3	H18. 3. 24
10	167B1148	中井-11	気仙町	中井	0		4	R4. 3. 29
11	167B1149	中井-12	気仙町	中井	0		2	R4. 3. 29
12	167B1144	荒川沢	気仙町	荒川沢	0		2	H18. 3. 24
13	167B1145	荒川沢-1	気仙町	荒川沢	0		3	H18. 3. 24
14	167B1146	中ヶ谷	気仙町	中ヶ谷	0		2	R4. 3. 29
15	167B1147	中ヶ谷-1	気仙町	中ヶ谷	0		2	R4. 3. 29
16	167B1150	内野	気仙町	内野	0		1	R4. 3. 29
17	167B1154	三本松-1	気仙町	三本松	0		1	H31. 4. 9
18	176B1006	三本松-2	気仙町	三本松	0		3	H18. 3. 24
19	176A1001	丑沢	気仙町	丑沢	1	公民館	6	H18. 3. 24
20	176B1011	丑沢-1	気仙町	丑沢	0		4	H18. 3. 24
21	176A1002	田の浜-1	気仙町	田の浜	0		6	R4. 3. 29
22	176A1003	田の浜-2	気仙町	田の浜	0		7	H18. 3. 24
23	176B1009	田の浜-3	気仙町	田の浜	0		2	R4. 3. 29
24	176B1010	田の浜-4	気仙町	田の浜	0		1	H18. 3. 24
25	176A1004	湊-1	気仙町	湊	0		7	H18. 3. 24
26	176B1017	湊-2	気仙町	湊	0		2	H18. 3. 24
27	177B1026	湊-3	気仙町	湊	0		1	H18. 3. 24
28	177B1027	湊-4	気仙町	湊	0		1	H18. 3. 24
29	176A1005	上長部	気仙町	上長部	1	公民館	2	H18. 3. 24
30	176A1006	上長部-1	気仙町	上長部	0		7	H18. 3. 24
31	176B1001	上長部-2	気仙町	上長部	0		1	H18. 3. 24
32	176B1002	上長部-3	気仙町	上長部	0		1	H18. 3. 24
33	176B1003	上長部-4	気仙町	上長部	0		2	H18. 3. 24

土砂災害警戒区域等指定内訳表（急傾斜地の崩壊）

番号	箇所番号	箇所名	町名	字名	公共施設		人家 (戸)	告示年月日
					数	種類		
34	176B1004	上長部-5	気仙町	上長部	0		2	H18.3.24
35	176B1005	上長部-6	気仙町	上長部	0		1	H18.3.24
36	176B1012	上長部-7	気仙町	上長部	0		1	H18.3.24
37	176B1013	上長部-8	気仙町	上長部	0		1	H28.3.4
38	176B1015	上長部-9	気仙町	上長部	0		2	H28.3.4
39	176B1016	上長部-10	気仙町	上長部	0		1	H18.3.24
40	176B1018	上長部-11	気仙町	上長部	0		1	H18.3.24
41	176B1019	上長部-12	気仙町	上長部	0		3	H18.3.24
42	176B1020	上長部-13	気仙町	上長部	0		2	H18.3.24
43	176B1026	上長部-14	気仙町	上長部	0		2	H18.3.24
44	176A1007	牧田	気仙町	牧田	0		1	H18.3.24
45	176A1008	牧田-1	気仙町	牧田	0		30	H18.3.24
46	176B1021	牧田-2	気仙町	牧田	0		1	H18.3.24
47	176B1022	牧田-3	気仙町	牧田	0		4	H18.3.24
48	176B1023	牧田-4	気仙町	牧田	0		3	H18.3.24
49	176B1024	牧田-5	気仙町	牧田	0		1	H18.3.24
50	176B1025	牧田-6	気仙町	牧田	0		3	H18.3.24
51	176E1001	牧田-7	気仙町	牧田	0		1	H18.3.24
52	176B1007	川口-2	気仙町	川口	0		2	H18.3.24
53	176B1014	月山	気仙町	月山	0		1	H18.3.24
54	176B1027	水上	気仙町	水上	0		1	H18.3.24
55	176B1029	水上-1	気仙町	水上	0		1	H18.3.24
56	176B1028	双六	気仙町	双六	0		1	H18.3.24
57	177B1036	双六-2	気仙町	双六	0		1	H18.3.24
58	177B1037	双六-3	気仙町	双六	0		1	H18.3.24
59	177B1038	双六-4	気仙町	双六	0		2	H18.3.24
60	177B1039	双六-5	気仙町	双六	0		1	H18.3.24
61	177B1040	双六-6	気仙町	双六	0		1	H18.3.24
62	177B1041	双六-7	気仙町	双六	0		3	H18.3.24
63	177E1004	双六-8	気仙町	双六	0		3	H18.3.24
64	177A0330	二日市	気仙町	二日市	0		9	H18.3.24
65	177A0333	福伏	気仙町	福伏	0		17	H18.3.24
66	177A1005	福伏-1	気仙町	福伏	1	公民館	3	H18.3.24
67	177A0334	要谷	気仙町	要谷	0		7	H18.3.24
68	177B1042	要谷-1	気仙町	要谷	0		3	H18.3.24
69	177B1043	要谷-2	気仙町	要谷	0		3	H18.3.24

【資料編】

土砂災害警戒区域等指定内訳表（急傾斜地の崩壊）

番号	箇所番号	箇所名	町名	字名	公共施設		人家 (戸)	告示年月日
					数	種類		
70	177B1044	要谷-3	気仙町	要谷	0		2	H18. 3. 24
71	177B1028	古谷	気仙町	古谷	0		4	H18. 3. 24
72	177B1029	古谷-1	気仙町	古谷	0		1	H18. 3. 24
73	177B1030	古谷-2	気仙町	古谷	0		3	H18. 3. 24
74	177B1031	古谷-3	気仙町	古谷	0		1	H18. 3. 24
75	177B1032	古谷-4	気仙町	古谷	0		2	H18. 3. 24
76	177B1033	古谷-5	気仙町	古谷	0		1	H18. 3. 24
77	157A0306	槻沢	横田町	槻沢	0		5	H20. 1. 29
78	166A2001	上小黒山	矢作町	上小黒山	1	公民館、市道、橋梁	3	H20. 1. 29
79	167A0309	神明前	矢作町	神明前	1	小学校	1	H20. 1. 29
80	167A1003	坂下-1	矢作町	坂下	1	公民館、市道、その他道路	2	H20. 1. 29
81	167A1008	片地家	矢作町	片地家	0		5	H20. 1. 29
82	167A1009	神明前-1	矢作町	神明前	1	旅館	1	H20. 1. 29
83	167A1010	館	竹駒町	館	0		7	H20. 1. 29
84	167A1011	館-1	竹駒町	館	1	市道	2	R4. 3. 29
85	167A1012	大畑-1	竹駒町	大畑	0		15	H26. 10. 14
86	167A1013	館-2	竹駒町	館	2	保育園、市道、その他道路	20	H20. 1. 29
87	167A1014	細根沢	竹駒町	細根沢	0		5	H20. 1. 29
88	167A1015	細根沢-1	竹駒町	細根沢	0		5	H20. 1. 29
89	167A1016	滝の里	竹駒町	滝の里	0		5	H20. 1. 29
90	168A1045	長砂-1・長砂	高田町	長砂	1	公民館	10	R4. 3. 29
91	168D0077	下宿	高田町	下宿	0		5	R4. 3. 29
92	167A1017	栃ヶ沢-4	高田町	栃ヶ沢	0		17	R4. 3. 29
93	168A0311	栃ヶ沢(2)	高田町	栃ヶ沢	1	公民館	27	H31. 4. 9
94	168A0313	大石・大石-1	高田町	大石	0		36	R4. 3. 29
95	168A0315	本丸	高田町	本丸	0		18	R4. 3. 29
96	168A1036	鳴石-1	高田町	鳴石	0		13	H21. 1. 30
97	168A1037	栃ヶ沢-5	高田町	栃ヶ沢	0		8	H21. 1. 30
98	168A1038	鳴石-2	高田町	鳴石	0		16	R4. 3. 29
99	168A1039	西和野	高田町	西和野	1		5	H21. 1. 30
100	168A1040	鳴石-3	高田町	鳴石	1	公民館	11	R4. 3. 29
101	168A1042	洞の沢-1	高田町	洞の沢	0		6	R4. 3. 29
102	168A1043	下和野-1	高田町	下和野	0		54	H31. 4. 9

土砂災害警戒区域等指定内訳表（急傾斜地の崩壊）

番号	箇所番号	箇所名	町名	字名	公共施設		人家 (戸)	告示年月日
					数	種類		
103	167A0308	板橋山	矢作町	鍋谷	0		6	H21. 1. 30
104	167A1002	木戸口	矢作町	木戸口	1	公民館	4	H21. 1. 30
105	167A1004	二又-1	矢作町	二又	0		18	H21. 1. 30
106	167A1005	二又-2	矢作町	二又	0		6	H21. 1. 30
107	167A1006	袖野	矢作町	袖野	1	公民館	3	H21. 1. 30
108	167A1007	山崎	矢作町	山崎	0		5	H21. 1. 30
109	167D0075	二田野	矢作町	二田野	1	博物館	1	H21. 1. 30
110	167D0076	二又	矢作町	愛宕下	0		1	H21. 1. 30
111	167D1001	馬越-3	矢作町	馬越	1	公民館	1	H21. 1. 30
112	168A1046	野沢	米崎町	野沢	1	自治会館	3	H21. 1. 30
113	168A1047	沼田-1	米崎町	沼田	0		8	H21. 1. 30
114	168D1005	鳴石-4	高田町	鳴石	1	配水池	2	H21. 1. 30
115	168D1006	地竹沢-1	米崎町	地竹沢	0		24	H21. 1. 30
116	176D1001	上長部-15	気仙町	上長部	0		5	H21. 1. 30
117	177A1004	沢辺	小友町	沢辺	1	部落会館	3	H21. 1. 30
118	177A1006	後花貝	広田町	後花貝	1	公民館	2	H21. 1. 30
119	177A1007	大久保	広田町	大久保	0		6	H21. 1. 30
120	177A1009	泊-3	広田町	泊	0		5	H21. 1. 30
121	177D0079	柳沢	小友町	柳沢	1	小学校	1	H21. 1. 30
122	177D0080	下新田	小友町	上新田	0		6	H21. 1. 30
123	177D1003	中沢-4	広田町	中沢	0		5	H21. 1. 30
124	157B1122	的場	矢作町	的場	0		1	H22. 2. 19
125	157B1123	的場-1	矢作町	的場	0		1	H22. 2. 19
126	166B2001	坂下	矢作町	坂下	0		2	H22. 2. 19
127	166B2002	上小黒山-1	矢作町	上小黒山	0		1	H22. 2. 19
128	166B2003	上小黒山-2	矢作町	上小黒山	0		1	H22. 2. 19
129	166B2004	上小黒山-3	矢作町	上小黒山	0		1	H22. 2. 19
130	167A1001	清水川	矢作町	清水川	1	陸前高田市 交流促進 センター	1	H22. 2. 19
131	167B1001	清水川-1	矢作町	清水川	0		1	H22. 2. 19
132	167B1002	清水川-2	矢作町	清水川	0		1	H22. 2. 19
133	167B1003	清水川-3	矢作町	清水川	0		1	H22. 2. 19
134	167B1004	清水川-4	矢作町	清水川	0		3	H22. 2. 19
135	167B1005	清水川-5	矢作町	清水川	0		1	H22. 2. 19
136	167B1094	坂下-2	矢作町	坂下	0		1	H22. 2. 19
137	167B1095	坂下-3	矢作町	坂下	0		2	H22. 2. 19

【資料編】

土砂災害警戒区域等指定内訳表（急傾斜地の崩壊）

番号	箇所番号	箇所名	町名	字名	公共施設		人家 (戸)	告示年月日
					数	種類		
138	167B1096	坂下-4	矢作町	坂下	0		1	H22. 2. 19
139	167B1097	坂下-5	矢作町	坂下	0		1	H22. 2. 19
140	167B1098	坂下-6	矢作町	坂下	0		1	H22. 2. 19
141	167B1099	坂下-7	矢作町	坂下	0		1	H22. 2. 19
142	167B1100	坂下-8	矢作町	坂下	0		1	H22. 2. 19
143	167B1101	坂下-9	矢作町	坂下	0		1	H22. 2. 19
144	167B1102	坂下-10	矢作町	坂下	0		1	H22. 2. 19
145	167E1003	坂下-11	矢作町	坂下	0		1	H22. 2. 19
146	168B1114	地竹沢	米崎町	地竹沢	0		1	H22. 2. 19
147	177A1008	大久保-1	広田町	大久保	1	公民館	3	H22. 2. 19
148	177B1056	沢辺-1	小友町	沢辺	0		3	H22. 2. 19
149	167B1069	館-4	竹駒町	館	0		4	H24. 4. 6
150	167B1070	館-5	竹駒町	館	0		1	H24. 4. 6
151	167B1074	細根沢-2	竹駒町	細根沢	0		3	H24. 4. 6
152	167B1075	細根沢-3	竹駒町	細根沢	0		4	H24. 4. 6
153	167B1076	館-7	竹駒町	館	0		3	H24. 4. 6
154	167B1077	館-8	竹駒町	館	0		1	H24. 4. 6
155	167B1078	細根沢-4	竹駒町	細根沢	0		1	H29. 7. 28
156	167B1079	細根沢-5	竹駒町	細根沢	0		1	H24. 4. 6
157	167B1083	細根沢-6	竹駒町	細根沢	0		3	H24. 4. 6
158	167B1086	細根沢-7	竹駒町	細根沢	0		1	H24. 4. 6
159	168A0314	鳴石	高田町	鳴石	0		16	R4. 3. 29
160	168A0318	下和野	高田町	下和野	2		3	R4. 3. 29
161	168A0319	寒風	高田町	寒風	0		24	H31. 4. 9
162	168A1044	寒風-2	高田町	寒風	0		22	H31. 4. 9
163	167B1045	三日市	横田町	三日市	0		1	H27. 9. 18
164	167B1046	三日市-1	横田町	三日市	0		1	H27. 9. 18
165	167B1047	三日市-2	横田町	三日市	0		1	H27. 9. 18
166	167B1048	三日市-3	横田町	三日市	0		1	H27. 9. 18
167	167B1052	三日市-5	横田町	三日市	0		1	H27. 9. 18
168	167B1043	銭洞-2	横田町	銭洞	0		1	H27. 9. 18
169	167B1044	銭洞-3	横田町	銭洞	0		3	H27. 9. 18
170	167B1035	袋沢	横田町	袋沢	0		1	H27. 9. 18
171	167B1036	袋沢-1	横田町	袋沢	0		1	H27. 9. 18
172	167B1037	袋沢-2	横田町	袋沢	0		2	H27. 9. 18
173	167B1038	袋沢-3	横田町	袋沢	0		1	H27. 9. 18

土砂災害警戒区域等指定内訳表（急傾斜地の崩壊）

番号	箇所番号	箇所名	町名	字名	公共施設		人家 (戸)	告示年月日
					数	種類		
174	167E1001	袋沢-4	横田町	袋沢	0		1	H27.9.18
175	167B1050	友沼	横田町	友沼	0		1	H27.9.18
176	168B1112	荒沢	高田町	荒沢	0		1	H27.9.18
177	167B1055	下壺	竹駒町	下壺	0		1	H27.9.18
178	167B1056	下壺-1	竹駒町	下壺	0		1	H27.9.18
179	167B1066	下壺-3	竹駒町	下壺	0		1	H27.9.18
180	167B1068	下壺-4	竹駒町	下壺	0		1	H27.9.18
181	167B1067	館-3	竹駒町	館	0		1	H27.9.18
182	167E1002	館-9	竹駒町	館	0		2	H27.9.18
183	167B1072	仲の沢-6	竹駒町	仲の沢	0		1	H27.9.18
184	167B1071	仲の沢	竹駒町	仲の沢	0		1	H27.9.18
185	167B1064	北平	竹駒町	北平	0		1	H27.9.18
186	168B1115	糠塚沢	米崎町	糠塚沢	0		1	H27.9.18
187	168B1123	高畑	米崎町	高畑	0		1	H27.9.18
188	168E1009	松峰	米崎町	松峰	0		3	H27.9.18
189	168B1130	神田	米崎町	神田	0		1	H27.9.18
190	168B1124	川向-8	米崎町	川向	0		1	H27.9.18
191	168B1127	道の上	米崎町	道の上	0		1	H27.9.18
192	168E1011	道の上-1	米崎町	道の上	0		2	H27.9.18
193	168B1125	樋の口	米崎町	樋の口	0		1	H27.9.18
194	168B1126	樋の口-1	米崎町	樋の口	0		1	H27.9.18
195	168F1007	樋の口-2	米崎町	樋の口	0		0	H27.9.18
196	168B1113	荒沢-1	高田町	荒沢	0		1	H27.9.18
197	168B1116	野沢-2	米崎町	野沢	0		2	H27.9.18
198	168B1118	野沢-3	米崎町	野沢	0		1	H27.9.18
199	167B1053	堂の沢	横田町	堂の沢	0		1	H27.9.18
200	167B1054	堂の沢-1	横田町	堂の沢	0		3	H27.9.18
201	168B1119	佐野-1	米崎町	佐野	0		1	H27.9.18
202	168B1120	佐野-2	米崎町	佐野	0		3	H27.9.18
203	168B1122	佐野-4	米崎町	佐野	0		1	H27.9.18
204	210N0123	本宿	横田町	本宿	0		0	H27.9.18
205	210N0124	本宿-1	横田町	本宿	0		0	H27.9.18
206	210N0125	本宿-2	横田町	本宿	0		0	H27.9.18
207	210N0126	本宿-3	横田町	本宿	0		0	H27.9.18
208	210N0127	本宿-4	横田町	本宿	0		0	H27.9.18
209	210N0128	本宿-5	横田町	本宿	0		0	H27.9.18

【資料編】

土砂災害警戒区域等指定内訳表（急傾斜地の崩壊）

番号	箇所番号	箇所名	町名	字名	公共施設		人家 (戸)	告示年月日
					数	種類		
210	210N0130	堂の沢-2	横田町	堂の沢	0		0	H27. 9. 18
211	210N0131	堂の沢-3	横田町	堂の沢	0		0	H27. 9. 18
212	210N0132	堂の沢-4	横田町	堂の沢	0		0	H27. 9. 18
213	210N0133	堂の沢-5	横田町	堂の沢	0		0	H27. 9. 18
214	210N0135	堂の沢-7	横田町	堂の沢	0		0	H27. 9. 18
215	210N0136	堂の沢-8	横田町	堂の沢	0		0	H27. 9. 18
216	210N0137	堂の沢-9	横田町	堂の沢	0		0	H27. 9. 18
217	210N0138	堂の沢-10	横田町	堂の沢	0		0	H27. 9. 18
218	210N0139	太田	横田町	太田	0		0	H27. 9. 18
219	210N0140	下壺-6	竹駒町	下壺	0		0	H27. 9. 18
220	210N0141	上壺-1	竹駒町	上壺	0		0	H27. 9. 18
221	210N0142	上壺-2	竹駒町	上壺	0		0	H27. 9. 18
222	210N0143	上壺-3	竹駒町	上壺	0		0	H27. 9. 18
223	210N0144	上壺-4	竹駒町	上壺	0		0	H27. 9. 18
224	210N0145	上壺-5	竹駒町	上壺	0		0	H27. 9. 18
225	210N0148	上壺-8	竹駒町	上壺	0		0	H27. 9. 18
226	210N0149	上壺-9	竹駒町	上壺	0		0	H27. 9. 18
227	210N0150	上壺-10	竹駒町	上壺	0		0	H27. 9. 18
228	210N0153	赤畑-8	竹駒町	赤畑	0		0	H27. 9. 18
229	210N0157	細根沢-12	竹駒町	細根沢	0		0	H27. 9. 18
230	210N0175	地竹沢-4	米崎町	地竹沢	0		0	H27. 9. 18
231	210N0176	地竹沢-5	米崎町	地竹沢	0		0	H27. 9. 18
232	210N0177	地竹沢-6	米崎町	地竹沢	0		0	H27. 9. 18
233	210N0182	野沢-7	米崎町	野沢	0		0	H27. 9. 18
234	210N0184	野沢-9	米崎町	佐野	0		0	H27. 9. 18
235	210N0185	野沢-10	米崎町	野沢	0		0	H27. 9. 18
236	210N0186	佐野-5	米崎町	佐野	0		0	H27. 9. 18
237	167D1002	諏訪-2	矢作町	諏訪	1		12	H28. 1. 12
238	167B1073	館-6	竹駒町	館	0		2	H28. 1. 12
239	167B1089	滝の里-4	竹駒町	滝の里	0		1	H28. 1. 12
240	167C1004	細根沢-9	竹駒町	細根沢	0		0	H28. 1. 12
241	168B1121	佐野-3	米崎町	佐野	0		1	H28. 3. 4
242	177B1103	蒲田-2	広田町	蒲田	0		2	H28. 3. 4
243	167B1006	三の戸	矢作町	三の戸	0		1	H29. 7. 7
244	167B1007	三の戸-1	矢作町	三の戸	0		1	H29. 7. 7
245	167B1008	二田野-1	矢作町	二田野	0		1	H29. 7. 7

土砂災害警戒区域等指定内訳表（急傾斜地の崩壊）

番号	箇所番号	箇所名	町名	字名	公共施設		人家 (戸)	告示年月日
					数	種類		
246	167B1009	二田野-2	矢作町	二田野	0		1	H29. 7. 7
247	167B1010	二田野-3	矢作町	二田野	0		2	H29. 7. 7
248	167B1011	二田野-4	矢作町	二田野	0		1	H29. 7. 7
249	167B1012	根岸	矢作町	根岸	0		1	H29. 7. 7
250	167B1013	根岸-1	矢作町	根岸	0		1	H29. 7. 7
251	167B1014	根岸-2	矢作町	根岸	0		1	H29. 7. 7
252	167B1015	木戸口-1	矢作町	木戸口	0		1	H29. 7. 7
253	167B1016	木戸口-2	矢作町	木戸口	0		1	H29. 7. 7
254	167B1017	木戸口-3	矢作町	木戸口	0		1	H29. 7. 7
255	167B1018	木戸口-4	矢作町	木戸口	0		2	H29. 7. 7
256	167B1019	木戸口-5	矢作町	木戸口	0		2	H29. 7. 7
257	167B1020	二又-3	矢作町	馬越	0		1	H29. 7. 7
258	167B1024	二又-4	矢作町	二又	0		1	H29. 7. 7
259	167B1090	二又-5	矢作町	二又	0		1	H29. 7. 7
260	167B1021	馬越	矢作町	馬越	0		1	H29. 7. 7
261	167B1022	馬越-1	矢作町	馬越	0		1	H29. 7. 7
262	167B1023	馬越-2	矢作町	馬越	0		2	H29. 7. 7
263	167B1091	中平	矢作町	中平	0		1	H29. 7. 7
264	167B1092	中平-1	矢作町	中平	0		1	H29. 7. 7
265	167B1093	中平-2	矢作町	中平	0		1	H29. 7. 7
266	167B1103	信内	矢作町	信内	0		1	H29. 7. 7
267	167B1104	信内-1	矢作町	信内	0		1	H29. 7. 7
268	167B1107	信内-2	矢作町	信内	0		3	H29. 7. 7
269	167B1108	信内-3	矢作町	信内	0		1	H29. 7. 7
270	167B1109	信内-4	矢作町	信内	0		2	H29. 7. 7
271	167B1110	信内-5	矢作町	信内	0		1	H29. 7. 7
272	167B1105	袖野-4	矢作町	袖野	0		1	H29. 7. 7
273	167B1106	山崎-1	矢作町	山崎	0		1	H29. 7. 7
274	167B1111	梅木	矢作町	梅木	0		1	H29. 7. 7
275	167B1116	梅木-1	矢作町	梅木	0		1	H29. 7. 7
276	167B1117	梅木-2	矢作町	梅木	0		1	H29. 7. 7
277	167B1118	梅木-3	矢作町	梅木	0		4	H29. 7. 7
278	167B1119	梅木-4	矢作町	梅木	0		1	H29. 7. 7
279	167B1120	梅木-5	矢作町	梅木	0		1	H29. 7. 7
280	167B1112	飯森	矢作町	飯森	0		1	H29. 7. 7
281	167B1113	飯森-1	矢作町	飯森	0		1	H29. 7. 7

## 【資料編】

土砂災害警戒区域等指定内訳表（急傾斜地の崩壊）

番号	箇所番号	箇所名	町名	字名	公共施設		人家 (戸)	告示年月日
					数	種類		
282	167B1114	飯森-2	矢作町	飯森	0		1	H29. 7. 7
283	167B1115	飯森-3	矢作町	飯森	0		1	H29. 7. 7
284	167B1121	耳切	矢作町	耳切	0		2	H29. 7. 7
285	167B1122	耳切-1	矢作町	耳切	0		1	H29. 7. 7
286	167B1123	耳切-2	矢作町	耳切	0		1	H29. 7. 7
287	168B1140	茗荷-1	小友町	茗荷	0		2	H29. 7. 7
288	168B1141	金浜-1	小友町	金浜	0		1	H29. 7. 7
289	168B1142	金浜-2	小友町	金浜	0		2	H29. 7. 7
290	168E1012	金浜-3	小友町	金浜	0		1	H29. 7. 7
291	168E1013	金浜-4	小友町	金浜	0		1	H29. 7. 7
292	168E1014	金浜-5	小友町	金浜	0		1	H29. 7. 7
293	177A0321	両替	小友町	両替	0		8	H29. 7. 7
294	168E1015	両替-1	小友町	両替	0		2	H29. 7. 7
295	177B1001	中西	小友町	中西	0		1	H29. 7. 7
296	177B1002	中西-1	小友町	鳥越	0		1	H29. 7. 7
297	177B1045	獺沢	小友町	矢の浦	0		1	H29. 7. 7
298	177B1046	獺沢-1	小友町	矢の浦	0		1	H29. 7. 7
299	177B1047	獺沢-2	小友町	矢の浦	0		1	H29. 7. 7
300	177B1048	獺沢-3	小友町	獺沢	0		1	H29. 7. 7
301	177E1005	獺沢-4	小友町	獺沢	0		1	H29. 7. 7
302	177B1055	茂里花	小友町	茂里花	0		1	H29. 7. 7
303	177B1057	茂里花-1	小友町	茂里花	0		2	H29. 7. 7
304	177B1058	茂里花-2	小友町	腰廻	0		1	H29. 7. 7
305	177B1059	腰廻	小友町	腰廻	0		1	H29. 7. 7
306	177B1060	腰廻-1	小友町	腰廻	0		2	H29. 7. 7
307	177B1061	菖蒲	小友町	腰廻	0		1	H29. 7. 7
308	177B1062	谷地館	小友町	谷地館	0		1	H29. 7. 7
309	177B1063	小ヶ口	小友町	小ヶ口前	0		1	H29. 7. 7
310	177E1010	小ヶ口-1	小友町	小ヶ口	0		1	H29. 7. 7
311	210N0294	沢辺-2	小友町	沢辺	0		1	H30. 1. 23
312	157B1111	橋の上	横田町	橋の上	0		1	H30. 10. 12
313	157B1112	槻沢—1	横田町	槻沢	0		2	H30. 10. 12
314	157B1113	槻沢—2	横田町	槻沢	0		1	H30. 10. 12
315	157B1114	槻沢—3	横田町	槻沢	0		2	H30. 10. 12
316	157B1115	舞出	横田町	舞出	0		1	H30. 10. 12
317	157B1116	舞出—1	横田町	舞出	0		1	H30. 10. 12

土砂災害警戒区域等指定内訳表（急傾斜地の崩壊）

番号	箇所番号	箇所名	町名	字名	公共施設		人家 (戸)	告示年月日
					数	種類		
318	157B1117	舞出一2	横田町	舞出	0		1	H30. 10. 12
319	157B1118	舞出一3	横田町	舞出	0		2	H30. 10. 12
320	157B1119	舞出一4	横田町	舞出	0		1	H30. 10. 12
321	157B1120	舞出一5	横田町	舞出	0		1	H30. 10. 12
322	157B1121	舞出一6	横田町	舞出	0		1	H30. 10. 12
323	167B1025	宇南沢	横田町	宇南沢	0		1	H30. 10. 12
324	167B1026	宇南沢一1	横田町	宇南沢	0		1	H30. 10. 12
325	167B1027	宇南沢一2	横田町	宇南沢	0		1	H30. 10. 12
326	167B1028	志田実	横田町	志田実	0		1	H30. 10. 12
327	167B1029	志田実一1	横田町	志田実	0		3	H30. 10. 12
328	167B1030	志田実一2	横田町	志田実	0		2	H30. 10. 12
329	167B1031	釘の子	横田町	釘の子	0		1	H30. 10. 12
330	167B1032	釘の子一1	横田町	釘の子	0		1	H30. 10. 12
331	167B1033	黄金山	横田町	黄金山	0		1	H30. 10. 12
332	167B1034	黄金山一1	横田町	黄金山	0		2	H30. 10. 12
333	167B1039	銭洞	横田町	銭洞	0		2	H30. 10. 12
334	167B1040	狩集	横田町	狩集	0		2	H30. 10. 12
335	167B1041	銭洞一1	横田町	銭洞	0		2	H30. 10. 12
336	167B1042	狩集一1	横田町	狩集	0		1	H30. 10. 12
337	167A0310	大畑	竹駒町	大畑	0		9	R1. 11. 29
338	167B1057	出口	矢作町	出口	0		2	R1. 11. 29
339	167B1058	出口一1	矢作町	出口	0		1	R1. 11. 29
340	167B1059	出口一2	矢作町	出口	0		2	R1. 11. 29
341	167B1060	雪沢	矢作町	雪沢	0		2	R1. 11. 29
342	167B1061	雪沢一1	矢作町	雪沢	1	公民館	5	R1. 11. 29
343	167B1062	雪沢一2	矢作町	雪沢	0		8	R1. 11. 29
344	167B1063	雪沢一3	矢作町	雪沢	0		1	R1. 11. 29
345	167B1080	仲の沢一1	竹駒町	仲の沢	0		1	R1. 11. 29
346	167B1081	仲の沢一2	竹駒町	仲の沢	0		2	R1. 11. 29
347	167B1082	仲の沢一3	竹駒町	仲の沢	0		2	R1. 11. 29
348	167B1084	仲の沢一4	竹駒町	仲の沢	0		1	R1. 11. 29
349	167B1085	仲の沢一5	竹駒町	仲の沢	0		1	R1. 11. 29
350	167B1087	滝の里一2	竹駒町	滝の里	0		1	R1. 11. 29
351	167B1088	滝の里一3	竹駒町	滝の里	0		1	R1. 11. 29
352	167B1124	湯漬畑	矢作町	湯漬畑	0		2	R1. 11. 29
353	167B1125	湯漬畑一1	矢作町	湯漬畑	0		2	R1. 11. 29
354	167B1126	金屋敷	矢作町	金屋敷	0		2	R1. 11. 29

## 【資料編】

土砂災害警戒区域等指定内訳表（急傾斜地の崩壊）

番号	箇所番号	箇所名	町名	字名	公共施設		人家 (戸)	告示年月日
					数	種類		
355	167B1127	金屋敷一1	矢作町	金屋敷	0		2	R1. 11. 29
356	167B1128	片地家一1	矢作町	片地家	0		9	R1. 11. 29
357	167B1129	諏訪	矢作町	諏訪	0		2	R1. 11. 29
358	167B1130	諏訪一1	矢作町	諏訪	0		0	R1. 11. 29
359	167B1131	神明前一2	矢作町	神明前	0		4	R1. 11. 29
360	167B1132	神明前一3	矢作町	寺前	0		1	R1. 11. 29
361	167B1134	外道尻	矢作町	外道尻	0		1	R1. 11. 29
362	167B1135	徳前	矢作町	徳前	0		1	R1. 11. 29
363	167B1137	小嶋部	矢作町	小嶋部	0		1	R1. 11. 29
364	167B1138	小嶋部一1	矢作町	小嶋部	0		1	R1. 11. 29
365	167B1139	小嶋部一2	矢作町	小嶋部	0		1	R1. 11. 29
366	167C1001	館一13	竹駒町	館	0		0	R1. 11. 29
367	167C1003	細根沢一8	竹駒町	細根沢	0		0	R1. 11. 29
368	167C1008	十日市場一1	竹駒町	相川	0		0	R1. 11. 29
369	167F1001	館一14	竹駒町	館	0		3	R1. 11. 29
370	167B1065	下壺一2	竹駒町	下壺	0		0	R1. 11. 29
371	167B1136	越戸内	矢作町	越戸内	0		1	R1. 11. 29
372	167B1140	大嶋部	矢作町	大嶋部	0		2	R1. 11. 29
373	167C1002	赤畑一7	竹駒町	赤畑	0		1	R1. 11. 29
374	167C1007	十日市場	竹駒町	十日市場	0		3	R1. 11. 29
375	168C1015	相川一2	竹駒町	相川	0		0	R1. 11. 29
376	168A1048	沼田	米崎町	沼田	0		0	R3. 3. 23
377	168B1117	西之沢	米崎町	西の沢	0		0	R3. 3. 23
378	168B1131	脇の沢	米崎町	脇の沢	0		2	R3. 3. 23
379	168B1132	沼田一2	米崎町	脇の沢	0		0	R3. 3. 23
380	168B1133	沼田一3	米崎町	沼田	0		0	R3. 3. 23
381	168B1134	川西	米崎町	川西	0		0	R3. 3. 23
382	168B1135	川西一1	米崎町	川西	0		0	R3. 3. 23
383	168B1136	和方	米崎町	和方	0		4	R3. 3. 23
384	168B1137	和方一1	米崎町	和方	0		1	R3. 3. 23
385	168B1138	和方一2	米崎町	和方	0		4	R3. 3. 23
386	168C1020	野沢一4	米崎町	野沢	0		0	R3. 3. 23
387	168C1021	脇の沢一1	米崎町	脇の沢	0		3	R3. 3. 23
388	168E1010	川西一2	米崎町	脇の沢	0		1	R3. 3. 23
389	177A0322	泊	広田町	泊	0		4	R3. 3. 23
390	177A0324	天王前	広田町	天王前	0		12	R3. 3. 23
391	177A0783	泊(2)	広田町	中沢	0		1	R4. 3. 29

土砂災害警戒区域等指定内訳表（急傾斜地の崩壊）

番号	箇所番号	箇所名	町名	字名	公共施設		人家 (戸)	告示年月日
					数	種類		
392	177B1049	長船崎	広田町	長船崎	0		1	R3. 3. 23
393	177B1050	長船崎一1	広田町	長船崎	0		1	R3. 3. 23
394	177B1051	大陽	広田町	大陽	0		3	R3. 3. 23
395	177B1052	大陽里	広田町	大陽里	0		5	R3. 3. 23
396	177B1053	大陽一1	広田町	大陽	0		2	R3. 3. 23
397	177B1064	小長洞	広田町	長洞	0		2	R3. 3. 23
398	177B1065	小長洞一1	広田町	小長洞	0		0	R3. 3. 23
399	177B1066	小長洞一2	広田町	小長洞	0		1	R3. 3. 23
400	177B1067	小長洞一3	広田町	小長洞	0		1	R3. 3. 23
401	177B1069	袖野一1	広田町	袖野	0		4	R3. 3. 23
402	177B1070	袖野一2	広田町	袖野	0		2	R3. 3. 23
403	177B1071	袖野一3	広田町	袖野	0		3	R3. 3. 23
404	177B1072	小屋敷	広田町	小屋敷	0		7	R3. 3. 23
405	177B1073	小屋敷一1	広田町	小屋敷	0		1	R3. 3. 23
406	177B1074	前花貝	広田町	前花貝	0		2	R3. 3. 23
407	177B1075	前花貝一1	広田町	前花貝	0		0	R3. 3. 23
408	177B1076	前花貝一2	広田町	前花貝	0		1	R3. 3. 23
409	177B1077	前花貝一3	広田町	前花貝	1	病院	7	R3. 3. 23
410	177B1078	泊一6	広田町	泊	0		4	R3. 3. 23
411	177B1079	中沢一1	広田町	中沢	0		2	R3. 3. 23
412	177B1080	中沢一2	広田町	久保	0		2	R3. 3. 23
413	177B1081	久保	広田町	久保	0		4	R3. 3. 23
414	177B1082	久保一1	広田町	久保	0		1	R3. 3. 23
415	177B1083	中沢一3	広田町	久保	0		2	R3. 3. 23
416	177B1084	久保一2	広田町	久保	0		3	R3. 3. 23
417	177B1085	久保一3	広田町	久保	0		3	R3. 3. 23
418	177B1086	久保一4	広田町	久保	0		1	R3. 3. 23
419	177B1087	久保一5	広田町	久保	0		1	R3. 3. 23
420	177B1088	羽根穴	広田町	天王前	0		1	R3. 3. 23
421	177B1089	羽根穴一1	広田町	天王前	0		1	R3. 3. 23
422	177B1091	羽根穴一3	広田町	羽根穴	0		1	R3. 3. 23
423	177B1093	六ヶ浦	広田町	平畑	0		3	R3. 3. 23
424	177B1094	六ヶ浦一1	広田町	六ヶ浦	0		1	R3. 3. 23
425	177B1095	六ヶ浦一2	広田町	六ヶ浦	0		3	R3. 3. 23
426	177B1096	六ヶ浦一3	広田町	六ヶ浦	0		0	R3. 3. 23
427	177B1097	六ヶ浦一4	広田町	六ヶ浦	0		4	R3. 3. 23
428	177B1098	六ヶ浦一5	広田町	六ヶ浦	0		4	R3. 3. 23

【資料編】

土砂災害警戒区域等指定内訳表（急傾斜地の崩壊）

番号	箇所番号	箇所名	町名	字名	公共施設		人家 (戸)	告示年月日
					数	種類		
429	177B1099	六ヶ浦—6	広田町	六ヶ浦	0		1	R3. 3. 23
430	177B1100	蒲田	広田町	平畑	0		1	R3. 3. 23
431	177B1101	山田	広田町	山田	1	公民館	0	R3. 3. 23
432	177B1102	蒲田—1	広田町	平畑	0		7	R3. 3. 23
433	177B1104	蒲田—3	広田町	蒲田	0		1	R3. 3. 23
434	177B1105	黒崎	広田町	黒崎	1	公民館	3	R3. 3. 23
435	177B1107	岩倉	広田町	岩倉	0		2	R3. 3. 23
436	177B1108	岩倉—1	広田町	岩倉	0		3	R3. 3. 23
437	177B1109	赤坂角地	広田町	赤坂角地	0		2	R3. 3. 23
438	177B1110	根岬	広田町	根岬	0		0	R3. 3. 23
439	177B1111	根岬—1	広田町	根岬	0		3	R3. 3. 23
440	177E1006	大陽—2	広田町	大陽	0		1	R3. 3. 23
441	177E1007	大陽—3	広田町	大陽	0		1	R3. 3. 23
442	177E1008	大陽—4	広田町	大陽	0		2	R3. 3. 23
443	177E1009	越田—1	広田町	後花貝	0		2	R3. 3. 23
444	177E1011	赤坂角地—1	広田町	赤坂角地	0		2	R3. 3. 23
445	167A0325	今泉(1)	気仙町	内野	0		9	R4. 3. 11
446	167A0326	今泉(2)	気仙町	内野	0		4	R4. 3. 11
447	167A0328	三本松	気仙町	三本松	0		0	R4. 3. 11
448	167A0784	垂井ヶ沢	気仙町	愛宕下	0		1	R4. 3. 11
449	167B1049	三日市-4	横田町	三日市	0		0	R4. 3. 11
450	168A0316	洞の沢	高田町	洞の沢	0		5	R4. 3. 11
451	168A0317	大町	高田町	本丸	0		0	R4. 3. 11
452	168B1106	栃ヶ沢-6	高田町	栃ヶ沢	0		10	R4. 3. 11
453	168B1107	栃ヶ沢-7	高田町	栃ヶ沢	0		0	R4. 3. 11
454	168B1108	鳴石-6	高田町	鳴石	0		0	R4. 3. 11
455	168B1109	西和野-1	高田町	西和野	0		1	R4. 3. 11
456	168B1111	洞の沢-3	高田町	洞の沢	0		6	R4. 3. 11
457	168B1128	長砂-2	高田町	長砂	0		0	R4. 3. 11
458	168B1129	下宿-1	高田町	中田	0		1	R4. 3. 11
459	168C1017	鳴石-8	高田町	鳴石	0		0	R4. 3. 11
460	168F1006	大石-2	高田町	大石	0		0	R4. 3. 11
461	176A0332	湊	気仙町	湊	0		1	R4. 3. 11
462	176C1001	湊-5	気仙町	湊	0		0	R4. 3. 11
463	176C1002	牧田-8	気仙町	牧田	0		0	R4. 3. 11
464	177B1034	古谷-6	気仙町	古谷	0		4	R4. 3. 11
465	177C1002	二日市-1	気仙町	川口	0		0	R4. 3. 11

土砂災害警戒区域等指定内訳表（急傾斜地の崩壊）

番号	箇所番号	箇所名	町名	字名	公共施設		人家 (戸)	告示年月日
					数	種類		
466	177C1003	二日市-2	気仙町	二日市	0		5	R4. 3. 11
467	177C1004	湊-7	気仙町	古谷	0		0	R4. 3. 11
468	210N0035	丑沢-4	気仙町	丑沢	0		0	R4. 3. 11
469	210N0037	川口-5	気仙町	川口	0		0	R4. 3. 11
470	210N0038	川口-6	気仙町	川口	0		0	R4. 3. 11
471	210N0043	愛宕下-3	気仙町	愛宕下	0		0	R4. 3. 11
472	210N0046	中ヶ谷-2	気仙町	中ヶ谷	0		0	R4. 3. 11
473	210N0047	内野-2	気仙町	内野	0		0	R4. 3. 11
474	210N0049	中ヶ谷-4	気仙町	町裏	0		1	R4. 3. 11
475	210N0161	栃の沢	高田町	栃ヶ沢	0		0	R4. 3. 11
476	210N0162	鳴石-9	高田町	鳴石	0		5	R4. 3. 11
477	210N0165	本丸-1	高田町	本丸	0		1	R4. 3. 11
478	210N0166	本丸-2	高田町	本丸	0		1	R4. 3. 11
479	210N0168	西和野-2	高田町	西和野	0		0	R4. 3. 11
480	210N0170	長砂-3	高田町	長砂	0		0	R4. 3. 11
481	210AN5002	橋の上A	横田町	橋の上			2	R7. 3. 28
482	210AN5002	橋の上B	横田町	橋の上			2	R7. 3. 28
483	210AN5008	橋の上C	横田町	橋の上			1	R7. 3. 28
484	210AN5016	舞出A	横田町	舞出			1	R7. 3. 28
485	210AN5026	的場A	矢作町	的場			1	R7. 3. 28
486	210AN5032	清水川A	矢作町	清水川			4	R7. 3. 28
487	210AN5047	久連坪	横田町	久連坪			1	R7. 3. 28
488	210AN5052	三の戸A	矢作町	三の戸			3	R7. 3. 28
489	210AN5067	金成	横田町	金成			2	R7. 3. 28
490	210AN5070	三日市A	横田町	三日市			2	R7. 3. 28
491	210AN5073	太田A	横田町	太田			5	R7. 3. 28
492	210AN5075	堂の沢A	横田町	堂の沢			4	R7. 3. 28
493	210AN5091	童子	竹駒町	童子			1	R7. 3. 28
494	210AN5122	片地家A	矢作町	片地家			2	R7. 3. 28
495	210BN5001	的場B	矢作町	的場			1	R7. 3. 28
496	210BN5006	橋の上D	横田町	橋の上			1	R7. 3. 28
497	210BN5006	橋の上E	横田町	橋の上			1	R7. 3. 28
498	210BN5009	橋の上F	横田町	橋の上			1	R7. 3. 28
499	210BN5022	舞出B	横田町	舞出			3	R7. 3. 28
500	210BN5029	的場C	矢作町	的場			2	R7. 3. 28
501	210BN5031	的場D	矢作町	的場			1	R7. 3. 28
502	210BN5034	舞出C	横田町	舞出			2	R7. 3. 28

【資料編】

土砂災害警戒区域等指定内訳表（急傾斜地の崩壊）

番号	箇所番号	箇所名	町名	字名	公共施設		人家 (戸)	告示年月日
					数	種類		
503	210BN5035	舞出D	横田町	舞出	0		4	R7. 3. 28
504	210BN5036	舞出E	横田町	舞出	0		1	R7. 3. 28
505	210BN5039	宝田	横田町	宝田	0		2	R7. 3. 28
506	210BN5046	宇南沢A	横田町	宇南沢	0		1	R7. 3. 28
507	210BN5049	宇南沢B	横田町	宇南沢	0		1	R7. 3. 28
508	210BN5055	三の戸B	矢作町	三の戸	0		2	R7. 3. 28
509	210BN5056	宝田A	横田町	宝田	0		1	R7. 3. 28
510	210BN5057	袋沢A	横田町	袋沢	0		1	R7. 3. 28
511	210BN5058	袋沢B	横田町	袋沢	0		1	R7. 3. 28
512	210BN5069	太田B	横田町	太田	0		6	R7. 3. 28
513	210BN5072	西宿	横田町	西宿	0		1	R7. 3. 28
514	210BN5078	上壺	竹駒町	上壺	0		3	R7. 3. 28
515	210BN5079	木戸口A	矢作町	木戸口	0		2	R7. 3. 28
516	210BN5080	馬越A	矢作町	馬越	0		1	R7. 3. 28
517	210BN5080	馬越B	矢作町	馬越	0		1	R7. 3. 28
518	210BN5082	馬越C	矢作町	馬越			1	R7. 3. 28
519	210BN5085	雪沢A	矢作町	雪沢			1	R7. 3. 28
520	210BN5093	上細根	竹駒町	上細根			2	R7. 3. 28
521	210BN5094	坂下A	矢作町	坂下			2	R7. 3. 28
522	210BN5097	中平A	矢作町	中平			0	R7. 3. 28
523	210BN5100	中平B	矢作町	中平			1	R7. 3. 28
524	210BN5111	梅木A	矢作町	梅木			2	R7. 3. 28
525	210BN5113	飯森A	矢作町	飯森			1	R7. 3. 28
526	210BN5114	梅木B	矢作町	梅木			1	R7. 3. 28
527	210BN5115	梅木C	矢作町	梅木			1	R7. 3. 28
528	210BN5123	片地家B	矢作町	片地家			1	R7. 3. 28
529	210BN5129	大嶋部A	矢作町	大嶋部			6	R7. 3. 28
530	210BN5162	上小黒山A	矢作町	上小黒山			1	R7. 3. 28
531	210BN5165	坂下B	矢作町	坂下			1	R7. 3. 28
532	210BN5167	飯森B	矢作町	飯森			1	R7. 3. 28
533	210N0082	諏訪A	矢作町	諏訪			1	R7. 3. 28
534	210N0085	越戸内A	矢作町	越戸内			2	R7. 3. 28
535	210N0092	雪沢B	矢作町	雪沢			1	R7. 3. 28
536	210N0095	雪沢C	矢作町	雪沢			1	R7. 3. 28
537	210N0101	孤舞柳	横田町	孤舞柳			2	R7. 3. 28
538	210N0133	堂の沢B	横田町	堂の沢			1	R7. 3. 28

土砂災害警戒区域等指定内訳表（急傾斜地の崩壊）

番号	箇所番号	箇所名	町名	字名	公共施設		人家 (戸)	告示年月日
					数	種類		
539	210N0145	上壺A	竹駒町	上壺	0		1	R7. 3. 28
540	210N0151	下壺A	竹駒町	下壺	0		0	R7. 3. 28
541	210N0158	仲の沢A	竹駒町	仲の沢	0		0	R7. 3. 28
542	210N0160	相川	竹駒町	相川	0		3	R7. 3. 28

【資料編】

土砂災害警戒区域等指定内訳表（土石流）

番号	箇所番号	箇所名	町名	字名	公共施設		人家 (戸)	告示年月日
					数	種類		
1	B167104	出口の沢	矢作町	出口	0		1	H17. 4. 22
2	B167105	タキ沢	矢作町	雪沢	0		1	H17. 4. 22
3	B167106	雪沢の沢	矢作町	雪沢	0		2	H17. 4. 22
4	B167107	雪沢の沢(2)	矢作町	雪沢	0		2	H17. 4. 22
5	B167108	雪沢の沢(3)	矢作町	雪沢	0		2	H17. 4. 22
6	B167109	雪沢の沢(4)	矢作町	雪沢	0		1	H17. 4. 22
7	A167103	大島部の沢	矢作町	大嶋部	0		8	H17. 4. 22
8	A167104	大島部の沢(2)	矢作町	大嶋部	0		5	R7. 3. 28
9	B167155	小島部の沢(2)	矢作町	小嶋部	0		1	H17. 4. 22
10	B167156	小島部の沢(3)	矢作町	小嶋部	0		2	H17. 4. 22
11	B167157	小島部の沢	矢作町	小嶋部	0		2	H17. 4. 22
12	A167037	寺畑沢	矢作町	寺前	0		7	H17. 4. 22
13	B167110	ソデ沢	矢作町	徳前	0		1	R7. 3. 28
14	B167111	越戸内沢	矢作町	越戸内	0		1	H17. 4. 22
15	A167033	諏訪の沢	矢作町	諏訪	0		14	H17. 4. 22
16	A167034	諏訪の沢(2)	矢作町	諏訪	0		13	H17. 4. 22
17	A167101	下矢作の沢	矢作町	諏訪	0		8	H17. 4. 22
18	A167032	片地家の沢	矢作町	片地家	0		14	H17. 4. 22
19	B167113	湯漬畑の沢	矢作町	湯漬畑	0		1	H17. 4. 22
20	B167114	耳切の沢	矢作町	耳切	0		2	H17. 4. 22
21	B167115	耳切の沢(2)	矢作町	耳切	0		1	H17. 4. 22
22	B167116	大梨沢	矢作町	梅木	0		2	H17. 4. 22
23	B167117	梅木の沢	矢作町	梅木	0		1	H17. 4. 22
24	B167151	梅ノ木橋沢	矢作町	梅木	0		1	H17. 4. 22
25	B167152	飯森の沢	矢作町	飯森	0		1	H17. 4. 22
26	B167153	ニタノ沢	矢作町	飯森	0		1	H17. 4. 22
27	B167154	飯森の沢(2)	矢作町	飯森	0		1	H17. 4. 22
28	A167030	細尾沢	矢作町	山崎	0		11	H17. 4. 22
29	A167031	ソトアザ沢	矢作町	山崎	0		8	H17. 4. 22
30	B167118	花ノ通沢	矢作町	信内	0		2	H17. 4. 22
31	B167150	山崎の沢(3)	矢作町	山崎	0		3	H17. 4. 22
32	A167028	二又の沢	矢作町	二又	0		7	H17. 4. 22
33	B167119	トチガ沢	矢作町	愛宕下	0		4	H17. 4. 22
34	B167121	娃ヶ沢	矢作町	馬越	0		1	H17. 4. 22
35	A167022	ヌマハタ	矢作町	馬越	0		6	H17. 4. 22
36	A167023	タカハタキ	矢作町	馬越	0		5	H17. 4. 22

土砂災害警戒区域等指定内訳表（土石流）

番号	箇所番号	箇所名	町名	字名	公共施設		人家 (戸)	告示年月日
					数	種類		
37	A167024	馬越の沢(3)	矢作町	馬越	0		6	H17. 4. 22
38	A167025	ヤケン沢	矢作町	馬越	0		6	H17. 4. 22
39	A167027	大日影沢	矢作町	大日影	0		5	H17. 4. 22
40	B167122	馬越の沢(9)	矢作町	馬越	0		1	H17. 4. 22
41	B167123	馬越の沢(8)	矢作町	馬越	0		2	H17. 4. 22
42	B167124	馬越の沢(7)	矢作町	馬越	0		3	H17. 4. 22
43	A167020	ミナ沢	矢作町	沖	0		15	H17. 4. 22
44	A167021	熊の沢	矢作町	清水	0		5	H17. 4. 22
45	B167137	堂の前の沢	矢作町	堂の前	0		3	H17. 4. 22
46	B167136	姥沢	矢作町	二田野	0		4	H17. 4. 22
47	A167016	目の前沢	矢作町	二田野	1	生出多目的集 会センター、 県道	2	H17. 4. 22
48	B167125	日枝館沢	矢作町	二田野	0		2	H17. 4. 22
49	B167126	オイノシ沢	矢作町	二田野	0		2	H17. 4. 22
50	B167132	戸根の沢	矢作町	二田野	0		1	H17. 4. 22
51	B167134	トドノ沢	矢作町	二田野	0		1	H17. 4. 22
52	B157138	梅の木洞沢	矢作町	的場	0		1	H17. 4. 22
53	B157139	地獄洞沢	矢作町	的場	0		1	H17. 4. 22
54	B167129	十四区の沢	矢作町	清水川	0		1	R7. 3. 28
55	B167130	ミウガヤシキ沢	矢作町	清水川	0		1	H17. 4. 22
56	B167131	上クボキ沢	矢作町	清水川	0		1	H17. 4. 22
57	B166203	タカヒナタ沢	矢作町	坂下	0		1	H17. 4. 22
58	B166204	大黒森沢	矢作町	坂下	0		1	H17. 4. 22
59	B167138	中平の沢(4)	矢作町	中平	0		1	H17. 4. 22
60	B167139	中平の沢(3)	矢作町	中平	0		2	H17. 4. 22
61	B167140	中平の沢(2)	矢作町	中平	0		2	H17. 4. 22
62	B167141	中平の沢	矢作町	中平	0		3	H17. 4. 22
63	B167142	坂下の沢	矢作町	坂下	0		1	H17. 4. 22
64	B167143	小黒森沢	矢作町	坂下	0		1	H17. 4. 22
65	B167144	黒森沢(2)	矢作町	坂下	0		1	H17. 4. 22
66	B167145	黒森の沢	矢作町	坂下	0		2	H17. 4. 22
67	B167146	下小黒の沢(2)	矢作町	坂下	0		1	H17. 4. 22
68	B167147	アイバノ沢	矢作町	坂下	0		1	H17. 4. 22
69	B166201	上小黒山の沢	矢作町	上小黒山	0		1	H17. 4. 22
70	B166202	下小黒山の沢	矢作町	下小黒山	0		1	H17. 4. 22
71	A157001	槻沢	横田町	槻沢	0		8	H20. 1. 29

【資料編】

土砂災害警戒区域等指定内訳表（土石流）

番号	箇所番号	箇所名	町名	字名	公共施設		人家 (戸)	告示年月日
					数	種類		
72	A157002	槻沢(2)	横田町	槻沢	0		8	H20. 1. 29
73	A167001	久連坪の沢	横田町	久連坪	0		14	H20. 1. 29
74	A167002	久連坪の沢(2)	横田町	久連坪	0		11	H20. 1. 29
75	A167003	釘の子沢	横田町	釘の子	0		19	H20. 1. 29
76	A167004	釘の子沢(2)	横田町	釘の子	0		19	H20. 1. 29
77	A167006	金成の沢	横田町	金成	0		5	H20. 1. 29
78	A167008	梅の木沢	横田町	梅の木	0		6	H20. 1. 29
79	A167009	三日市の沢	横田町	三日市	0		8	H20. 1. 29
80	A167011	堂の沢	横田町	堂の沢	0		12	H20. 1. 29
81	A167012	垂井ヶ沢	気仙町	垂井ヶ沢	0		35	R7. 3. 28
82	A167013	愛宕下の沢	気仙町	愛宕下	0		6	H20. 1. 29
83	A167105	中井の沢	気仙町	中井	0		7	R4. 3. 29
84	A167106	内野の沢	気仙町	内野	0		6	R4. 3. 29
85	A167107	堂の沢(2)	横田町	堂の沢	0		12	H20. 1. 29
86	A167108	堂の沢(3)	横田町	堂の沢	0		14	H20. 1. 29
87	A167109	銭洞の沢	横田町	銭洞	0		5	H20. 1. 29
88	A168049	赤畑の沢	竹駒町	赤畑	0		6	H20. 1. 29
89	A168050	相川の沢	竹駒町	相川	0		8	R7. 3. 28
90	A168116	大石畑沢	高田町	荒沢	0		7	R4. 3. 29
91	A168117	相川の沢(3)	竹駒町	相川	0		5	R7. 3. 28
92	A176001	三本松の沢	気仙町	三本松	0		12	H20. 1. 29
93	A176002	上長部の沢	気仙町	上長部	0		6	H20. 1. 29
94	A176003	上長部の沢(2)	気仙町	上長部	0		9	H20. 1. 29
95	A176101	丑沢	気仙町	丑沢	0		11	R4. 3. 29
96	A176102	公民館の沢	気仙町	上長部	0		6	H20. 1. 29
97	A176103	月山の沢	気仙町	月山	0		5	H20. 1. 29
98	A177013	要谷の沢	気仙町	要谷	0		31	H20. 1. 29
99	A177014	福伏の沢	気仙町	福伏	0		25	H20. 1. 29
100	A168056	佐野沢	米崎町	佐野	0		32	R4. 3. 29
101	A168057	野沢	米崎町	野沢	0		7	R4. 3. 29
102	A168110	高畑の沢(3)	米崎町	高畑	0		6	R4. 3. 29
103	A168111	佐野の沢(2)	米崎町	佐野	0		32	R4. 3. 29
104	A168112	佐野の沢(3)	米崎町	佐野	0		34	R4. 3. 29
105	A168113	野沢(2)	米崎町	野沢	0		6	R4. 3. 29
106	A177001	袖野の沢	広田町	袖野	0		5	H21. 1. 30
107	A177002	袖野の沢(2)	広田町	袖野	0		8	H21. 1. 30

土砂災害警戒区域等指定内訳表（土石流）

番号	箇所番号	箇所名	町名	字名	公共施設		人家 (戸)	告示年月日
					数	種類		
108	A177003	袖野の沢(3)	広田町	袖野	0		11	H21. 1. 30
109	A177004	後花貝の沢	広田町	後花貝	0		9	H21. 1. 30
110	A177005	根岬の沢	広田町	根岬	0		10	H21. 1. 30
111	A177006	中沢	広田町	中沢	0		12	H21. 1. 30
112	A177007	越田の沢	広田町	越田	0		6	H21. 1. 30
113	A177008	大陽の沢	広田町	大陽	0		12	H21. 1. 30
114	A177009	大陽の沢(2)	広田町	大陽	0		13	H21. 1. 30
115	A177010	瀬沢	小友町	瀬沢	0		8	H21. 1. 30
116	A177101	前花貝の沢	広田町	前花貝	0		12	H21. 1. 30
117	A177102	大野南の沢	広田町	前花貝	0		10	H21. 1. 30
118	A177103	中沢南の沢	広田町	中沢	0		12	H21. 1. 30
119	A167102	大立沢	矢作町	坂下	0		1	R7. 3. 28
120	A168114	マモンチ沢	米崎町	地竹沢	0		5	R4. 3. 29
121	A168115	地竹沢の沢(2)	米崎町	地竹沢	0		8	R4. 3. 29
122	A176104	双六の沢	気仙町	水上	0		6	H22. 2. 19
123	A177011	沢辺の沢	小友町	沢辺	0		7	H22. 2. 19
124	B167127	ネコ沢	矢作町	清水川	0		1	H22. 2. 19
125	B167128	ウシロ沢	矢作町	清水川	0		1	H22. 2. 19
126	B167165	三日市の沢	横田町	三日市	0		4	H22. 2. 19
127	B176101	上長部の沢(6)	気仙町	上長部	0		3	H22. 2. 19
128	B176102	上長部の沢(4)	気仙町	上長部	0		2	H22. 2. 19
129	B176103	観音堂の沢	気仙町	上長部	0		2	H22. 2. 19
130	B176104	上長部の沢(5)	気仙町	上長部	0		4	H22. 2. 19
131	B176105	牧田の沢	気仙町	牧田	0		4	H22. 2. 19
132	B176106	牧田の沢(2)	気仙町	牧田	0		4	H22. 2. 19
133	B177103	矢之浦沢	小友町	矢之浦	0		4	H22. 2. 19
	B177103							
134	B157132	橋の上沢	横田町	橋の上	0		2	H24. 4. 6
135	B157133	橋の上沢(2)	横田町	橋の上	0		1	H24. 4. 6
136	B157134	橋の上沢(3)	横田町	橋の上	0		2	H24. 4. 6
137	B157135	平栗西の沢	横田町	舞出	0		3	H24. 4. 6
138	B167167	常光寺の沢	横田町	志田実	0		3	H24. 4. 6
139	B177102	田ノ浜の沢	広田町	袖野	0		3	H24. 4. 6
140	B177104	鳥嶋の沢	小友町	鳥嶋	0		2	H24. 4. 6
141	B177105	鳥嶋の沢(2)	小友町	鳥嶋	0		1	H24. 4. 6
142	B177106	塩谷の沢	小友町	塩谷	0		4	H24. 4. 6
143	B177107	塩谷の沢(2)	小友町	塩谷	0		4	H24. 4. 6

【資料編】

土砂災害警戒区域等指定内訳表（土石流）

番号	箇所番号	箇所名	町名	字名	公共施設		人家 (戸)	告示年月日
					数	種類		
144	B167166	金成口の沢	横田町	銭洞	0		2	H27. 9. 18
	B167166							
145	B167101	袋沢(2)	横田町	袋沢	0		2	H27. 9. 18
146	B167102	袋沢(3)	横田町	袋沢	0		2	H27. 9. 18
147	B167163	堂の沢(4)	横田町	堂の沢	0		2	H27. 9. 18
148	B167164	三日市の沢(2)	横田町	友沼	0		3	H27. 9. 18
	B167164							
149	B167161	上細根の沢	竹駒町	上細根	0		2	H27. 9. 18
150	B167162	上細根の沢(2)	竹駒町	上細根	0		1	H27. 9. 18
151	B168113	滝の里	竹駒町	滝の里	0		4	H27. 9. 18
152	B168110	川向の沢	米崎町	川向	0		3	H27. 9. 18
153	A167014	水上沢	矢作町	的場	0		5	H28. 1. 12
154	A167015	三の戸沢	矢作町	三の戸	0		11	H28. 1. 12
155	A167026	共米花倉	矢作町	馬越	0		7	H28. 1. 12
156	B167120	ヨシカ沢	矢作町	二又	0		2	H28. 1. 12
157	A168054	重倉沢川	米崎町	高畑	0		7	H28. 1. 12
158	A168109	高畑の沢(2)	米崎町	高畑	0		7	H28. 1. 12
159	A168051	相川の沢(2)	竹駒町	相川	0		5	H28. 1. 12
160	A167010	本宿沢	横田町	本宿	0		42	H28. 3. 4
	A167010							
161	A168048	壺の沢	竹駒町	上壺	0		10	H28. 3. 4
162	N210037	堂の沢(5)	横田町	堂の沢	0		0	H28. 3. 4
163	N210038	上壺の沢	竹駒町	上壺	0		0	H28. 3. 4
164	N210039	上壺の沢(1)	竹駒町	上壺	0		0	H28. 3. 4
	N210039							
165	A167017	二田野の沢(2)	矢作町	二田野	0		3	H29. 7. 7
166	B157137	的場の沢	矢作町	的場	0		1	H29. 7. 7
167	J157115	的場	矢作町	的場	0		0	H29. 7. 7
168	B167133	鍋鎌倉沢	矢作町	二田野	0		1	H29. 7. 7
169	B167135	カミカ洞	矢作町	二田野	0		3	H29. 7. 7
170	B167148	ハタ沢	矢作町	袖野	0		3	H29. 7. 7
171	B167149	ワシガ沢	矢作町	袖野	0		4	H29. 7. 7
172	J167104	堂の前	矢作町	木戸口	0		0	H29. 7. 7
173	J167105	清水	矢作町	木戸口	0		0	H29. 7. 7
174	J167106	坂下	矢作町	坂下	0		0	H29. 7. 7
175	A168106	西ノ坊の沢	小友町	中西	0		10	H29. 7. 7

土砂災害警戒区域等指定内訳表（土石流）

番号	箇所番号	箇所名	町名	字名	公共施設		人家 (戸)	告示年月日
					数	種類		
176	A177012	西之坊の沢	小友町	西の坊	0			H29. 7. 7
177	A168107	松ノ山の沢	小友町	西の坊				H29. 7. 7
178	A168108	茗荷沢	小友町	茗荷				H29. 7. 7
179	A177104	菖蒲の沢	小友町	菖蒲				H29. 7. 7
180	B177108	腰廻の沢	小友町	腰廻	0		1	H29. 7. 7
181	J177101	矢之崎	小友町	矢の浦	0		0	H29. 7. 7
182	A157004	平栗沢	横田町	舞出	0		5	H30. 10. 12
183	A157005	袋沢	横田町	袋沢	0		6	H30. 10. 12
184	B157136	滝沢	横田町	舞出	0		3	H30. 10. 12
185	B157103	狐舞柳の沢	横田町	狐舞柳	0		2	H30. 10. 12
186	J167107	金屋敷	矢作町	金屋敷	0		9	R1. 11. 29
187	A167035	神明沢	矢作町	神明前	1	旅館	3	R1. 11. 29
188	B167112	元屋敷の沢(2)	矢作町	寺前	0		4	R1. 11. 29
189	J167101	出口	矢作町	出口	0		0	R1. 11. 29
190	J167102	徳前	矢作町	徳前	0		0	R1. 11. 29
191	J167103	徳前(1)	矢作町	徳前	0		2	R1. 11. 29
192	A168058	和方の沢	米崎町	和方	3	火葬場、公民館	151	R3. 3. 23
193	A168059	和方の沢(2)	米崎町	和方	0		0	R3. 3. 23
194	B168111	高畑の沢(3)	米崎町	高畑	0		0	R3. 3. 23
195	A157003	槻沢川	横田町	槻沢	0		15	R4. 3. 11
	A157003							
196	A168052	川原川	高田町	西和野	0		0	R4. 3. 11
197	A168053	和野川	高田町	東和野	0		0	R4. 3. 11
198	B167158	神崎の沢	気仙町	神崎	0		3	R4. 3. 11
199	B167159	荒川の沢	気仙町	荒川	0		1	R4. 3. 11
200	B168112	山苗代の沢	高田町	山苗代	0		0	R4. 3. 11
	B168112							
201	N210004	水上の沢	気仙町	水上	0		26	R4. 3. 11
202	N210007	丑沢の沢	気仙町	丑沢	0		0	R4. 3. 11
203	N210010	中ヶ谷の沢	気仙町	中ヶ谷	0		0	R4. 3. 11
204	AN210512	館	竹駒町	館			9	R7. 3. 28
205	AN210515	仲の沢 1	竹駒町	仲の沢			18	R7. 3. 28
206	BN210501	的場 1	矢作町	的場			1	R7. 3. 28
207	BN210503	的場 2	矢作町	的場			2	R7. 3. 28
208	BN210504	舞出 1	横田町	舞出			1	R7. 3. 28
209	BN210506	三の戸 1	矢作町	三の戸			2	R7. 3. 28

【資料編】

土砂災害警戒区域等指定内訳表（土石流）

番号	箇所番号	箇所名	町名	字名	公共施設		人家 (戸)	告示年月日
					数	種類		
210	BN210507	宝田 1	横田町	宝田	0		1	R7. 3. 28
211	BN210509	出口 1	矢作町	出口	0		2	R7. 3. 28
212	BN210510	下壺 1	竹駒町	下壺	0		3	R7. 3. 28
213	BN210511	赤畑	竹駒町	赤畑	0		8	R7. 3. 28
214	BN210513	坂下 1	矢作町	坂下	0		1	R7. 3. 28
215	BN210514	大畑 1	竹駒町	大畑	0		2	R7. 3. 28
216	BN210518	山谷	矢作町	山谷	0		2	R7. 3. 28
217	N210025	越戸内 1	矢作町	越戸内	0		4	R7. 3. 28
218	N210030	梅の木	横田町	梅の木	0		1	R7. 3. 28
219	N210031	梅の木 1	横田町	梅の木	0		0	R7. 3. 28
220	N210033	金成 1	横田町	金成	0		0	R7. 3. 28
221	N210041	館 1	竹駒町	館	0		2	R7. 3. 28
解除	B167160	内野の沢(2)	気仙町		0			R4. 3. 29

土砂災害警戒区域等指定内訳表（地すべり）

番号	箇所番号	箇所名	町名	字名	公共施設		人家 (戸)	告示年月日
					数	種類		
1	101	要谷	気仙町	双六	0		1	R4. 3. 11
2	180	古谷	気仙町	古谷	0		1	R4. 3. 11

【資料編】

新たな「土砂災害が発生するおそれのある箇所」（急傾斜地の崩壊）

番号	箇所番号	町名	字名	DEM
1	203BN5116	小友町	茗荷	5m
2	210AN5002	横田町	橋の上	5m
3	210AN5008	横田町	橋の上	5m
4	210AN5016	横田町	舞出	5m
5	210AN5026	矢作町	的場	5m
6	210AN5032	矢作町	清水川	5m
7	210AN5047	横田町	久連坪	5m
8	210AN5052	矢作町	三の戸	5m
9	210AN5067	横田町	金成	5m
10	210AN5070	横田町	三日市	5m
11	210AN5073	横田町	太田	5m
12	210AN5075	横田町	堂の沢	5m
13	210AN5091	竹駒町	童子	5m
14	210AN5107	矢作町	袖野	5m
15	210AN5122	矢作町	片地家	5m
16	210AN5135	高田町	大隅	5m
17	210AN5169	気仙町	上長部	5m
18	210AN5211	広田町	長船崎	5m
19	210AN5231	広田町	天王前	5m
20	210AN5235	広田町	田端	5m
21	210AN5237	広田町	泊	5m
22	210AN5247	広田町	蒲田	5m
23	210AN5251	広田町	中沢	5m
24	210BN5001	矢作町	的場	5m
25	210BN5006	横田町	橋の上	5m
26	210BN5009	横田町	橋の上	5m
27	210BN5022	横田町	舞出	5m
28	210BN5029	矢作町	的場	5m
29	210BN5031	矢作町	的場	5m
30	210BN5034	横田町	舞出	5m
31	210BN5035	横田町	舞出	5m
32	210BN5036	横田町	舞出	5m
33	210BN5039	横田町	宝田	5m
34	210BN5046	横田町	宇南沢	5m
35	210BN5049	横田町	宇南沢	5m
36	210BN5055	矢作町	三の戸	5m
37	210BN5056	横田町	宝田	5m

## 新たな「土砂災害が発生するおそれのある箇所」（急傾斜地の崩壊）

番号	箇所番号	町名	字名	DEM
38	210BN5057	横田町	袋沢	5m
39	210BN5058	横田町	袋沢	5m
40	210BN5069	横田町	太田	5m
41	210BN5072	横田町	西宿	5m
42	210BN5078	竹駒町	上壺	5m
43	210BN5079	矢作町	木戸口	5m
44	210BN5080	矢作町	馬越	5m
45	210BN5082	矢作町	馬越	5m
46	210BN5085	矢作町	雪沢	5m
47	210BN5093	竹駒町	上細根	5m
48	210BN5094	矢作町	坂下	5m
49	210BN5097	矢作町	中平	5m
50	210BN5100	矢作町	中平	5m
51	210BN5111	矢作町	梅木	5m
52	210BN5113	矢作町	飯森	5m
53	210BN5114	矢作町	梅木	5m
54	210BN5115	矢作町	梅木	5m
55	210BN5123	矢作町	片地家	5m
56	210BN5129	矢作町	大嶋部	5m
57	210BN5137	米崎町	野沢	5m
58	210BN5138	米崎町	野沢	5m
59	210BN5139	米崎町	佐野	5m
60	210BN5140	米崎町	佐野	5m
61	210BN5141	米崎町	高畑	5m
62	210BN5142	米崎町	高畑	5m
63	210BN5155	米崎町	道の上	5m
64	210BN5159	小友町	茗荷	5m
65	210BN5160	小友町	茗荷	5m
66	210BN5162	矢作町	上小黒山	5m
67	210BN5163	矢作町	上小黒山	5m
68	210BN5165	矢作町	坂下	5m
69	210BN5166	矢作町	飯森	5m
70	210BN5167	矢作町	飯森	5m
71	210BN5178	小友町	茗荷	5m
72	210BN5181	小友町	後谷地	5m
73	210BN5189	気仙町	古谷	5m
74	210BN5195	小友町	中里	5m

【資料編】

新たな「土砂災害が発生するおそれのある箇所」（急傾斜地の崩壊）

番号	箇所番号	町名	字名	DEM
75	210BN5202	小友町	小ヶ口前	5m
76	210BN5203	広田町	長洞	5m
77	210BN5208	広田町	長船崎	5m
78	210BN5209	広田町	大陽	5m
79	210BN5214	広田町	越田	5m
80	210BN5216	広田町	大陽里	5m
81	210BN5221	広田町	袖野	5m
82	210BN5222	広田町	長根洞	5m
83	210BN5226	広田町	御城林	5m
84	210BN5241	広田町	泊	5m
85	210BN5246	広田町	平畑	5m
86	210BN5250	広田町	蒲田	5m
87	210BN5256	広田町	根岬	5m
88	210BN5260	広田町	黒崎	5m
89	210BN5261	広田町	黒崎	5m
90	210N0015	気仙町	上長部	5m
91	210N0030	気仙町	二日市	5m
92	210N0082	矢作町	諏訪	5m
93	210N0085	矢作町	越戸内	5m
94	210N0092	矢作町	雪沢	5m
95	210N0095	矢作町	雪沢	5m
96	210N0101	横田町	孤舞柳	5m
97	210N0133	横田町	堂の沢	5m
98	210N0145	竹駒町	上壺	5m
99	210N0151	竹駒町	下壺	5m
100	210N0153	竹駒町	赤畑	5m
101	210N0158	竹駒町	仲の沢	5m
102	210N0160	竹駒町	相川	5m
103	210N0211	小友町	鳥嶋	5m
104	210N0222	広田町	大陽	5m
105	210N0243	広田町	久保	5m
106	210N0258	広田町	六ヶ浦	5m
107	210N0271	広田町	谷地	5m
108	210N0289	広田町	袖野	5m

## 新たな「土砂災害が発生するおそれのある箇所」（土石流）

番号	箇所番号	町名	字名	DEM
1	AN210505	横田町	舞出	5m
2	AN210512	竹駒町	館	5m
3	AN210515	竹駒町	仲の沢	5m
4	AN210516	高田町	大隅	5m
5	AN210527	米崎町	川向	5m
6	AN210529	米崎町	高畑	5m
7	AN210530	米崎町	高畑	5m
8	AN210534	気仙町	水上	5m
9	AN210535	気仙町	水上	5m
10	BN210501	矢作町	的場	5m
11	BN210502	矢作町	的場	5m
12	BN210503	矢作町	的場	5m
13	BN210504	横田町	舞出	5m
14	BN210506	矢作町	三の戸	5m
15	BN210507	横田町	宝田	5m
16	BN210509	矢作町	出口	5m
17	BN210510	竹駒町	下壺	5m
18	BN210511	竹駒町	赤畑	5m
19	BN210513	矢作町	坂下	5m
20	BN210514	竹駒町	大畑	5m
21	BN210517	矢作町	信内	5m
22	BN210518	矢作町	山谷	5m
23	BN210519	気仙町	荒川	5m
24	BN210528	米崎町	高畑	5m
25	BN210532	矢作町	飯森	5m
26	BN210533	小友町	松山前	5m
27	N210001	気仙町	福伏	5m
28	N210002	気仙町	福伏	5m
29	N210003	気仙町	福伏	5m
30	N210005	気仙町	上長部	5m
31	N210011	気仙町	荒川沢	5m
32	N210025	矢作町	越戸内	5m
33	N210030	横田町	梅の木	5m
34	N210031	横田町	梅の木	5m
35	N210033	横田町	金成	5m
36	N210041	竹駒町	館	5m
37	N210047	高田町	荒沢	5m

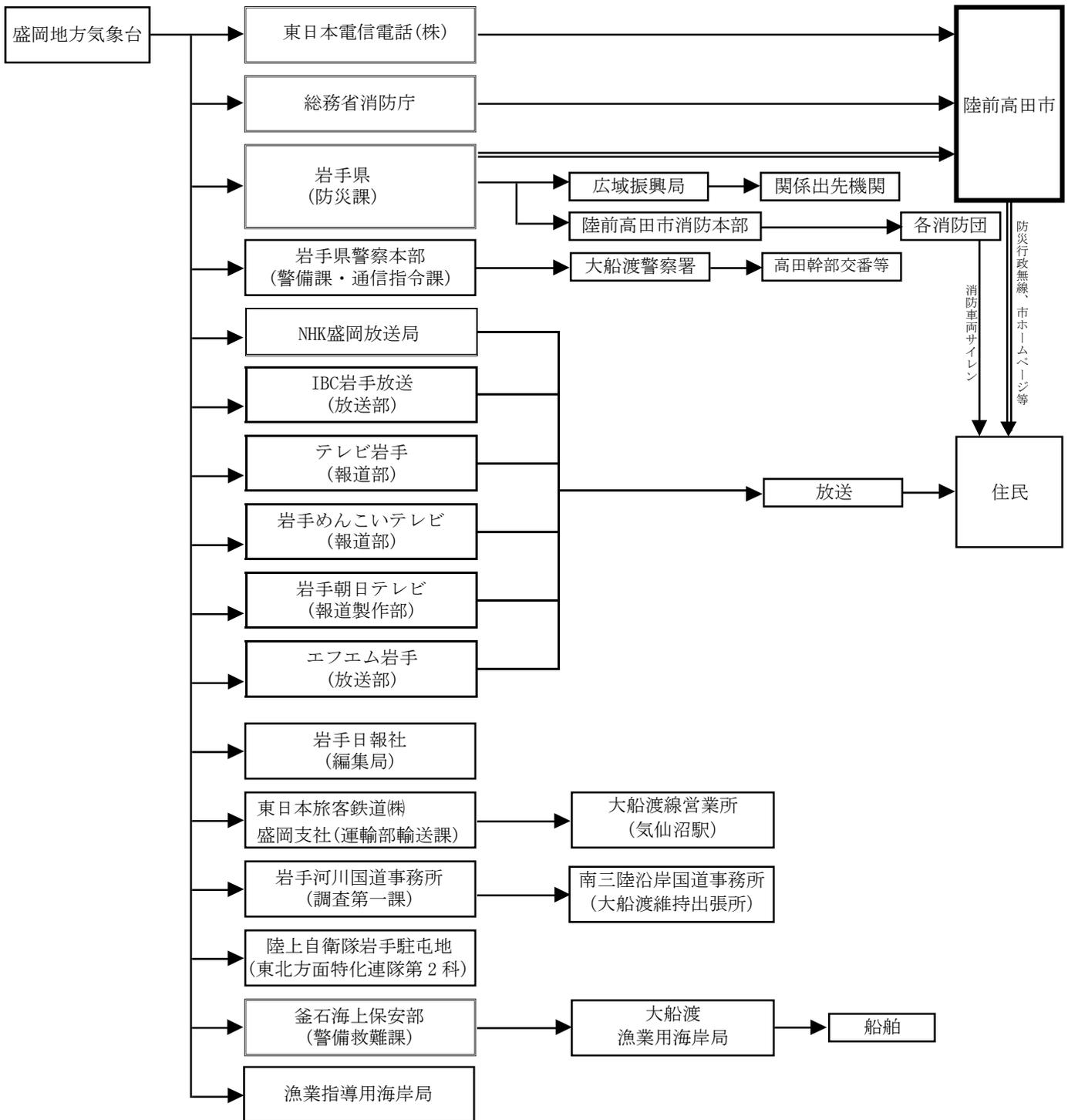
【資料編】

新たな「土砂災害が発生するおそれがある箇所」（土石流）

番号	箇所番号	町名	字名	DEM
38	N210050	小友町	上新田	5m
39	N210053	小友町	腰廻	5m
40	N210054	小友町	雲南	5m
41	N210055	小友町	中里	5m
42	N210056	小友町	矢の浦	5m
43	N210057	小友町	矢の浦	5m
44	N210058	広田町	長船崎	5m
45	N210061	広田町	前花貝	5m
46	N210063	広田町	六ヶ浦	5m
47	N210064	広田町	蒲田	5m
48	N210065	広田町	平畑	5m
49	N210069	広田町	前花貝	5m
50	N210070	広田町	小屋敷	5m
51	N210071	広田町	袖野	5m

資料3 情報伝達

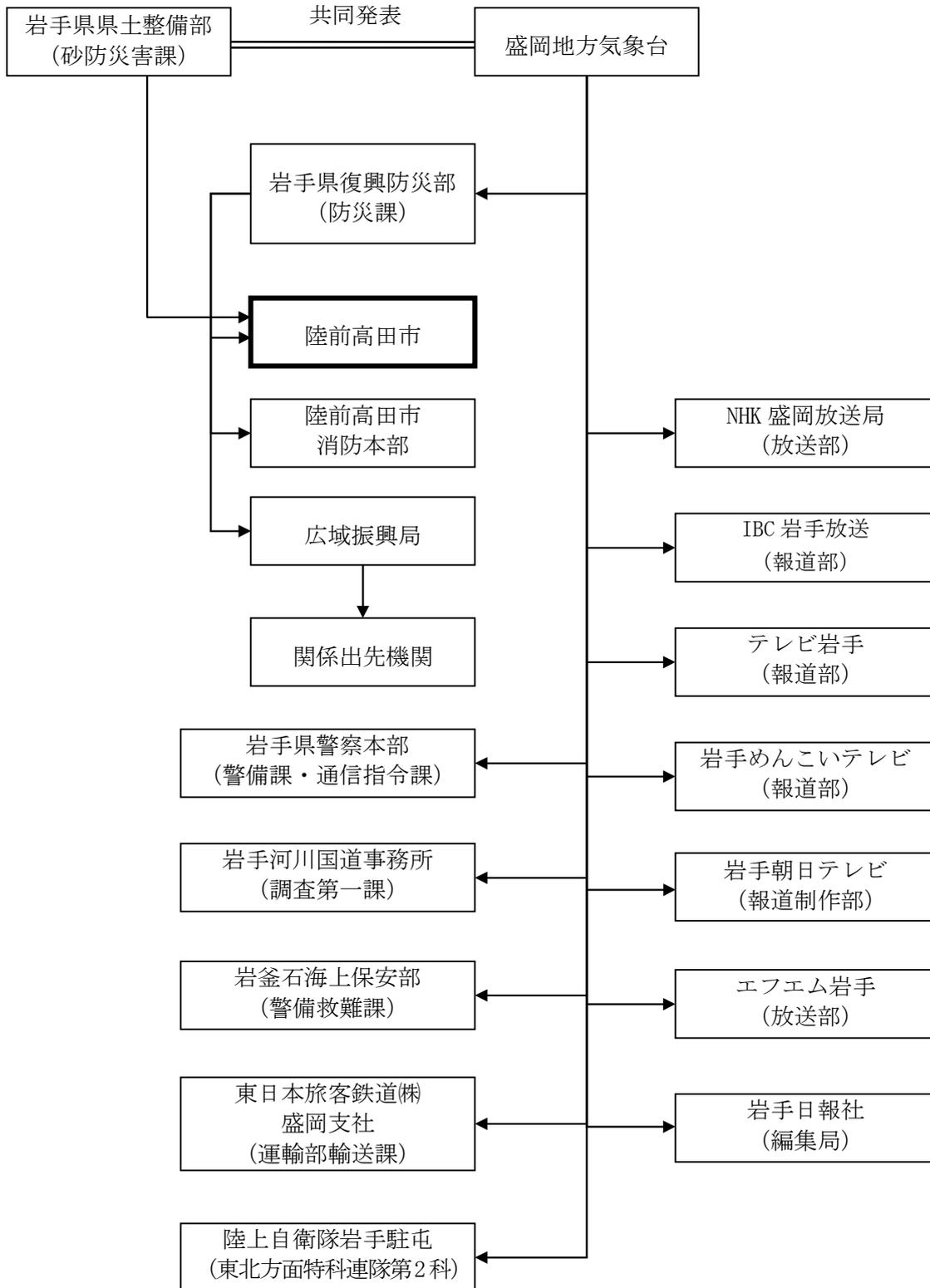
資料3-1 気象予報・警報等伝達系統図



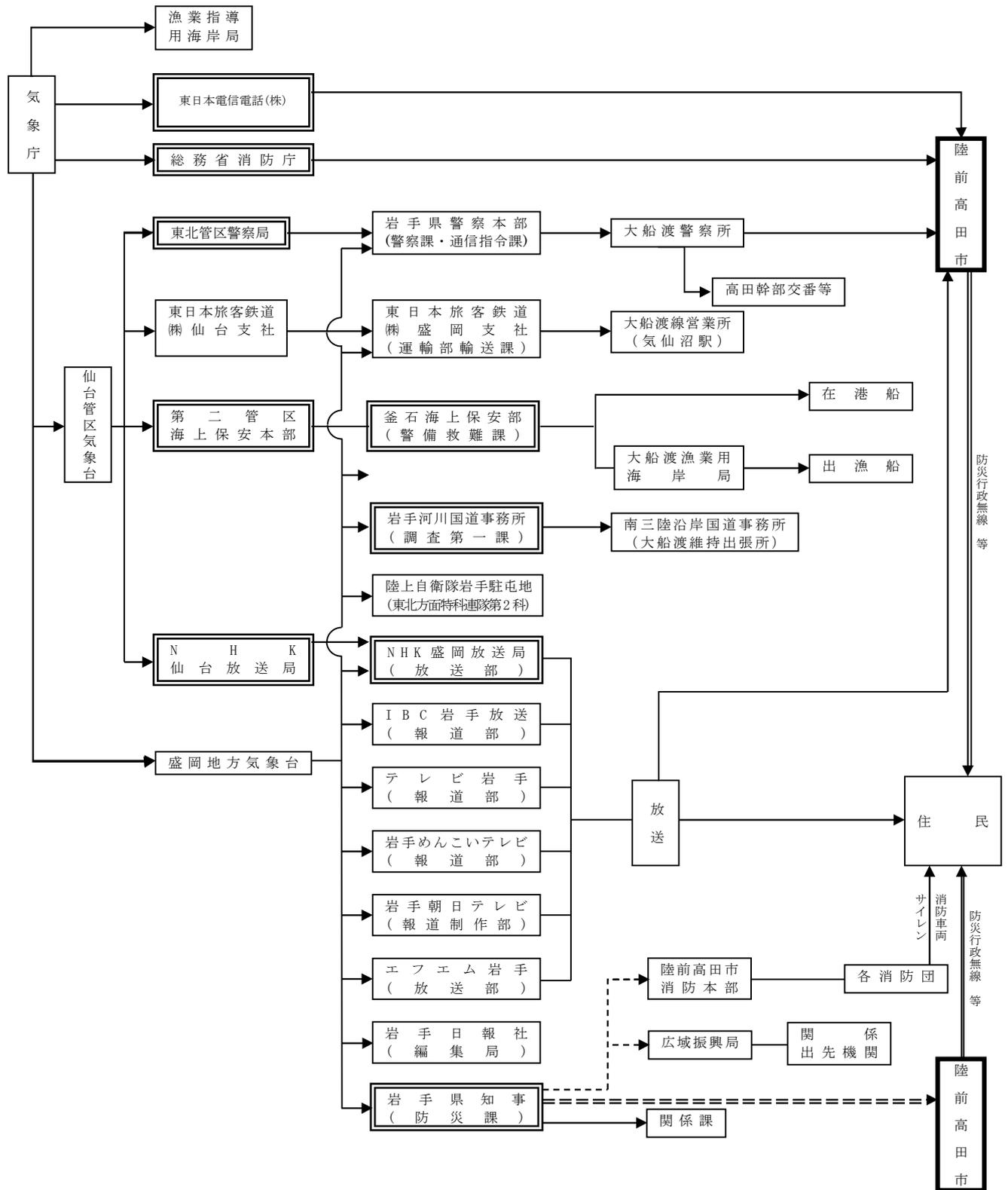
(注)

- 1 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。
- 2 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

資料3-2 土砂災害警戒情報伝達系統図

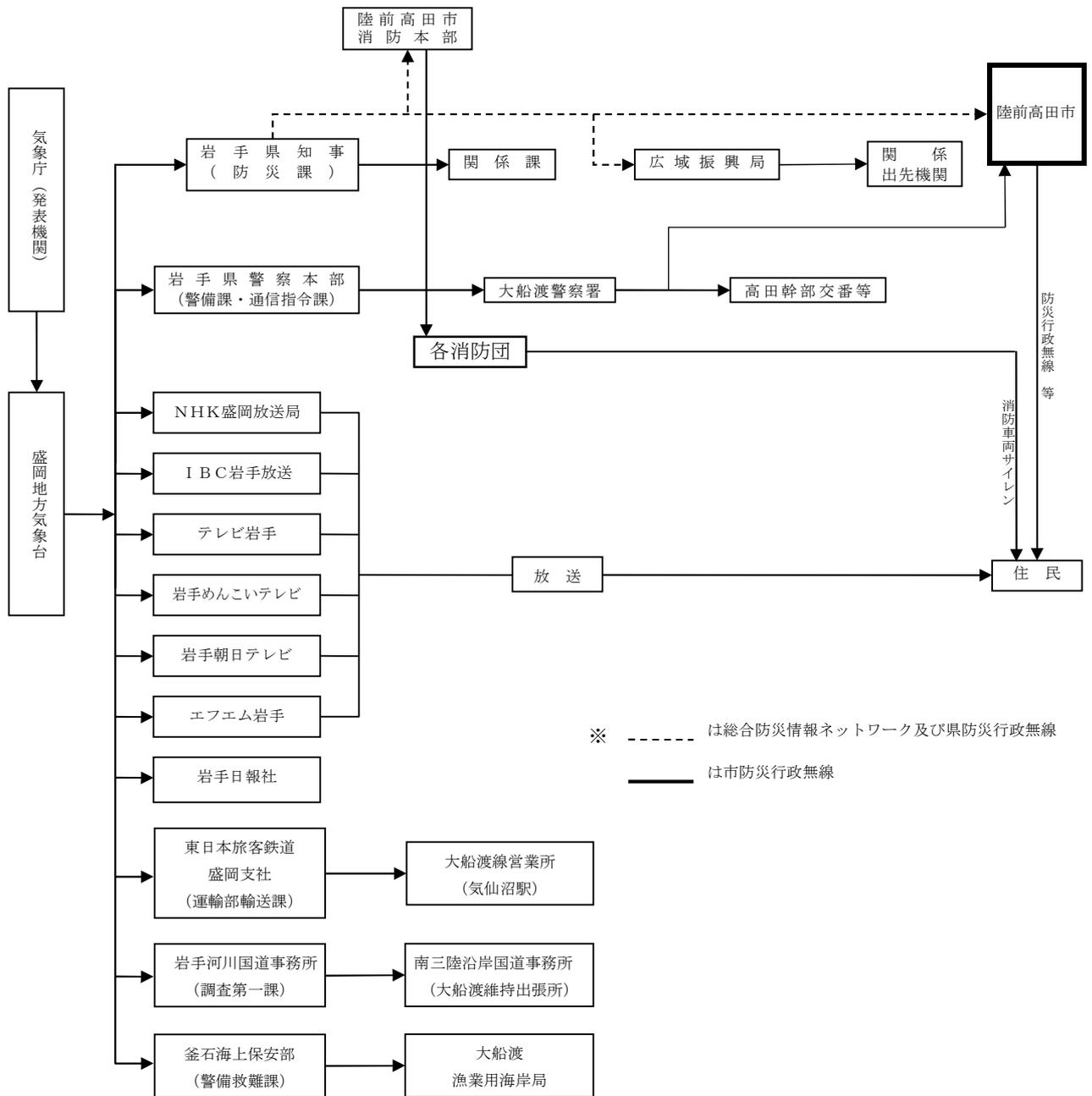


資料3-3 津波警報等伝達系統図



(注) 1 ※は、大津波警報、津波警報発表及び解除のみ  
 2 - - - - 線及び = = = 線は、総合防災情報ネットワーク及び防災行政無線  
 3 二重枠で囲まれている機関は、気象業務報施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。  
 4 二重線の経路( - - - - 線及び = = = 線、 = = = 線)は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

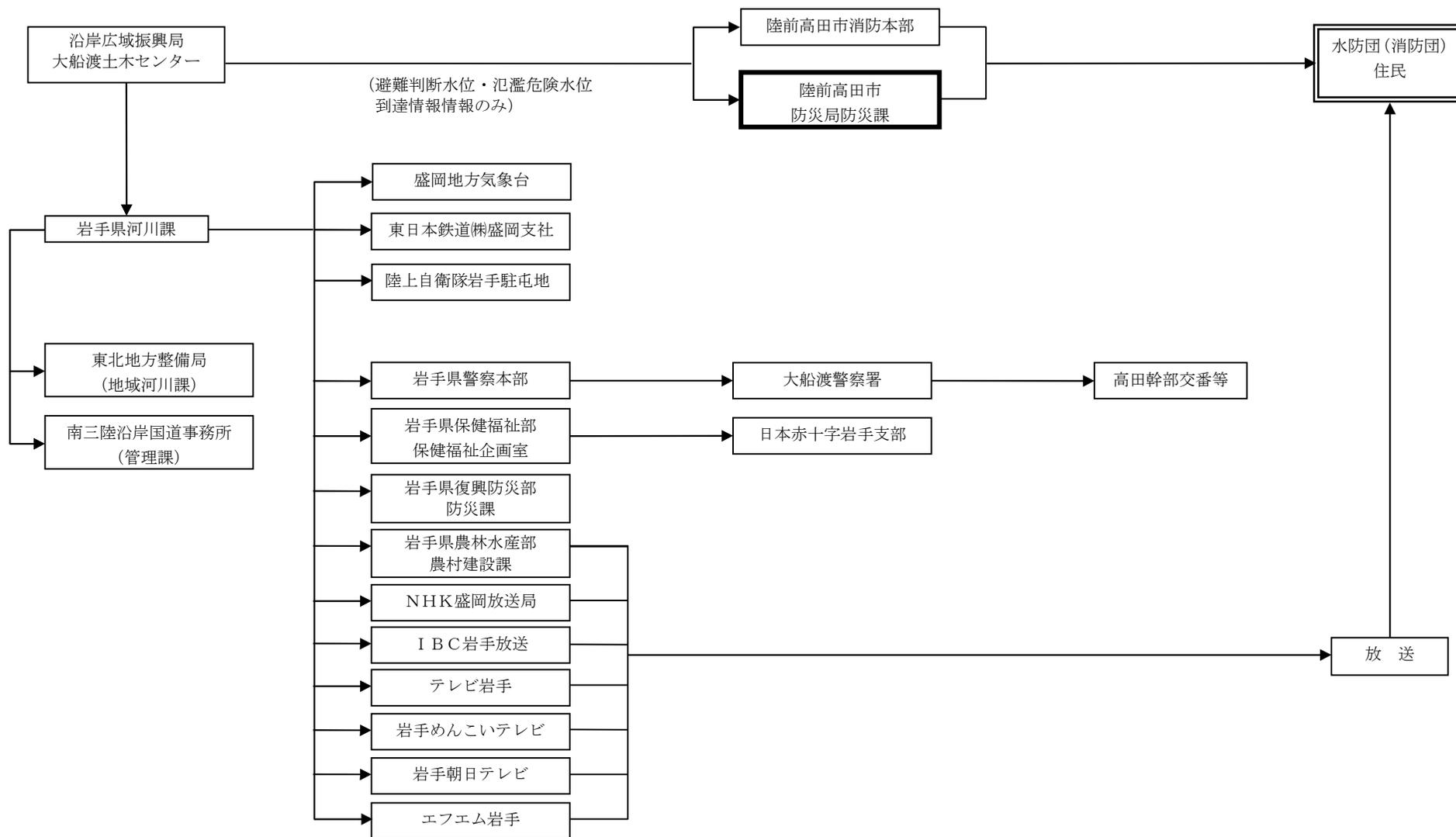
資料3-4 地震及び津波に関する情報伝達系統図



(注)

1 「各地の震度に関する情報」は盛岡地方気象台から発表される。

資料3-5 気仙川下流水防警報伝達系統図



【資料編】

資料3-6 災害時優先電話番号一覧表

(令和4年1月15日時点)

	設場	設場肩書き	電話番号	回線種別	電話番号	回線種別	電話番号	回線種別
1	高田町字下和野 100	陸前高田市役所	0192-54-2118	アナログ	0192-54-2120	アナログ	0192-54-2553	アナログ
2	高田町字栃ヶ沢 210-2	消防防災センター	0192-54-2010	ISDN	0192-54-2119	アナログ	0192-54-2552	アナログ
3	高田町字太田 5	総合交流センター	0192-22-8448	光	0192-22-8447	光		
4	高田町字鳴石 112-11	給食センター	0192-55-2073	光				
5	高田町字太田 511	保健福祉総合センター	0192-22-8671	光				
6	矢作町字諏訪 44	下矢作地区コミュニティセンター	0192-54-2944	アナログ				
7	矢作町字鍋谷 6-2	矢作地区コミュニティセンター	0192-58-2842	光				
8	矢作町字二田野 36-6	生出地区コミュニティセンター	0192-58-2843	光				
9	横田町字黄金山 43-1	横田地区コミュニティセンター	0192-59-2810	光				
10	竹駒町字館 44	竹駒地区コミュニティセンター	0192-54-2943	光				
11	気仙町字愛宕下 303	今泉地区コミュニティセンター	0192-54-2958	光				
12	気仙町字牧田 17	長部地区コミュニティセンター	0192-55-6530	光				
13	高田町字栃ヶ沢 210-3	高田地区コミュニティセンター	0192-54-5520	アナログ				
14	米崎町字川向 14-1	米崎地区コミュニティセンター	0192-54-2965	光				
15	小友町字柳沢 25-1	小友地区コミュニティセンター	0192-56-2967	光				
16	広田町字前花貝 222-1	広田地区コミュニティセンター	0192-56-2951	光				
17	矢作町字二田野 56	博物館	0192-58-2203	アナログ				
18	矢作町字神明前 60	矢作小学校	0192-54-2023	光				
19	横田町字久連坪 17-1	横田小学校	0192-59-2044	アナログ				
20	竹駒町字仲の沢 181	竹駒小学校	0192-54-3039	アナログ				
21	気仙町字愛宕下 313	気仙小学校	0192-55-2932	アナログ				
22	高田町字太田 510	高田小学校	0192-54-3234	アナログ				
23	米崎町字川内 1	米崎小学校	0192-55-2957	アナログ				
24	小友町字宮崎 3-2	小友小学校	0192-56-3100	アナログ				
25	広田町字大久保 9	広田小学校	0192-56-3300	アナログ				
26	高田町字鳴石 5-1	高田第一中学校	0192-55-3921	ISDN				
27	米崎町字和方 130-1	高田東中学校	0192-55-2756	ISDN				
28	気仙町字三本松 41-19	気仙保育所	0192-55-2137	光				
29	高田町字中和野 36-2	高田保育所	0192-54-3157	アナログ				
30	小友町字柳沢前 114	小友保育所	0192-56-2800	光				
31	広田町字前花貝 222-2	広田診療所	0192-56-2515	INS	0192-57-1505	INS		
32	矢作町字愛宕下 31	二又診療所	0192-58-2220	アナログ				

## 資料3-7 非常通信規約

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この規約は、電波法第74条第1項に規定する通信及びその他非常時において用いられる必要な通信（以下、合わせて「非常通信」という。）の円滑な運用を図ることを目的とする。

第2条 非常通信の運用計画、実施及び訓練に関し電波法及びこれに基づく命令に規定がない事項については、この規約の定めるところによる。

### 第2章 非常通信協議会

#### (協議会の構成)

第3条 電波法第74条の2の規定に基づく総務大臣の要請によるほか、第1条の目的を達成するため、次に掲げる者のうち、非常通信に関係の深い者をもって非常通信協議会（以下、「協議会」という。）を構成する。

- 一 無線局の免許(承認)を受けた者
- 二 人命の救助、災害の救援、交通通信の確保及び秩序の維持に関する機関又は団体並びに生活関連機関
- 三 有線電気通信設備の設置者又は設置者の団体

2 協議会は、中央、地方及び地区協議会とする。

#### (協議会の任務)

第4条 中央協議会は次の事項について協議又は要請を行う。

- 一 非常通信の運用計画及び実施に関する協議
- 二 非常通信の訓練計画及び実施に関する協議
- 三 非常通信についての調査研究に関する協議
- 四 非常通信の取扱要請
- 五 その他必要な事項に関する協議

2 地方協議会は、前項のうち当該地方に関係する事項について協議又は要請を行う。

3 地区協議会は、前二項のうち当該地区に関係する事項について協議又は要請を行う。

#### (協議会の開催)

第5条 協議会は毎年1回定期に開催する。

2 前項のほか、必要に応じ適宜に開催することができる。

#### (要請会議)

第5条の2 協議会は、その内部に要請会議を設置する。

2 要請会議は、協議会からの委任を受け、非常通信の取扱要請を行う。

#### (要請の対象)

## 【資料編】

第5条の3 非常通信の取扱要請は、次の場合を対象とする。

- 一 構成員等から非常通信の確保の協力を求められた場合
- 二 その他非常通信の取扱要請を行うことが必要な場合

(非常通信の取扱要請の手順)

第5条の4 非常通信の取扱要請は、次の手順により行う。

- 一 中央協議会は、その構成員に対し独自に又は他の協議会からの依頼により非常通信の取扱要請を行うことができる。
- 二 地方協議会は、その構成員に対し独自に又は他の協議会からの依頼により非常通信の取扱要請を行うことができる。
- 三 地区協議会は、他の協議会からの依頼又は地方協議会との協議により、その構成員に対し非常通信の取扱要請を行うことができる。ただし、協議が困難な場合は、地区協議会独自に行うことができる。

(要請への協力)

第5条の5 協議会及びその構成員から、非常通信の取扱要請を受けた構成員は、自己の責任においてこれに協力することとする。

(総務省との協議)

第6条 協議会は、第4条により決定した事項について、総務省と密接に連絡協議を行うものとする。

(協議会の名称等)

第7条 協議会の名称、所在地、結成区域及び第3条第1項の構成員は、別表に定める。

## 第3章 計画及び実施

(非常通信の計画)

第8条 非常通信計画は、既往の事実及び将来起り得べき非常事態を考慮し、非常通信が円滑に行うことができるよう定めるものとする。

2 前項の計画を定めたとき、総務大臣に報告するものとする。

(非常通信の実施)

第9条 非常通信の実施は、前条の計画に基づいて行うものとする。

(内閣府との連絡の確保)

第10条 内閣府との間に非常通信の実施を必要とするときは、すべての構成員はその連絡の確保に協力しなければならない。

## 第4章 訓練

### (訓練)

第11条 災害（武力攻撃事態等又は緊急処理事態において、直接は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害を含む。）が発生した場合に、円滑な非常通信の実施が確保できるよう平素より第8条の計画に基づいて訓練を行わなければならない。

### (訓練の実施)

第12条 訓練は、協議会の計画に基づいて、国及び地方公共団体等と連携した実践的通信訓練を実施するものとする。

## 第5章 表彰

### (表彰)

第13条 協議会は、非常通信の実施及び協議会の運営に関し、特に功績のあった者に対して表彰を行うことができる。

### (表彰の実施)

第14条 表彰の実施については、別に定める非常通信協議会表彰規則により行うこととする。

## 第6章 雑則

### (細則)

第15条 協議会は、協議会の運営並びに非常通信の実施及び訓練に関し、必要な細則を定めることができる。

### (規約の改廃)

第16条 この規約の改廃は、中央協議会でこれを行う。

### 附 則

この規約は昭和26年7月19日より実施する。

### 附 則

この規約は昭和53年3月17日より実施する。

### 附 則

この規約は平成元年3月14日より実施する。

### 附 則

この規約は平成5年4月9日より実施する。

### 附 則

この規約は平成7年4月1日から実施する。

### 附 則

この規約は平成7年4月11日から実施する。

## 【資料編】

附 則

この規約は平成 8 年 4 月 9 日から実施する。

附 則

この規約は平成 11 年 4 月 28 日から実施する。

附 則

この規約は平成 13 年 4 月 23 日から実施する。

附 則

この規約は平成 15 年 4 月 24 日から実施する。

附 則

この規約は平成 16 年 4 月 23 日から実施する。

附 則

この規約は平成 16 年 9 月 17 日から実施する。

附 則

この規約は平成 19 年 3 月 20 日から実施する。

附 則

この規約は平成 21 年 2 月 24 日から実施する。

附 則

この規約は平成 22 年 2 月 24 日から実施する。

## 資料3-8 非常通信運用細則

## 第1章 総則

## (目的)

第1条 この細則は、非常通信規約（以下「規約」という。）第15条の規定に基づき、非常通信の実施及び訓練に必要な事項を定めることを目的とする。

（無線局、有線電気通信設備の設置者又は設置者の団体の名称等）

第2条 規約第8条に定める非常通信実施計画及び訓練計画に必要な無線局、有線電気通信設備の設置者又は設置者の団体の名称等は、非常通信協議会（以下、「協議会」という。）構成員別に別冊にこれを掲げる。ただし、中央協議会会長が、特に必要がないと定めた場合は、その一部の記載を省略することができる。

2 地方協議会は、連絡の設定及び通信の疎通を円滑にするために統制局を設けることができる。

（非常通信系の構成）

第3条 非常通信系は、原則として次の順序より構成するものとする。

- 一 同一構成員内の通信系
- 二 異なる構成員相互間の通信系

（地方区及び地区非常通信系の構成）

第4条 総合通信局等の管轄区域内（以下、「地方区」という。）の地区相互間の非常通信系の構成は、それぞれの地方協議会がこれを定めるものとする。

- 2 隣接地方区相互間の非常通信系の構成は、関係地方協議会で協議してこれを定めるものとする。
- 3 都道府県内の非常通信系の構成は、それぞれの地区協議会（地区協議会なき都道府県では地方協議会）がこれを定めるものとする。

（移動する無線局の活用）

第5条 非常通信の実施に際しては、移動する無線局を活用するものとし、その運用については次の区別に従いその局の移動状況等を参酌してあらかじめ計画を立てておくものとする。

- 一 地方区内を移動範囲とするものについては、当該地方協議会
- 二 都道府県内を移動範囲とするものについては、当該地区協議会（地区協議会なき都道府県では地方協議会）
- 三 常置場所を中心に他の地区にまたがって一定の距離以内を移動範囲とするものについては、その常置場所を管轄する地区協議会（地区協議会なき都道府県は前号に同じ。）

第6条 移動する無線局が災害地（武力攻撃事態等又は緊急対処事態において、直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害が発生した地域並びに住民の要避難地域及び避難先地域を含む。以下同じ。）又はその付近に移動している場合は、できる限り出動して非常通報の疎通に協力するものとする。

## 【資料編】

### (非常通報の内容)

第7条 非常通信における通報（以下、「非常通報」という。）の内容は、次に掲げるもの又はこれに準ずるものとする。

- 一 人命の救助に関するもの
- 二 天災の予警報（主要河川の水位を含む。）及び天災その他の災害の状況に関するもの
- 三 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料
- 四 電波法第74条実施の指令及びその他の指令
- 五 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限その他の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの
- 六 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの
- 七 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの
- 八 遭難者救護に関するもの
- 九 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの
- 十 鉄道線路、道路、電力設備、電信電話回線の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの
- 十一 中央防災会議、同事務局、地方防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部及び災害対策本部相互間に発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの
- 十二 災害救助法第24条及び災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの
- 十三 前各号に定めるもののほか、災害（武力攻撃事態等又は緊急対処事態において、直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害を含む。以下同じ。）が発生した場合における住民の避難、救援、情報の収集、生活の安定及び復旧その他必要な措置に関するもの

### (非常通報の発信)

第8条 非常通報は、法令上許される範囲内において、構成員が自ら発受するほか、依頼に応じてこれを発受するものとし、頼信の場合は、「非常」の表示をして差し出すものとする。

第9条 非常通報の内容は、なるべく簡潔明瞭なものでなければならない。

### (非常通信の実施)

第10条 構成員は、第7条に係る者から非常通信の依頼があったときはこれに応ずるものとする。ただし、電気通信役務の利用によって目的を達し得ると認められる場合はこの限りではない。

### (暴動の場合の非常通信の実施)

第11条 暴動（目的のいかんを問わず少なくとも一地方の安寧秩序を乱す程度、又は公共の静ひつを害する程度に多衆が結合して暴動脅迫を行うことをいう。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に非常通信を行うときは、特に慎重を期し、できる限り警察署、海上保安官署、又は検察庁と密接に連絡協議してこれを行うものとする。

(非常通信の協力)

第12条 構成員は、他の構成員から非常通信の疎通について協力を求められたときは、できる限りこれに応じなければならない。

第13条 非常通報は無料として取り扱うものとする。ただし、電気通信役務の利用に係る費用(約款により無料となるものを除く。)及び別に通信の取り扱いに関し補償を必要とする場合は、この限りでない。なお、費用の負担は、原則として依頼者が負担することとする。

(非常通報の配達)

第13条の2 構成員は、非常通報の配達に協力し、その配達上便宜の措置を講ずるものとする。

第2章 非常通信の運用

(非常通信の運用)

第14条 非常通信の運用は、無線局運用規則(以下、「運用規則」という。)などの関係規定によるほか、本章の定めたところによるものとする。

第15条 災害地にある無線局及び、その他の通信施設は、非常通信を確保するため、法令上許される範囲内において最大限に運用するよう努めるものとする。

(使用周波数)

第16条 無線通信による連絡設定の場合において、A1A電波4,630KHzによるところが困難であるか、又はA1A電波4,630KHzの設備がないときは、通常通信波又は第18条に定めるものの中から選定した周波数によって行うものとする。

第17条 前条の規定にかかわらず、現用通信系による無線通信、無線電話の連絡設定は、通常通信波でこれを行うことができる。

第18条 非常通信に使用する無線局の周波数が、使用制限として昼間波又は夜間波に指定されている周波数であるときは、それぞれの使用制限内で使用するものとする。

(非常通信の予告)

第19条 非常事態発生のおそれのある場合は、その附近の構成員は、その通信の相手方に対し後刻非常通信を実施することがある旨を連絡し、実施の場合の連絡方法、連絡時刻等をあらかじめ協議しておくものとする。

第20条 削除

第21条 無線電信局において災害地にある無線局と連絡を必要とし、呼出しを行うも応答を得られないときは、自己の聴取する周波数を示して随時呼出しを行うものとする。

(非常通信の伝送順序等)

第22条 非常通報の形式、記載方法、伝送順序及び伝送方法は、次によるものとする。

一 形式

電報形式又は文書形式(通常の見本で記載するもの。ファクシミリの場合も同じ)とし、次の事項を記載するものとする。

(1) 種類(ヒゼウ、欧文の場合はE X Z)

(2) 字数(文書形式のものの場合を除く。また、電報形式のもので電話回線のみを経由する

## 【資料編】

ことが明らかな場合は省略することができる。)

- (3) 発信局
- (4) 発信番号
- (5) 受付日
- (6) 受付時分
- (7) 名宛
- (8) 指定
- (9) 記事(又は局内心得)
- (10) 本文

### 二 記載方法

- (1) 受付時間は24時間制をもって記載するものとする。
- (2) 非常通報を中継する場合は、その記事に中継者名を順次付するものとする。
- (3) 受付日は、必要がある場合に限り、「ヒ」の文字とその次に日付を表す数字とを記入するものとする。

### 三 伝送順序

一号に掲げる事項の順序によるものとする。

### 四 伝送方法

#### (1) 電信の場合

伝送上の記号は、受付時分の次の区切点「 」を、指定の前には「ホホ」を、記事(又は局内心得)の前には「ウウ」を、本文の前には「ホレ」を、また、受付時分の数字は運用規則別表第1号3に定める数字の略体をもって伝送するものとする。

#### (2) 電話及びファクシミリの場合

1号に掲げる事項の伝送は、それぞれの区別を付して行うものとする。

#### (3) 伝送途中における形式の変更

非常通報の伝送途中において、必要があるときは、文書形式を電報形式又は、電報形式を文書形式に変えて当該通報を伝送することができるものとする。

第23条 前条の規定にかかわらず、同一構成員内で行う非常通報の伝送順序及び伝送方法等は、適宜定めることができる。

第24条 非常通信実施中は、非常通報の疎通に全力をあげるものとし、自己の業務通信に優先させるものとする。

2 通常の通報の通信中、非常通報を送信する必要があるときは、直ちにその通信を中止して非常通報を送信しなければならない。この場合には「BKOSO」の符号を付して直ちに非常通報の送信を開始するものとする。

## 第3章 訓練通信

(訓練通信の種別及び訓練回数)

第25条 規約第12条に規定する訓練は、各個訓練及び総合訓練とする。

一 各個訓練とは、常用通信系による訓練及び同一構成員内又は異なる構成員相互間の新規連絡による訓練

二 総合訓練とは、地方若しくは地区ごとに構成員が参加して実施する訓練又は数地方若しく

は数地区と内閣府との間に行う訓練

2 前項の訓練回数は、第3条に規定するものについては中央協議会、第4条及び第6条に規定するものについてはそれぞれの地方又は地区協議会で適宜定めるものとする。

第26条 前条の訓練は、定期又は臨時に行うものとし、協議会ごとにあらかじめ訓練日時、訓練通信系統、訓練参加構成員、訓練要領を定めて実施するものとする。

第27条 協議会は、前2条の訓練実施計画を定めたときは、総務省及び必要と認める隣接の各協議会に連絡するものとする。

(訓練通信の聴取)

第28条 各無線局は、近接地方区、地区において訓練通信が行われるときは、自局の運用に支障がない限りなるべくこれを聴取し、空電、混信、受信感度等を記録し、非常通信の円滑な運用に資するものとする。

(通信の中止)

第29条 他の無線局が自局と周一周波数により訓練通信を実施しようとしているときは、特に急を要するもの以外は、その周波数による通信を一時中止して訓練通信の疎通の円滑を図らなければならない。

(訓練通信計画)

第30条 定期訓練の実施については、年間を通じて各時間ごとの感度、空中状態等が記録できるよう計画するものとする。

(訓練通信時間)

第31条 1回の訓練通信時間は、なるべく10分以内をもって終了するものとする。ただし、特に必要と認める場合はこの限りでない。

第32条 削除

(訓練通信の模擬通報)

第33条 訓練通信は、原則として模擬通報によって行うものとし、頼信の場合は「訓練非常」なる表示をして差し出すものとする。

2 前項の模擬通報の記事(又は局内心得)及び本文の冒頭には「クンレン」と記載し、種類欄は空欄とするものとする。

(訓練通信終了後の通報)

第34条 訓練通信終了に際しては、空電、混信、受信感度その他参考となるべき事項を相互に通報するものとする。

(報告)

第35条 訓練通信終了後は、所属の協議会に対し、別表の様式により報告するものとする。

2 協議会は、前項の報告事項を整理し、季節別、時間別による通信状態を把握して非常通信実施上に資するものとする。

## 【資料編】

第 35 条の 2 非常通信の取扱要請を行った協議会は、速やかに中央協議会あて報告するものとする。

(周知)

第 35 条の 3 非常通信の取扱要請を行った協議会は、非常通信の実施体制を確保している旨、関係機関等を通じ住民等に対して周知を図ることとする。

第 36 条 各協議会は、事務遂行の円滑を図るため、あらかじめ連絡の方法を定めておくものとする。

第 37 条 各協議会の役員名簿は、別冊にこれを掲げる。

附 則

この規則は、昭和 26 年 10 月 17 日より実施する。

附 則

この規則は、昭和 53 年 3 月 17 日より実施する。

附 則

この規則は、平成元年 3 月 14 日より実施する。

附 則

この規則は、平成 6 年 4 月 13 日より実施する。

附 則

この規則は、平成 7 年 4 月 1 日より実施する。

附 則

この規則は、平成 7 年 4 月 11 日より実施する。

附 則

この規則は、平成 13 年 4 月 23 日より実施する。

附 則

この規則は、平成 15 年 4 月 24 日より実施する。

附 則

この規則は、平成 16 年 9 月 17 日より実施する。

附 則

この規則は、平成 22 年 2 月 24 日より実施する。

別紙(第 35 条関係)

令和 年 月 日

非常通信協議会会長 殿

構成員名

## 非常通信訓練実施報告書

実施年月日		平成 年 月 日 ( )						
往路通信	受信相手先	時刻	時		分			
		機関名						
		伝達方法	有線	無線	使送	その他		
		回線種別						
		伝達手段	音声	FAX	電信	映像	紙面	その他
	送信相手先	時刻	時		分			
		機関名						
		伝達方法	有線	無線	使送	その他		
		回線種別						
		伝達手段	音声	FAX	電信	映像	紙面	その他
復路通信	受信相手先	時刻	時		分			
		機関名						
		伝達方法	有線	無線	使送	その他		
		回線種別						
		伝達手段	音声	FAX	電信	映像	紙面	その他
	送信相手先	時刻	時		分			
		機関名						
		伝達方法	有線	無線	使送	その他		
		回線種別						
		伝達手段	音声	FAX	電信	映像	紙面	その他
予備電源使用								
伝搬路障害								
通報遅延理由								
所見								

## 【資料編】

別紙1(第35条関係)

### 記入要領

- 1 時刻については、24時間制で記入すること。  
なお、受信の掘合は「受信完了時刻」、送信の場合は「送信完了時刻」を記入すること。
- 2 機関名については、通信相手先名称を記入すること。
- 3 伝達方法については、選択したものに○印を記入すること。
- 4 回線種別については、次の中から選択して、略称を記入すること。
  - 中 防…中央防災無線(地上系)
  - 中 星…中央防災無線(衛星系)
  - 警 察…警察用通信回線
  - 消 防…消防防災無線(地上系)
  - 水 防…水防道路用無線
  - 海 保…海上保安用通信回線
  - 防 衛…防衛用通信回線
  - 電 力…電気事業用通信回線
  - 地 星…地域衛星通信ネットワーク
  - 県 防…都道府県防災行政無線(地上系)
  - 市 同…市町村防災行政無線(同報系)
  - 市 移…市町村防災行政無線(移動系)
  - 消 救…消防・救急無線
  - 地 域…地域防災無線
  - 相 互…防災相互通信用無線
  - C S…自営衛星通信回路
  - 専 用…電気通信事業者の専用回線
  - 孤 立…孤立防止用無線
  - 非 常…非常波(4, 630KHz)
  - 自 営…前記以外の自営の通信網
  - その他…その他の通信回線
- 5 伝達手段については、選択したものに○印を記入すること。
- 6 予備電源使用については、使用の有無を記入すること。
- 7 伝搬路障害については、訓練中に障害があった場合は、その内容を具体的に記入すること。
- 8 通報遅延理由については、遅延が発生した場合は、その内容を具体的に記入すること。
- 9 所見については、訓練参加に関する意見等を記入すること。

## 資料3-9 東北地方非常通信協議会構成員名簿（岩手県内構成員）

令和4年4月1日現在

構 成 員 名	構 成 員 名
岩手県 岩手県警察本部 盛岡市 宮古市 大船渡市 北上市 久慈市 遠野市 消防本部 陸前高田市 釜石市 二戸市 八幡平市 奥州市 雫石町 葛巻町 岩手町 滝沢市 紫波町 矢巾町 住田町 大槌町 山田町 岩泉町 田野畑村 普代村	野田村 洋野町 一戸町 岩手県町村会 東北漁業無線協会 日本放送協会盛岡放送局 (株)アイビーシー岩手放送 (株)テレビ岩手 (株)岩手めんこいテレビ (株)岩手朝日テレビ (株)エフエム岩手 (株)ラヂオもりおか 奥州エフエム放送(株) 一ノ関コミュニティ FM(株) えふえむ花巻株式会社 特定非営利法人防災 ・市民メディア推進協議会 盛岡ガス(株) 三陸鉄道(株) 岩手県北自動車(株) 岩手開発鉄道(株) (一社)岩手県タクシー協会 (一社)日本アマチュア無線連盟岩手県支部 (株)日本政策金融公庫盛岡支店中小企業事業

【資料編】

資料3-10 被害状況判定の基準

災害による人及び建物等の被害の判定基準は、おおむね次によるものとする。

被害区分		判定基準	
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの	
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの	
	負傷者	重傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、1月以上の治療を要する見込みのもの
		軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、1月未満で治療できる見込みのもの
住家の被害	全壊、全焼、全流失	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの。具体的には、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）による。	
	大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）による。	
	中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に今日中することが困難なもの。具体的には「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）による。	
	半壊、半焼	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。具体的には「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）による。	
	準半壊	住家半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）による。	
	一部損壊	被害が半壊に達しないが、ある程度の補修を加えれば再びその目的に使用できる程度のもの。	
畑の被害	流失、埋没	耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため耕作が不能となったもの	
	冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの	
その他の被害	道路決壊	高速自動車道、一般国道、県及び市道の一部が損壊し車両の通行が不能となった程度の被害	
	橋梁流失	市道以上の道路に架設した橋が一部又は全部流失し、一般の渡橋が不能になった程度の被害	
	堤防決壊	河川法にいう二級河川の堤防、あるいは溜池、かんがい用水路の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害	

被害区分		判定基準	
害	鉄道不通	汽車、電車等の通行が不能となった程度の被害	
	被害船舶	沈没	船体が没し、航行不能になったもの
		流失	流失し、所在が不明となったもの
		破損	修理しなければ航行できないもの
文化財の被害	全壊又は滅失	文化財が滅失し、又は損壊部分が甚だしく、残存部分に補修を加えても文化財としての価値を失ったと認められるもの	
	半壊	重要部分に相当な被害を被ったが、相当の補修を加えれば文化財として価値を維持できるもの	
	一部破損	被害が一部分にとどまり、補修により文化財としての価値を維持できるもの	

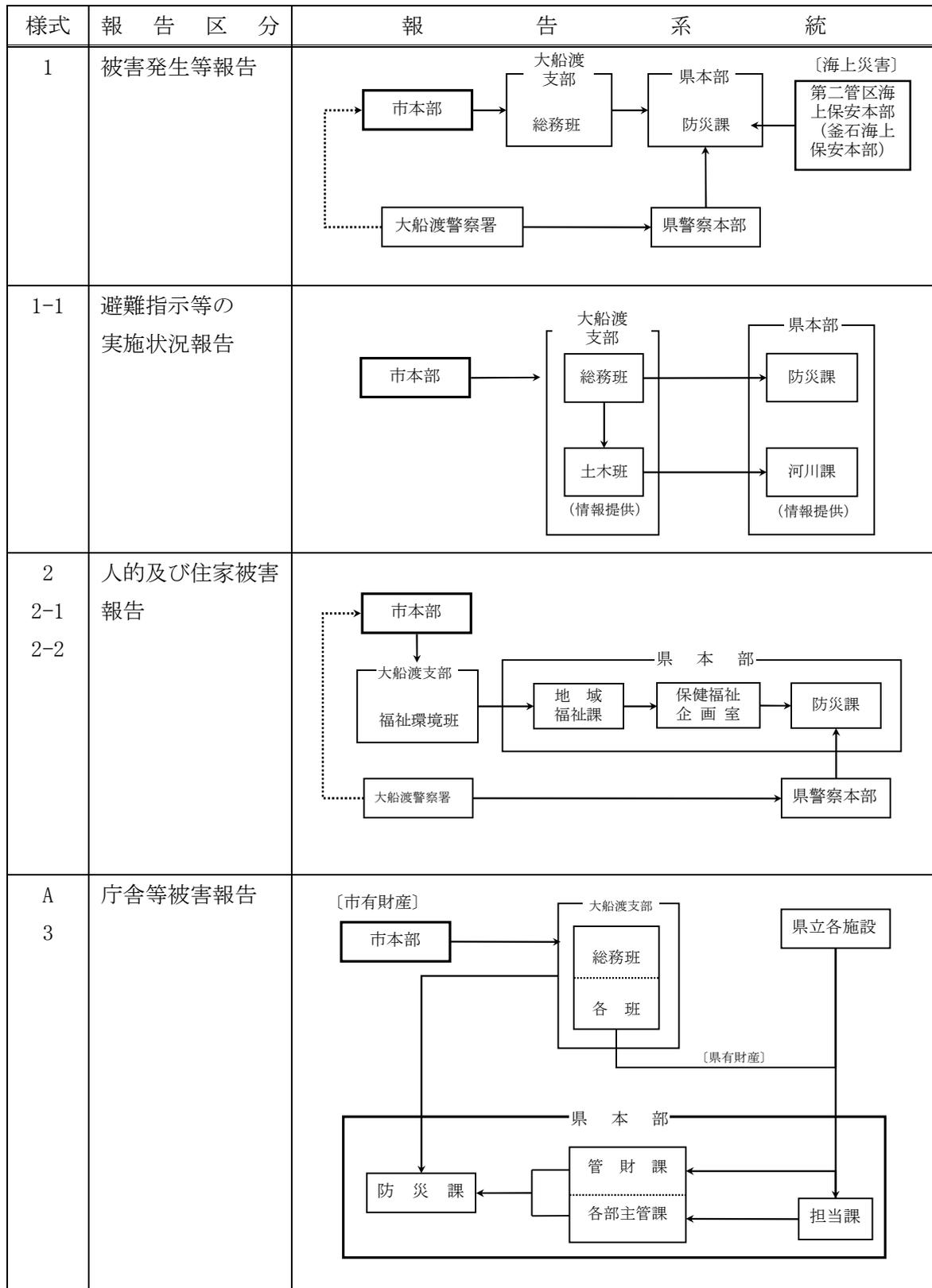
【資料編】

資料3-11 被害報告に係る用語の定義

被害報告に使用する用語の定義は次のとおりとする。

用語	定義
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。従って同一家屋内に親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となる。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿その他これらに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、原則としてその寄宿舎等を1世帯として取り扱うものとする。
非住家被害	住家以外の建築物をいう。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は、非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
船舶	櫓、擧のみをもって運転する舟以外の船をいう。
被災世帯	災害により全壊、大規模半壊、半壊、床上浸水により被害を受け、通常の生活を維持できなくなった世帯をいう。
被災者	被災世帯の構成員をいう。

資料3-12 報告区分別系統図

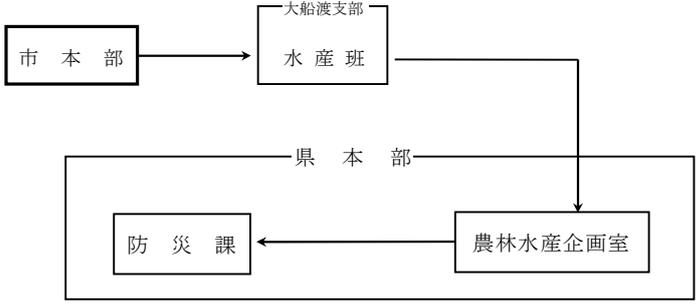
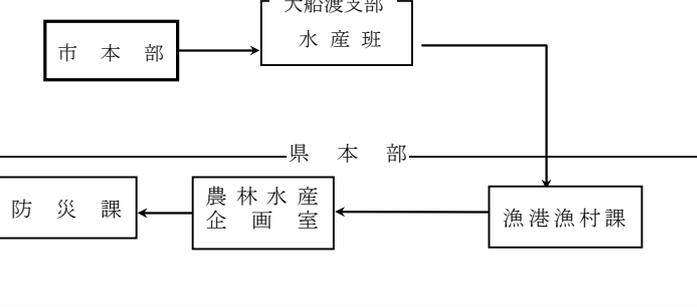
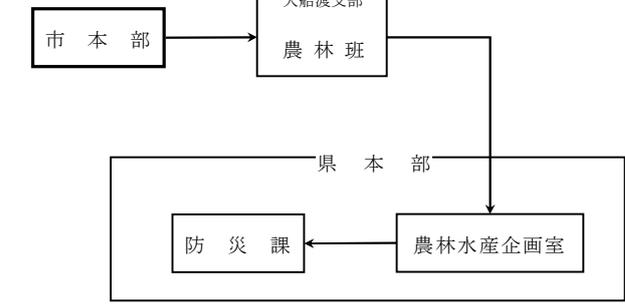
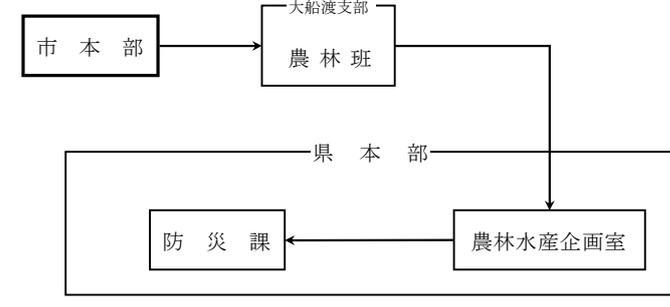


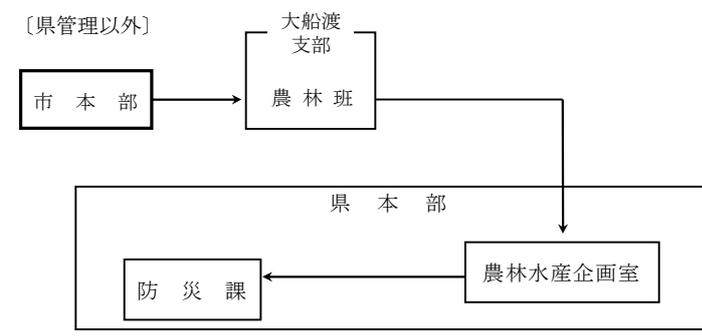
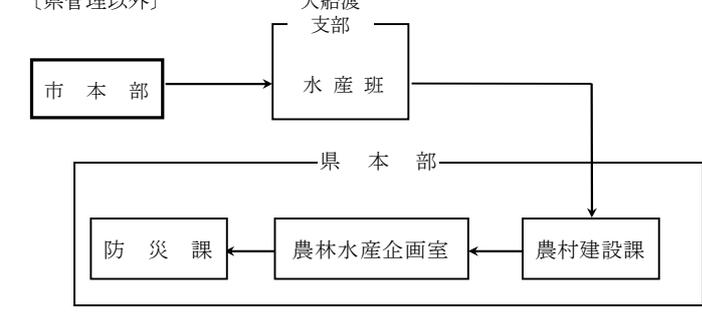
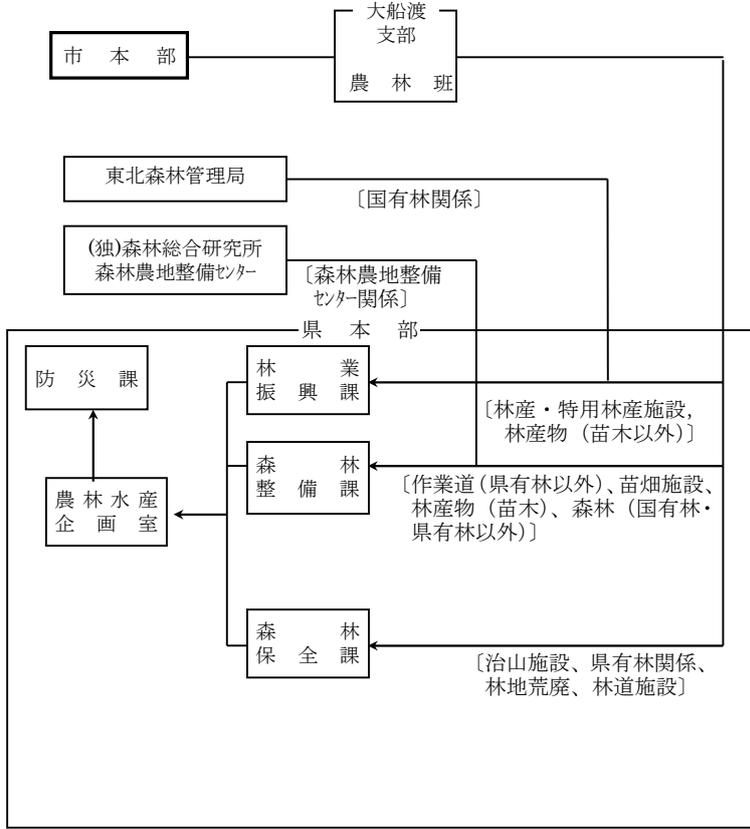
【資料編】

様式	報告区分	報告系統
4	社会福祉施設、社会教育施設、文化施設、体育施設被害報告	<p>大船渡支部</p> <p>市本部 社会福祉施設 社会教育施設 文化施設 体育施設</p> <p>教育事務所班 福祉環境班</p> <p>県立各施設</p> <p>県本部</p> <p>防災課</p> <p>保健福祉企画室 医療政策室 長寿社会課 障がい保健福祉課 子育て支援室</p> <p>教育企画室 生涯学習文化財課</p> <p>文化スポーツ企画室 文化振興課 スポーツ振興課</p> <p>社会福祉施設 社会教育施設 文化施設 体育施設</p>
B C 5 5-1	医療衛生施設被害報告	<p>大船渡支部</p> <p>市本部 国立病院等</p> <p>保健医療班 (福祉医療班) 県立病院班</p> <p>県本部</p> <p>防災課</p> <p>保健福祉企画室 医療政策室 長寿社会課 児童家庭課 県民くらしの安全課 資源循環推進課</p> <p>医療部管理課</p> <p>県立病院以外の施設等 感染症指定医療機関 介護老人保健施設 母子健康センター 土木道施設衛生施設(大船場、葛地、船山、船山町、船山町(船場)) 衛生施設(ごみ処理施設、ごみ処理施設) 県立病院</p>
6	消防施設被害報告	<p>大船渡支部</p> <p>市本部</p> <p>総務班</p> <p>県本部</p> <p>防災課</p>

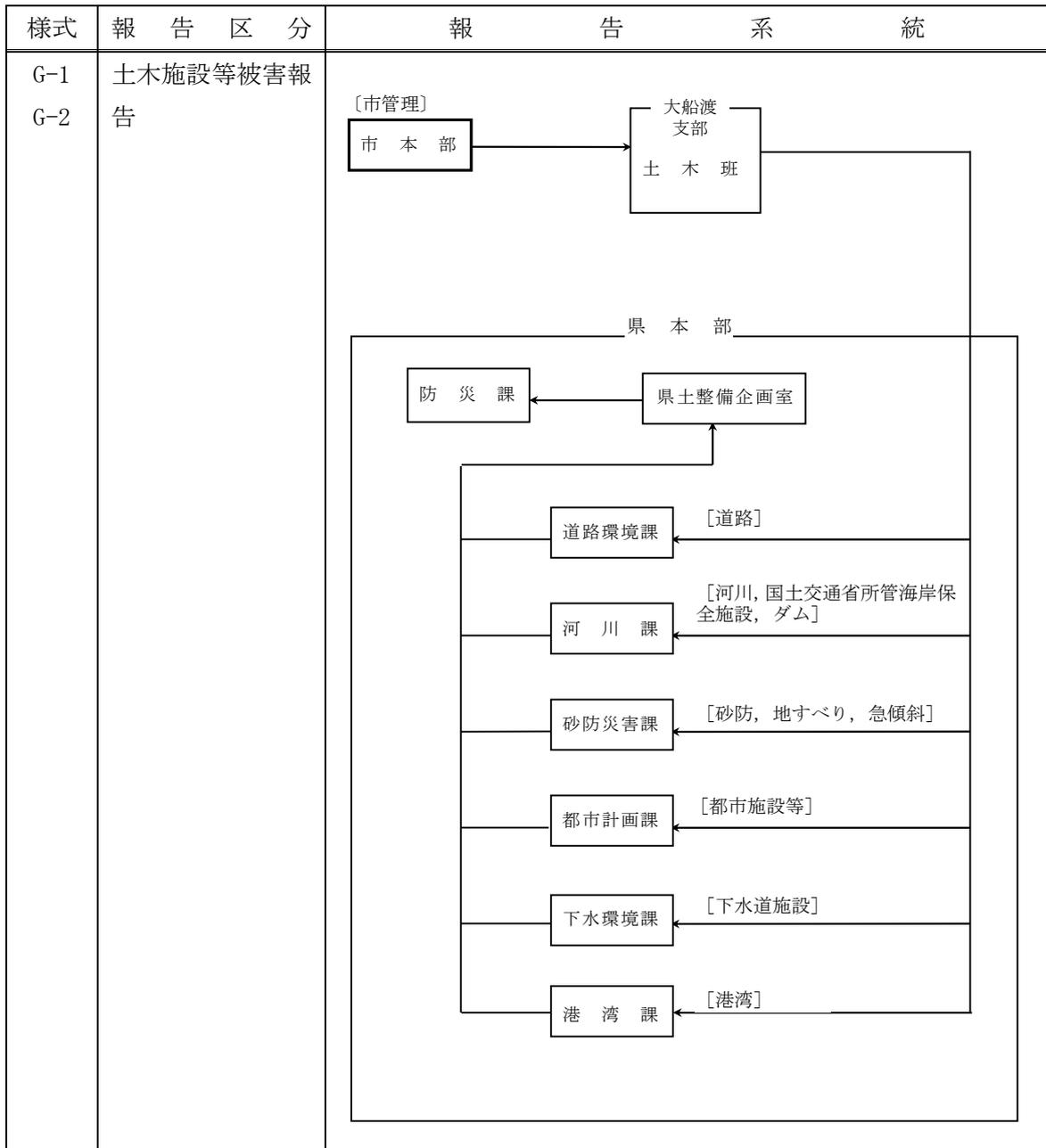
様式	報告区分	報告系統
D 7	観光施設被害報告	
E 6	商工関係被害報告	
9	高圧ガス、火薬類施設及び鉱山関係被害報告	

【資料編】

様式	報告区分	報告系統
F 10	水産関係被害報告	 <pre> graph TD     A[市本部] --&gt; B[大船渡支部 水産班]     B --&gt; C[農林水産企画室]     C --&gt; D[防災課]     subgraph 県本部         C         D     end             </pre>
F 11	漁港施設、水産庁 所管海岸保全施設 等被害報告	 <pre> graph TD     A[市本部] --&gt; B[大船渡支部 水産班]     B --&gt; C[漁港漁村課]     C --&gt; D[農林水産企画室]     D --&gt; E[防災課]     subgraph 県本部         C         D         E     end             </pre>
F 12	農業施設被害報告	 <pre> graph TD     A[市本部] --&gt; B[大船渡支部 農林班]     B --&gt; C[農林水産企画室]     C --&gt; D[防災課]     subgraph 県本部         C         D     end             </pre>
F 13 13-1	農作物等被害報告	 <pre> graph TD     A[市本部] --&gt; B[大船渡支部 農林班]     B --&gt; C[農林水産企画室]     C --&gt; D[防災課]     subgraph 県本部         C         D     end             </pre>

様式	報告区分	報告系統
F 14	家畜等関係被害報告	<p>[県管理以外]</p> 
F 15	農地農業用施設、農林水産省農村振興局所管海岸保全施設被害報告	<p>[県管理以外]</p> 
F 16	林業関係被害報告	

【資料編】

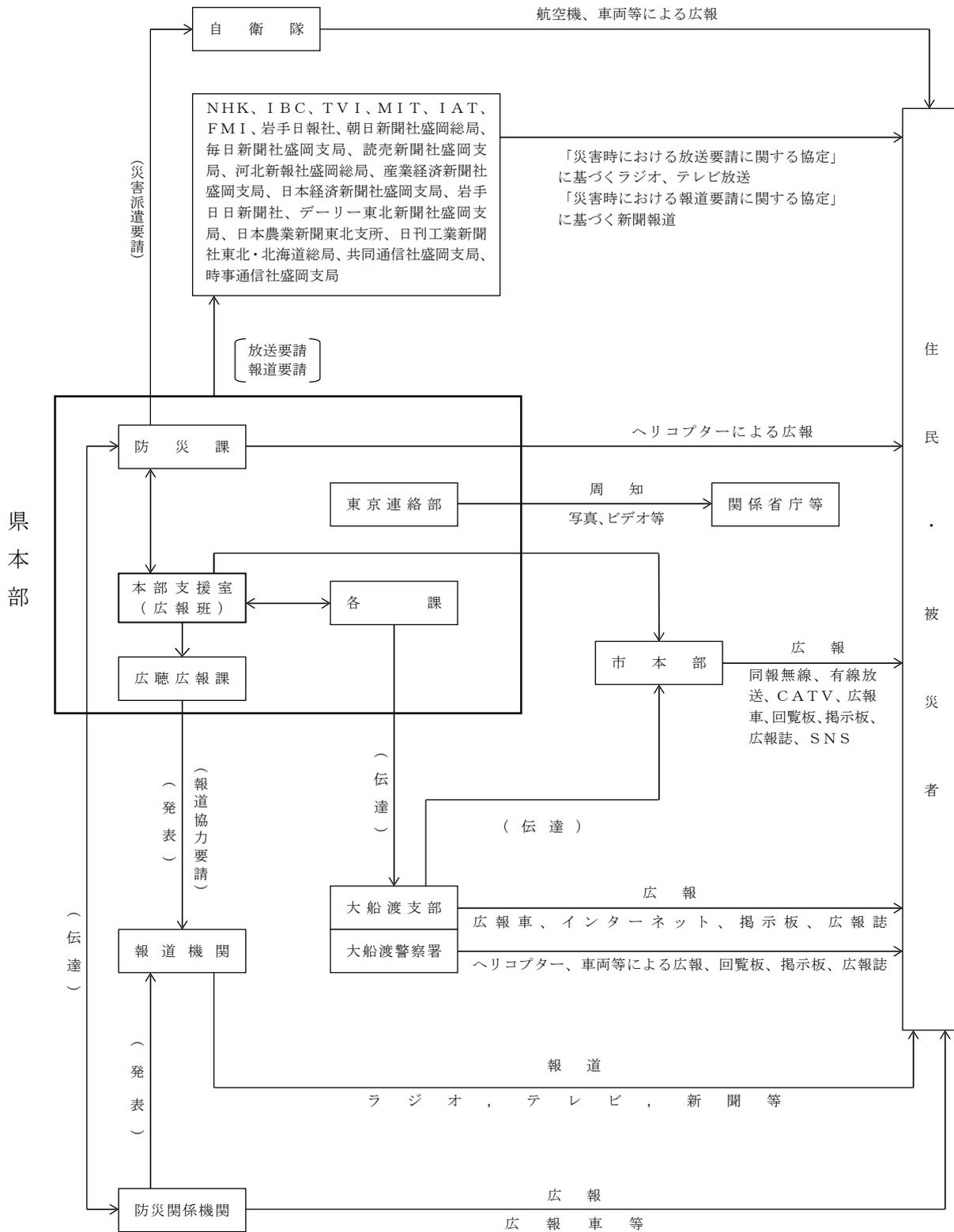


様式	報告区分	報告系統
17	土木施設等被害報告	
G-1 G-2 18	公営住宅等被害報告	

【資料編】

様式	報告区分	報告系統
<p>H 19</p> <p>H 20</p>	<p>児童、生徒及び教 員等被害報告</p> <p>学校被害報告</p>	
<p>H 21</p>	<p>文化財被害報告</p>	

資料3-13 災害広報実施系統



## 資料4 避難

## 資料4-1 避難勧告等に使用する信号の種類

災害の種類		種類及び内容					備考	
		鐘音	サイレン					
火災		(連点) ○-○-○-○-○	3秒	2秒	3秒	2秒	3秒	近火信号をもって避難信号とする。
			△		△		△	
水災		(連点) ○-○-○-○-○	3秒	2秒	3秒	2秒	3秒	水防法に基づく避難信号
			△		△		△	
津波	津波注意	(3点と2点の班打) ○-○-○ ○-○	10秒	2秒	10秒	2秒	10秒	予報警報標識規程に基づく、津波注意、津波、大津波予報標識をもって避難信号とする。
	津波	(2点) ○-○ ○-○	5秒	6秒	5秒	6秒	5秒	
	大津波	(連点) ○-○-○-○-○	3秒	2秒	3秒	2秒	3秒	
			△		△		△	

## 資料4-2 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧表

## 指定緊急避難場所

(令和7年7月18日現在)

番号	箇所 番号	地区名	施設・場所名	所在地	洪水	崖崩 れ、土 石流 及び 地滑 り	高潮	地震	津波	大規 模な 家事	内水 氾濫	火山 現象	指定避 難所と の重複
1	OD-11	生出	清水公民館	矢作町字沖 5-1	○	○							○
2	X-10	矢作	矢作多目的研修センター (矢作地区コミュニティセンター)	矢作町字鍋谷 6-2	○	○							○
3	SY-1	下矢作	1区公民館	矢作町字雪沢 100-2					○				
4	SY-3	下矢作	嶋部公民館	矢作町字大嶋部 157					○				
5	SY-4	下矢作	観音寺	矢作町字寺前 79	○	○			○				
6	SY-5	下矢作	下矢作住宅団地	矢作町字越戸内 179-9					○				
7	SY-6	下矢作	6区公民館	矢作町字東角地 35-8	○	○			○				
8	SY-7	下矢作	7区公民館	矢作町字打越 48-4	○	○			○				
9	SY-8	下矢作	市立矢作小学校 2階校舎	矢作町字神明前 55-1	○	○			○				○
10	SY-9	下矢作	下矢作多目的研修センター (下矢作地区コミュニティセンター)	矢作町字諏訪 44					○				○
11	YT-1	横田	市立横田小学校	横田町字久連坪 17-1	○	○							○
12	YT-2	横田	第二部落会館	横田町字本宿 24-4	○	○							
13	YT-3	横田	第八区会館	横田町字袋沢 37-1	○	○							
14	YT-12	横田	横田基幹集落センター (横田地区コミュニティセンター)	横田町字黄金山 43-1	○	○							○
15	TK-2	竹駒	榑高田自動車学校	竹駒町字相川 74-1					○				○

番号	箇所 番号	地区名	施設・場所名	所在地	洪水	崖崩 れ、土 石流 及び 地滑 り	高潮	地震	津波	大規 模な 家事	内水 氾濫	火山 現象	指定避 難所と の重複
16	TK-3	竹駒	仲の沢公民館	竹駒町字仲の沢 37					○				
17	TK-4	竹駒	滝の里町内会館	竹駒町字滝の里 83-2					○				
18	TK-5	竹駒	上細根町内会館	竹駒町字上細根 11-4					○				
19	TK-6	竹駒	矢崎公民館	竹駒町字館 21-4					○				
20	TK-7	竹駒	新田町内会館	竹駒町字新田 41-1					○				
21	TK-8	竹駒	榊ボンマックスアパレル	竹駒町字細根沢 27-1					○				
22	TK-9	竹駒	西部デイサービスセンター竹の里	竹駒町字相川 73-30					○				
23	TK-10	竹駒	相川地区高台	竹駒町字相川 2-3					○				
24	TK-11	竹駒	館住宅団地	竹駒町字館 61-9					○				
25	TK-12	竹駒	下沢公民館	竹駒町字相川 14-2					○				
26	TK-13	竹駒	定住促進センター (竹駒地区コミュニティセンター)	竹駒町字館 44					○				
27	TK-14	竹駒	市立竹駒小学校体育館	竹駒町字仲の沢 181	○	○			○				
28	TK-15	竹駒	壺の沢公民館	竹駒町字上壺 7-7					○				○
29	II-1	今泉	泉増寺高台	気仙町字荒川 127	○	○			○				○
30	II-2	今泉	諏訪神社	気仙町字町裏 1	○	○			○				○
31	II-3	今泉	荒川沢地区高台	気仙町字荒川沢 118-2					○				
32	II-4	今泉	垂井ヶ沢地区高台	気仙町字垂井ヶ沢 43-3					○				
33	II-5	今泉	金剛寺高台	気仙町字町裏 26					○				

番号	箇所番号	地区名	施設・場所名	所在地	洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な家事	内水氾濫	火山現象	指定避難所との重複
34	II-6	今泉	荒川地区高台	気仙町字荒川 69-7					○				
35	II-7	今泉	気仙成田山	気仙町字町裏 29					○				
36	II-8	今泉	今泉地区コミュニティセンター	気仙町字愛宕下 68	○	○	○		○				○
37	II-9	今泉	市立気仙小学校体育館	気仙町字愛宕下 313	○	○	○		○				○
38	II-10	今泉	内野カーブ裏高台	気仙町字内野 112					○				
39	OB-5	長部	古谷公民館	気仙町字古谷 30-2			○		○				
40	OB-6	長部	古谷地区高台	気仙町字古谷 55-8					○				
41	OB-7	長部	双六地区高台	気仙町字双六 53-19 先					○				
42	OB-8	長部	双六公民館	気仙町字水上 33			○		○				
43	OB-19	長部	二日市公民館	気仙町字丑沢 17			○		○				
44	OB-22	長部	漁村センター (長部地区コミュニティセンター)	気仙町字牧田 17					○				○
45	OB-23	長部	旧市立気仙小学校体育館	気仙町字牧田 17	○	○	○		○				○
46	OB-25	長部	上長部団地公園	気仙町字上長部 66-4					○				
47	OB-26	長部	福伏公民館	気仙町字福伏 130-5			○		○				
48	OB-28	長部	市営住宅水上団地集会室	気仙町字水上 57-3	○	○	○		○				
49	OB-29	長部	国道 45 号上要谷地区空地	気仙町字要谷 98-1, 98-8					○				
50	OB-30	長部	月山団地公園	気仙町字月山 7-14					○				
51	OB-31	長部	長圓寺駐車場	気仙町字丑沢 135-1	○	○			○				

番号	箇所 番号	地区名	施設・場所名	所在地	洪水	崖崩 れ、土 石流 及び 地滑 り	高潮	地震	津波	大規 模な 家事	内水 氾濫	火山 現象	指定避 難所と の重複
52	OB-32	長部	湊地区公民館	気仙町字月山 7-65			○		○				
53	TT-1	高田	スポーツドーム	高田町字山苗代 37-12			○		○				
54	TT-2	高田	松原苑	高田町字中田 69-2			○		○				
55	TT-3	高田	グループホーム氷上山	高田町字大隅 8-6			○		○				
56	TT-4	高田	高寿園	高田町字東和野 67			○		○				
57	TT-5	高田	小泉公民館	高田町字山苗代 49-3			○		○				
58	TT-6	高田	鳴石公園	高田町字鳴石 51-57					○				
59	TT-7	高田	和野会館	高田町字西和野 155-2			○		○				
60	TT-8	高田	希望ヶ丘病院	高田町字大隅 8-6			○		○				
61	TT-9	高田	光照寺	高田町字寒風 60			○		○				
62	TT-10	高田	市斎苑駐車場	高田町字長砂 78-4					○				
63	TT-11	高田	氷上神社	高田町字西和野 83					○				
64	TT-12	高田	ひかみの園	高田町字大隅 8-8			○		○				
65	TT-13	高田	鳴石が丘会館	高田町字鳴石 51-59			○		○				
66	TT-14	高田	市立高田第一中学校体育館	高田町字鳴石 5-1	○	○	○		○				○
67	TT-15	高田	県立高田高等学校第二体育館	高田町字長砂 78-12	○	○	○		○				○
68	TT-16	高田	陸前高田市コミュニティホール (高田地区コミュニティセンター)	高田町字栃ヶ沢 210-3	○	○	○		○				○
69	TT-17	高田	本丸公園	高田町字本丸 27-4 外					○				
70	TT-18	高田	市立高田小学校体育館	高田町字太田 66-1	○	○	○		○				○

番号	箇所 番号	地区名	施設・場所名	所在地	洪水	崖崩 れ、土 石流 及び 地滑 り	高潮	地震	津波	大規 模な 家事	内水 氾濫	火山 現象	指定避 難所と の重複
71	TT-19	高田	陸前高田市総合交流センター	高田町字太田 5			○		○				
72	TT-20	高田	市営住宅下和野団地集会所	高田町字下和野 104-1	○	○							
73	YS-2	米崎	松峯公民館	米崎町字松峰 59-58			○		○				
74	YS-3	米崎	松峯神社前	米崎町字松峰 5-2					○				
75	YS-4	米崎	堂の前中央会館	米崎町字和方 42-1			○		○				
76	YS-6	米崎	八幡宮境内	米崎町字野沢 28-2					○				
77	YS-7	米崎	雷神宮境内	米崎町字西の沢 95-3					○				
78	YS-8	米崎	普門寺	米崎町字地竹沢 181			○		○				
79	YS-9	米崎	神田公民館	米崎町字神田 47-6			○		○				
80	YS-10	米崎	中陣地区高台	米崎町字川西 86-1					○				
81	YS-11	米崎	J A 東部農業センター	米崎町字樋の口 34			○		○				
82	YS-12	米崎	田中ため池付近	米崎町字和方 128					○				
83	YS-13	米崎	久野地区高台	米崎町字堂の前 138-1					○				
84	YS-14	米崎	和野自治会館	米崎町字西風道 60-1			○		○				
85	YS-15	米崎	米崎保育園下駐車場	米崎町字川内 140-1					○				
86	YS-17	米崎	和方自治会館	米崎町字和方 94-1					○				
87	YS-18	米崎	上浜田構造改善センター	米崎町字川内 101-3			○		○				
88	YS-19	米崎	市立米崎小学校	米崎町字川内 1	○	○							○
89	YS-20	米崎	自然環境活用センター (米崎地区コミュニティセンター)	米崎町字川向 14-1			○		○				○

番号	箇所 番号	地区名	施設・場所名	所在地	洪水	崖崩 れ、土 石流 及び 地滑 り	高潮	地震	津波	大規 模な 家事	内水 氾濫	火山 現象	指定避 難所と の重複
90	YS-21	米崎	旧市立高田東中学校体育館	米崎町字神田 113-10	○	○	○		○				○
91	YS-22	米崎	市立高田東中学校体育館	米崎町字和方 130-1	○	○	○		○				○
92	YS-23	米崎	地竹沢自治会館	米崎町字地竹沢 207-10			○		○				
93	YS-24	米崎	糠塚沢公民館	米崎町字糠塚沢 59-2			○		○				
94	YS-25	米崎	脇の沢住宅団地（南側）	米崎町字館 109-16					○				
95	YS-26	米崎	脇の沢住宅団地（北側）	米崎町字脇の沢 44-13					○				
96	YS-27	米崎	脇の沢団地自治会館	米崎町字館 109-29	○	○	○		○				
97	OT-1	小友	スノーピーク陸前高田キャンプフイ ールド	小友町字瀬沢 155-78	○	○	○		○				
98	OT-2	小友	松山会館	小友町字西の坊 60-1			○		○				
99	OT-3	小友	西之坊会館	小友町字中西 95-1			○		○				
100	OT-7	小友	山の神社	小友町字茂里花 24-2					○				
101	OT-8	小友	瀬沢会館	小友町字瀬沢 68-4			○		○				
102	OT-9	小友	金浜地区高台	小友町字金浜 35-3					○				
103	OT-10	小友	三日市地区高台	小友町字三日市 24-1					○				
104	OT-11	小友	矢の浦公民館	小友町字瀬沢 2	○	○	○		○				○
105	OT-12	小友	小ヶ口公民館	小友町字小ヶ口 74			○		○				
106	OT-17	小友	岩井沢公民館	小友町字茗荷 108-1	○	○	○		○				
107	OT-18	小友	正徳寺	小友町字両替 69			○		○				

番号	箇所 番号	地区名	施設・場所名	所在地	洪水	崖崩 れ、土 石流 及び 地滑 り	高潮	地震	津波	大規 模な 家事	内水 氾濫	火山 現象	指定避 難所と の重複
108	OT-19	小友	上の坊公民館	小友町字上の坊 9-2			○		○				
109	OT-21	小友	門前会館	小友町字門前 44	○	○							
110	OT-22	小友	柳沢会館	小友町字柳沢 84			○		○				
111	OT-23	小友	新田公民館	小友町字上新田 3-2			○		○				
112	OT-26	小友	森崎町内会館	小友町字茂里花 36-8	○	○	○		○				
113	OT-27	小友	小友地区コミュニティセンター	小友町字柳沢 25-1	○	○	○		○				○
114	OT-28	小友	只出自治会館	小友町字谷地館 93-13	○	○	○		○				
115	OT-29	小友	谷地地区高台	小友町字寺長根 30-4					○				
116	OT-30	小友	両替公民館	小友町字茗荷 46-13			○		○				
117	OT-31	小友	小友分団第一部屯所	小友町字茗荷 94-1			○		○				
118	OT-32	小友	華蔵寺	小友町字門前 23 番地	○	○	○		○				
119	HT-1	広田	広田地区コミュニティセンター	広田町字前花貝 222-1	○	○							○
120	HT-2	広田	大陽公民館	広田町字大陽 180-1			○		○				
121	HT-4	広田	堂の前公民館	広田町字赤坂角地 219-3	○	○	○		○				
122	HT-5	広田	大久保公民館	広田町字大久保 65-1			○		○				
123	HT-7	広田	黒崎公民館	広田町字黒崎 205-3			○		○				
124	HT-8	広田	喜多公民館	広田町字山田 52-9			○		○				
125	HT-9	広田	六ヶ浦公民館	広田町字六ヶ浦 163-3			○		○				

番号	箇所 番号	地区名	施設・場所名	所在地	洪水	崖崩 れ、土 石流 及び 地滑 り	高潮	地震	津波	大規 模な 家事	内水 氾濫	火山 現象	指定避 難所と の重複
126	HT-10	広田	平畑公民館	広田町字平畑 442			○		○				
127	HT-11	広田	六ヶ浦地区（西）高台	広田町字六ヶ浦 418-1					○				
128	HT-13	広田	六ヶ浦地区（東）高台	広田町字六ヶ浦 194-1					○				
129	HT-14	広田	大祝地区高台	広田町字大祝 65-2					○				
130	HT-15	広田	山田地区高台	広田町字山田 47-3					○				
131	HT-16	広田	長洞地区高台公園	広田町字小長洞 84-2、 84-9					○				
132	HT-17	広田	後浜地区高台	広田町字後浜 60-5					○				
133	HT-19	広田	久保公民館	広田町字久保 71-10			○		○				
134	HT-20	広田	岩倉公民館	広田町字岩倉 120-1	○	○	○		○				
135	HT-22	広田	山田公民館	広田町字山田 52-8			○		○				
136	HT-23	広田	市立広田小学校	広田町字大久保 9	○	○							○
137	HT-24	広田	小袖公民館	広田町字袖野 74-3			○		○				
138	HT-25	広田	小屋敷公民館	広田町字小屋敷 42-3			○		○				
139	HT-26	広田	長洞公民館	広田町字小長洞 40-3	○	○	○		○				
140	HT-27	広田	中沢浜貝塚歴史防災公園	広田町字中沢 183					○				
141	HT-28	広田	六ヶ浦住宅団地	広田町字六ヶ浦 127-9					○				
142	HT-29	広田	泊第三（後浜）住宅団地	広田町字後浜 36-20					○				
143	HT-30	広田	市営住宅大野団地集会所	広田町字前花貝 47-6	○	○	○		○				

番号	箇所 番号	地区名	施設・場所名	所在地	洪水	崖崩 れ、土 石流 及び 地滑 り	高潮	地震	津波	大規 模な 家事	内水 氾濫	火山 現象	指定避 難所と の重複
144	HT-31	広田	岩手県立野外活動センター体育館	広田町字大久保 124-1	○	○	○		○				○
145	HT-32	広田	広田保育園	広田町字大久保 25	○	○	○		○				
146	HT-33	広田	集公民館	広田町字集 210-1	○	○	○		○				
147	HT-34	広田	大野公民館	広田町字前花貝 73-1			○		○				
148	HT-35	広田	泊地区高台公園	広田町字中沢 11-1					○				
149	HT-36	広田	田谷地区公民館	広田町字天王前 35-2			○		○				
150	HT-37	広田	市道高見線県道側広場	広田町字羽根穴 1-41					○				
151	HT-38	広田	中沢浜公民館倉庫前	広田町字中沢 207-3					○				
152	HT-39	広田	旧広田駐在所前	広田町字泊 25-2					○				
153	HT-40	広田	東海堂上広場	広田町字谷地 100-3					○				

## 指定避難所

(令和7年7月18日現在)

番号	箇所番号	地区名	施設名	住所	指定緊急避難場所との重複
1	SY-8	生出	清水公民館	矢作町字沖 5-1	○
2	SY-9	矢作	矢作多目的研修センター (矢作地区コミュニティセンター)	矢作町字鍋谷 6-2	○
3	X-10	下矢作	矢作小学校	矢作町字神明前 55-1	○
4	OD-11	下矢作	下矢作地区コミュニティセンター (下矢作多目的研修センター)	矢作町字諏訪 44	○
5	YT-1	横田	横田小学校	横田町字久連坪 17-1	○
6	YT-12	横田	横田地区コミュニティセンター (横田基幹集落センター)	横田町字黄金山 43-1	○
7	TK-13	竹駒	竹駒地区コミュニティセンター (定住促進センター)	竹駒町字館 44	○
8	TK-14	竹駒	竹駒小学校	竹駒町字仲の沢 181	○
9	TK-15	竹駒	壺の沢公民館	竹駒町字上壺 7-7	○
10	OB-22	長部	長部地区コミュニティセンター (漁村センター)	気仙町字牧田 17	○
11	OB-23	長部	旧気仙小学校	気仙町字牧田 17	○
12	II-8	今泉	今泉地区コミュニティセンター	気仙町字愛宕下 303	○
13	II-9	今泉	気仙小学校	気仙町字愛宕下 313	○
14	TT-14	高田	高田第一中学校	高田町字鳴石 5-1	○
15	TT-15	高田	県立高田高等学校第二体育館	高田町字長砂 78-12	○
16	TT-16	高田	高田地区コミュニティセンター (コミュニティホール)	高田町字栃ヶ沢 210-3	○
17	TT-18	高田	高田小学校	高田町字太田 510	○
18	YS-20	米崎	米崎地区コミュニティセンター (自然環境活用センター)	米崎町字川向 14-1	○
19	YS-21	米崎	旧高田東中学校	米崎町字神田 113-10	○
20	YS-19	米崎	米崎小学校	米崎町字川内 1	○
21	YS-22	米崎	高田東中学校	米崎町字和方 130-1	○
22	OT-27	小友	小友地区コミュニティセンター	小友町字柳沢 25-1	○
23	OT-33	小友	矢の浦公民館	小友町字瀬沢 2	○
24	HT-23	広田	広田小学校	広田町字大久保 9	○
25	HT-1	広田	広田地区コミュニティセンター	広田町字前花貝 222-1	○
26	HT-31	広田	岩手県立野外活動センター体育館	広田町字大久保 124-1	○

## 資料4-3 指定福祉避難所一覧表

(令和4年9月12日現在)

種 別	施 設 名	住 所
主に高齢者に対応した 福祉避難所	地域密着型介護老人福祉施設 「陸前高田」	高田町字大隅 8 番地 6
	特別養護老人ホーム「高寿園」	高田町字東和野 67 番地
	老人保健施設「松原苑」	高田町字中田 69 番地 2
	小規模多機能ホーム「玉山」	竹駒町字相川 73 番地 30
	交流センター「やちだて」	小友町字谷地館 50 番地
	グループホーム「箱根山」	小友町字猪森 77 番地
主に障がい児者に対応 した福祉避難所	障がい者支援施設「ひかみの園」	高田町字大隅 8 番地 8
	保健福祉総合センター内 ふれあい教室	高田町字東和野 11 番地

## 資料4-4 要配慮者利用施設における避難確保計画作成等対象施設一覧表（津波）

（令和7年4月1日現在）

番号	名 称	所 在 地	連 絡 先	津波災害警戒区域の該当
1	済生会陸前高田診療所	気仙町字中井 194	22-7515	10.0m～20.0m 未満
2	放課後児童クラブおともっこ	小友町字宮崎 3-2	47-3304	3.0m～5.0m 未満
3	市立小友小学校		56-3100	1.0m～3.0m 未満
4	市立米崎小学校	米崎町字川内 1	55-2957	1.0m～3.0m 未満
5	市立広田小学校	広田町字大久保 9	56-3300	0.5m～1.0m 未満
6	市国保広田診療所	広田町字前花貝 222-2	56-2515	1.0m～3.0m 未満
7	市立小友保育所	小友町字柳沢前 114	56-2800	1.0m～3.0m 未満
8	小規模多機能ホーム「小百合」	小友町字谷地館 51	56-2007	3.0m～5.0m 未満
9	グループホーム「箱根山」	小友町字猪森 77	22-7388	1.0m～3.0m 未満
10	ReBorn リボーン	高田町字館の沖 303-1 アバッセたかた専門 店街	22-7917	5.0m～10.0m 未満
11	青松館	米崎町地竹沢 245- 3、53-1135	53-1135	1.0m～3.0m 未満
12	あさひホーム	高田町中田 60 市営住宅中田団地 内、社会福祉法人愛 育会 47-3507	47-3507	5.0m～10.0m 未満
13	東部デイサービスセンター指定 通所介護事業所	小友町字財当 98	56-2300	3.0m～5.0m 未満
14	りんご学童クラブ	米崎町字川内 1	53-1115	1.0m～3.0m 未満
15	広田わかめっこクラブ	広田町字大久保 9	56-2347	0.5m～1.0m 未満

## 資料4-5 要配慮者利用施設における避難確保計画作成等対象施設一覧表（土砂災害・洪水）

（令和7年4月1日現在）

番号	名称	所在地	連絡先	土砂災害警戒区域等の該当	洪水浸水想定 の該当
1	済生会陸前高田診療所	気仙町字中井 194	22-7515	該当なし	5.0m 以上～ 10.0m 未満
2	グループホーム「金山」	竹駒町字相川 73-30	55-1855	土砂災害警戒区域	該当なし
3	小規模多機能ホーム「玉山」		55-5177	土砂災害警戒区域	該当なし
4	多機能型支援施設アップル	高田町字山苗代 23-2	47-4652	土砂災害警戒区域	該当なし
5	横田保育園	横田町字黄金山 44	59-2023	該当なし	0.5m 以上～ 3.0m 未満
6	竹駒保育園	竹駒町字館 13-1	55-4345	土砂災害警戒区域	該当なし
7	下矢作保育園	矢作町字諏訪 44	55-2523	土砂災害警戒区域	0.5m 以上～ 3.0m 未満
8	たけの ko 学童クラブ	横田町字久連坪 17-1	59-2800	土砂災害警戒区域	0.5m 以上～ 3.0m 未満
9	放課後児童クラブおともっこ	小友町字宮崎 3-2	080-6050-3145	土砂災害特別警戒区域	該当なし
10	高田デイサービスセンター	高田町字鳴石 52-31	54-2947	土砂災害警戒区域	該当なし
11	土筆の里あがらい家	横田町字釘の子 6-1	59-2621	土砂災害警戒区域	該当なし
12	たんぽぽ堂機能訓練デイサービスセンター	高田町字山苗代 49	55-6789	土砂災害警戒区域	該当なし
13	せせらぎ	矢作町字諏訪 18-9	55-1890	該当なし	0.5m 以上～ 3.0m 未満
14	市立小友小学校	小友町字宮崎 3-2	56-3100	土砂災害特別警戒区域	該当なし
15	市立矢作小学校	矢作町字神明前 55-1	54-2023	土砂災害特別警戒区域	該当なし
16	市立横田小学校	横田町字久連坪 17-1	59-2044	土砂災害警戒区域	0.5m 以上～ 3.0m 未満

## 資料5 物資

## 資料5-1 主な米穀の調達先一覧表

番号	名 称	所 在 地	電 話
1	川の駅よこた	横田町字砂子田 169	59-2918
2	産直センター りぷる	竹駒町字十日市場 291-2	53-2145
3	採れたてランド高田松原	気仙町字中堰 297-2	54-2080
4	橋勝商店	高田町字鳴石 51-132	54-3883
5	ナインマート ※(株)中田商事	高田町字山苗代 48-1	54-4100
6	マイヤ 高田店	高田町字館の沖 10	55-5161
7	産直はまなす 陸前高田	米崎町字川向 146-1	47-4270
8	マイヤ アップルロード店	米崎町字道の上 67-1	47-3911
9	イオンスーパーセンター 陸前高田店	米崎町字川崎 226	53-1580
10	スーパーマルミヤ	小友町字上新田 15-5	56-2874
11	岸屋商店	広田町字中沢 40-1	56-3635

資料5-2 主な副食物調達先一覧表

番号	名 称	所 在 地	電 話
1	川の駅よこた	横田町字砂子田 169	59-2918
2	産直センター りぷる	竹駒町字十日市場 291-2	53-2145
3	薬王堂 高田滝の里店	竹駒町字滝の里 1	55-5299
4	ツルハドラッグ 高田北店	竹駒町字滝の里 15-1	53-2268
5	ローソン 高田竹駒店	竹駒町字滝の里 2-5	54-4005
6	ファミリーマート 高田竹駒十日市場店	竹駒町字十日市場 243-1	55-2580
7	セブンイレブン 陸前高田竹駒町店	竹駒町字滝の里 15-3	55-7011
8	採れたてランド高田松原	気仙町字中堰 297-2	54-2080
9	セブンイレブン 陸前高田高田高校前店	高田町字長砂 204-1	53-1707
10	ローソン 陸前高田大隅店	高田町字大隅 92-1	53-1577
11	橋勝商店	高田町字鳴石 51-132	54-3883
12	ナインマート ※(株)中田商事	高田町字山苗代 48-1	54-4100
13	マイヤ 高田店	高田町字館の沖 10	55-5161
14	ツルハドラッグ 高田中央店	高田町字館の沖 1-4	55-5268
15	セブンイレブン陸前高田馬場前店	高田町字馬場前 30	55-5100
16	産直はまなす 陸前高田	米崎町字川向 146-1	47-4270
17	マイヤ アップルロード店	米崎町字道の上 67-1	47-3911
18	ツルハドラッグ 高田アップルロード店	米崎町字西風道 241-1	55-6268
19	ファミリーマート 高田米崎店	米崎町字西風道 226-1	55-2866
20	イオンスーパーセンター 陸前高田店	米崎町字川崎 226	53-1580
21	薬王堂 高田米崎店	米崎町字松峰 58-2	53-1599
22	ファミリーマート 高田米崎沼田店	米崎町字沼田 87-1	54-4051
23	セブンイレブン 陸前高田アップルロード店	小友町字小崎下 29-10	57-1077
24	スーパー マルミヤ	小友町字上新田 15-5	56-2874
25	岸屋商店	広田町字中沢 40-1	56-3635
26	Yショップ 高田広田店	広田町字前花貝 2	47-5239

資料5-3 主な生パン調達先一覧表

番号	名 称	所 在 地	電 話
1	マイヤ 高田店	高田町字館の沖 10	55-5161
2	マイヤ アップルロード店	米崎町字道の上 67-1	47-3911
3	イオンスーパーセンター 陸前高田店	米崎町字川崎 226	53-1580

資料5-4 主な牛乳調達先一覧表

番号	名 称	所 在 地	電 話
1	マイヤ 高田店	高田町字館の沖 10	55-5161
2	マイヤ アップルロード店	米崎町字道の上 67-1	47-3911
3	イオンスーパーセンター 陸前高田店	米崎町字川崎 226	53-1580

資料5-5 主な弁当・仕出し調達先一覧表

番号	名 称	所 在 地	電 話
1	食堂てるてる	竹駒町字大畑 2-1	54-5203
2	わいわい	高田町字大隅 93-1-7	47-4290
3	マイヤ 高田店	高田町字館の沖 10	55-5161
4	マイヤ アップルロード店	米崎町字道の上 67-1	47-3911
5	イオンスーパーセンター 陸前高田店	米崎町字川崎 226	53-1580
6	食彩工房	高田町字下宿 6-2	53-1567
7	工房めぐ海	広田町字山田 46-6	56-4430
8	基石給食（ハローランチ）	大船渡市大船渡町字赤沢 10-4	26-6262
9	サキヤマ	大船渡市大船渡町字新田 55-7	27-0240

## 資料6 資機材

## 資料6-1 障害物除去機械一覧表

(令和2年11月1日現在)

地区	車両保有者	ブルドーザー	パワーショベル	ドーザーショベル	ショベルローダー	グレーダー	フォークリフト	クローラードンプ	トラッククレーン	ユニック車	トラック	重機運搬車	備考	
高田・米崎・小友・広田地区	㈱佐武建設 ○副会長 ※班長	1	5		1			1		2	4			
	(有)山徳建設 ※副班長		6		1		2			3	5	5		
	㈱共立土木		9		1					1	5		軽	
	金野建設㈱ ◎会長		5		1	1				1	12	1	内軽×4	
	㈱西條工務		7		1		1			2	6		4t×3、2t×2	
	㈱丸常工業 ○副会長		10				1			1	12		大型×2、4t×3、 2t×3	
	㈱高田建設		5		1			1		1	5			
	菅野建築							1						バックホー
	㈱喜多建設		4		1		2			4	8	2	ラフタークレーン	
	㈱熊谷土木		6							1	5			
	㈱川口工務店							2		1	2			軽トラ×2
	出穂建築事務所										1			軽トラ
	金野設備㈱		3							1	6			トラック内軽×4
	㈱菊池商店		2							1	3			4t DT、2tDT×2
	(有)柴田建設		4						1	1	5			2t・4t×2軽、 キャブオーバー
	㈱立石建設		1							1	2			
㈱佐賀組		2				2			1	2			10t×2	
大和重機㈱									3				ラフター	
気仙・竹駒・横田・矢作地区	㈱長谷川建設 ※班 長		10		2	2	2			2	17	3		
	㈱ムラスイ ※副班長		7							1	3			
	㈱かねまつ建設	1	6		1					1	4			
	鈴木建設㈱		5				2			1	5			
	㈱及川板金													
	㈱吉田建設		4		1		1			1	2			
	小友砂利店		4	2	3						5			
	旭電気工業㈱									1				2t 高所作業車
	㈱石川水道工業		8							2	4			3t
	㈱戸建		7		2		2			3	16	2		
	高惣建設㈱		3		1	1	1			1	9	1		
	(有)マルジュン		5								2			
	㈱明和土木		7		2	1			2	2	8	1		
	千田工務店㈱		3					1		1	4			
	(有)伊東組		3							1	5			
(有)共和建設		3					2		1	2			軽トラ、平ボデー、 ミニバックホー、3t	
小泉工務店		1								2			2t、軽トラ	
合 計		2	146	2	19	7	20	3	5	40	171	15		

【資料編】

資料6-2 緊急通行車両一覧表

(令和8年1月31日現在)

	公用車名	車番			用途	燃料区分	所管部課等	駐車場所
1	ファミリア1	岩手	400	つ 5846	貨物	ガソリン	財政課	市役所
2	マイクロバス2	岩手	200	さ 1687	乗合	軽油	財政課	市役所
3	エスティマ1 (HV)	岩手	300	や 7038	乗用	ガソリン	財政課	市役所
4	エスティマ2	岩手	300	や 8733	乗用	ガソリン	財政課	市役所
5	ハイエース	岩手	300	ゆ 2936	乗用	ガソリン	財政課	市役所
6	軽ワゴン10 (サンバー)	岩手	480	さ 1804	貨物	ガソリン	財政課	市役所
7	N-VAN	岩手	480	な 3496	貨物	EV	財政課	市役所
8	軽ワゴン14	岩手	480	す 5297	貨物	ガソリン	財政課	市役所
9	軽トラ12	岩手	480	こ 1285	貨物	ガソリン	財政課	市役所
10	エクストレイル	岩手	301	そ 2469	乗用	ガソリン	財政課	市役所
11	プリウス2	岩手	301	に 8637	乗用	ガソリン	財政課	市役所
12	アクア	岩手	502	な 2514	乗用	ガソリン	財政課	市役所
13	プリウス3	岩手	301	に 9795	乗用	ガソリン	財政課	市役所
14	オーラ	岩手	301	ぬ 253	乗用	ガソリン	財政課	市役所
15	アルファード	岩手	301	ぬ 4340	乗用	ガソリン	財政課	市役所
16	保健指導車	岩手	483	い 1201	貨物	ガソリン	保健課	市役所
17	車イス移送車	岩手	880	あ 1255	特種	ガソリン	二又診療所	二又診療所
18	患者輸送車	岩手	300	る 4813	乗用	ガソリン	二又診療所	二又診療所
19	往診・訪問診療車	岩手	580	や 747	乗用	ガソリン	広田診療所	広田診療所
20	往診・訪問診療車	岩手	581	あ 6954	乗用	ガソリン	福祉課	市役所
21	ADバン	岩手	400	つ 3995	乗用	ガソリン	福祉課	市役所
22	ミライース	岩手	581	い 6780	乗用	ガソリン	福祉課	市役所
23	ダイハツバン	岩手	480	け 4591	貨物	ガソリン	福祉課	市役所
24	スズキバン	岩手	480	き 5963	貨物	ガソリン	福祉課	市役所
25	車椅子移動車	岩手	800	す 6173	特種	ガソリン	福祉課	高寿会
26	見守り車	岩手	580	め 4045	乗用	ガソリン	子ども未来課	市役所
27	デリカ	岩手	300	や 9634	乗用	ガソリン	子ども未来課	旧矢作保育園
28	ダンプ3	岩手	100	せ 8985	貨物	軽油	まちづくり推進課	清掃センター
29	塵芥車 (パッカー車)	岩手	800	せ 1943	特種	軽油	まちづくり推進課	清掃センター
30	再生資源回収車 (紙類)	岩手	100	そ 528	貨物	軽油	まちづくり推進課	清掃センター
31	ダンプ2 (不燃物収集車)	岩手	100	す 1915	貨物	軽油	まちづくり推進課	清掃センター
32	塵芥車1	岩手	800	す 9746	特種	軽油	まちづくり推進課	清掃センター
33	再生資源回収車	岩手	800	せ 1511	特種	軽油	まちづくり推進課	清掃センター
34	ダンプ4	岩手	100	そ 3684	貨物	軽油	まちづくり推進課	清掃センター

	公用車名	車番	用途	燃料区分	所管部課等	駐車場所
35	グリスロ（橙）	岩手 502 て 3885	乗用	電気	まちづくり推進課	駅前車庫
36	グリスロ（緑）	岩手 502 て 3884	乗用	電気	まちづくり推進課	駅前車庫
37	軽トラ13	岩手 480 こ 1286	貨物	ガソリン	まちづくり推進課	市役所
38	スイフト	岩手 502 さ 7498	乗用	ガソリン	まちづくり推進課	市役所
39	学校給食車3	岩手 100 せ 2048	貨物	軽油	学校給食センター	給食センター
40	学校給食車2	岩手 100 せ 2044	貨物	軽油	学校給食センター	給食センター
41	学校給食車1	岩手 100 せ 2050	貨物	軽油	学校給食センター	給食センター
42	学校給食車6	岩手 100 せ 2031	貨物	軽油	学校給食センター	給食センター
43	学校給食車7	岩手 100 せ 2032	貨物	軽油	学校給食センター	給食センター
44	学校給食車5	岩手 100 あ 2958	貨物	軽油	学校給食センター	給食センター
45	キャミ	岩手 501 み 7383	乗用	ガソリン	学校給食センター	給食センター
46	はまゆり号(移動図書館車)	岩手 800 す 7120	特種	ガソリン	教育総務課	図書館
47	軽ワゴン17	岩手 480 そ 893	貨物	ガソリン	防災課	防災センター
48	やまびこ号(移動図書館車)	岩手 830 せ 125	特種	ガソリン	教育総務課	図書館
49	軽トラ5	岩手 480 け 4590	貨物	ガソリン	教育総務課	博物館
50	軽ワゴン13（エブリイ）	岩手 480 す 5296	乗用	ガソリン	教育総務課	市役所
51	ビッグホーン	岩手 301 つ 6932	乗用	ガソリン	建設課	市役所
52	軽トラ7	岩手 480 け 4610	貨物	ガソリン	建設課	市役所
53	軽ワゴン6	岩手 480 け 4594	貨物	ガソリン	建設課	市役所
54	軽ワゴン15	岩手 480 す 5298	貨物	ガソリン	建設課	市役所
55	軽ワゴン16	岩手 480 そ 892	貨物	ガソリン	土地活用推進課	市役所
56	軽トラ10	岩手 480 こ 1283	貨物	ガソリン	土地活用推進課	市役所
57	バン1	岩手 400 と 6395	貨物	ガソリン	上下水道課	市役所
58	2号車ダットサン	岩手 100 せ 1039	貨物	ガソリン	上下水道課	市役所
59	給水車	岩手 800 す 6362	特種	軽油	上下水道課	市役所
60	エブリイ	岩手 480 と 8101	貨物	ガソリン	上下水道課	市役所
61	軽トラ	岩手 480 て 8064	貨物	ガソリン	上下水道課	市役所
62	3号車軽ワゴン	岩手 480 け 4587	貨物	ガソリン	上下水道課	市役所
63	パークガイド用グリスロ	岩手 502 て 9771	乗用	電気	商工観光課	駅前車庫
64	軽トラ11	岩手 480 こ 1284	貨物	ガソリン	交流推進課	市役所
65	ジムニー	岩手 580 や 5522	乗用	ガソリン	農林課	市役所
66	軽トラ9	岩手 480 こ 1282	貨物	ガソリン	農林課	市役所
67	ジムニー	岩手 580 ひ 2327	乗用	ガソリン	農林課	市役所
68	軽トラ4	岩手 480 け 4589	貨物	ガソリン	水産課	市役所
69	軽ワゴン5	岩手 480 け 4593	乗用	ガソリン	水産課	市役所

【資料編】

資料6-3 災害応急対策における車両等の供給に関する協定書

甲 陸前高田市長

乙 氏名又は名称

陸前高田市内に災害が発生し、「陸前高田市地域防災計画」に基づく応急対策業務の用に供するため、車両（船舶、燃料を含む。以下「車両等」という。）の供給について、甲と乙は下記のとおり協定する。

記

第1 乙の所有する車両等の供給について、甲の要請があった場合は、乙はその所有する範囲内において、車両等を供給しなければならない。

第2 甲の乙に対する車両等の供給の要請は、別紙1による「車両等供給要請書」又は別紙2による「災害用給油券」を発行して行うものとする。

ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等によることができる。この場合は、直ちに所定の書面を提出するものとする。

第3 供給による対価の支払いの方法については、その業務の終了後甲乙協議の上決定する。

第4 その他の事項については、甲乙協議の上決定する。

平成 年 月 日

陸前高田市長 印

住 所  
氏名又は代表者名 印

## 別紙1

## 車 両 等 供 給 要 請 書

平成 年 月 日締結の災害応急対策における車両等の供給に関する協定書に基づき下記のとおり供給することを要請する。

## 記

1 要請の理由		
2 従事する場所		
3 従事の内容		
4 供給を要する車両等の種類数量	種 類	数 量
5 供給期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	
6 その他		

## 別紙2

## 災 害 用 給 油 券

No. \_\_\_\_\_

1 作業別	
2 使用車両の責任者	
3 油の種類	
4 給油量	

平成 年 月 日

発行者 陸前高田市長

印

【資料編】

資料6-4 災害応急対策における車両等の供給に関する協定締結業者一覧表

所 在	締 結 先	電話番号	所 在	締 結 先	電話番号
盛岡市	岩手県交通(株)	019-654-2141	高田町	気仙タクシー	55-3241
竹駒町	山城運輸(有)	55-2388	高田町	高田タクシー	55-3118
竹駒町	ヤマト運輸(株)	080-5044-2691	小友町	高田交通タクシー	56-2000
米崎町	奥州交通(有)	53-1352			

資料6-5 災害応急対策における燃料等の供給に関する協定締結業者一覧表

所 在	締 結 先	電話番号	所 在	締 結 先	電話番号
高田町	大船渡市 農業協同組合	54-5000	気仙町	(有)星石油店	54-3803
広田町	(有)小林商店	56-2463	米崎町	(有)カネマン	55-2737
広田町	広田湾漁業協同組合	56-3113	竹駒町	(有)細川商会	55-3668

資料6-6 船舶一覧表

所属	無動力船	動力船						その他
		3t未満 (船外機含)	3～ 5t	5～ 10t	10～ 50t	50～ 100t	100～ 以上	
広田湾漁業協同組合								
気仙支所 計53		44	9					
高田支所 計3		3						
米崎支所 計21		17	3	1				
小友支所 計47		35	9	2	1			
広田支所 計282	1	233	32	10	6			
計 計406	1	332	53	13	7			

(2013年漁業センセス 漁船)

【資料編】

資料6-7 飛行場外離着陸場一覧表

(1) 場外離着陸場

離着陸場名	地名・地番	座標	長さ×幅 (m)	津波による浸水予想
		世界測地系 WGS84		
上長部グラウンド	陸前高田市 気仙町字上長部地内	N 38° 59' 35" E 141° 36' 40"	150 100	有

注 座標の欄のNは北緯、Eは東経を表す。

(2) 緊急離着陸場

離着陸場名	地名・地番	座標	長さ×幅 (m)	津波による浸水予想
		世界測地系 WGS84		
旧矢作小学校	陸前高田市 矢作町字愛宕下11-1	N 39° 01' 56"	65	-
		E 141° 31' 50"	65	
横田小学校	陸前高田市 横田町字久連坪17-1	N 39° 04' 46"	105	-
		E 141° 34' 49"	75	
陸前高田市 コミュニティホール	陸前高田市 高田町字栃ヶ沢210-3	N 39° 01' 38"	21	-
		E 141° 37' 27"	17	
総合交流センター	陸前高田市 高田町字太田5	N 39° 00' 59"	100	-
		E 141° 38' 28"	100	
高田東中学校	陸前高田市 米崎町字和方130-1	N 39° 00' 26"	100	-
		E 141° 40' 41"	100	
小友小学校	陸前高田市 小友町字宮崎3-2	N 39° 59' 46"	110	有
		E 141° 41' 48"	64	
小友グラウンド	陸前高田市 小友町字柳沢48-2	N 39° 59' 46"	100	有
		E 141° 41' 56"	95	
広田小学校	陸前高田市 広田町字大久保9	N 38° 57' 52"	105	-
		E 141° 41' 43"	70	

注 座標の欄のNは北緯、Eは東経を表す。

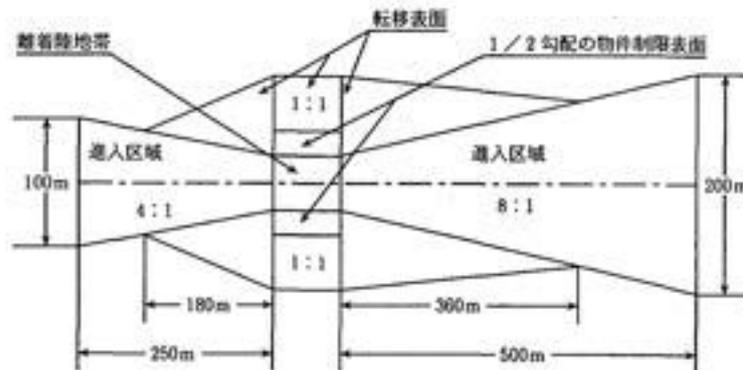
資料6-8 飛行場外離着陸場の設置基準等

(1) 飛行場外離着陸場の設置基準

回転翼航空機の場合の進入区域、進入表面、移転表面の略図

(ア) 一般

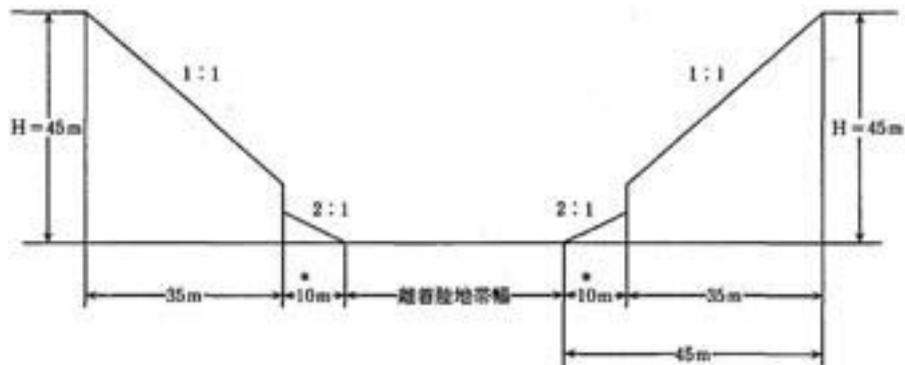
① 平面図



② 進入表面断面図



③ 転移表面断面図

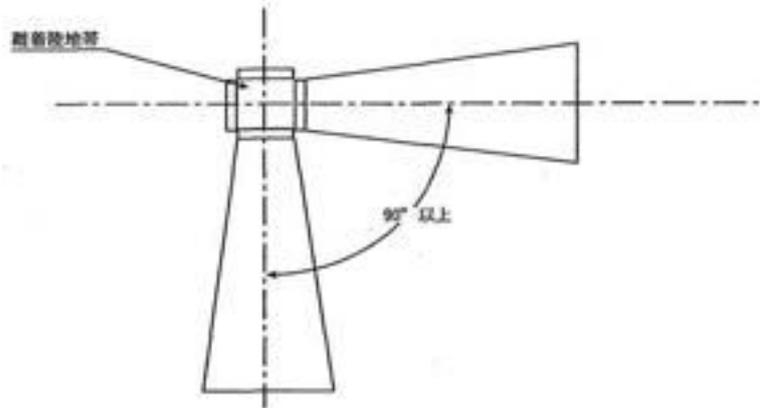


\* 離着陸地帯の外側10メートルの範囲内に1/2勾配の表面上に出る高さの物件がない区域

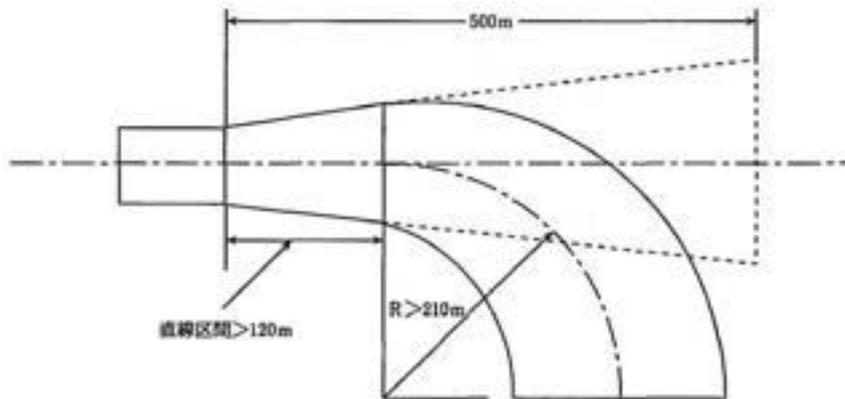
【資料編】

[進入区域、進入表面の特例]

- ① 進入経路と出発経路が同一方向に設定できない場合の進入区域、進入表面



- ② わん曲した進入経路、出発経路の場合の進入区域、進入表面

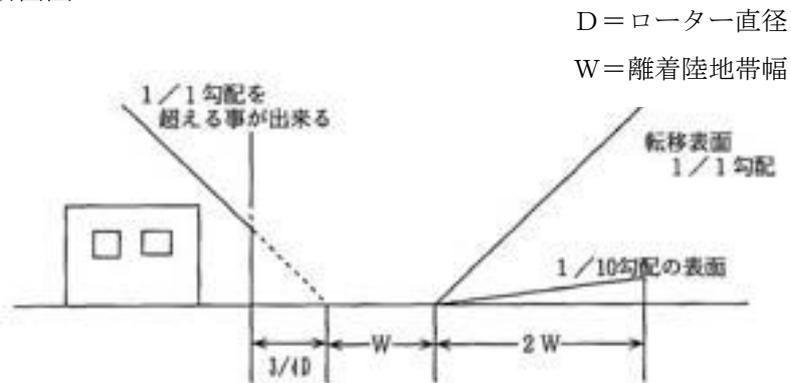


※進入表面の勾配は、中心線上での勾配とする。

※Rは210メートル以上とする。

[移転表面の特例(一方の移転表面の勾配が1/1を超えることができる場合)]

※転移表面断面図



D = ローター直径

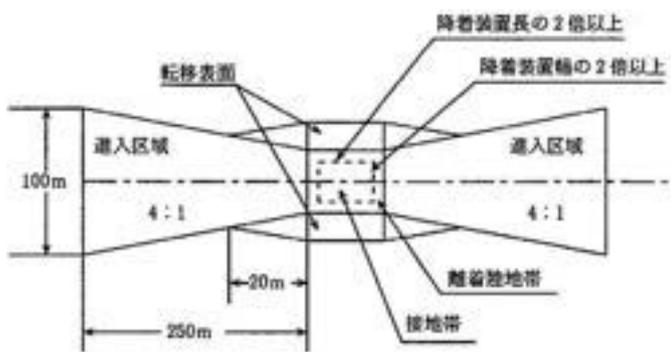
W = 離着陸地帯幅

3/4Dの範囲内で離着陸地帯の最高点を含む水平面より上に出る物件がないこと。

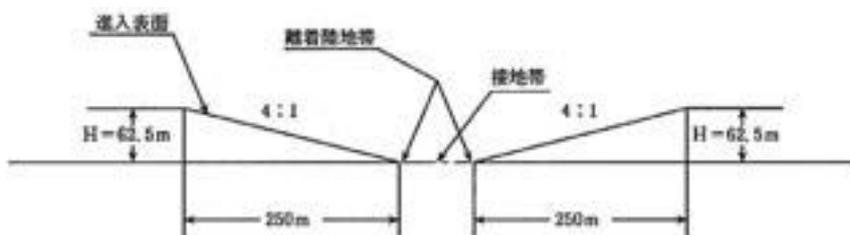
2Wの範囲内は1/10勾配の表面の上に出る高さの物件のないこと。

(イ) 山岳地、農地その他離着陸経路下に人又は物件のない場合(特殊地域)

① 平面図



② 進入表面断面図



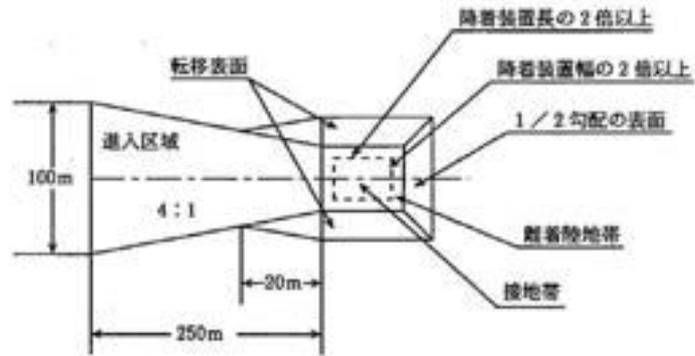
③ 転移表面断面図



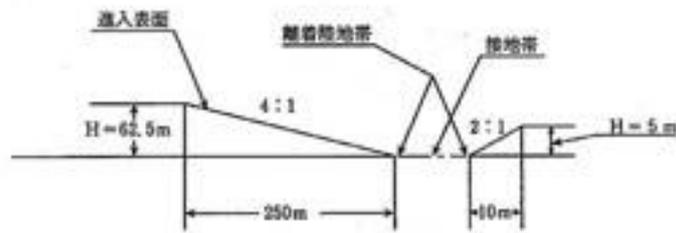
【資料編】

[進入区域が1方向しか確保できない場合の進入表面、転移表面の特例]

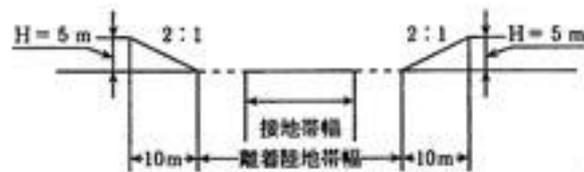
① 平面図



② 進入表面断面図

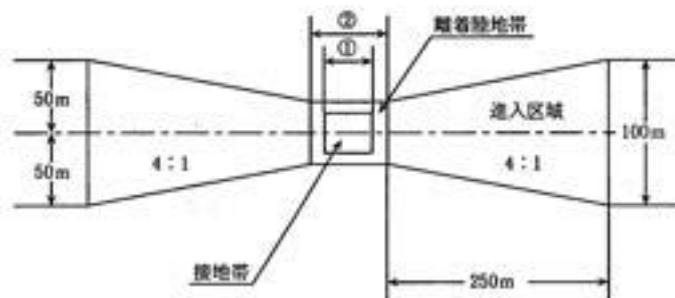


③ 転移表面断面図



(ウ) 災害時において緊急輸送等に使用する離着陸場(防災対応離着陸場)の場合

① 平面図



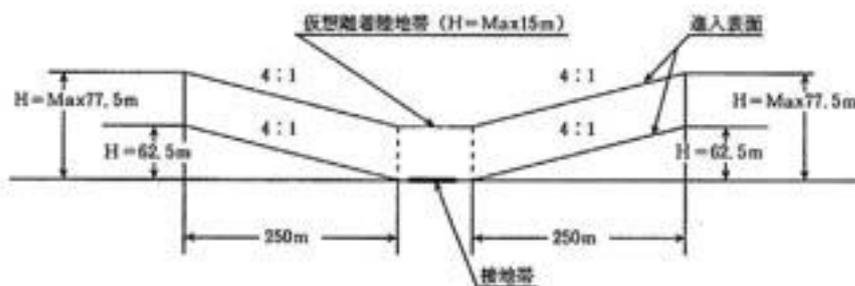
① 接 地 帯：長さ及び幅は使用機の全長以上の長さとする。

② 離着陸地帯：長さ及び幅は使用機の全長に20m以上を加えた長さとする。

※ 全長が20mを越す機材については全長の2倍以上の長さとする。

※ 離着陸地帯は原則として地上に設定する。但し、周囲環境により地上に設定できない場合、障害物の程度により「仮想離着陸地帯」として15mまでの高さを限度に離着陸地帯の上空に設定することができる。

② 進入表面断面図



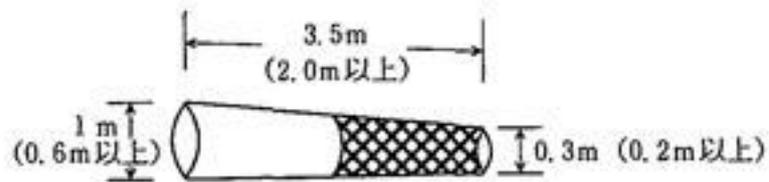
③ 転移表面断面図



## 【資料編】

### (2) 吹流し等

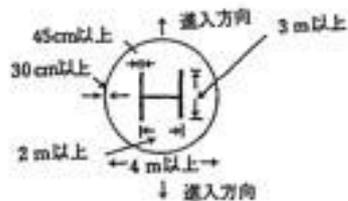
ヘリポート近くに上空から確認し得る風の方向を示す吹流し又は旗をたてること。  
吹流しの基準



※ ( ) 内は陸上ヘリポート、水上ヘリポートの場合

### (3) 着陸中心点

離着陸点には、石灰等(積雪時は墨汁、絵具等)を用いてH記号を標示して着陸中心点を示すこと。  
H記号の基準



### (4) 危険予防の措置

#### A 離着陸地帯への立入禁止措置

離着陸地帯及び運行上の障害となるおそれのある範囲には立ち入らせない措置を講ずること。

#### B 防塵措置

表土が砂塵の発生するところでは、散水等の措置を講ずること。

#### C 重量計の準備

物資を輸送する場合は、重量計を準備すること。

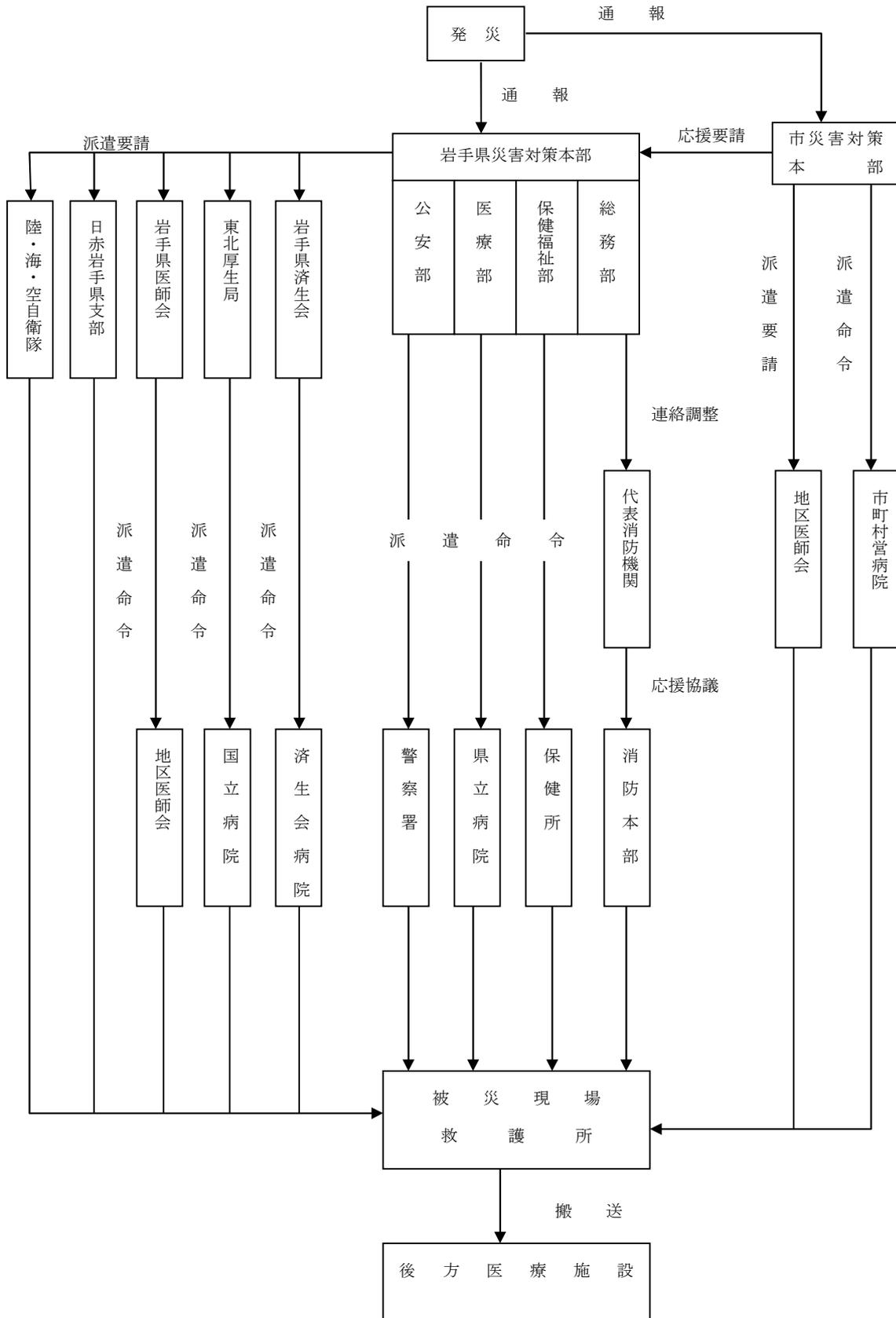
## 資料7 医療・保健

## 資料7-1 医療機関等一覧表

(令和3年1月31日現在)

	医療機関名等	郵便番号	所在地	電話番号	FAX 番号	備考
病院	岩手県立高田病院	029-2205	高田町字太田 512-2	54-3221	55-5241	
	希望ヶ丘病院	029-2205	高田町字大隅 8-6	53-1019	55-6360	
一般診療所	鶴浦医院	029-2205	高田町字鳴石 22-9	55-2125	55-2158	
	鳥羽医院	029-2207	小友町字西下 60	56-3515	56-2663	
	松原クリニック	029-2205	高田町字中田 69-2	53-1721	53-1632	
	国保広田診療所	029-2208	広田町字前花貝 222-2	56-2515	56-2670	
	国保二又診療所	029-2201	矢作町字愛宕下 31	58-2220	58-2220	
	済生会陸前高田診療所	029-2204	気仙町字中井 194	22-7515	22-7516	
歯科診療所	吉田歯科医院	029-2205	高田町字鳴石 22-9	54-4566	54-4584	
	平成歯科医院	029-2205	高田町字栃ヶ沢 32	55-2800	55-2800	
	きかわだ歯科クリニック	029-2207	小友町字沢辺 8	57-1188	57-1177	
	気仙歯科クリニック	029-2206	米崎町字地竹沢 43-1	55-3238	55-3238	
	たかた歯科医院	029-2201	矢作町字寺前 15-2	55-5011	54-5261	仮設
	広田歯科医院	029-2206	米崎町字川崎 30-1	47-3393	47-3394	
	むらかみ歯科医院	029-2203	竹駒町字相川 49-8	55-5150	55-6504	
調剤薬局	小友調剤薬局	029-2207	小友町字西下 58-3	56-4433	56-4434	
	ツルハドラッグ高田北店	029-2203	竹駒町字滝の里 15-1	54-4268	54-4268	仮設
	森の前薬局	029-2205	高田町字鳴石 89-25	55-6200	55-6100	
	気仙中央薬局高田店	029-2206	米崎町字野沢 18-1	53-1250	53-1251	仮設
	コスモ薬局高田店	029-2205	高田町字太田 504-1	53-1018	53-1073	
	そうごう薬局高田店	029-2205	高田町字太田 512-3	53-2251	53-2252	
	黄川田薬局	029-2205	高田町字太田 512-4	22-8680	22-8681	
	やはぎ薬局	029-2201	矢作町字二又 21-1	47-5535	47-5535	

資料7-2 医療・保健活動の系統図



## 資料8 ごみ・し尿

(平成31年1月1日現在)

## 資料8-1 廃棄物処理業者一覧表

業者名	住所	電話番号	車両台数	積載総重量(t)
(株)岩手環境保全	大船渡市猪川町字久名畑 86-5	27-1162	25	104.55
(有)アトラス	大船渡市立根町字袖野 23-3	27-1286	17	91.35
岩手資源開発(株)	大船渡市猪川町字大野 5-1	25-1050	8	25.10
岩手県南運輸(株)	大船渡市赤崎町字石橋前 39-5	26-4866	4	24.15
(公社)陸前高田市シルバー人材センター	高田町字中田 62-1	54-4888	4	1.90
(有)山城運輸	竹駒町字館 117-2	55-2388	2	14.40
グリーンリサイクル(株)	宮城県黒川郡富谷町成田 9-3	022-351-5904	6	50.20
(有)共同産業	金ヶ崎町西根荒屋敷 3-1	0197-44-5533	4	15.15
クリーンたかはし	宮城県気仙沼市唐桑町馬場 175-2	0226-32-2075	3	5.80
(有)クリーン石川	高田町字大隅 64-8	55-7388	11	46.10
マルショウ工業(有)	小友町字茗荷 1-13	56-2696	7	48.60
株式会社ヤスモト	大船渡市日頃市町字大迎 37-1	22-5522	25	591.15

## 資料8-2 ごみ収集業者一覧表

業者名	住所	電話番号	車両台数	積載総重量(t)	備考
(有)クリーン石川	高田町字大隅 64-8	55-7388	6	16.30	委託

## 資料8-3 し尿処理業者一覧表

業者名	住所	電話番号	車両台数	積載総重量(t)
(有)気仙広域清掃	大船渡市末崎町字上山 108-18	27-9321	6	26.05
菊池商店(株)	広田町字泊 138-2	56-2323	1	-

## 資料8-4 仮設トイレリース業者一覧表

業者名	住所	電話番号	トイレ台数	タンク総容量(ℓ)
(株)セントラル	大船渡市猪川町字久名畑 4-20	27-3614	50	1,500

【資料編】

資料9 その他応急対策

資料9-1 緊急輸送道路の指定状況

県指定

路線名	指定区間	供用区間
三陸縦貫自動車道	陸前高田長部 I C～釜石南	全線
国道 45 号	全線	全線
国道 340 号	283 号（遠野住田 I C） ～343 号（廻館交差点）	全線
	343 号（廻館交差点） ～45 号（高田松原西交差点）	
国道 343 号	全線	全線
（主）大船渡広田陸前高田線	45 号（広田半島入口交差点） ～広田漁港	全線
市道 栃ヶ沢 7 号線	高田町字栃ヶ沢 47-14 ～高田町字栃ヶ沢 47-13	全線
市道 栃ヶ沢 8 号線	高田町字栃ヶ沢 47-13 ～高田町字鳴石 38-2	全線
市道 相川鳴石線	340 号（竹駒町字相川 204-6） ～高田町字鳴石 52-11	全線
市道 鳴石和野線	高田町字鳴石 52-11 ～高田町字西和野 40-1	全線
市道 氷上線	高田町字中和野 32 ～高田町字中和野 22	全線
市道 高畑相川線	高田町字中和野 22 ～米崎町字野沢 82-1	全線
市道 野沢西の沢線	米崎町字野沢 89-1 ～米崎町字野沢 12-1	全線
市道 神田線	45 号（米崎町字川内 1-4） ～米崎町字川向 1-1	全線
市道 湊漁港線	長部漁港線 ～気仙町字湊 109	全線

## 市指定

拠 点 施 設 名	路 線 名
陸前高田市役所	0214 鳴石和野線、3904 西和野山苗代線、3943 曲松中和野線 3199 学校裏線、3799 駅通り線
陸前高田市消防署	3596 相川鳴石線、3693 栃ヶ沢 8 号線
大船渡警察署高田幹部交番	3596 相川鳴石線、3693 栃ヶ沢 7 号線
県立高田病院	3596 相川鳴石線、3904 西和野山苗代線、3911 太田東和野 3 号線
漁村センター	(国道 45 号)、5016 要谷 6 号線、0224 長部線
広田地区コミュニティセンター	(主要地方道大船渡広田陸前高田線)、1339 大久保前花貝線
小友地区コミュニティセンター	(主要地方道大船渡広田陸前高田線)、2180 小友線
自然環境活用センター	(国道 45 号)
矢作多目的研修センター	(国道 343 号)、4173 円城寺線、県道世田米矢作線、0103 山崎線、4172 研修センター線
下矢作多目的研修センター	(国道 343 号)、4179 下矢作線、4085 諏訪和山線
生出多目的集会センター	(国道 343 号)、(県道世田米矢作線)
定住促進センター	(国道 340 号)、0114 玉山線
横田基幹集落センター	(国道 340 号)、3547 狩集久連坪線、3471 黄金山 2 号線
長部漁港	(国道 45 号)、(県道長部漁港線)
広田漁港	(主要地方道大船渡広田陸前高田線)
滝の里工業団地	(国道 340 号)、3560 滝の里工業団地 1 号線、3561 滝の里工業団地 2 号線
総合交流センター	0214 鳴石和野線、3904 西和野山苗代線、3842 長砂東和野線

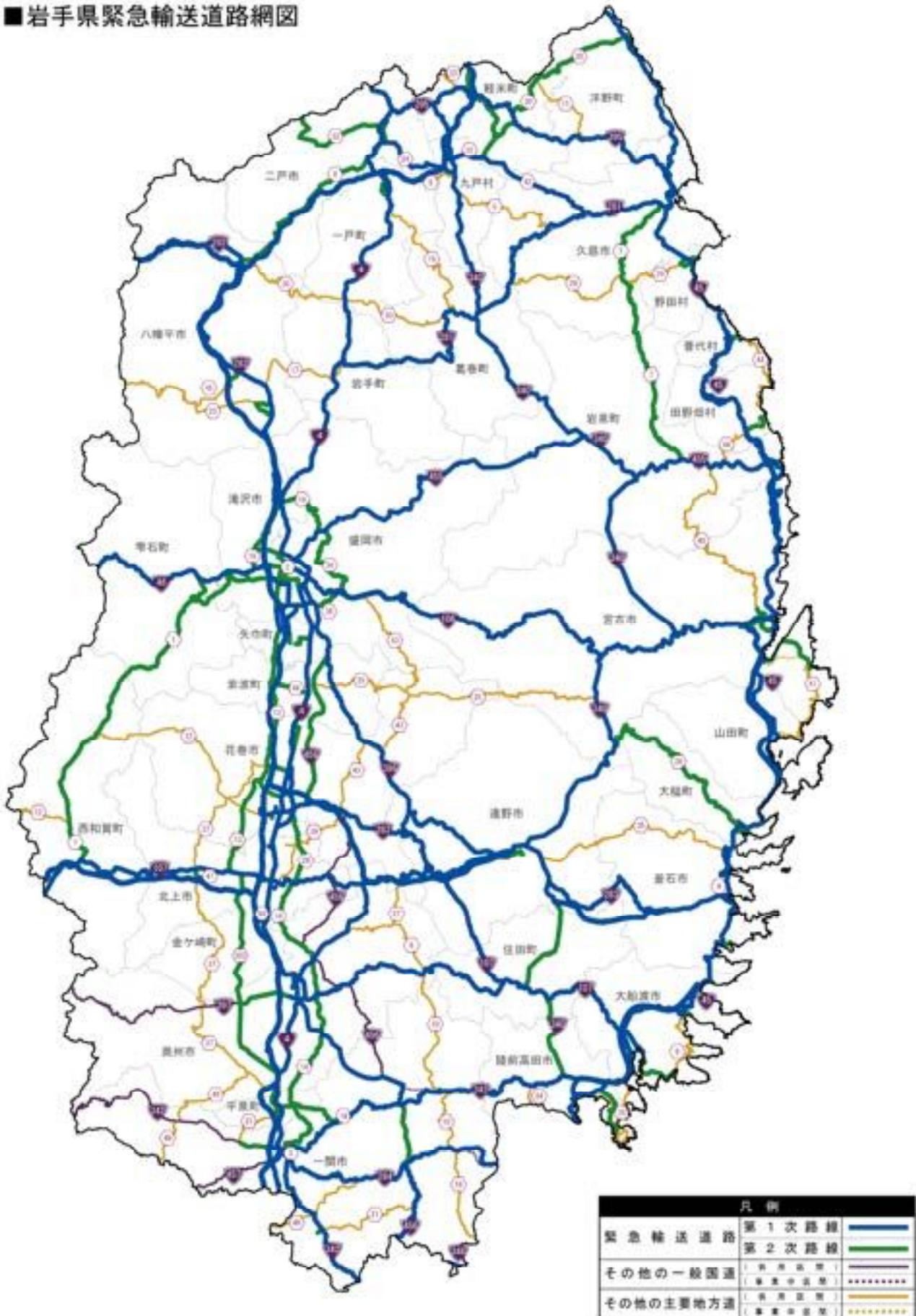
【資料編】

上記の代替道路

幹線道路名	代替路線
国道 45 号	3660 高畑相川線
国道 340 号	0115 相川新田線、0114 玉山線、0221 館上壺線、0222 堂の沢線、3439 堂の沢 15 号線、3553 寺の沢本宿線、3454 三日市友沼線、3549 三日市釘の子線、林道シダミ線、0227 南行宇南沢線
国道 343 号	0110 今泉下矢作線
主要地方道大船渡広田陸前高田線	2053 浜砂線、0127 和方線、2198 西風道 5 号線、0126 柳沢和方線、2180 小友線、0130 学校渡線、1311 新田浦の前線、1297 大陽小友浦線、1343 御城林大陽里線、0137 朝日線、0250 泊根岬線
主要地方道大船渡広田陸前高田線（南幹線）	0214 鳴石和野線、3092 川向荒沢線、3904 西和野山苗代線、3596 相川鳴石線

資料9-2 岩手県緊急輸送道路網図

■ 岩手県緊急輸送道路網図



【資料編】

資料9-3 災害救助法による救助の種類、程度、期間等

【災害救助法による救助の内容等(1)】

(令和3年4月1日現在)

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の の供与	<p>1 災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に対して行う。</p> <p>2 避難所は、学校、公民館等既存建物の利用を原則とするが、避難所として利用できる適当な建物のない場合は、野外に仮設小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により避難所とする。</p>	<p>避難所設置費1人1日当たり330円以内</p> <p>高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。</p>	<p>災害発生の日から7日以内</p>	<p>1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。</p> <p>2 避難に当たっての輸送費は別途計上</p> <p>3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者への健康等に配慮して、ホテル、旅館等の宿泊施設を借り上げ、避難所として供与することができる。</p>
応急仮 設住宅 の供与	<p>住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者に、建設し供与するもの（建設型仮設住宅）、民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの（借上型仮設住宅）又はその他適切な方法により供与する。</p>	<p>1 建設型仮設住宅の1戸当たりの規模は、地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の経費として、5,714,000円以内とする。</p> <p>2 建設型仮設住宅を同一敷地内等に概ね、50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の設置であっても戸数に応じた小規模な施設を設置できる。</p> <p>3 供与の終了に伴う建設型仮設住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とする。</p> <p>4 借上型仮設住宅の1戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて1に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等として、地域の実情に応じた額とする。</p>	<p>1 建設型仮設住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置しなければならない。</p> <p>2 借上型仮設住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、供与しなければならない。</p>	<p>1 建設型仮設住宅の設置に当たっては、原則として公有地を利用する。ただし、適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することができる。</p> <p>2 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。</p> <p>3 供与期間 原則2年以内</p>

【災害救助法による救助の内容等(2)】

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考					
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に避難している者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1 主食、副食、燃料等の経費とし、1人1日当たり1,160円以内とする。 2	災害発生日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)					
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	水の購入費、給水又は浄水に必要な機械・器具の借上費、修繕費、燃料費、薬品費、資材費とし当該地域における通常の実費とする	災害発生日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上					
被服、寝具その他生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4~9月) 冬季(10~3月)の季別は災害発生日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること					
				6人以上1人増す毎に加算					
		区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増す毎に加算	
		全 壊 全 焼 流 失	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
			冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
		半 壊 半 焼 床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
			冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600
医療	災害のため医療の途を失った者に対して次の範囲内で応急的に行う。 (7)診察 (イ)薬剤又は治療材料の支給 (ウ)処置、手術その他の治療及び施術 (エ)病院又は診療所への収容 (オ)看護	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険の診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生日から14日以内	1 医療は救護班によって行う。ただし急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、病院又は診療所において行うことができる。 2 患者等の移送費は、別途計上					

【資料編】

【災害救助法による救助の内容等(3)】

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)に対して次の範囲内で行う。 (ア)分べんの介助 (イ)分べん前及び分べん後の処置 (ウ)脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	現に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、及び救出するために行う。	舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊(焼)し、自らの資力では応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければならない程度に居住することが困難である程度に住家が半壊した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し現物をもって行い、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり595,000円以内とする。	災害発生の日から1月以内に完了しなければならない	・特別基準の設定はなし ・1世帯当たり平均ではなく各世帯ごとの基準額
	半壊に準じる程度の損壊を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し現物をもって行い、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり300,000円以内とする	災害発生の日から1月以内に完了しなければならない	・特別基準の設定はなし ・1世帯当たり平均ではなく各世帯ごとの基準額

## 【災害救助法による救助の内容等(4)】

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
生業に必要な資金の貸与	1 住家が全壊、全焼又は流失し、生業の手段を失った世帯 2 生業を営むために必要な機械、器具又は資材等を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みの確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者	1 生業費 1件当たり 30,000 円 2 就職支度費 1件当たり 15,000 円	災害発生日から1月以内	1 貸与期間 2年以内 2 利子 無利子
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）、又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書代 (ア)小学校児童及び中学校生徒 教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材の実費 (イ)高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材の実費 2 文房具及び通学用品 1人当たり次の金額以内 (ア)小学校児童 4,500 円 (イ)中学校生徒 4,800 円 (ウ)高等学校等生徒 5,200 円	災害発生日から (教科書) 1月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	(1)災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行う。 (2)次の範囲内において、棺又は棺材の現物をもって実際に埋葬を実施する者に支給する。 ア 棺（附属品を含む） イ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む） ウ 骨つぼ及び骨箱	1 体当たり 大人（12歳以上） 215,200 円以内 小人（12歳未満） 172,000 円以内	災害発生日から10日以内に完了しなければならない	災害発生日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、災害の状況から判断して既に死亡していると推定される者に対して行う。	舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。	災害発生日から10日以内	1 輸送費、人件費は別途計上 2 災害発生後3日を経過した者は一応死亡した者と推定している。

【資料編】

【災害救助法による救助の内容等(5)】

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
死体の処理	災害の際死亡した者の死体について、埋葬を除く処理を次の範囲内で行う。 ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 イ 死体の一時保存 ウ 検案	1 洗浄・縫合・消毒等 1体当たり 3,500円以内 2 死体の一時保存 (ア)既存の建物を利用する場合 借上費について通常の実費 (イ)既存の建物を利用できない場合 1体当たり 5,400円以内 (ウ)救護班により検案できない場合 当該地域の慣行料金の額	災害発生の日から10日以内に完了しなければならない	1 検案は原則として救護班によって行う。 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあるもので、自らの資力では除去することのできない者に対して行う。	ロープ、スコープその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり137,900円以内とする。	災害発生の日から10日以内に完了しなければならない	
救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費	次に掲げる場合に要するもの 1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

## 【災害救助法による救助の内容等(5)】

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者 1 医師、歯科医師又は薬剤師 2 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士 3 土木技術者又は建築技術者 4 大工、左官又はとび職	日当（1人1日当たり） (ア) 医師、歯科医師 21,300円以内 (イ) 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 14,700円以内 (ウ) 保健師、助産師、看護師及び准看護師 14,800円以内 (エ) 救急救命士 14,600円以内 (オ) 土木技術者及び建築技術者 16,300円以内 (カ) 大工、左官及びとび職 26,000円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
	災害救助法施行令第4条第5号から第10号までに規定する者 5 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者 6 鉄道事業者及びその従業者 7 軌道経営者及びその従業者 8 自動車運送事業者及びその従業者 9 船舶運送業者及びその従業者 10 港湾運送業者及びその従業者	当該地域における慣行料金による支出実績及び手数料としてその100分の3の額を加算した額以内		

※ 費用の限度額については、毎年度改正が行われるので留意すること。

※ 救助の期間については、県知事と協議する。

【資料編】

資料9-4 水道災害復旧工事協定締結業者一覧表

(令和3年4月1日現在)

番号	名 称	所 在 地	電 話
1	(株)石川水道工業	高田町字中和野 35-1	54-3055
2	(株)菊池商店	広田町字泊 138-2	56-2323
3	(株)熊谷土木	米崎町字脇の沢 27-1	55-3318
4	金野設備(株)	米崎町字和方 119-9	54-4843
5	(株)西條工務	広田町字泊 4-5	56-3210
6	(有)ササキ電気工事	小友町字宮崎 31-1	56-2200
7	(株)鈴木水道	竹駒町字十日市場 300	55-3022
8	(株)ムラスイ	米崎町字川内 178-2	55-2412

資料9-5 応急仮設住宅建設資材調達先一覧表

(令和3年4月1日現在)

番号	名 称	所 在 地	電話番号
1	矢作木工(株)	矢作町字打越 59-3	55-3501
2	村上製作所	矢作町字元屋敷 30	54-2696
3	やまきち製材(株)	矢作町字片地家 37-1	55-3930
4	気仙木材加工協同組合連合会	竹駒町字館 93-1	54-4643

## 資料10 復旧対策

## 資料10-1 災害復興住宅資金

(令和3年4月1日現在)

貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
<p>自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で地方公共団体から「り災証明書」を交付されている方に対し、住宅の建設、購入、補修及び土地の取得、整地等を行うのに必要な資金を「住宅金融支援機構」から融資を受ける。</p> <p>※機構が定める条件及び基準に適合している住宅が対象</p>	<p>独立行政法人住宅金融支援機構法(平成17年7月6日法律第82号)</p>	<p>各所要額の合計額又は下記の合計額のいずれか低い額が限度額(その他条件有り)</p> <p>※住宅に対する補助金の受給状況により、融資額が減額になる場合有り</p>	
<p>1 建設等資金</p> <p>(1)建設資金 住宅が全壊、大規模半壊又は半壊した旨のり災証明書の発行を受けた場合(大規模半壊又は半壊の場合は、「住宅の被害状況に関する申出書」により被災住宅の修理が不能又は困難であることの申し出が必要)</p> <p>(2)土地取得資金 り災日後に土地を取得した場合</p> <p>(3)整地資金 住宅の建設に併せて行う堆積土砂の排除、切土、盛土、擁壁の築造を行う場合等</p>		<p>(1)建設資金 1,650万円</p> <p>(2)土地取得資金 970万円</p> <p>(3)整地資金 440万円</p> <p>(4)特例加算(建設資金) 510万円</p>	<p>(1)元金据置期間 融資契約の日から3年以内(この期間返済期間が延長される。)</p> <p>(2)返済期間 ・耐火構造、準耐火構造、木造(耐久性) 35年以内 ・木造(一般) 25年以内</p> <p>(3)利子 固定金利</p> <p>(4)返済方法 元金均等返済又は元利均等返済</p>
<p>2 購入 購入資金 住宅が全壊、大規模半壊又は半壊した旨のり災証明書の発行を受けた場合(大規模半壊又は半壊の場合は、「住宅の被害状況に関する申出書」により被災住宅の修理が不能又は困難であることの申し出が必要)</p> <p>※土地取得資金を含む</p>		<p>(1)新築住宅購入資金 2,620万円</p> <p>(2)中古住宅購入資金</p> <p>①リ・ユース(中古)住宅、リ・ユース(中古)マンション 2,320万円</p> <p>②リ・ユース(中古)プラス住宅、リ・ユース(中古)プラスマンション 2,620万円</p> <p>(3)特例加算(購入資金) 510万円</p> <p>※購入資金のうち、土地取得資金は970万円が限度(土地取得のみの利用は不可)</p>	<p>(1)元金据置期間 融資契約の日から3年以内(この期間返済期間が延長される。)</p> <p>(2)返済期間</p> <p>①新築購入 ・耐火構造、準耐火構造、木造(耐久性) 35年以内 ・木造(一般) 25年以内</p> <p>②中古住宅購入 ・リ・ユース(中古)プラス住宅、リ・ユース(中古)プラスマンション 35年以内 ・リ・ユース(中古)住宅、リ・ユース(中古)マンション 25年以内</p> <p>(3)利子 固定金利</p> <p>(4)返済方法 元金均等返済又は元利均等返済</p>

【資料編】

貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
<p>3 補修</p> <p>(1)補修資金 住宅に10万円以上の被害が生じ、り災証明書の発行を受けた場合</p> <p>(2)整地資金 被災住宅部分の補修に併せて行う堆積土砂の排除、切土、盛土、擁壁の築造を行う場合等</p> <p>(3)引方移転資金 被災住宅部分の補修に併せて家屋を引方移転する場合</p>		<p>(1)補修資金 730万円</p> <p>(2)整地資金 440万円</p> <p>(3)引方移転資金 440万円</p> <p>※(2)と(3)をあわせて利用する場合は、合計で440万円が限度</p>	<p>(1)元金据置期間 融資契約の日から1年以内 (返済期間は延長しない。)</p> <p>(2)返済期間 20年以内</p> <p>(3)利子 固定金利</p> <p>(4)返済方法 元金均等返済又は元利均等返済</p>

## 資料10-2 生活福祉資金

(令和3年4月1日現在)

資金の種類			貸付条件				
			貸付限度額	据置期間	償還期限	貸付利子	保証人
総合 支援 資金	生活 支援 費	・生活再建までの間に必要な生活費用	(二人以上) 月20万円以内 (単身) 月15万円以内 ・貸付期間:原則3 月(最長12月)	最終貸付 日から6 月以内	据置期 間経過 後10年 以内	保証人 あり 無利子 保証人 なし 年1.5%	原則必 要 ただし、 保証人 なしで も貸付 可
	住宅 入居 費	・敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結 ぶために必要な費用	40万円以内	貸付けの 日(生活支 援費とあ わせて貸 し付けて いる場合 は、生活支 援費の最 終貸付日) から6月 以内			
	一時 生活 再建 費	・生活を再建するために一時的に必 要かつ日常生活費で賄うことが 困難である費用 就職・転職を前提とした技能習得 に要する経費 滞納している公共料金等の立て 替え費用 債務整理をするために必要な経 費等	60万円以内				
福祉 資金	福祉 費	・生業を営むために必要な経費 ・技能習得に必要な経費及びその期 間中の生計を維持するために必 要な経費 ・住宅の増改築、補修等及び公営住 宅の譲り受けに必要な経費 ・福祉用具等の購入に必要な経費 ・障害者用の自動車の購入に必要な 経費 ・中国残留邦人等に係る国民年金保 険料の追納に必要な経費 ・負傷又は疾病の療養に必要な経費 及びその療養期間中の生計を維 持するために必要な経費 ・介護サービス、障害者サービス等 を受けるのに必要な経費及びそ の期間中の生計を維持するた めに必要な経費 ・災害を受けたことにより臨時に必 要となる経費 ・冠婚葬祭に必要な経費 ・住居の移転等、給排水設備等の設 置に必要な経費 ・就職、技能習得等の支度に必要 な経費 ・その他日常生活上一時的に必要な 経費	580万円以内 ※資金の用途に応 じて上限目安額 を設定	貸付けの 日(分割に よる交付 の場合に は最終貸 付日)から 6月以内	据置期 間経過 後20年 以内	保証人 あり 無利子 保証人 なし 年1.5%	原則必 要 ただし、 保証人 なしで も貸付 可
	緊急 小口 資金	・緊急かつ一時的に生計の維持が困 難となった場合に貸し付ける少 額の費用	10万円以内	貸付けの 日から2 月以内	据置期 間経過 後12月 以内	無利子	不要

【資料編】

資金の種類			貸付条件				
			貸付限度額	据置期間	償還期限	貸付利子	保証人
教育支援資金	教育支援費	・低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に修学するために必要な経費	<高校> 月3.5万円以内 <高専> 月6万円以内 <短大> 月6万円以内 <大学> 月6.5万円以内 ※特に必要と認める場合は、上記各上限額の1.5倍まで貸付可能	卒業後6月以内	据置期間経過後20年以内	無利子	不要 ※世帯内で連帯借受人が必要
	就学支度費	・低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	50万円以内				
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	・低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	・土地の評価額の70%程度 ・月30万円以内 ・貸付期間 借受人の死亡時までの期間又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間。	契約終了後3月以内	据置期間終了時	年3%、又は長期プライムレートのいずれか低い利率	要 ※推定相続人の中から選任
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	・要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	・土地及び建物の評価額の70%程度（集合住宅の場合は50%） ・生活扶助額の1.5倍以内 ・貸付期間 借受人の死亡時までの期間又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間				不要

(出典：厚生労働省ホームページ)

## 資料10-3 災害援護資金

(令和3年4月1日現在)

貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
台風、地震等の自然災害により、家屋等に被害を受けた世帯で世帯の前年の年間所得が 1人世帯 220万円以内 2人世帯 430万円以内 3人世帯 620万円以内 4人世帯 730万円以内 5人以上の世帯については、1人増すごとに730万円に30万円を加えた額以内 ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円以内 平成30年2月1日現在	災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年9月18日法律第82号）	対象被害及び貸付限度額 1 世帯主の1ヵ月以上の負傷 150万円 2 住居の全壊 250万円 3 住居の半壊 170万円 4 家財の3分の1以上の損害 150万円 5 重複被害 (1)=1+2 350万円 (2)=1+3 270万円 (3)=1+4 250万円 6 住居全体の滅失若しくは流失 350万円	1 据置期間 3年（特別の場合5年） 2 償還期間 10年（据置期間含む） 3 貸付 利率年3%（据置期間中は無利子） 4 償還方法 年賦又は半年賦 5 貸付原資負担 国2/3、都道府県・指定都市1/3

## 【資料編】

### 資料11 海上災害

#### 資料11-1 岩手県沿岸排出油等防除協議会規則

(目的)

第1条 この協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)(以下「海防法」という。)第43条の6第1項の協議会として、岩手県沿岸海域において大量の油又は有害液体物質(以下「排出油等」という。)が排出され、沿岸に漂着又はそのおそれがある場合の防除活動について必要な事項を協議し、その実施を推進することを目的とする。

(協議会の名称)

第2条 この会の名称を「岩手県沿岸排出油等防除協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(協議会の業務)

第3条 協議会は、次の業務を行う。

- (1) 排出油等の防除に関する自主基準(防除活動マニュアル等)の作成
- (2) 排出油等の防除活動に必要な防除資機材等の整備の推進
- (3) 排出油等の防除に関する講習及び訓練の実施
- (4) 排出油等の防除活動の連携の推進
- (5) その他排出油等の防除に関する重要事項の協議

(組織)

第4条 協議会は、会長及び会員をもって組織する。

- 2 会長は、釜石海上保安部長をもって充て、会務を総理する。
- 3 会員は、岩手県沿岸海域等において、別表に掲げる排出油等の防除活動に関係する行政機関、地方公共団体、関係団体及び民間事業所等とする。
- 4 協議会の組織を次の5地区に区分する。
  - (1) 久慈地区(洋野町、久慈市、野田村)
  - (2) 宮古地区(普代村、田野畑村、岩泉町、宮古市)
  - (3) 山田地区(山田町)
  - (4) 釜石地区(釜石市、大槌町)
  - (5) 大船渡陸前高田地区(大船渡市、陸前高田市)
- 5 各地区に地区部会を設け、各地区における大量の油又は排出油等が排出され、沿岸に漂着又はそのおそれがある場合の防除活動について必要な事項を協議し、その実施を推進することとする。
- 6 各地区部会の名称、部会長及び庶務担当は次のとおりとする。

地区部会名称	地区部会長	庶務担当
久慈地区部会	八戸海上保安部長	八戸海上保安部警備救難課
宮古地区部会	宮古海上保安署長	宮古海上保安署
山田地区部会	釜石海上保安部長	釜石海上保安部警備救難課
釜石地区部会	釜石海上保安部長	釜石海上保安部警備救難課

大船渡陸前高田地区部会 釜石海上保安部長 釜石海上保安部警備救難課

7 協議会に、排出油等防除に関する技術的事項の調査研究及び事故発生時における技術的事項に関する助言を行うため、技術専門委員会を置くことができる。

技術専門委員会の委員は、会員の推薦する者のうちから第5条の会議の同意を得て会長又は地区部会長が指名する。

(会議)

第5条 会議は定例会議及び臨時会議とし、会長又は地区部会長が召集するものとする。

2 定例会議は、年1回程度開催する。

3 臨時会議は、必要に応じ開催する。

(情報の交換)

第6条 会員は、排出油等防除に必要な次の資料（4月1日現在のもの）を毎年1回、会長に提出するものとする。

なお、変更を生じた場合は随時報告するものとする。

(1) 資機材の整備、保有状況

(2) 情報連絡体制（連絡担当者、昼夜間の電話番号等）

(3) その他、必要な事項

(訓練等)

第7条 会員は、排出油等事故発生時における防除活動の技術、知識向上のため、各地区の排出油等防除訓練のほか、随時開催する講習会に積極的に参加するものとする。

(情報提供)

第8条 会長又は地区部会長は、大量の油若しくは有害液体物質が排出され、又は排出のおそれがある場合は、会員に対し、すみやかに事故に関する情報を通知するものとする。

(総合調整本部の設置)

第9条 会長又は地区部会長は、大量の油若しくは有害液体物質が排出され、又は排出のおそれがある場合には、総合調整本部を設置し、情報の共有や既の実施された防除措置の状況の周知等に努めるとともに、会員が、それぞれの立場に応じて相互に連携し、所要の協力を図りつつ、迅速かつ的確な防除活動を実施できるよう調整を行うものとする。

2 前項の総合調整本部が設置された場合、当該地区の会員は、総合調整本部に担当者を派遣するものとする。

3 会長又は地区部会長は、必要に応じて、原因者、P I等の保険機関担当者（保険査定人を含む）、指定海上防災機関の職員、その他の防除措置を的確に実施するために必要となる知識を有する者等会員以外の関係者も総合調整本部に参加を要請するものとする。

## 【資料編】

(会員による防除活動等)

第10条 会員である船舶所有者等、石油関係企業、石油化学・電力等の企業等は、海防法第39条第2項各号に掲げる原因者又は同条第4項各号に掲げる協力者として防除活動を実施する。

2 会員である関係行政機関及び地方公共団体にあつては、固有の事務又は海防法第41条の2の規定による海上保安部長等の要請により防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。

3 会員である民間防災機関、曳船、サルベージ、港湾土木関係企業、油処理関連企業、漁業者団体等にあつては、原因者や地方公共団体等からの要請又は自衛による防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。

(経費の求償)

第11条 防除活動に要した経費の求償に関する事務は、原則として会員ごとに原因者に請求するものとし、協議会はその調整及び促進を図るものとする。

(災害補償)

第12条 防除活動に出動した者が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、または廃疾となった場合における災害補償については、法令に別段の定めがあるもののほか、当該被災した職員が所属する関係機関等が当たるものとする。

(排出油等防除計画に係る意見の提出)

第13条 協議会は、海防法第43条の6第2項の規定に基づき、会員の協議により必要と認める場合は、同法律第43条の5第1項に基づく岩手県沿岸海域に係る排出油等防除計画について、海上保安庁長官に対して意見を述べるものとする。

(協議)

第14条 この会則に疑義が生じた場合及びこの会則に定めのない事項について、協議の必要がある場合には、その都度協議し決定するものとする。

(庶務)

第15条 協議会の庶務は、釜石海上保安部警備救難課で行う。

付則

(施行期日)

- 1 この会則は、平成6年12月1日から施行する。
- 2 本会則は、一部改正の日（平成10年1月28日）から施行する。
- 3 本会則は、一部改正の日（平成20年3月5日）から施行する。
- 4 本会則は、一部改正の日（平成26年3月31日）から施行する。
- 5 本会則は、一部改正の日（平成27年3月31日）から施行する。

## 資料11-2 排出油等防除資機材保有状況

岩手県沿岸排出油等防除協議会

大船渡・陸前高田地区部会 保有資機材

(平成29年12月1日現在)

機関名	オイルフェンス			油処理剤 (kℓ)	油吸着材 (kg)	油ゲル 化剤 (kℓ)	その他防災資機材	作業船等 (隻)		作業車等 (台)		
	A型 (m)	B型 (m)	その 他 (m)									
釜石海上保安部		300		ネオス 自己拡散 型 0.6kℓ	オイルブ ロッター 400kg		デルタスキマー シースイーパー 処理剤散布装置等	1 1 1	きたかみ きじかぜ	1 1		
岩手県沿岸広 域振興局大船 渡水産振興セ ンター					オイルブ ロッター 30kg							
岩手県沿岸広 域振興局大船 渡土木センタ ー		2100		BYFAR-Z- M 0.16kℓ	レオマッ ト101 108kg		オイルフェンス 巻取装置	2				
大船渡警察署												
大船渡市	20			0.06	オイルブ ロッター 等 113kg							
陸前高田市												
大船渡地区消 防組合消防本 部	20			シーグリ ーン 0.066kℓ	オイルブ ロッター 等 347kg						トラック 4.5トン積 み	1
気仙郡漁業協 同組合連合会	200			ネオス S-7等 0.162kℓ	エコパッ ト 39kg						トラック 0.35トン積 み	1
広田湾漁業協 同組合		700		アースガ イアクリ ーン 0.04kℓ	オイルブ ロッター 等 125kg						トラック 2トン積み 軽トラック	1 5
大船渡市漁業 協同組合	46.8				オイルブ ロッター 8kg				監視船 つばさ 作業船 第3赤崎丸 第2わかめ丸 第2きたはま 丸 寺元大浜丸	1 1 1 1 1	トラック 2トン積み 軽トラック	1 5
綾里漁業協同 組合	60			ニッサン メタレッ クス 0.09kℓ	オイルハ ンター MKK50 100kg						トラック 2トン積み	1
越喜来漁業協 同組合											トラック 1.5トン積 み	3
吉浜漁業協同 組合					タフネル オイルブ ロッター 60kg				取締船 よしはま 定置網漁船 第28吉浜丸 第38吉浜丸	1 1 1	トラック 1.5トン積 み クレーン車 2・4・10トン 車 フォークリフ ト 2.5トン車	3 3 1
カメイ株式会 社 大船渡油槽所	200			カクタス クリーン L-10 1.620kℓ	タフネル オイルブ ロッター 816kg							

【資料編】

機関名	オイルフェンス			油処理剤 (kℓ)	油吸着材 (kg)	油ゲル 化剤 (kℓ)	その他防災資機材		作業船等 (隻)		作業車等 (台)	
	A型 (m)	B型 (m)	その他 (m)									
株式会社塩釜 商会大船渡支 店	30			シーグリー ン 0.09kℓ	タフネル オイルブ ロッター 50kg		水中ポンプ 可搬式エンジン	1 1	油槽船 第17多賀丸	1		
株式会社八本 又商店	40			カクタス クリーン 0.18kℓ	カクイオ イルキャ ッチャー 50kg				第八大成丸 19トン	1	トラック 2トン積み 軽トラック	1 1
太平洋セメン ト(株)大船渡工 場	712			シーグリー ン等 0.406kℓ	タフネル オイルブ ロッター 等 378kg	α-Gel 0.6kℓ	水中ポンプ 回収ドラム、用 具	4 一式	流出油処理船 のじま 第2のじま	1 1	ユニック車	1
東北汽船港運 株式会社	320								港運丸1.9ト ン	1		
山和商店有限 会社				ネオス 0.2kℓ	吸着マッ ト 0.8kg				磐手丸183ト ン 第一つばめ 5トン未満	1 1	トラック 0.35トン積 み	1
東海運株式会 社												
りんかい日産 建設(株)岩手営 業所				BY・FAR 0.036kℓ	タフネル BL-50 50kg							
株式会社佐賀 組	120				吸着マッ ト 20kg				137佐賀丸 27佐賀丸	1 1	トラック 4トン積み	5
株式会社菊池 組	100			カクタス クリーン 0.072kℓ	タフネル BL-50 15kg				第二菊栄丸 第六菊栄丸	1 1		
株式会社明和 土木				カクタス クリーン 0.108kℓ	オイルキ ャッチャ ー 50kg				曳舟第7明和 丸 曳舟第5明和 丸 作業船 第20明和丸 第58明和丸	1 1 1 1	トラック 2トン積み 4トン積み ユニック	2 1

## 資料12 災害協定

【災害時における応援協定等の一覧表】

名 称	内 容	締結先	締結日	所管課
1 大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応急措置を行うに当たって必要となる情報の収集及び提供</li> <li>・食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及びあっせん</li> <li>・被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供及びあっせん</li> <li>・災害応急活動に必要な車両等の提供及びあっせん</li> <li>・災害応急活動に必要な職員等（以下「応援職員等」という。）の派遣</li> <li>・被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん</li> <li>・前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項</li> </ul>	盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町、西和賀町、金ヶ崎町、平泉町、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、軽米町、野田村、九戸村、洋野町、一戸町	平成8年 10月7日	防災課
2 みやぎ・いわて県際沿岸三市災害時相互応援協定書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食料、飲料水及び生活必需物資の供給と、その供給に必要な資機材の提供</li> <li>・被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧に必要な資機材の提供並びに復旧活動に必要な職員等の派遣</li> <li>・その他、特に要請のあった事項</li> </ul>	宮城県 気仙沼市 大船渡市	平成11年 7月1日	防災課
3 岩手・宮城県際市町村災害時相互応援に関する協定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応急措置等を行うに当たって必要となる情報の収集及び提供</li> <li>・食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供</li> <li>・被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急措置等に必要な資機材、物資の提供</li> <li>・災害応急活動に必要な職員等（消防団員を含む。）の派遣</li> <li>・国民保護法に基づく国民保護のための措置</li> <li>・その他、特に要請のあった事項</li> </ul>	岩手県 一関市、平泉町、大船渡市、住田町、宮城県 気仙沼市、南三陸町、栗原市、登米市	平成18年 7月6日	防災課
4 災害時の相互応援に関する協定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその提供に必要な資器材の提供</li> <li>・被災者の救助、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供</li> <li>・救助及び応急復旧に必要な職員の派遣</li> <li>・そのほか、特に要請があった場合、相互に援助</li> </ul>	大阪府豊中市	平成27年 8月21日	防災課
5 岩手県防災ヘリコプター応援協定	岩手県が所有する防災ヘリコプターの応援	岩手県	平成8年 10月1日	防災課

【資料編】

名 称	内 容	締結先	締結日	所管課
6 災害時におけるプロパンガス及びプロパン施設の応急用資機材の調達並びに応急対策要員確保の要請に関する協定書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プロパンガス及びプロパン施設の応急用資機材の調達</li> <li>・応急対策要員確保の要請</li> </ul>	社団法人 岩手県高圧ガス保安協会	平成24年 5月25日	防災課
7 災害時における救助に関する協定書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宿泊施設を避難場所として提供し、宿泊、入浴及び食事の提供</li> <li>・食材の提供及び炊き出し</li> <li>・帰宅困難で徒歩帰宅する者への支援（水道水、トイレ等の提供、地図・ラジオ等による道路情報・避難場所情報等の提供）</li> </ul>	岩手県生活衛生同業組合中央会 気仙地区生活衛生同業組合連絡協議会	平成25年 1月16日	防災課
8 災害時における緊急物資輸送及び緊急物資拠点の運営等に関する協定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市が管理する防災備蓄品・支援物資の避難所への配送</li> <li>・支援物資拠点の運営等</li> </ul>	ヤマト運輸株式会社岩手主管支店	平成25年 9月9日	防災課
9 陸前高田市と国立大学法人東北大学災害科学国際研究所との連携と協力に関する協定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施策推進や地域課題の解決に係る人的資源、知的資源の活用に関する事</li> <li>・研究の深化に関わる人的資源、知的資源の活用に関する事</li> <li>・その他前条の目的を達成するため、協議して必要と認める事項</li> </ul>	国立大学法人東北大学災害科学国際研究所	平成26年 2月7日	防災課
10 災害時の緊急放送の協力に関する協定	大規模な災害等が発生し、又は発生する恐れがある場合の情報伝達	株式会社エフエム岩手	平成25年 2月14日	消防本部
11 災害時における物資供給に関する協定	災害が発生する、または、発生するおそれがある場合における物資供給	NPO法人コメリ災害対策センター	平成29年 6月1日	商政課
12 災害時における陸前高田市郵便局・陸前高田市間の協力に関する覚書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害救助法適用時における郵便、為替貯金及び簡易保険の郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策</li> <li>・必要に応じ、避難所に臨時に郵便差出箱の設置</li> <li>・必要に応じ、被災市民の避難先及び被災状況に関する情報の相互提供</li> </ul>	陸前高田市内郵便局	平成9年 10月1日	総務課
13 災害時の医療救護活動に関する協定書（気仙医師会）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・傷病者に対する応急処置</li> <li>・後送医療施設への転送の要否及び転送順位の決定</li> <li>・助産</li> <li>・死亡の確認</li> </ul>	社団法人気仙医師会	昭和63年 12月1日	保健福祉課

名 称	内 容	締結先	締結日	所管課
14 災害時における応急対策業務に関する協定	・被災情報の収集及び連絡 ・障害物除去等の重機・資機材等の調達 ・応急復旧工事の実施	一般社団法人陸前高田市建設業協会	平成28年 9月14日 (再協定)	建設課
15 災害救助用米穀に関する協定書	政府倉庫、政府サイロ及び農林水産省指定倉庫に保管されている米穀、災害対策用乾パン及び乾燥米穀の緊急引渡し	岩手県	平成18年 10月23日	農林課
16 災害時における応急物資の調達に関する協定	食品、飲料、日用品等の応急生活物資の供給	株式会社マイヤ	平成30年 2月5日 (再協定)	農林課
17 災害時生活物資供給等に関する協定	必要な生活物資の供給	イオンスーパーセンター株式会社	平成26年 7月17日	農林課
18 災害時における援助物資の供給に関する協定書	必要な飲料の供給	みちのくコカ・コーラボトリング株式会社	平成26年 12月2日	農林課
19 災害時における水道施設復旧工事に関する協定書	ポンプ設備の復旧工事	荏原商事株式会社東北支店	平成18年 2月13日	水道事業所
20 公益財団法人日本水道協会岩手県支部水道施設の災害に伴う相互応援計画要綱	支部会員相互の災害発生時の救援活動 (応急給水、漏水調査、応急復旧、応急復旧用資機材の提供、工事業者等の斡旋等)	日本水道協会岩手県支部	平成27年 4月15日	水道事業所
21 災害時における水道施設の応急復旧等に関する協定書	・応急給水 ・漏水調査 ・応急復旧工事 ・応急復旧用資機材の提供	陸前高田市管工事業協同組合	平成28年 7月1日	水道事業所
22 岩手県公共・大学・専門図書館等連絡協議会の加盟館相互の応援について(申し合わせ)	岩手県公共・大学・専門図書館等連絡協議会に加盟する図書館が、災害発生時相互に応援する体制をつくる。	岩手県公共・大学・専門図書館等連絡協議会	平成24年 11月14日	管理課
23 災害時の相互応援に関する協定	・食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその提供に必要な資器材の提供 ・被災者の救助、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供 ・救助及び応急復旧に必要な職員の派遣 ・そのほか、特に要請があった場合、相互に援助	三重県松阪市	平成30年 3月26日	防災課
24 友好都市協定	・友好都市として提携	愛知県名古屋市	平成26年 10月28日	観光交流課
25 災害時における医療救護活動に関する協定書	・薬剤師の派遣 ・市民に対して行う医療救護活動に対する医薬品の供給 ・医薬品を中心とした災害支援物資の受領、管理、仕分け及び配送	気仙薬剤師会	平成30年 6月4日	保健福祉課

【資料編】

名 称	内 容	締結先	締結日	所管課	
26	災害時における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力に関する協定	・棺及び葬祭用品の供給並びに作業等の役務の提供 ・遺体安置施設等の提供 ・遺体の搬送	岩手県葬祭協同組合	令和元年 10月21日	市民課
27	災害時における物資供給に関する協定書	ポータブル充電器や防災バック等の物資を供給	アンカー・ジャパン株式会社	令和元年 11月30日	防災課
28	災害時における電動車両等の支援に関する協定書	電気自動車やプラグインハイブリッド車等の電動車両等を貸与	岩手三菱自動車販売株式会社、三菱自動車工業株式会社	令和2年 2月5日	防災課
29	電気自動車を活用した持続可能なまちづくりに関する連携協定書	電気自動車普及の促進により、温室効果ガスの削減、災害対策の強化、エネルギーの地産地消等の地域課題の解決に取り組む	日産自動車株式会社、岩手日産自動車株式会社、盛岡日産モーター株式会社、日産プリンス岩手販売株式会社、日産チェリー岩手販売株式会社、東北株式会社	令和2年 7月28日	政策推進室
30	陸前高田市と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定書	地域活性化及び住民サービスの向上等を図る	日本郵便株式会社東北支社	令和2年 12月11日	政策推進室
31	武雄市・陸前高田市交流連携協定	友好都市として提携	佐賀県武雄市	令和3年 3月22日	政策推進室
32	災害時における飲料の確保に関する協定書	必要な飲料の確保	株式会社ミチノク	令和3年 7月12日	農林課
33	陸前高田市と学校法人安城学園との包括的な連携協力に関する協定	地域の防災・減災に関すること	学校法人安城学園	令和4年 12月1日	政策推進室

資料12-1 大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、岩手県内において地震、津波等による大規模災害が発生した場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条の2及び第67条第1項の規定に基づき、岩手県内の市町村（以下単に「市町村」という。）間の相互応援が迅速かつ円滑に行われるために必要な事項について定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次掲げるとおりとする。

- (1) 応急措置を行うに当たって必要となる情報の収集及び提供
- (2) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- (3) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供及びあっせん
- (4) 災害応急活動に必要な車両等の提供及びあっせん
- (5) 災害応急活動に必要な職員等（以下「応援職員等」という。）の派遣
- (6) 被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援調整市町村)

第3条 市町村は、被災した市町村（以下「被災市町村」という。）及び応援を行う市町村（以下「応援市町村」という。）の間の連絡調整を行う市町村（以下「応援調整市町村」という。）を、地域ごとに定めるものとする。

(応援要請等)

第4条 被災市町村は、次に掲げる事項を明らかにして、応援調整市町村に対し、応援の要請を行うものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 第2条第2号及び第3号に掲げる物資及び資機材の品名、数量等
- (3) 第2条第4号に掲げる車両等の種類、規格及び台数
- (4) 応援職員等の職種別人員
- (5) 応援場所及び応援場所までの経路
- (6) 応援を要する期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 応援調整市町村は、前項の要請を受けた場合は、他の市町村及び岩手県と十分に連絡をとり、各市町村が実施する応援内容等の調整を図るものとする。

(自主応援)

第5条 市町村は、甚大な被害が発生したと認められる場合において、被災市町村との連絡がとれないとき又は被災市町村からの応援の要請を待ついとまがないときは、前条第1項の要請を待たずに、必要な応援を行うことができるものとする。この場合において、当該市町村は、同項の規定により被災市町村からの要請を受けたものとみなす。

## 【資料編】

(応援費用の負担等)

第6条 応援市町村が応援に要した費用は、原則として、被災市町村の負担とする。

2 被災市町村は、前項の費用を支弁するいとまがない場合は、応援市町村に当該費用の一時繰替支弁を求めることができるものとする。

(連絡担当課)

第7条 市町村は、相互応援に関する連絡担当課を定め、災害が発生したときは、速やかに、相互に連絡するものとする。

(情報等の交換)

第8条 市町村は、この協定に基づく相互応援が円滑に行われるよう、必要に応じて、情報及び資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めるもののほか、特に必要がある場合は、その都度、市町村が協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、第7条に規定する連絡担当課が協議して定めるものとする。

第10条 この協定は、平成8年10月7日から効力を生ずるものとする。

この協定を証するため、本協定書59通を作成し、市町村がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成8年10月7日

盛岡市	盛岡市長
宮古市	宮古市長
大船渡市	大船渡市長
水沢市	水沢市長
花巻市	花巻市長
北上市	北上市長
久慈市	久慈市長
遠野市	遠野市長
一関市	一関市長
陸前高田市	陸前高田市長
釜石市	釜石市長
江刺市	江刺市長
二戸市	二戸市長
雫石町	雫石町長
葛巻町	葛巻町長
岩手町	岩手町長
西根町	西根町長
滝沢村	滝沢村長
松尾村	松尾村長
玉山村	玉山村長

紫波町	紫波町長
矢巾町	矢巾町長
大迫町	大迫町長
石鳥谷町	石鳥谷町長
東和町	東和町長
湯田町	湯田町長
沢内村	沢内村長
金ヶ崎町	金ヶ崎町長
前沢町	前沢町長
胆沢町	胆沢町長
衣川村	衣川村長
花泉町	花泉町長
平泉町	平泉町長
大東町	大東町長
藤沢町	藤沢町長
千厩町	千厩町長
東山町	東山町長
室根村	室根村長
川崎村	川崎村長
住田町	住田町長
三陸町	三陸町長
大槌町	大槌町長
宮守村	宮守村長
田老町	田老町長
山田町	山田町長
岩泉町	岩泉町長
田野畑村	田野畑村長
普代村	普代村長
新里村	新里村長
川井村	川井村長
軽米町	軽米町長
野田村	野田村長
山形村	山形村長
大野村	大野村長
九戸村	九戸村長
浄法寺町	浄法寺町長
安代町	安代町長
一戸町	一戸町長

## 【資料編】

### 資料12-2 みやぎ・いわて県際沿岸三市災害時相互応援協定書

気仙沼市、陸前高田市及び大船渡市との間に、災害時における災害応急活動の相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時における協定市間の迅速な協力・支援体制を確保し、応急対策及び復旧対策を効果的に実施するため、相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

(災害の範囲)

第2条 この協定において、災害とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資の供給と、その供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧に必要な資機材の提供並びに復旧活動に必要な職員等の派遣
- (3) その他、特に要請のあった事項

第4条 この協定に定めのない事項及び協定の実施に関し必要な事項は、その都度協議するものとする。

この協定の証として、本協定書3通を作成し、各市がそれぞれ1通を保管する。

平成11年7月1日

気仙沼市長	鈴木	昇
陸前高田市長	菅野	俊吾
大船渡市長	甘竹	勝郎

資料12-3 岩手・宮城県際市町村災害時相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、両磐地区広域市町村圏、気仙地区広域市町村圏、気仙沼・本吉地域広域市町村圏を構成する市町及び栗原市、登米市(以下「構成市町」という。)において災害が発生し、被災した市町(以下「被災市町」という。)独自では、十分に応急措置ができない場合において、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第67条第1項、消防組織法(昭和22年法律第226号)第39条及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。)第17条第1項の規定に基づき、当該応急措置等を迅速かつ円滑に遂行するため、被災市町が他の市町に対し応援を要請することに関し必要な事項を定めるものとする。

(連絡市町)

第2条 各広域市町村圏にあつては連絡市町を定め、広域市町村圏間及び各市並びに当該広域市町村圏内構成市町との連絡調整等を行うものとする。

(連絡担当課)

第3条 構成市町は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当課を定め、災害が発生したときは速やかに相互に連絡するものとする。

(災害の種類)

第4条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害及び火災、水害その他の災害で応援活動を必要とするものをいう。

(応援の種類)

第5条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 応急措置等を行うに当たって必要となる情報の収集及び提供
- (2) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (3) 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急措置等に必要な資機材、物資の提供
- (4) 災害応急活動に必要な職員等(消防団員を含む。)の派遣
- (5) 国民保護法に基づく国民保護のための措置
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請)

第6条 被災市町は、次に掲げる事項を明らかにして、連絡市町又は連絡市町以外の市町(以下「応援市町」という。)へ応援要請するものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 前条第2号及び第3号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げるものの職種別人員等
- (4) 応援の必要な場所及びその日時
- (5) 応援を要する時間
- (6) 前各号に定めるもののほか、必要な事項

## 【資料編】

(自主応援)

第7条 応援市町は、被害が甚大で被災市町との連絡が取れない場合又は被災市町が応援の要請をするいとまがないと認められる場合は、自主的に被災市町の情報収集を行い、要請を待たないで必要な応援を行うことができるものとする。

この場合においては、当該被災市町から前条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(応援費用の負担)

第8条 応援市町が応援に要した費用は、原則として応援を受けた市町（以下「受援市町」という。）の負担とする。

(応援費用の一時繰替支弁)

第9条 受援市町は、前条の費用を支弁するいとまがない場合は、応援市町に当該費用の一時繰替支弁を求めることができるものとする。

(連絡会議)

第10条 この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じて連絡会議を開催する。

(その他の防災協定等の関係)

第11条 この協定のほか、別途協定している応援協定など特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

(実施細目)

第12条 この協定の実施に関して必要な細目は、構成市町が協議の上、定める。

(その他)

第13条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度構成市町が協議して決めるものとする。

第14条 この協定は、平成18年7月6日から効力を生ずるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書11通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自1通を所持する。

平成18年7月6日

両磐地区広域市町村圏

一関市長

平泉町長職務代理者

平泉町助役

藤沢町長

気仙地区広域市町村圏

大船渡市長

陸前高田市長

住田町長

気仙沼・本吉地域広域市町村圏

気仙沼市長

南三陸町長

本吉町長

栗原市

栗原市長

登米市

登米市長

## 【資料編】

### 資料12-4 災害時の相互応援に関する協定（大阪府豊中市）

#### 災害時の相互応援に関する協定

豊中市と陸前高田市（以下「協定市」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第8条第2項第12号の規定に基づき、災害時の相互援助活動に関し、次のとおり協定を締結する。

##### （目的）

第1条 この協定は、協定市の区域において法第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合における相互の援助活動（以下「応援」という。）について必要な事項を定めることにより、災害応急対策及び復旧対策が円滑に実施されることを目的とする。

##### （応援の内容）

第2条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資の提供並びにその提供に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救助、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

##### （応援要請の手続）

第3条 応援を要請しようとする市（以下「応援要請市」という。）は、被害の状況並びに要請する応援の内容及び期間等を明らかにし、第6条に定める連絡担当部局を通じて、電話又は電子メール等により応援を要請し、後日、速やかに別紙1を送付するものとする。

##### （応援の実施）

第4条 応援を要請された市（以下「応援市」という。）は、極力これに応じ、応援活動に努めるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、協定市の区域内において、地震等の大規模な災害が発生したことが明らかな場合は、応援要請を待たず自主的に応援出動することができるものとする。この場合には、前条の要請があったものとみなす。

(経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として応援要請市の負担とする。ただし、別に協議するところにより、応援要請市又は応援市の負担額を決めることができる。

(連絡担当部局)

第6条 協定市は、あらかじめ相互応援協定のための連絡担当部局を別紙2のとおり定め、災害が発生したときは、相互に速やかに情報を交換するものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、協定市が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、締結日から平成28年(2016年)8月20日までとする。ただし、有効期限満了日の1か月前までに、双方いずれからも文章による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年延長するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、締結市長署名のうえ、各1通を保有する。

平成27年(2015年)8月21日

豊 中 市 長

陸前高田市 市長

【資料編】

第3条関係

(別紙1)

年 月 日

様

応援要請市



応 援 要 請 書

被害の状況	
応援の内容	
応援の期間	年 月 日～ 年 月 日
応援の場所	
その他	

連絡先	
担当者	
電 話	
F A X	

## 第6条関係

(別紙2)

## 災害の相互応援に関する協定連絡先

豊 中 市	所在地	大阪府豊中市中桜塚3丁目1番1号
	担当部局	危機管理課
	電話番号	06-6858-2683
	FAX番号	06-6858-2667
	緊急連絡先	06-6858-2525 (代表) 夜間2520
	自治体衛星通信	72-027-200-503-8900 (陸前高田内線発番号)
	Eメール	kikikanri@city.toyonaka.osaka.jp
	消防局	豊中市消防局 指令情報課 電話 06-6843-2345 FAX 06-6857-3119
陸 前 高 田 市	所在地	岩手県陸前高田市高田町字鳴石42番地5
	担当部局	防災局防災課
	電話番号	0192-54-2111
	FAX番号	0192-55-2648
	緊急連絡先	0192-54-2111
	自治体衛星通信	8-9-003-552-1 (豊中内線発番号)
	Eメール	bousai@city.rikuzentakata.iwate.jp
	消防本部	陸前高田市消防本部 電話 0192-54-2119 FAX 0192-55-2648

## 【資料編】

### 資料12-5 岩手県防災ヘリコプター応援協定

(目的)

第1条 この協定は、岩手県内の市町村、消防の一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、岩手県が所有する防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の応援を求めることについて必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 この協定に基づき市町村等が防災ヘリの応援を求めることができる地域は、当該市町村等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

(応援要請)

第4条 この協定による応援要請は、災害発生の市町村等の長が、防災ヘリの特性を十分に発揮することができると思われる場合で、原則として、次に掲げる要件を満たす場合に岩手県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 公共性 災害等から住民の生命及び財産を保護し、被害の軽減を図るものであること。
- (2) 緊急性 差し迫った必要性があること。
- (3) 非代替性 防災ヘリによる活動が最も有効であること。

(応援要請の方法)

第5条 応援要請は、岩手県防災航空センターに電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職及び氏名並びに連絡方法
- (5) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第6条 知事は、第4条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状況等を確認の上、防災航空隊を派遣するものとする。

2 知事は、応援要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに、災害発生の市町村等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第7条 前条第1項の規定により防災航空隊を派遣する場合において、災害現場における防災航空隊の隊員の指揮は、災害発生の市町村等の消防長が行うものとする。

ただし、緊急の場合は、災害現場の最高指揮者が行うことができるものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第8条 応援要請に基づき防災航空隊の隊員が消防活動に従事する場合には、災害発生の市町村等の長から防災航空隊の隊員を派遣している市町村等の長に対し、消防相互応援に関する協定書(昭和50年5月13日)締結。以下「相互応援協定」という。)第4条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

第9条 この協定に基づく応援に要する経費の負担は、岩手県が負担するものとする。

2 前条に規定する消防活動に従事する場合においても、応援に要する経費は、相互応援協定第12条の規定にかかわらず、岩手県が負担するものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、岩手県及び市町村等が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、正本70通を作成し、知事及び市町村等の長が記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

#### 附 則

この協定は、平成8年10月1日から施工する。

岩手県	岩手県知事
盛岡市	盛岡市長
宮古市	宮古市長
大船渡市	大船渡市長
水沢市	水沢市長
花巻市	花巻市長
北上市	北上市長
久慈市	久慈市長
遠野市	遠野市長
一関市	一関市長
陸前高田市	陸前高田市長
釜石市	釜石市長
江刺市	江刺市長
二戸市	二戸市長
雫石町	雫石町長
葛巻町	葛巻町長
岩手町	岩手町長
西根町	西根町長
滝沢村	滝沢村長
松尾村	松尾村長
玉山村	玉山村長
紫波町	紫波町長
矢巾町	矢巾町長

【資料編】

大迫町	大迫町長
石鳥谷町	石鳥谷町長
東和町	東和町長
湯田町	湯田町長
沢内村	沢内村長
金ヶ崎町	金ヶ崎町長
前沢町	前沢町長
胆沢村	胆沢村長
衣川村	衣川村長
花泉町	花泉町長
平泉町	平泉町長
大東町	大東町長職務代理者 大東町助役
藤沢町	藤沢町長
千厩町	千厩町長
東山町	東山町長
室根村	室根村長
川崎村	川崎村長
住田町	住田町長
三陸町	三陸町長
大槌町	大槌町長
宮守村	宮守村長
田老町	田老町長
山田町	山田町長
岩泉町	岩泉町長
田野畑村	田野畑村長
普代村	普代村長
新里村	新里村長
川井村	川井村長
軽米町	軽米町長
種市町	種市町長
野田村	野田村長
山形村	山形村長
大野村	大野村長
九戸村	九戸村長
浄法寺町	浄法寺町長
安代町	安代町長
一戸町	一戸町長
盛岡地区広域行政事務組合管理者	
	盛岡市長
胆沢地区消防組合管理者	

【資料編】

水沢市長  
両磐地区消防組合管理者  
一関市長  
久慈地区広域行政事務組合管理者  
久慈市長  
大船渡地区消防組合管理者  
大船渡市長  
遠野地区消防事務組合管理者  
遠野市長  
宮古地区広域行政組合管理者  
宮古市長  
花巻地区消防事務組合管理者  
花巻市長  
北上地区消防組合管理者  
北上市長  
二戸地区広域行政事務組合管理者  
二戸市長

## 【資料編】

### 資料12-6 災害時におけるプロパンガス及びプロパンガス施設の応急対策用資機材の調達並びに 応急対策要員確保の要請に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、陸前高田市において災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、陸前高田市（以下「甲」という。）が、社団法人岩手県高圧ガス保安協会大船渡支部（以下「乙」という。）に、プロパンガス及びプロパンガス施設の応急対策用資機材（以下「資機材等」という。）の調達並びに応急対策要員（以下「防災要員」という。）の確保について、協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

(調達及び確保要請)

第2条 甲は、プロパンガス、資機材等の調達及び防災要員確保の必要があると認めたときは、乙に対しその調達及び確保の協力を要請することができる。

2 乙は、前項の要請があったときは可能な限り、甲に協力するものとする。

(要請手続)

第3条 甲は、乙に対して次に掲げる事項を明記した文書により協力を要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請し、後日文書を提出することが出来る。

- (1) プロパンガス、資機材等の品名及び数量
- (2) プロパンガス、資機材等の搬入日時及び場所
- (3) 防災要員の必要人員
- (4) 防災要員の動員日時及び場所
- (5) その他必要な事項

2 甲は、事前にプロパンガス、資機材等及び防災要員の輸送に係る緊急通行車両の事前届出書を岩手県公安委員会に提出し、緊急通行車両確認書を受理した上で、これを乙に交付するものとする。

(費用負担)

第4条 乙がプロパンガス、資機材等の調達及び防災要員確保に要した費用（甲の指示又は同意に基づいて使用した有料道路通行料、駐車場使用料等を含む。）は、甲が負担するものとする。

(事故報告)

第5条 乙は、プロパンガス、資機材等及び防災要員の輸送中に事故が発生したときは、速やかに甲に報告しなければならない。

(損害賠償責任)

第6条 乙が、プロパンガス、資機材等及び防災要員の輸送中に、乙の責に帰する理由により、緊急輸送車両の使用（同伴者を含む。）及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(状況報告)

第7条 甲は、この協定に基づく調達及び確保要請が円滑に行われるよう、乙に対し必要と認めた場合は、乙又は乙に加盟する会員等が保有する資機材等の数量、防災要員等の状況について、報告を求めることができる。

(連絡窓口)

第8条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては、総務部防災対策室、乙においては、社団法人岩手県高圧ガス保安協会大船渡支部事務局とする。

(被災市町村の応援)

第9条 甲が、被災した市町村への協力応援を行う場合においても、乙はこの協定の趣旨に準じて、できる限り協力するものとする。

(協議)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項又は定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年5月25日

甲 陸前高田市

代表者 陸前高田市長

乙 岩手県大船渡市盛町手中道下2-26

社団法人岩手県高圧ガス保安協会 大船渡支部長

## 【資料編】

### 資料12-7 災害時における救助に関する協定書（岩手生活衛生同業組合中央会等）

（趣旨）

第1条 この協定は、陸前高田市地域防災計画に基づき、陸前高田市（以下「甲」という。）が行う災害時の救助の実施に関し、岩手県生活衛生同業組合中央会及び気仙地区生活衛生同業組合連絡協議会（以下「乙」という。）の協力について必要な事項を定める。

（協力要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、乙に対し、協力を要請することができる。

- (1) 市内に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) その他市長が特に必要と認めるとき。

2 乙は、甲からの協力要請があった場合は、乙の会員である生活衛生同業組合の協力のもとに、可能な限り誠実に実行するものとする。

（協力の内容）

第3条 甲が乙に要請する協力は、次に掲げる事項とする。

- (1) 宿泊施設を避難場所として提供し、宿泊、入浴及び食事の提供  
なお、通常提供されるサービスの全ての提供を求めるものではない。
- (2) 食材の提供及び炊き出し
- (3) 交通途絶のため、帰宅することが困難な者のうち徒歩で帰宅する者に対する次の支援  
ア 水道水、トイレ等の提供  
イ 地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路、近隣の避難場所等に関する情報の提供
- (4) その他甲乙が協議し必要と認める事項

（要請の方法）

第4条 乙への協力の要請は、甲が、期間、場所及び人数等を文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合にあっては、口頭で行い、その後速やかに文書を交付するものとする。  
なお、前条第3号の乙の協力は、甲の要請を待たないで、状況に応じ自主的に可能な範囲で支援を実施できるものとする。

（費用負担）

第5条 協力を要する費用は、甲が負担するものとし、その費用は、災害時直前における適正価格を基準に甲乙協議の上別途定めるものとする。

なお、第3条第3号に要した費用は、乙が負担するものとする。

（取消料）

第6条 乙は、協力要請後に取り消しがあった場合でも、甲に対し取消料は請求しないものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1箇月前までに、甲又は乙から何ら意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この期間は延長され、その後も同様とする。

(連絡窓口)

第8条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては総務部防災対策室、乙においては気仙地区生活衛生同業組合連絡協議会事務局又は岩手県生活衛生同業組合中央会事務局とする。

(協議)

第9条 この協定に定める事項に疑義の生じた事項及びこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年1月6日

甲 陸前高田市

代表者 陸前高田市長

岩手県生活衛生同業組合中央会

代表者 会長

乙 気仙地区生活衛生同業組合連絡協議会

代表者 会長

## 【資料編】

### 資料12-8 災害時における緊急物資輸送及び緊急物資拠点の運営等に関する協定（ヤマト運輸株式会社）

#### 災害における緊急物資輸送及び緊急物資拠点の運営等に関する協定書

陸前高田市（以下「受援者」という。）とヤマト運輸株式会社（以下「支援者」という。）は、災害時において救援・支援物資の避難所等への配送（以下「緊急輸送」という。）及び救援物資の受入れ、仕分け、保管、管理及び出庫（以下「物資拠点の運営等」という。）の支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

#### （目的）

第1条 この協定は、地震等による大規模災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合において、受援者が支援者に対して行う緊急輸送及び物資拠点の運営等の支援の協力に関し、その手続き等について定め、災害応急対策及び災害復旧対策が円滑に実施されることを目的とする。

#### （協力内容）

第2条 受援者は、支援者に対し、次の各号について協力を要請することができるものとし、支援者は、受援者の要請に基づき可能な限り、対応するよう努めるものとする。

- (1) 受援者が管理する防災備蓄品の避難所への配送
- (2) 受援者が管理する支援物資拠点から避難所への配送
- (3) 受援者が管理する支援物資拠点の運営等
- (4) 前第1号及び第2号に掲げる配送において、支援者の管理する物資拠点における支援物資の一時保管
- (5) 前各号に掲げるもののほか、受援者、支援者双方が本協定による支援協力として行うことが相当と認められるもの

#### （支援要請の手続き）

第3条 前条の規定による受援者の要請（以下「要請」という。）は、必要事項を明示して、別紙1をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話をもって要請し、事後速やかに別紙1を提出するものとする。

2 同条第1項により要請した車両の給油について、受援者は支援者に対して別紙2を発行し行うものとする。

#### （連絡責任）

第4条 受援者及び支援者は、支援活動に関する事項の伝達を円滑に行うため、連絡先、連絡責任者及び連絡担当者を定め、相互に報告するものとする。また、その内容に変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

#### （費用負担）

第5条 第2条に規定する協力内容の実施に要した費用の負担については、受援者及び支援者双方協議の上決定するものとする。また、その代金は、災害発生時による混乱が沈静化した後、速やかに相手先に支払うものとする。

(情報の交換)

第6条 受援者及び支援者は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じ情報の交換を行うものとする。

(免除)

第7条 支援者が被災した場合は、受援者及び支援者は協議の上、第2条に規定する事項の一部又は全部を免除するものとする。

(有効期限)

第8条 この協定は、協定締結の日から有効とし、受援者及び支援者が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(協議)

第9条 この協定に疑義が生じたとき、またはこの協定に定めのない事項については、受援者及び支援者双方協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保持する。

平成25年9月9日

受援者 岩手県陸前高田市高田町字鳴石4番地5  
陸前高田市長 戸羽 太 印

支援者 岩手県大船渡市大船渡町字宮の前26-2  
ヤマト運輸株式会社岩手主管支店大船渡支店  
支店長 菅野 透 印

【資料編】

別紙1（第3条第1項関係）

平成25年 月 日締結の災害における緊急物資運送及び緊急物資拠点の運営等に関する協定書に基づき下記のとおり支援を要請する。

記

1 要 請 の 理 由		
2 従 事 す る 場 所		
3 従 事 の 内 容		
4 供 給 を 要 す る 車 両 等 の 種 類 ・ 数 量	種 類	数 量
5 供 給 期 間		
6 そ の 他		

別紙2（第3条第2項関係）

災害用給油券

No. \_\_\_\_\_

1 作 業 別	
2 使 用 車 両 の 責 任	
3 燃 料 の 種 類	
4 給 油 量	

平成 年 月 日

発行者 陸前高田市長

印

資料12-9 陸前高田市と国立大学法人東北大学災害科学国際研究所との連携と協力に関する協定

陸前高田市と国立大学法人東北大学災害科学国際研究所との連携と協力に関する協定書

陸前高田市（以下「甲」という）及び国立大学法人東北大学災害科学国際研究所（以下「乙」という）は、東日本大震災を契機に、相互の連携・協力に関し、次のとおり包括協定（以下「本協定」という）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が、包括的な連携のもとに相互に協力し、それぞれが有する資源の積極的な活用を図りながら、地域社会の復興と発展、社会ニーズに対応した研究の深化、さらには未来を担う人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、協力する。

- (1) 甲の施策推進や地域課題の解決に係る人的資源、知的資源の活用に関すること。
- (2) 乙の研究の深化に関わる人的資源、知的資源の活用に関すること。
- (3) その他前条の目的を達成するため、甲と乙が協議して必要と認める事項

（連絡調整）

第3条 甲と乙は、本協定に基づく取組の円滑な推進を図るため、それぞれ連絡調整に関する担当部署を定めるとともに、連携・協力の効果が上がるよう、継続的に意見交換を行う。

（守秘義務）

第4条 個人情報保護に関し、甲と乙はそれぞれの業務に応じ「陸前高田市個人情報保護条例（平成19年条例第12号）」及び「国立大学法人東北大学個人情報保護規程（平成17年規第11号）」を遵守する。

（協定期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とする。ただし、協定の有効期間満了の日30日前までに甲又は乙からの特段の申出がない場合には、その有効期間を更に5年間延長するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第6条 本協定に定めない事項及び本協定の内容に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上決定する。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙署名の上、各々1通を保管する。

平成26年2月7日

甲 陸前高田市長

乙 国立大学法人東北大学  
災害科学国際研究所 所長

## 災害時等緊急放送の協力に関する協定書

岩手県内の消防本部（以下「甲」という。）と株式会社エフエム岩手（以下「乙」という。）は、大規模な災害から住民の生命、身体、財産を守ることを目的として、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、甲の管内において大規模な災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合に、甲が発信する災害に関する情報を、乙の協力を得て住民等へ情報伝達を行うことで、被害の予防及び軽減を図ることを目的とする。

### （緊急放送の要請）

第2条 甲は、大規模災害時等における災害防止と被害の拡大防止を図るため、住民へ情報伝達その他必要があると認めたときは、乙に対し次に掲げる事項を明らかにした書面をもって放送の実施を要請することができる。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法をもって要請し、事後に書面を提出するものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送事項
- (3) 希望する放送日時
- (4) その他必要事項

### （放送の実施）

第3条 乙は、前条による甲の要請を受けたときは、乙の放送体制が整い次第、適切な形式、内容及び時刻を決定して放送するものとする。

### （費用負担）

第4条 放送に係る費用は、乙の負担とする。

(連絡責任者)

第5条 本協定に関する連絡責任者は、甲においては各消防本部の警防担当課長、乙においては放送部長とする。

(協定効力及び更新)

第6条 この協定は、締結の日から1年間をもって終了する。ただし、この協定の有効期間満了1箇月前までに、甲又は乙から相手方に対し書面による特段の意思表示がない場合は、本協定を1年間更新し、以後も同様とする。

2 甲又は乙は、正当な理由によってこの協定を解除しようとするときは、この協定の有効期間満了1箇月前までに解除の申し入れをしなければならない。

(疑義等の解決)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議して定める。

この協定の成立を証するため本書13通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成25年2月14日

甲	盛岡地区広域消防組合	
	消防長 長岡利明	
	宮古地区広域行政組合	
	消防長 野沢浩二	
	一関市	
	消防長 平野和彦	

釜石大槌地区行政事務組合  
消防長 千葉 榮



奥州金ヶ崎行政事務組合  
消防長 横倉 均



久慈広域連合  
消防長 久慈 正 俊



花巻市  
消防長 瀬川 泰 正



北上地区消防組合  
消防長 高橋 修



大船渡地区消防組合  
消防長 佐々木 裕 一



遠野市  
消防長 千葉 一 見



陸前高田市  
消防長 岩崎 亮



二戸地区広域行政事務組合  
消防長 目時 栄



株式会社エフエム岩手  
代表取締役社長  
村田 憲 正



資料12-11 災害時における物資供給に関する協定（NPO法人コメリ災害対策センター）

災害時における物資供給に関する協定書

陸前高田市（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、甲が、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対して乙が調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、甲から乙に対して、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等について、電話等で要請し、その後速やかに、乙から文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

## 【資料編】

### (費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

### 費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

### (情報交換等)

第10条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行うとともに、乙は、甲が実施する防災訓練への参加等を通じて、災害時に備えるものとする。

### (連絡窓口)

第11条 甲及び乙は、連絡先、連絡責任者及び連絡担当者を定め、相互に報告するものとし、内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

### (協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

### (有効期間)

第13条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年6月1日

甲 岩手県陸前高田市高田町字鳴石42番地5  
陸前高田市  
代表者 陸前高田市長 戸羽 太

乙 新潟県新潟市南区清水4501番地1  
NPO法人 コメリ災害対策センター  
理事長 捧 雄一郎

## 別表

## 災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋（使い捨て）、バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ等	救急ミニトイレ

## 【資料編】

### 資料12-12 災害時における陸前高田市内郵便局・陸前高田市間の協力に関する覚書

陸前高田市内の郵便局（以下「甲」という。）及び陸前高田市（以下「乙」という。）は、災害時における相互の協力について、次のとおり覚書を締結する。

（趣旨）

第1条 この覚書は、陸前高田市内に発生した地震・津波その他の災害時において、甲及び乙が相互に協力し、災害対応を円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この覚書において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力の内容）

第3条 甲及び乙は、陸前高田市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合には、それぞれのその円滑な実施を図り、災害対策の効果的な推進に向けた協力を努めるものとする。

(1) 甲が実施する事項

ア 災害救助法適用時における郵便、為替貯金及び簡易保険の郵政事業に係わる災害特別事務取扱い及び援護対策

イ 必要に応じ、避難所に臨時に郵便差出箱の設置

(2) 甲及び乙が実施する事項

必要に応じ、甲又は乙が収集した被災市民の避難先及び被災状況に関する情報の相互提供

2 甲及び乙は陸前高田市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

(1) 甲が所有し、又は管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての提供

(2) 乙が所有し、又は管理する施設及び用地の提供

(3) 前2号以外の事項で、協力できる事項

（協力の実施）

第4条 甲及び乙は、前条第2項の規定による要請を受けたときは、極力これに応じ協力を努めるものとする。

（職員の派遣）

第5条 甲は、陸前高田市災害対策本部に職員を派遣することができる。

（災害情報等連絡体制の整備）

第6条 甲及び乙は、災害情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（防災訓練への参加）

第7条 甲は、陸前高田市若しくは各地域の行う防災訓練等に参加し、防災に関する相互の連絡調整に努めるものとする。

（情報の交換）

第8条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(連絡責任者)

第9条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては陸前高田郵便局長、乙においては陸前高田市長とする。

(協議)

第10条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、両者が協議し、決定する。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成9年10月1日

甲 陸前高田市内郵便局代表

陸前高田郵便局長 大友康弘

乙 陸前高田市

陸前高田市長 菅野俊吾

## 【資料編】

### 資料12-13 災害時の医療救護活動に関する協定書（気仙医師会）

陸前高田市（以下「甲」という。）と社団法人気仙医師会（以下「乙」という。）とは、災害が発生した場合の医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、陸前高田市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が乙の協力を得て行う医療救護活動を円滑に実施するため、その実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（医療救護班の派遣）

第2条 甲は、防災計画に基づく医療救護活動を行う必要が生じたときは、乙に対し、医師、看護婦等で編成する別表に定める医療救護班（以下「医療救護班」という。）の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲の要請を受けたときは、直ちに、医療救護班を甲の指定する場所に派遣するものとする。

（自主出動）

第2条の2 乙は、甲と連絡が取れないとき又は派遣の要請を待ついとまがないときは、自主的に被災地の情報収集を行い、その結果、緊急に医療救護班を派遣する必要があると認めた場合は、自主的に医療救護班を編成して、派遣することができる。

2 乙は、前項の規定により医療救護班を派遣したときは、遅滞なく甲に報告するものとする。

3 乙が第1項の規定により派遣した後において、甲が前条に基づき医療救護班の派遣が必要と認めたときは、乙が派遣したときに要請があったものとみなす。

（医療救護班の業務）

第3条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急処置
- (2) 後送医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 助産
- (4) 死亡の確認

（医療救護班の輸送）

第4条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班の輸送について、必要な措置をとるものとする。

（救護所の設置）

第5条 甲は、災害の状況により必要に応じて救護所を設置する。

2 甲は、前項に定めるもののほか、災害の状況により必要と認めたときは、医療救護活動が可能な被災地周辺の医療施設に乙の協力を得て救護所を設置する。

（医薬品等の供給）

第6条 乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品、医療材料その他医療関係物品等は、当該医療救護班が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

（救護所における給食等）

第7条 救護所において必要とする給食及び給水は、甲が行う。

(医療費)

第8条 救護所における医療費は、無料とし、患者に対して請求しないものとする。

2 後送医療施設における医療費は、患者が負担する。

(費用弁償)

第9条 甲は、次の各号に掲げる費用（甲の要請に基づき乙が医療救護活動を実施したときに要する費用に限る。）について、当該各号に定める額を負担する。

(1) 医療救護班を派遣したときの人件費 災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定に基づく実費弁償の程度を基準として、甲、乙協議して定める額

(2) 医療救護班が調達した医薬品等を使用したときその使用した医薬品等の費用 実費の額

(3) 後送医療施設及び救護所において行った医療救護活動に伴い、当該後送医療施設及び救護所の施設又は設備を損傷したときの当該施設又は設備の現状回復に要する費用実費の額

(扶助費)

第10条 甲は、医療救護班の医師、看護婦等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、災害救助法の規定に基づき支給される扶助金の例により扶助費を支給する。

(医事紛争の措置)

第11条 医療救護班が医療救護活動により患者との間に医事紛争が生じたときは、乙は、直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは速やかに調査し、乙と協議の上誠意をもって解決のため適当な措置を講ずるものとする。

(報告)

第12条 乙は、医療救護活動終了後速やかに甲の定めるところにより医療救護活動従事者の氏名及び人数その他医療救護活動の内容を甲に報告するものとする。

(費用等の請求)

第13条 乙は、第9条の費用及び第10条の扶助費（以下「費用等」という。）を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

(支払い)

第14条 甲は、全条の規定により費用等の請求があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、その費用等を乙に支払うものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

(協定期間)

第16条 この協定の有効期間は、昭和63年12月1日から昭和64年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了前1月までに甲、乙いずれかから何ら意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間この協定書を更新するものとし、以後この例による。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれの1通を保有するものとする。

【資料編】

昭和63年12月 1 日

- 甲 陸前高田市  
代表者 陸前高田市長
- 乙 大船渡市盛町字内ノ目6番地1  
社団法人気仙医師会  
会 長

資料12-14 災害時における応急対策業務に関する協定（一般社団法人陸前高田市建設業協会）

災害時における応急対策業務に関する協定

（趣 旨）

第1条 この協定は、陸前高田市域内において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という）において、陸前高田市（以下「甲」という。）が一般社団法人陸前高田市建設業協会（以下「乙」という。）に対し、甲が所管する道路施設及び河川管理施設等の応急措置の実施について協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、地震、大雨その他自然現象及び大規模な事故によるもので、甲が協力を要請する必要があると認める場合の災害とする。

（協力要請の方法）

第3条 災害時において、甲が乙に対し協力の要請をする場合は、書面により行うものとする。ただし、緊急時においては、電話又は口頭により協力を要請し、事後、書面を提出するものとする。

（協力業務の内容）

第4条 この協定に基づく協力業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 被災情報の収集及び連絡
- (2) 障害物除去用等の重機・資機材等の調達
- (3) 応急復旧工事の実施

（協力費用の負担）

第5条 この協定に基づき、乙が行った協力業務に要した費用については、甲が負担するものとする。

（連絡窓口）

第6条 この協定業務に関する連絡窓口は、建設部建設課とする。

（協 議）

第7条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定の定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（適 用）

第8条 この協定は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。

協定期間の満了する日までに甲又は乙からこの協定の継続について、何らかの意思表示が無い時は協定期間は更に1年間延長されるものとし、その後においてもまた同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年9月14日

甲 陸前高田市高田町字鳴石42番地5  
陸前高田市  
代表者 陸前高田市長 戸羽 太

乙 陸前高田市竹駒町字館63番地8  
一般社団法人陸前高田市建設業協会  
代表理事 金 野 秀



## 【資料編】

### 資料12-15 災害救助用米穀に関する協定書（岩手県）

岩手県知事（以下「甲」）と陸前高田市長（以下「乙」という。）とは、災害救助法及び国民保護法が発動された場合において、交通、通信の途絶のため、食糧管理特別会計に属する物品のうち政府倉庫、政府サイロ及び農林水産省指定倉庫（以下「倉庫」という。）に保管されている米穀、災害対策用乾パン及び乾燥米穀（以下「災害救助用米穀等」という。）の緊急引渡しについて乙が甲の指示を受けられない場合における取扱いについて、次のとおり協定する。

なお、甲は本協定と同時に乙を非常災害時における災害救助用米穀等取扱者に指定する。

第1条 甲は、乙が災害救助用米穀等の引渡しを受けることができるようにするための協定を、農政事務所長と締結するとともに、乙に代わってその代金を支払うものとする。

2 乙は、災害救助用米穀等の引渡しを受ける必要があるときには、農政事務所地域課長又は政府所有食糧を保管する倉庫の責任者に対して直接引渡しを要請することができるものとする。

第2条 甲は、乙に災害救助用米穀等の価格をあらかじめ通知するものとする。

第3条 甲と乙は、災害救助用米穀等の引取代金について別紙書式の内容により、災害救助用米穀等代金納付契約を締結するものとする。

2 前項に定める契約にかかる契約書は、乙に対する実引渡数量ごとに作成するものとする。

第4条 乙は、災害救助用米穀等の引渡しを受けたときは、甲に対し速やかに引渡全数量を報告するとともに、その代金を甲の定める期限までに納付するものとする。

第5条 乙は、納付期限までにその引取代金を納付しなかったときは、当該未納額について、納付期限の翌日から納付するまでの日の日数に応じ年14.6%で計算した額の延滞金を甲に納付するものとする。

この協定の証しとして本書2通を作成し、甲、乙各1通を保有するものとする。

平成18年10月23日

岩手県知事  
陸前高田市長

資料12-16 災害時における応急物資の調達に関する協定書（株式会社マイヤ）

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時に陸前高田市（以下「甲」という。）が株式会社マイヤ（以下「乙」という。）に、応急生活物資（以下「物資」という。）の調達について、協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、調達が可能な物資の供給を要請することが出来る。

- (1) 市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 陸前高田市以外の災害について、災害時における相互応援協定を締結した市町村等から物資の調達あっせんの要請を受けたとき又は救援の必要が認められるとき。

2 乙は、前項の要請があったときは、可能な限り、甲に協力するものとする。

（物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時において乙が保有する物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請手続等）

第4条 甲の乙に対する要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、支障を来さないように常に点検、改善に努めるものとする。

（物資の引渡し及び運搬）

第5条 物資の引渡し場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難なときは、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

（費用負担）

第6条 乙が供給した物資の対価及びその運搬等の費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、物資の供給及び運搬終了後、乙の提出する出荷確認書等に基づき、災害時直前における価格を基準とし、甲、乙協議して定めるものとする。

（保有数量の報告）

第7条 甲は、乙に対し、必要に応じて物資の保有数量の報告を求めることができる。

（情報交換等）

第8条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行うとともに、乙は、甲が実施する防災訓練への参加等を通じて、災害時に備えるものとする。

（連絡窓口）

第9条 甲及び乙は、連絡先、連絡責任者及び連絡担当者を定め、相互に報告するものとし、内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

## 【資料編】

(協議)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めがない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年2月5日

甲 岩手県陸前高田市高田町字鳴石4番地5  
陸前高田市  
代表者 陸前高田市長

乙 岩手県大船渡市盛町字木町1番地5  
株式会社 マイヤ  
代表取締役社長

## 別表(第3条関係)

## 物 資 一 覧 表

区 分	物 資
食 品	弁当、おにぎり、即席カップ麺、レトルト食品、パン類、缶詰、ビスケット
飲 料	ミネラルウォーター、お茶(ペットボトル、缶、紙パック)、機能性飲料
日 用 品	小児用紙おむつ、大人用紙おむつ、生理用品
	フェイスタオル、歯磨きセット(ブラシ、歯磨き粉)、髭剃り、シャンプー、石鹸
	ティッシュペーパー、(ボックス)、ポケットティッシュ、ウェットティッシュ、トイレトペーパー
	使い捨てカイロ、蚊取り線香
	ビニール傘
	ほうき、ぞうきん、ちりとり、スポンジ、ポリバケツ、タワシ、洗濯用洗剤、台所用洗剤、住宅用洗剤、ごみ袋
	ガーゼマスク、軍手、炊事用ゴム手袋、ビニールひも、ガムテープ、ろうそく、使い捨てライター、乾電池
	なべ、やかん、カセットコンロ、カセットボンベ
	割りばし、プラスチックフォーク、プラスチックスプーン
紙皿、紙コップ、アルミホイル、食品包装用ラップフィルム	

## 【資料編】

### 資料12-17 災害時生活物資供給等に関する協定（イオンスーパーセンター株式会社）

#### 災害時生活物資供給等に関する協定

陸前高田市（以下「甲」という。）とイオンスーパーセンター株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における生活物資の供給等について、次のとおり協定を締結する。

#### （目的）

第1条 この協定は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、市民生活の安定を図るため、生活物資の供給等に関する事項について定めるものとする。

#### （生活物資の要請）

第2条 甲は、災害時において生活物資を必要とするときは、乙に対し、乙の保有する生活物資の供給について要請することができるものとする。

#### （生活物資の供給）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有する生活物資を優先的に供給するものとする。

2 甲は、乙から供給を受けた生活物資について、できるだけ速やかに被災者に供給するものとする。

3 甲は、必要に応じて乙に対し生活物資の運搬の協力を求めることができるものとする。

#### （要請の方法）

第4条 甲の乙に対する要請は、災害時生活物資供給等に関する協定実施細目（以下「実施細目」という。）に定める文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請することができるものとし、その後速やかに実施細目に定める文書を提出するものとする。

#### （費用）

第5条 乙が供給した生活物資の対価等については、甲が負担するものとする。

#### （平時の防災活動への協力）

第6条 乙は、平時における甲の防災啓発事業の推進に対し、次の各号に掲げる事項について、可能な限り協力するものとする。

- （1）甲が実施する防災啓発活動
- （2）甲が実施する防災訓練への参加

#### （細目）

第7条 この協定を実施するための必要な支給品目は、実施細目に定めるものとする。

#### （連絡責任者）

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては農林水産部農林課長とし、乙にお

いては、店舗側窓口はイオンスーパーセンター陸前高田店店長、本社側窓口は管理部管理部長とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、締結日から平成27年7月16日までとする。ただし、有効期限満了日の1か月前までに、双方いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年延長するものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成26年7月17日

甲 陸前高田市

代表者 陸前高田市長

戸田 太



乙 岩手県盛岡市菜園1丁目11番5号  
イオンスーパーセンター株式会社



代表取締役社長

東尾 啓央

## 災害時生活物資供給等に関する協定実施細目

### （趣旨）

第1条 この実施細目は、災害時生活物資供給等に関する協定（以下「協定」という。）第7条に基づき、協定の実施に当たり必要な事項について定めるものとする。

### （要請の方法）

第2条 協定第4条に定める甲の乙に対する要請文書は、生活物資供給要請書（様式1）による。

2 甲及び乙は、担当者連絡票（様式2）により、要請に関する連絡責任者等の氏名、連絡先等必要な事項をあらかじめ相互に確認するものとする。

3 前項の連絡責任者等に変更があった場合には、すみやかに相手方に通知するものとする。

### （生活物資の品目）

第3条 甲が乙に供給を要請する生活物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

- （1）別表に掲げる生活物資
- （2）その他甲が指定する物資

### （生活物資の納入、引き取り）

第4条 乙は、甲指定の場所に生活物資を納入する場合、生活物資の種類、数量等を記載した納品書を、納入場所を管理する甲の職員又は甲が指定する引取人に送付するものとする。

2 前項の納入書を受領した者は、生活物資の種類、数量等を確認のうえ、引き取るものとする。

### （費用）

第5条 協定第5条に定める費用は、災害発生直前時等における価格を基準とし、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

2 費用の請求及び支払いは、遅滞なく行うものとする。

平成26年7月17日

甲 陸前高田市  
代表者 陸前高田市長 戸羽 太



乙 イオンスーパーセンター株式会社  
代表取締役社長 東尾 啓央



## 別表

## 災害時に必要な生活物資

品 目	品 名
食 料 品	米（ごはん）、パン、醤油、味噌、塩、砂糖、肉類、魚類、野菜類、缶詰、インスタント食品、ハム・ソーセージ、弁当、総菜、ジュース、ミネラルウォーター、粉ミルク、離乳食
衣 料 品	下着類、セーター、タオル、防寒着
寝 具 類	毛布、タオルケット
日用品等	ティッシュペーパー、トイレットペーパー、紙おむつ、生理用品、洗面用具、乾電池、洗剤、石けん、マッチ、ライター、バケツ、シューズ、ラップ、ガムテープ、軍手、ゴミ袋、食器類、調理器具、哺乳瓶
光熱材料等	ろうそく、電球、蛍光灯、カセットコンロ、カセットボンベ、固形燃料（炭）、懐中電灯
資 材 等	スコップ、ノコギリ、バール、ロープ、ブルーシート

【資料編】

様式1

生活物資供給要請書

年 月 日

要 請 先

イオンスーパーセンター株式会社 様

陸 前 高 田 市 長

災害時生活物資供給等に関する協定第4条に基づき、次の物資を要請します。

要請する生活物資	数量等	納入場所	備考

担当者：所属 \_\_\_\_\_ 職名 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

様式2

## 担当者連絡票

【 年 月 日】

団体名			
連絡担当者	責任者	職名	氏名
	担当者	職名	氏名
		職名	氏名
連絡先	勤務時間内	TEL	
		FAX	
	勤務時間外	責任者	氏名
			TEL
	担当者	担当者	氏名
			TEL
	担当者	担当者	氏名
			TEL

## 【資料編】

### 資料12-18 災害時における救援物資の供給に関する協定書（みちのくコカ・コーラボトリング株式会社）

#### 災害時における救援物資の供給に関する協定書

陸前高田市（以下「甲」という。）とみちのくコカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、陸前高田市内における地震、風水害等の災害発生時又は発生のおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における飲料の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

#### （目的）

第1条 この協定は、災害時等に際して、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し必要な飲料の供給について必要な事項を定めるものとする。

#### （飲料水の確保）

第2条 甲は、災害時等における応急対策のため緊急に飲料を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、飲料の供給を要請することができる。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、保有又は調達可能な飲料の供給について速やかに対応する。

#### （要請方法）

第3条 甲は、前条の要請をする場合は、「救援物資供給要請書」（様式第1号）により、飲料の種類、数量、納入日時、納入場所その他必要な事項を明らかにして行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で要請し、事後において救援物資供給要請書を提出するものとする。

#### （飲料水の運搬及び引渡し）

第4条 飲料の引渡場所は、甲が状況に応じて指定するものとし、引渡場所までの飲料の運搬は原則として乙が行うものとする。

2 甲は当該場所において、乙の提出する「飲料受領書」（様式第2号）により数量等を確認の上、飲料を引き取るものとする。

#### （経費の負担）

第5条 乙が甲に供給した飲料の代金及び運搬等に要した費用等、必要と認めるその他の経費（以下「代金等」という。）については、甲が負担するものとする。

- 2 代金等の額は、災害発生時直前における適正な価格を基準として、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

(経費の請求及び支払)

第6条 乙は、飲料の納入が完了したときは、前条の価格による代金について、納品書及び別途甲の定める請求書をもって、甲に請求するものとする。

- 2 甲は、前項の規定による乙からの代金の請求があったときは、その内容を確認の上、支払うものとする。

(負傷等の補償)

第7条 第4条に規定する業務に従事した者について、その者の責に帰することができない理由により、死亡、負傷、もしくは疾病にかかり、又は障がい者となった場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。

(情報交換及び提供)

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう、平常時から相互に情報交換を行うとともに、陸前高田市の災害発生時における、諸活動中に覚知した災害に関する情報についても必要に応じ相互に提供し合うものとする。

(連絡責任者等)

第9条 甲及び乙は、支援活動に関する事項の伝達を円滑に行うため、連絡先、連絡責任者及び連絡担当者を定め、相互に報告するものとする。

- 2 甲及び乙は、前項の内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(調査票の提出)

第10条 乙は、この協定締結の後、毎年4月1日現在の緊急連絡先及び物資の保有数量等を記した「調査票」(様式第3号)を甲に提出するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結日から平成27年3月31日までとする。

- 2 前項の有効期間満了の日の1箇月前までに甲又は乙からこの協定を更新しない旨の文書による通知がない場合は、当該有効期間は更に1年間更新されるものとし、その後も

【資料編】

また同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年12月2日

甲 陸前高田市  
代表者 陸前高田市長 戸羽 太 

乙 岩手県紫波郡矢巾町広宮沢第1地割279番地  
みちのくコカ・コーラボトリング株式会社   
代表取締役社長 谷村 広和

## 様式第1号（第3条関係）

## 救援物資供給要請書

年 月 日

様

市長



災害時における飲料の供給に関する協定第3条の規定に基づき、次のとおり要請します。

1 要 請 日 時	年 月 日 ( )
2 納 入 希 望 日	年 月 日 ( )
3 納 入 場 所	
4 飲料の種類・数量	

【資料編】

様式第2号（第4条関係）

飲料受領書

年 月 日

様

飲料受領確認者  
職氏名

印

貴社より次のとおり飲料を受領しました。

記

1 受領場所 \_\_\_\_\_

2 飲料の種類及び数量

品 名	規 格	数 量	備 考

※記以下の受領場所、飲料の種類、規格、数量などは配送時にあらかじめ記載しておくこと。受領確認者の押印は省略することができる。

## 様式第3号 (第10条関係)

## 調 査 票

年 月 日

## ■基本事項

商号又は名称			
住 所	〒		
代表者氏名		役 職	
電 話 番 号		F A X 番 号	
E-mail			

## ■緊急連絡先

責任者氏名		役 職	
昼間連絡先		夜間・休日連絡先	
担当者氏名		役 職	
昼間連絡先		夜間・休日連絡先	
担当者氏名		役 職	
昼間連絡先		夜間・休日連絡先	

## ■事業所 (活動拠点の所在地)

事業所名			
所在地			
位 置 図			

### 災害時における水道施設復旧工事に関する協定

陸前高田市の水道施設が、地震、津波その他の自然災害(以下「災害」という。)により被害を受けたとき、陸前高田市(以下「甲」という。)と荏原商事株式会社 東北営業所(以下「乙」という。)は、陸前高田市地域防災計画に基づき水道施設の復旧工事(以下「工事」という。)について、次のとおり協定を締結するものとする。

#### (工事の発注)

第1条 甲は、災害により水道施設が被害を受け工事の必要があるときは、文書で工事を乙に発注するものとする。ただし、文書で発注する暇がないときは口頭で発注し、後日速やかに文書を提出するものとする。

#### (工事の受注)

第2条 乙は、前条の工事が発注された場合、特別の事由がない限りこれを受注するものとし、当該工事を最優先に施工するよう努めるものとする。

#### (完了検査)

第3条 乙は、工事完了後、完了届を提出し、甲の完了検査を受けるものとする。

#### (補則)

第4条 この協定は、協定締結の日から平成18年3月31日までとする。ただし、甲乙両者に異議がないときは、毎年自動更新するものとする。

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に関し必要な事項については、その都度、甲乙協議し定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成18年2月13日

(甲) 陸前高田市高田町字館の沖110  
陸前高田市  
代表者 陸前高田市長 中里長門



(乙) 仙台市青葉区大町1-1-8  
荏原(商事)株  
東北営業所長 村山直之



資料12-20 社団法人日本水道協会岩手県支部水道施設の災害に伴う相互応援計画要綱

(平成10年4月16日 第98回役員会決定)

(平成25年4月18日 第133回役員会決定)

(平成27年4月15日 第140回役員会決定)

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人日本水道協会岩手県支部（以下「県支部」という。）に所属する正会員及び簡易水道部会員（以下「会員」という。）が、公益社団法人日本水道協会岩手県支部規則第8条の規定に基づき相互に行う災害発生時の救援活動（以下「応援活動」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(応援活動体制)

第2条 県支部長は、応援活動を迅速かつ適切に行うため、県支部を地域別に9地区に分け、各地区に幹事（以下「地区幹事」という。）を置くものとする。

- 2 地区幹事が被災し、職務を全うできない場合、県支部長がその職務を代行するものとする。
- 3 県支部長は、自らが被災しその職務を全うできない場合、県支部長の職務を代行する会員を地区幹事の中から指定するものとする。
- 4 応援活動の組織及び連絡系統は別表のとおりとする。

(責務)

第3条 県支部長は、地区幹事、会員及び被災した会員（以下「被災会員」という。）との情報連絡を行うほか、被災会員からの応援要請に基づき、速やかに応援体制を確立するものとする。

- 2 地区幹事は、県支部長と地区内の会員（被災会員を含む。）間との情報連絡（応援要請及び受諾に係る連絡を含む。）を行うものとする。
- 3 会員は、県支部長の要請に基づき、被災会員への応援活動に可能な限り協力するものとする。

(情報連絡担当)

第4条 県支部長、地区幹事及び会員は、この計画の実施に必要な情報の相互交換を担当する連絡担当部課、連絡担当責任者及び連絡担当補助者を定めるものとする。

(県支部現地救援本部の設置)

第5条 県支部長は、災害の規模が大きく応援を行う会員間の連絡調整を行う必要があると認めるときは、県支部現地救援本部を設置することができる。

- 2 県支部現地救援本部は、県支部長、地区幹事、応援要請を受けた会員の職員、その他県支部長が必要であると認める者で構成する。
- 3 災害の規模が特に大きく、公益社団法人日本水道協会東北地方支部（以下「東北地方支部」という。）等による現地救援本部（これに相当する組織を含む。）が設置されたときは、県支部現地救援本部は当該現地救援本部に移行する。

## 【資料編】

### (応援要請)

第6条 被災会員は、県支部長に対し応援の要請をするときは、文書で要請するものとする。ただし、正式の文書をもって要請する暇がないときは電話、口頭又は防災無線等により行い文書を省略することができるものとし、後日速やかに正式の文書を送付するものとする。

2 県支部長は、前項の規定により応援の要請を受けたときは、その被害の状況、地区等を考慮して地区幹事と協議し、応援を行う会員を定め要請するものとする。

3 前項の規定により応援要請を受けた会員は、直ちに応援体制を整え、その出発時刻、出動人員、機械器具の種類、数及び予定到着時刻等を被災会員の連絡担当責任者又は連絡担当補助者に連絡するものとする。

4 県支部長は、県支部内での応援が困難と認めるときは、東北地方支部に対して応援の要請を行うものとする。

### (応援活動)

第7条 会員が被災会員に対して行う応援活動は、概ね次のとおりとする。

- (1) 応急給水活動
- (2) 応急復旧活動（漏水調査を含む。）
- (3) 応急復旧用資機材の提供
- (4) 工事業者等の斡旋
- (5) 前各号に掲げるもののほか特に要請があった事項

2 応援活動は、被災会員の指示に従って行うものとする。

### (応援要員の受入れ)

第8条 被災会員は、応援要員の受け入れを円滑に行うことができるよう、応援要員の集合場所を指定する。

2 応援要員の受け入れに必要な宿泊施設及び応援車両の駐車場所等については、原則として被災会員が確保するものとする。

### (中継会員)

第9条 県支部長は、遠方からの応援要員の移動補助を目的とした活動を行う会員（以下「中継会員」という。）を地区幹事と協議のうえ定めることができる。

### (支援拠点会員)

第10条 県支部長は、災害の規模が大きく、広範にわたる甚大な水道の被害が発生し、応援の長期化が見込まれる場合等に、効率的な応援体制構築を目的とした被災会員の支援を行う会員（以下「支援拠点会員」という。）を、地区幹事と協議のうえ定めることができる。

### (応援活動の終了)

第11条 被災会員は、被害の復旧等に伴い応援会員による応援が不要となった場合に、県支部長にその旨を報告する。

2 県支部長は、前項により報告を受けた場合、当該応援会員に応援活動の終了を通知する。

(費用の負担)

第12条 この要綱に基づく応援に要する費用は、応援要員に係る基本的な人件費及びその他法令に別段の定めがあるものを除くほか、原則として被災会員が負担するものとする。

(指針)

第13条 この要綱の実施に関して必要な指針については、県支部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年4月16日から適用する。

この要綱は、平成25年4月18日から適用する。

この要綱は、平成27年4月15日から適用する。

## 災害時における水道施設の応急復旧等に関する協定書

陸前高田市水道事業の管理者の権限を行う陸前高田市長（以下「甲」という。）と陸前高田市管工事業協同組合（以下「乙」という。）は、地震、津波等の災害又は事故（以下「災害等」という。）により被害を受けた水道施設の応急復旧等の対応に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害等の発生により市民のライフラインとしての水道施設が被災した場合、速やかに給水能力を回復するために、甲の要請に基づき、乙が実施する水道施設の応急復旧等の対応に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （応援要請）

第2条 甲は、災害等の発生時において実施する水道施設の応急復旧等の対応（甲が他都市等から応援要請を受けて実施する応急復旧を含む。）に、乙の応援が必要であると認めるときは、乙に対し応援業務の要請することができる。

### （応援要請の手続き）

第3条 前条の規定による応援の要請は、次の事項を明らかにし文書で行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請を行うことができるものとし、後日速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする資機材、物資等の品目及び数量
- (3) 必要とする人員の職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

### （応援要員の派遣）

第4条 乙は、前条の規定により応援の要請を受けたときは、速やかに応援業務を行うための体制を整え、必要な人員、資機材等を出動させ、甲が行う復旧作業に協力するものとする。

2 前項の規定による応援業務を行うにあたり、乙は、甲の職員の指示に従うものとする。

### （応援業務）

第5条 乙が行う応援業務は、概ね次のとおりとする。

- (1) 応急給水
- (2) 漏水調査
- (3) 応急復旧工事
- (4) 応急復旧用資機材の提供
- (5) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

(費用負担)

第6条 この協定に基づき、乙の行った応援業務に要した費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、甲が定める基準により積算した額に基づき、乙が応援業務に参加した乙の組合員の要した費用を集約の上、乙が甲に一括して請求するものとする。

(労災補償)

第7条 応援業務により乙の組合員の従業員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の組合員の労災保険により補償するものとする。

(連絡責任者)

第8条 甲及び乙は、災害情報の伝達を正確に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

(報告事項)

第9条 乙は、この協定による応援業務に協力できる人員及び資機材等の状況把握に努め、甲の要請により報告するものとする。

(期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了日の1ヵ月前までに甲、乙双方とも解除の申し出を行わない場合は、引き続き効力を有するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

(適用)

第12条 この協定は、協定締結の日から適用する。

2 平成23年4月1日付で締結していた「災害時における水道施設復旧工事に関する協定」は、本協定の締結をもって廃止するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙双方がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年7月1日

(甲) 陸前高田市高田町字鳴石42番地5  
陸前高田市水道事業の管理者の権限を行う  
陸前高田市長 戸羽 太



(乙) 陸前高田市米崎町字川内178番地2  
陸前高田市管工事業協同組合  
会長 熊谷又吉



## 【資料編】

### 資料12-22 岩手県公共・大学・専門図書館等連絡協議会の加盟館相互の応援について（申し合わせ）

#### 岩手県公共・大学・専門図書館等連絡協議会の加盟館相互の応援について

平成24年11月14日

岩手県公共・大学・専門図書館等連絡協議会

岩手県公共・大学・専門図書館等連絡協議会（以下「協議会」という。）に加盟する図書館（公民館図書室を含む。以下「加盟館」という。）が災害等による被害を受けた場合に、他の加盟館は、それぞれの図書館機能を活かしつつ、相互に連携を図りながら可能な範囲で応援することとして、円滑な応援が行われるよう、あらかじめ必要なことについて以下のとおり申し合わせるものとする。

#### （相互応援体制）

- 1 加盟館は、災害等の発生時に円滑な対応を行えるよう相互応援に関する担当窓口を定め、あらかじめ必要な準備を行うものとする。
- 2 協議会に加盟する市町村立図書館（公民館図書室を含む。以下「公共図書館」という。）は、別表のとおり地区割りによるグループ分けを行う。  
なお、地区割は教育事務所の所管地域ごとに設定する。
- 3 グループごとに連絡担当館を以下のとおり設定する。
  - (1) 連絡担当館は、原則として当該館の館長が岩手県図書館協会の理事を務める図書館とする。
  - (2) 連絡担当館は、主としてグループ内の必要な調整や協議会の事務局（岩手県立図書館。以下「事務局」という。）との連絡調整を行うとともに、グループ内の加盟館に対して必要な情報を提供する。
  - (3) 連絡担当館が被災した場合等に備え、グループ内で連絡担当館の役割を担当する順位を決めておくなど円滑な業務の遂行が図られるよう配慮する。
- 4 協議会に加盟する大学図書館及び専門図書館（以下「大学・専門図書館」という。）は、原則として地区割りのグループには属さず、自らが被害を受けて応援を必要とする場合や他の加盟館に対する応援の実施に関しては、事務局と協議するものとする。

#### （平常時の取組）

- 5 加盟館は、災害等の発生により地域の重要な図書館資料の喪失を出来るだけ防ぐために、平常時から他の加盟館と連携し地域内の図書館資料の所蔵情報を共有し、災害時における対応の協議、研修に努めるものとする。  
災害時における対応の研修等の企画実施にあたっては、事務局ができる限り支援を行うものとする。

#### （災害等の発生時）

- 6 加盟館は、災害等の発生により被害を受けたときは、その状況を速やかに自らが属するグループの連絡担当館に報告するものとする。
- 7 加盟館は、災害等の発生により被害を受けた他の加盟館への応援について、自らが属するグループの連絡担当館又は事務局からの指示又は要請があった場合には、可能な範囲で応援を行うものとする。
- 8 加盟館が、自ら被害を受けて、他館の応援を必要とする場合には、その旨、自らが属するグループの連絡担当館又は事務局に申し出ることができるものとする。

(初期応援)

- 9 連絡担当館は、災害等の発生に伴い、自らが属するグループ内の加盟館が被害を受けたと見込まれるときは、初期応援として、可能な範囲で次に掲げることを行うものとする。
- (1) グループ内の加盟館の被災状況の把握並びに事務局への報告
  - (2) グループ内の被害を受けた加盟館に対する応援内容の把握及び調整
  - (3) 事務局及び他グループ連絡担当館に対する応援要請や連絡調整
  - (4) その他必要な情報の収集及び提供
- 10 グループに属さない大学・専門図書館が被害を受けたと見込まれる場合については、9に掲げる連絡担当館が行う役割に倣い、事務局が初期応援を行うものとする。

(事務局)

- 11 被害が、複数のグループに及ぶ場合、被害の程度が甚大な場合及び長期間の応援が必要な場合は、事務局がグループの連絡担当館及びグループに属さない大学・専門図書館と連絡調整を行うものとする。
- 12 事務局は、必要があると認めた場合又は連絡担当館からの要請により、当該館の職務を共同で実施、又は代行できるものとする。

## 【資料編】

### 資料12-23 災害時の相互応援に関する協定（三重県松阪市）

## 災害時の相互応援に関する協定

松阪市と陸前高田市（以下「協定市」という。）は、災害時の応急復旧に係る相互の応援体制について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、協定市のいずれかの区域内において災害（災害対策基本法第2条第1項に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生し、被害を受けた市が独自では応急復旧対策が十分にできない場合における、相互の援助活動について必要な事項を定めることにより、応急復旧対策が円滑に実施されることを目的とする。

### （応援の内容）

第2条 この協定に基づき実施する応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品等の物資並びにそれらを提供するために必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救助、医療、感染症予防、施設の応急復旧等に必要な物資及び資器材の提供
- (3) この協定に基づき実施する応急復旧対策に必要な職員の派遣
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

### （応援の要請手続）

第3条 応援を要請しようとする市（以下「応援要請市」という。）は、次に掲げる事項を明らかにして、電話又は電子メール等により応援を要請するとともに、後日速やかに様式第1号により通知するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援に要する物資等の種類及び数量
- (3) 応援に要する職員の職種及び人数
- (4) 応援を受ける場所及び集結場所
- (5) 応援を受ける期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項

### （応援の実施）

第4条 応援を要請された市（以下「応援市」という。）は、直ちに必要な応援を可能な範囲で実施するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、協定市の区域内において大規模な災害が発生し、緊急に応援出動することが必要であると認められるときは、応援の要請がなくても自主的な判断で応援を実施できるものとする。

### （経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、原則として応援要請市の負担とする。ただし、これによりがたいときは、協定市が協議して別に定めるものとする。

### （災害補償）

第6条 応援に派遣した職員に係る公務災害補償については、応援市が行うものとする。

### （連絡担当部局）

第7条 協定市は、あらかじめ相互応援協定のための連絡担当部局を別紙のとおり定め、災害が発生したときは、相互に速やかに情報を交換するものとし、内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

### （平時の活動）

第8条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平時から防災体制等の必要な情報を交換するとともに、相互に継続的な交流を図るものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了日の1か月前までに、双方いずれからも何ら意思表示がないときは、期間満了日の翌日から更に1年間延長されたものとみなし、以降も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、協定市が協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、協定市は記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成30年3月26日

松 阪 市 長

陸前高田市 市長

【資料編】

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

様

応援要請市



応援要請書

下記のとおり応援を要請します。

災害の種類	
発生日時	年 月 日 時 分 発生
災害の状況	
応援の内容	
応援期間	年 月 日 ～ 年 月 日
応援場所	
その他	
連絡担当	所属： 氏名： 電話： FAX：

別紙

## 災害時の相互応援に関する協定 連絡先

三 重 県 松 阪 市	
所在地	三重県松阪市殿町1340番地1
担当部局	防災対策課
電話番号	0598-53-4313
FAX番号	0598-22-1055
緊急連絡先	0598-53-4100 (当直) 0598-22-4700 (災害対策本部 直通)
自治体衛星通信	72-024-204-11 (陸前高田発番号)
衛星携帯電話	090-9020-8689 (ワイドスターII)
Eメール	bousai.div@city.matsusaka.mie.jp (一般) bousai.div@city.matsusaka.lg.jp (LGWAN)

岩 手 県 陸 前 高 田 市	
所在地	岩手県陸前高田市高田町字鳴石42番地5
担当部局	防災局防災課
電話番号	0192-54-2111
FAX番号	0192-55-2648
緊急連絡先	0192-54-2111
自治体衛星通信	7-003-552-1 (松阪発番号)
衛星携帯電話	080-2818-9702 (ワイドスターII)
Eメール	bousai@city.rikuzentakata.iwate.jp (一般) bousai@city.rikuzentakata.lg.jp (LGWAN)

【資料編】

資料12-24 友好都市協定（愛知県名古屋市）

協 定 書

名古屋市と陸前高田市は平成23年3月11日に発生した東日本大震災を契機として名古屋市が開始した“丸ごと支援”が縁となり市民の交流も広がるなど強い信頼関係を築いてきた

そこで両市はお互いのまちを思いやりまちの魅力を共有し共に発展することを目的として両市の交流が末永く続けられるよう友好都市として提携することを協約する

名古屋市民及び陸前高田市民を代表してこれを確認し両市が兄弟姉妹のような関係になることを願ひ署名する

平成26年10月28日

名古屋市長  
河村たかし

陸前高田市長  
戸羽 太

資料12-25 災害時における医療救護活動に関する協定書（気仙薬剤師会）

陸前高田市（以下「甲」という。）と気仙薬剤師会（以下「乙」という。）とは、災害時の医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、陸前高田市地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動等に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時に、乙に対し次の業務を要請できるものとする。

- (1) 薬剤師の派遣
- (2) 甲が市民に対して行う医療救護活動に対する医薬品の供給
- (3) 医薬品を中心とした災害支援物資の受領、管理、仕分け及び配送

2 乙は、前項第1号の要請があったときは、甲の指定した場所に、速やかに薬剤師を派遣するものとする。

（薬剤師の業務）

第3条 前条第1項第1号に基づく薬剤師（以下「派遣薬剤師」という。）の業務は、次のとおりとする。

- (1) 救護所における傷病者等に対する調剤、服薬指導
- (2) 救護所及び医薬品等の集積場所等における医薬品等の仕分け、管理
- (3) その他、消毒方法、医薬品の使用方法等の薬学的指導

2 派遣薬剤師が使用する医薬品等は、当該薬剤師が携行するもののほか、甲が支給する。

3 派遣薬剤師の調剤費は、無料とする。

（薬剤師に対する指揮等）

第4条 派遣薬剤師に対する指揮命令及び医療救護活動に係る連絡調整は、甲の指定するものを行うものとする。

（体制整備）

第5条 乙は、災害時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡、派遣体制の整備に努めるものとする。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、平常時から災害時の対応等について必要な協議及び情報の交換に努めるものとする。

（訓練）

第7条 甲及び乙は、災害時に備えた訓練を実施し、災害時に適切な対応ができるように努めるものとする。

（費用の弁償等）

第8条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。ただし、災害救助法適用の際は、その限りではない。

- (1) 薬剤師の派遣に関する費用
- (2) 派遣薬剤師が携行し、使用した医薬品等の実費
- (3) 派遣薬剤師が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

【資料編】

- (4) 乙が供給した医薬品等の実費
- (5) 乙の会員が供給した医薬品等の実費並びに乙の取りまとめの経費
- (6) 前各号に該当しない費用であって、この協定実施のために要したもの  
(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲、乙いずれかから何ら意思表示がないときは、有効期間満了の翌日から起算して1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、それぞれ署名のうえ各自1通を保有する。

平成30年6月4日

陸前高田市長

戸羽 太

気仙薬剤師会

会長

大阪 敏夫

## 資料12-26 災害時における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力に関する協定（岩手県葬祭協同組合）

## 災害時における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力に関する協定

陸前高田市（以下「甲」という。）と岩手県葬祭業協同組合（以下「乙」という。）とは、陸前高田市域において、地震、風水害、その他大規模な事故等により、多数の死亡者が発生した場合（以下「災害時」という。）における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

## （総則）

第1条 この協定は、災害時に陸前高田市地域防災計画に基づき、甲が行う火葬業務を円滑に実施するため、乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

## （協力の要請）

第2条 甲は、災害時に次の業務について、必要が生じた場合、乙に対し協力を要請するものとする。

- (1) 棺及び葬祭用品の供給並びに作業等の役務の提供
- (2) 遺体安置施設等の提供
- (3) 遺体の搬送
- (4) その他、必要とする事項

## （協力の実施）

第3条 乙は、甲の要請を受けたときは、連携の上前条に掲げる業務を優先して実施するものとする。

## （燃料確保への協力）

第4条 甲は、緊急災害時の支援を乙に依頼する際、可能な限りガソリン等燃料の確保に協力するものとする。

## （報告）

第5条 乙は、甲の要請により第2条に掲げる業務を実施したときは、速やかに実施内容を、甲に報告するものとする。

## （経費の負担）

第6条 甲は、乙が実施した第2条に掲げる業務にかかる経費を負担するものとする。

## （経費の請求）

第7条 乙は、業務が完了したときは、会員の業務実績を集計し、甲にそれぞれ一括して請求するものとする。

## （経費の支払）

第8条 甲は、前条の規定に基づき、乙からの請求を受けて経費を支払うものとする。

## （価格の決定）

第9条 甲が負担する経費の価格は、乙においては、災害時等の直前における適正価格を基準として甲乙協議して決定するものとする。

【資料編】

(支援体制の整備)

第10条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図られるよう、広域における応援体制整備及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(実施細目)

第11条 この協定の実施に関し、必要な手続きその他の事項は、実施細目で定めるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して決定するものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間終了前1ヶ月までに甲乙いずれからも何らかの意思表示がないときは、期間終了の日から1年間この協定は更新され、以後同様とする。

この協定を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所有する。

令和元年10月21日

甲 岩手県陸前高田市高田町字鳴石42番地5  
陸前高田市長 戸羽 太



乙 岩手県盛岡市材木町3番15号  
岩手県葬祭業協同組合  
理事長 青柳 均



「災害時における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力に関する協定」実施細目

(趣旨等)

- 第1条 この実施細目は、「災害時における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力に関する協定」（以下「協定」という。）第11条の規定に基づき、協定の実施について必要な手続きその他の事項を定めるものとする。
- 2 この実施細目における用語の意義は、協定の例による。

(協力の要請先等)

- 第2条 協定第2条第1号に規定する棺及び葬祭用品は次の各号のとおりとし、甲は、同条第2号の規定による遺体安置施設の提供と併せ、乙に要請するものとする。
- (1) 内張り棺（納棺セット等を含む）
  - (2) ドライアイス、防腐剤等遺体の安置に必要な用品
  - (3) 骨つば等その他必要な用品

(連絡責任者)

- 第3条 この協定の連絡責任者は、甲にあつては火葬担当課長、乙にあつては岩手県葬祭業協同組合理事長とする。

(要請手続き)

- 第4条 協定第2条及び前条に規定する甲から乙への要請及び連絡は、次に掲げる事項を口頭又は電話等により行うこととし、事後、速やかに協力要請書を提出するものとする。
- (1) 要請を行った者の職・氏名
  - (2) 要請理由
  - (3) 要請内容
  - (4) 履行の場所
  - (5) 履行の期日又は期間
  - (6) その他必要な事項
- 2 甲は、乙の業務が円滑に行われるよう、前項の要請に係る重要な変更が生じたときは、その都度乙に通知するものとする。
- 3 第1項の規定により甲が乙に提出する協力要請書は、別記様式1のとおりとする。

(緊急要請)

- 第5条 前条の規定による協力要請において、やむを得ない事情により、甲が乙と連絡がとれない場合は、甲は直接乙の会員に対し、協力を要請することができるものとする。

(構成員の名簿)

- 第6条 乙は、協定第2条に掲げる業務に協力するため、乙の構成員名簿を提出するものとする。なお、名簿に変更が生じた場合は、その都度甲に連絡するものとする。

(連携協力)

- 第7条 乙は、この協定を円滑に実施するため、毎年3月末までに連絡担当者を第6条の構成員名簿に記載し提出するものとする。

## 【資料編】

2 乙は、甲との連携を円滑に実施するため、甲が実施する訓練に可能な限り参加するものとする。

### (報告書)

第8条 協定第5条に規定する乙から甲への報告は、次に掲げる事項を口頭又は電話等により行うこととし、乙は事後速やかに業務実績報告書を甲に提出するものとする。

- ① 棺及び葬祭用品の数
- ② 履行の場所及び従事者名簿
- ③ 履行の期日又は期間
- ④ その他必要な事項

2 第1項の規定により乙が甲に提出する業務実績報告書は、別記様式2のとおりとする。

### (経費の請求方法)

第9条 協定第7条に規定する経費の請求は、乙にあつては積算根拠を示す「供給等業務実績一覧表を添付した請求書」により行うものとする。

### 附 則

この実施細目の有効期間は、協定の有効期間と同様とする。

様式1（実施細目第4条関係）

第 年 月 日

岩手県葬祭業協同組合 理事長 様

陸前高田市長 印

## 協力要請書（第 報）

災害時における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力に関する協定第2条の規定により、次のとおり協力を要請します。

要請担当者	職 名 連絡先 電話番号 FAX 番号
口頭、電話による要請日時	年 月 日 ( ) 時 分 頃
要 請 理 由	
要 請 内 容	
履行の場所	
履行の期日 又は期間	
備 考	

注：要請内容の欄には、棺及び葬祭用品の必要数ほか、協定第2条に係る具体的内容を記載すること。

様式2（実施細目第8条関係）

第 号  
年 月 日

陸前高田市長 様

岩手県葬祭業協同組合  
理事長 印

### 業 務 実 績 報 告 書

協力要請のあった業務に関する実績について、災害時における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力に関する協定第5条の規定により、次のとおり報告します。

要請依頼番号 及び日時	年 月 日付 第 号（ 報）
実施業務内容	
従事者氏名	別添名簿のとおり
履行の場所	
履行の期日 又は期間	期日： 年 月 日 期間： 年 月 日～ 年 月 日
連絡担当者	氏名： 期間： 年 月 日～ 年 月 日
備 考	

資料12-27 災害時における物資供給に関する協定書（アンカー・ジャパン株式会社）

災害時における物資供給に関する協定書

陸前高田市（以下「甲」という。）とアンカー・ジャパン株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）の発生に備え、災害時に住民等を支援するための物資（以下「物資」という。）の供給に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、甲が、乙の協力を得て住民等に対して、迅速かつ円滑に物資の供給等を行うために必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合等において必要がある場合、乙に対し、乙の保有する物資の供給を要請することができる。

（物資の範囲）

第3条 本協定において甲が、乙に供給を要請する物資は、次の各号のとおりである。

- (1) ポータブル充電器
- (2) 防災バック
- (3) その他甲が指定し、乙が承認した物資

ただし、(3)に掲げる品目に関しては、乙による在庫確保を保証するものではない。

（要請及び回答の方法）

第4条 第2条に基づく要請及びその回答は、物資出荷要請書により行うものとする。ただし、緊急の場合で物資出荷要請書により要請できないときは、口頭で要請し、事後速やかに物資出荷要請書を交付するものとする。

（実施）

第5条 乙は、甲から前条に基づく要請を受けたときは速やかに、また優先的に物資を供給する。ただし、乙の物資保管庫が半壊以上の被害を受けた場合は、この限りではない。

2 乙は、物資を供給したときは、速やかに、物資名、数量等の必要事項を記載した物資出荷確認書を甲に提出するものとする。

(物資の引渡し)

第6条 物資の引渡し場所及び日時は、甲が指定するものとする。

2 物資の引渡し場所までの運搬は、乙が行うものとする。ただし、乙による運搬が困難な場合は甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(費用及び請求)

第7条 物資の対価及び運搬費用は、甲が負担するものとし、乙からの請求に基づき、その費用を遅滞なく支払うものとする。なお、乙が甲に供給した物資の価格は、災害発生直前における価格を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

(体制の整備)

第8条 甲及び乙は、本協定に基づく物資供給が円滑に行われるよう、担当者連絡票により連絡体制等の整備について、常に点検、改善に努めるものとする。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、期間満了の30日前までに、甲乙いずれからも解除または変更の意思表示がなされないときは、同一の内容をもって、さらに1年間継続更新し、以後も同様とする。

(疑義等に関する協議)

第10条 本協定に関する疑義、又は本協定に定めがない事項については、甲乙協議のうえ定める。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和元年11月30日

甲 岩手県陸前高田市高田町字鳩石4-2番地5  
陸前高田市  
代表者 陸前高田市長 戸羽 太



乙 東京都中央区新川二丁目2-2番1号3階  
アンカー・ジャパン株式会社  
代表取締役 井戸 義経

様式第1号（第4条関係）

第 年 月 日

## 物資出荷要請書

アンカー・ジャパン株式会社御中

陸前高田市長

災害時における物資供給に関する協定第4条に基づき、次の物資等の  
出荷を要請します。

品 目	数 量	搬 入 場 所	備 考

【資料編】

様式第2号（第5条関係）

物資出荷確認書

年 月 日付第 号の物資出荷要請書により、次の物資を出荷  
したことを確認します。

品 名	数 量	備 考

年 月 日

（アンカー・ジャパン株式会社）

担当者 \_\_\_\_\_ 印

（陸前高田市）

担当者 \_\_\_\_\_ 印

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

## 担当者連絡票

商号または名称			
住 所			
担 当 部 署			
担 当 者	職 名		
	氏 名		
電 話 番 号		F A X 番 号	
メールアドレス			

## 夜間、休日等の緊急時連絡先

電 話 番 号		担 当 部 署	
		職 名	
		氏 名	
電 話 番 号		担 当 部 署	
		職 名	
		氏 名	
電 話 番 号		担 当 部 署	
		職 名	
		氏 名	
備 考			

## 【資料編】

### 資料12-28 災害時における電動車両等の支援に関する協定書（岩手三菱自動車販売株式会社、三菱自動車工業株式会社）

#### 災害時における電動車両等の支援に関する協定書

陸前高田市（以下「甲」という。）、岩手三菱自動車販売株式会社（以下「乙」という。）及び三菱自動車工業株式会社（以下「丙」という。）は、災害時における電動車両等の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

#### （趣旨）

第1条 この協定は、陸前高田市内において災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、甲、乙及び丙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、電動車両等の貸与について必要な事項を定めるとともに、平時においても電動車両の災害の発生時における有用性を広く市民に知らしめ、甲、乙及び丙が共に理解醸成に努めるものとする。

#### （電動車両等の範囲）

第2条 乙が甲に対して貸与する電動車両等は、次の各号のとおりである。

- (1) 電気自動車
- (2) プラグインハイブリッド車
- (3) 前二号に掲げるもののほか、自動車からの外部給電に必要な機器

#### （貸与の要請）

第3条 甲は、災害の発生時における応急対策のため、乙が保有する電動車両等の貸与を必要とする場合は、乙又は丙に対し電話等により当該貸与に係る要請を行うものとする。この場合において、当該要請を受けた丙は、乙が貸与することが可能な電動車両等を確認し、乙と調整の上、当該要請に係る対応について甲に連絡するものとする。

- 2 前項に規定する連絡を受けた後、甲は、乙に対し、電動車両等の貸与について要請書（様式1号）により要請するものとする。
- 3 乙は、前項の規定により要請があったときは、危険性を考慮し、業務に支障を来たさない範囲で、乙が保有する電動車両等を甲に優先的に貸与するよう努めるものとする。
- 4 丙は、第2項の規定により甲が要請する電動車両等の種類及び数量等に関し、乙が保有する電動車両等を貸与することが困難な場合は、電動車両等の確保に努めるものとする。

#### （電動車両等の引渡し等）

第4条 乙は、前条第2項の規定による要請を受け、電動車両等を甲に貸与する場合は、甲の指定する場所に運搬し、電動車両等の種類・数量について確認の上で、甲が指定する者に対して引渡しを行うものとする。

- 2 乙は、前項の規定により、電動車両等の引渡しを行った場合は、速やかに口頭又は電話等により甲に連絡し、甲に対して報告書（様式2号）を提出するものとする。

#### （貸与期間）

第5条 電動車両等の貸与期間は、電動車両等の引渡し日から起算して1週間程度とする。ただし、貸与期間を変更する必要がある場合は、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

(電動車両等の返却)

第6条 乙が甲に貸与した電動車両等の返却時期及び返却場所については、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

(費用負担)

第7条 貸与期間中の電動車両等に係る費用(電気代、燃料代、その他消耗品等に係る費用をいう。)については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、発災直前における適正な価格を基礎として、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

(補償)

第8条 貸与期間中に生じた電動車両等による損害の補償については、次のとおりとする。

(1) 事故により、第三者に与えた物的又は人的損害については、その損害の帰責理由がある者が補償責任を負うものとする。ただし、当該帰責事由が不明な場合は、甲、乙及び丙が協議の上、その賠償に当たるものとする。

(2) 自動車保険が適用される場合は、次条の規定により取り扱うものとする。

(保険について)

第9条 乙は、電動車両等の貸与に当たり乙又は丙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は、貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙へその旨を連絡し、乙又は丙の加入している保険の適用を受けるものとする。

2 前項に規定する保険の適用に要する費用については、乙又は丙の負担とする。ただし、甲の故意又は重過失により保険の適用を受けるに至った場合又は適用を受けることができなくなった場合は、免責分も含めて甲が負担するものとする。

(費用の支払)

第10条 甲、乙及び丙は、第7条第1項、第8条第1号又は第9条第2項に基づく費用について支払の請求があった場合は、速やかに相手方に対してこれを支払うものとする。

(使用上の留意事項)

第11条 甲は、貸与を受けた電動車両等を次のとおり使用するものとする。

(1) 乙または丙が指示する使用の条件を遵守し、できるだけ安全な場所で使用する。

(2) 原則として、陸前高田市内で使用する。

(3) 故障又は何らかの原因により電動車両等を使用できなくなったときは、第13条第3項の規定により、乙に速やかに連絡する。

(連絡責任者)

第12条 甲、乙及び丙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、報告書(様式3号)により相互に報告するものとする。当該連絡責任者に変更が生じた場合も同様とする。

(電動車両等の情報提供)

第13条 乙及び丙は、甲から求められた場合は、災害時に電力供給が可能な電動車両等の情報を甲に提供するものとする。

2 甲は、乙及び丙から求められた場合は、貸与された電動車両等の使用状況に関する情報を、乙及び丙に提供するものとする。

3 甲は貸与期間中、電動車両等に不調が生じた場合等、災害応急対策を進めるに当たり問題が生じた場合には、速やかに乙に連絡し、甲、乙及び丙で対応を協議するものとする。

## 【資料編】

(平時の取組)

第14条 甲、乙及び丙は、平時においても電動車両の災害時における有用性を広く市民に知らしめ、理解を醸成していくことに努めるものとする。

2 乙及び丙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に参加するものとする。

3 前項の防災訓練等の協力に要する費用は、原則として乙の負担するものとする。(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項は、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の2月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲乙丙それぞれ署名の上、各1通を保有するものとする。

令和2年2月5日

甲 岩手県陸前高田市高田町字鳴石42番地5  
陸前高田市  
代表者 陸前高田市長

乙 岩手県盛岡市南仙北一丁目24番8号  
岩手三菱自動車販売株式会社  
代表取締役

丙 東京都港区芝浦三丁目1番21号  
三菱自動車工業株式会社  
取締役 代表執行役CEO 加藤 隆雄

(様式1号)

年 月 日

## 災害時における電動車両等の貸与要請書

岩手三菱自動車販売株式会社 御中

陸前高田市長

災害時における電動車両等の支援に関する協定第3条第2項の規定に基づき、次の通り要請  
します。

担当者	部署 氏名 電話番号 FAX番号 メールアドレス
口頭・電話等による要請日時	年 月 日 時 分
貸与要請理由	
電動車両等の種類・規格・数量	種類 規格 数量
貸与場所	住所
貸与期間	年 月 日 ~ 年 月 日
その他必要な事項	

(写し送付先)

三菱自動車工業株式会社 管理本部長

【資料編】

(様式2号)

年 月 日

災害時における電動車両等の貸与報告書

陸前高田市長 様

岩手三菱自動車販売株式会社  
代表取締役

災害時における電動車両等の支援に関する協定第4条第2項の規定に基づき、次の通り報告  
します。

担当者	部署 氏名 電話番号 FAX番号 メールアドレス
電動車両等の種類・規格・数量	種類 規格 数量
貸与場所	住所
貸与期間	年 月 日 ~ 年 月 日
その他必要な事項	

(写し送付先)

三菱自動車工業株式会社 管理本部長

(様式3号)

年 月 日

## 連絡担当部署報告書

陸前高田市

災害時における電動車両等の支援に関する協定第12条の規定に基づき、次の通り報告します。

( 年 月 日現在)

第一順位 部署 氏名 電話番号 F A X 番号 メールアドレス	
第二順位 部署 氏名 電話番号 F A X 番号 メールアドレス	
第三順位 部署 氏名 電話番号 F A X 番号 メールアドレス	

【資料編】

(様式3号)

年 月 日

連絡担当部署報告書

三菱自動車工業株式会社

災害時における電動車両等の支援に関する協定第12条の規定に基づき、次の通り報告します。

( 年 月 日現在)

第一順位 部署 氏名 電話番号 F A X 番号 メールアドレス	
第二順位 部署 氏名 電話番号 F A X 番号 メールアドレス	
第三順位 部署 氏名 電話番号 F A X 番号 メールアドレス	

(様式3号)

年 月 日

## 連絡担当部署報告書

岩手三菱自動車販売株式会社

災害時における電動車両等の支援に関する協定第12条の規定に基づき、次の通り報告します。

( 年 月 日現在)

第一順位 部署 氏名 電話番号 F A X 番号 メールアドレス	
第二順位 部署 氏名 電話番号 F A X 番号 メールアドレス	
第三順位 部署 氏名 電話番号 F A X 番号 メールアドレス	

## 【資料編】

資料12-29 電気自動車を活用した持続可能なまちづくりに関する連携協定書（日産自動車株式会社、岩手日産自動車株式会社、盛岡日産モーター株式会社、日産プリンス岩手販売株式会社、日産チェリー岩手販売株式会社、東北株式会社）

### 電気自動車を活用した持続可能なまちづくりに関する連携協定書

随前高田市（以下「甲」という。）、日産自動車株式会社（以下「乙」という。）、岩手日産自動車株式会社（以下「丙」という。）、盛岡日産モーター株式会社（以下「丁」という。）、日産プリンス岩手販売株式会社（以下「戊」という。）、日産チェリー岩手販売株式会社（以下「己」という。）及び東北株式会社（以下「庚」という。）は、市民の誰もが生き生きと笑顔で暮らす「ノーマライゼーションという言葉のいらないまちづくり」を推進するとともに、SDGs（持続可能な開発目標）の達成及び持続可能な地域社会の実現並びに乙から己までが目指す持続可能な社会の実現に向けた「ゼロ・エミッション」及び「ゼロ・フェイタリティ」の取組において相互に連携するため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

#### （目的）

第1条 本協定は、電気自動車の普及を促進することにより、温室効果ガスの削減、災害対策の強化、エネルギーの地産地消等の地域課題の解決に取り組むことを目的とする。

#### （連携事項）

第2条 甲から庚までは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携するものとする。

- (1) 環境対策に関する事項
- (2) 防災及び災害対策に関する事項
- (3) その他、甲から庚までが協議し必要と認める事項

2 甲から庚までは、前項に掲げる連携事項を効果的に実施するため、具体的な取組の実施に関し、別途覚書を取り交わすものとする。

3 甲から庚までは、連携した取組によって得られた成果を発信する。この場合において、プレスリリースその他の対外発表を行うときは、あらかじめ相互に合意を得るものとする。

#### （法的義務等）

第3条 甲から庚までは、本協定に基づく連携により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。ただし、あらかじめ本協定の当事者の承諾を得た場合は、この限りでない。

#### （協定期間及び更新）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1月前までに、甲から庚までのいずれも本協定を終了又は変更する意思表示を行わないときは、本協定の期間を更に1年間更新するものとし、以後も同様とする。

#### （協議）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈について疑義が生じたときは、甲から庚までが協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書7通を作成し、甲から庚までが署名の上、各自1通を保有する。

令和2年7月28日

甲 岩手県陸前高田市高田町字鳴石42番地5  
陸前高田市  
代表者 陸前高田市長

戸羽 太

乙 神奈川県横浜市西区高島一丁目1番1号1  
日産自動車株式会社  
北日本リージョナルセールスオフィス部長

佐竹 伸一

丙 岩手県盛岡市乙部5番125  
岩手日産自動車株式会社  
取締役社長

千葉 理平

丁 岩手県盛岡市津志田町一丁目1番20号  
盛岡日産モーター株式会社  
代表取締役

中谷 竜滋

戊 岩手県盛岡市津志田町一丁目1番20号  
日産プリンス岩手販売株式会社  
取締役社長

千葉 泰

己 岩手県盛岡市三本柳5地割29-25  
日産チェリー岩手販売株式会社  
取締役社長

平塚 昭義

庚 岩手県陸前高田市高田町鳴石50番地10  
東北株式会社  
CEO

浅間 勝洋

【資料編】

別紙（第1号様式）

年 月 日

様

陸前高田市長

電気自動車の貸与に関する協力依頼書

年 月 日 時頃発生 of 災害「 」により、貴社の電気自動車を貸与いただき、電力供給に協力して下さるよう依頼します。

1 供給場所 住 所： \_\_\_\_\_

2 連絡先 担 当： \_\_\_\_\_

電話番号： \_\_\_\_\_

資料12-30 陸前高田市と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定書（日本郵便株式会社東北支社）

## 陸前高田市と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定書

陸前高田市(以下「甲」という。 )と日本郵便株式会社(以下「乙」という。 なお、本協定の対象となる郵便局は「別紙1」のとおり。 )は、以下のとおり協定を締結する。

### (目的)

第1条 本協定は、甲及び乙のそれぞれが有する人的・物的資源を有効に活用して、地域活性化及び住民サービスの向上等を図ることを目的とする。

### (連携事項)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、連携して次に掲げる事項（詳細は「別紙2」に定める。 )について、業務に支障のない範囲で、取り組むものとする。

- (1) 安心・安全な暮らしの実現に関すること
- (2) 地域経済活性化に関すること
- (3) 未来を担う子どもの育成に関すること
- (4) 女性の活躍推進に関すること
- (5) その他、地方創生に関すること

2 甲及び乙は、連携事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な協力内容については、甲乙合意の上、決定する。

### (協定内容の変更)

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、書面により必要な変更を行うものとする。

### (免責)

第4条 乙は、連携事項等について協力をした場合及び協力しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

### (守秘義務)

第5条 甲及び乙は、連携事項等の具体化の検討及び第2条第2項に基づき決定した協力内容の実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示又は漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由のいかんを問わず終了した後も、前項に定める秘密保持義務を負うものとする。

【資料編】

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、締結日から2021年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

2020年12月11日

甲 岩手県陸前高田市高田町字鳴石42番地5  
陸前高田市  
代表者 陸前高田市長

乙 宮城県仙台市青葉区一番町一丁目1番34号  
日本郵便株式会社  
東北支社長

「別紙 1」

## 協定対象局一覧

局 名	住 所	電話番号
陸前高田郵便局	岩手県陸前高田市高田町字鳴石 5 0 - 2 1	0192-55-2880 (総務部)
矢作郵便局	岩手県陸前高田市矢作町字二又 4 2 - 2	0192-58-2050
陸前小友郵便局	岩手県陸前高田市小友町字西下 6 1 - 1	0192-56-2110
広田郵便局	岩手県陸前高田市広田町字天王前 3 6 - 1	0192-56-3110
気仙横田郵便局	岩手県陸前高田市横田町字砂子田 2 5	0192-59-2150
竹駒郵便局	岩手県陸前高田市竹駒町字滝の里 2 4 - 1 2	0192-55-5475
米崎郵便局	岩手県陸前高田市米崎町字川崎 2 2 6	0192-55-5474

## 【資料編】

「別紙2」

### 「陸前高田市と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定書」 具体的連携項目

陸前高田市(以下「甲」という。)と日本郵便株式会社(以下「乙」という。)は、相互に連携することにより、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、地域活性化及び住民サービスの向上等に資するため、様々な取組を進めます。

なお、本紙に定めのない連携項目(取組)等については、甲乙による定期的な協議を通じて、当該年度の具体的な取組として、下記に定める具体的連携項目も含め「年間計画書」を策定し、併せ進めるものとします。

#### 1 日常の防災活動及び大規模災害発生時の対応に関すること

平常時から防災態勢の強化に取り組むとともに、陸前高田市内において災害が発生した場合は、相互に緊密に連携し、一日も早い復旧を目指して取り組みます。

(連携内容)

- (1) 平常時においては、主に次に掲げる項目について、甲乙が連携して取り組みます。
  - ア 相互の防災計画の状況等について情報交換を行うとともに、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議を行い、連携強化を図ります。
  - イ 防災会議や防災訓練等への参加等により、災害発生時の体制について、相互理解を深めることとします。
- (2) 陸前高田市内において災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができることとします。

なお、本項における「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害をいう。

  - ア 緊急車両等としての車両の提供(所持する車両に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。)
  - イ 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供
  - ウ 郵便局ネットワークを活用した広報活動
  - エ 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び救護対策
    - (ア) 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
    - (イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除
    - (ウ) 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除
    - (エ) 被災地宛て寄附金を内容とする郵便物の料金免除
  - オ 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを実行するための必要な事項(避難者情報確認シート(避難先届)又は転居届(郵便局様式)の配布・回収を含む。)
  - カ 株式会社ゆうちょ銀行の非常払(被災地支援のための日本赤十字社等の振替口座宛ての災害義援金の無料送金など)及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い(保険料払込猶予期間の延伸など)について、各社から要請があった場合の取扱い
  - キ その他、要請のあったもののうち協力できる事項

(経費の負担)

上記に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

なお、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

## 2 高齢者や子ども等の見守り活動に関すること

乙が保有するネットワーク等を活用し、日々の業務を通じて、陸前高田市内の高齢者や子ども等の安全の確保を図ります。

(連携内容)

乙が、陸前高田市内で業務を行う際に、高齢者や子どもの登下校等の日常生活で何らかの異変を察知した場合、甲へ情報提供を行います。

なお、特に緊急を要するときには、乙は直接消防又は警察に通報します。

## 3 道路損傷等の情報提供に関すること

乙が保有するネットワーク等を活用し、日々の業務を通じて、陸前高田市内の道路における交通の安心・安全の確保を図ります。

(連携内容)

乙が、陸前高田市内で業務を行う際に、陸前高田市内の道路の陥没や損傷、カーブミラーの損傷、倒木、水道の漏水、落雪及び動物の死骸等、陸前高田市内の交通の安心・安全に影響を及ぼすと思われる箇所を発見した場合に、甲へ情報提供を行います。

## 4 不法投棄と思われる廃棄物等の情報提供に関すること

乙が保有するネットワーク等を活用し、日々の業務を通じて、陸前高田市内の住民の快適で安心な生活環境の保持を図ります。

(連携内容)

乙が、陸前高田市内で業務を行う際に、不法に投棄されたとと思われる家電製品やタイヤ、動物の死骸等、陸前高田市内における安心で快適な生活環境の保持に影響を及ぼすと思われる行為や廃棄物等を発見した場合に、甲へ情報提供を行います。

## 5 地域・暮らしの安心・安全に関すること

乙が保有するネットワーク等を活用し、陸前高田市内において、陸前高田市内の住民が安心して生活できる地域づくりを推進します。

(連携内容)

乙が、陸前高田市内で業務を行う際に、住民の何らかの異変に気付いた場合、甲への情報提供を行います。

なお、特に緊急を要するときには、乙は直接消防又は警察に通報します。

## 【資料編】

また、住民が保護を求めて乙の事業所へ避難してきた場合には、当該住民を一時保護する等、地域社会の安心・安全に貢献します。

### 6 地域経済活性化に関すること

甲及び乙の保有するネットワークを活用した他地域との交流を図ることで、連携体制を強化し、陸前高田市内の経済活性化を支援します。

(主な連携内容)

ふるさと納税の取組支援、観光物産展等への協力、郵便局ネットワークを活用した地域活性化支援等。

《様式》 別添「避難者情報確認シート(避難先届)」及び「協定連絡票」

No.

### 避難者情報確認シート(避難先届)

年 月 日現在

※ ご記入いただきました個人情報に関しては、「陸前高田市と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定書」に基づき、その目的を達成するために必要な業務のみに使用することとし、厳正に管理します。

なお、下記の承諾に基づき必要に応じて行政機関内及び郵便局双方に開示します。

- 本紙に記載された情報の行政機関内及び郵便局への開示を承諾します。  
(※承諾の場合は、□内に「レ」を付してください。)

【お問合せ先】 陸前高田市役場

電話：●●-●-●●

●郵便局(●部)

電話：●●-●-●●

届出者氏名	
-------	--

◇ これまでのご住所(アパート等集合住宅の場合は部屋番号までご記入ください。)

〒	-	
---	---	--

◎ 郵便物の配達について(いずれかを○でお囲みください。)

- ・ ご自宅への配達
- ・ 現在避難している場所への配達

〒	-	
---	---	--

- ・ その他への配達 ⇒ 郵便局へ転居届を提出してください。

◇ ご氏名等

世帯主様	フリガナ		
	氏名	(姓)	(名)
ご家族・同居人様	フリガナ		
	氏名①	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名②	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名③	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名④	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名⑤	(姓)	(名)
事業所名			

【資料編】

No	報告日		報告局※		異変発見日時		通報内容※	住所等	その他情報等	市処理欄			
	年	月	日	年	月	日					時	分	
(例)	年	月	日	陸前高田郵便局	年	月	日	時	分	道路損傷	高田町字鳴石〇〇〇、△△△付近	別途写真を添付	10/20確認済 11/20処理済
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													

連絡先		市役所	0192-54-2111
	地域見守り(高齢者)	保健福祉課	内線210~211
	地域見守り(子ども)	子ども未来課	内線204~205
	道路損傷	建設課	内線405~408
	不法投棄	まちづくり推進課	内線287

## 武雄市・陸前高田市交流連携協定書

武雄市と陸前高田市は平成23年3月11日に発生した東日本大震災を契機として武雄市が開始した“チーム武雄”が縁となり市民の交流も広がるなど強い信頼関係を築いてきた

そこで両市はお互いのまちを思いやりまちの魅力を共有し共に発展することを目的として被災10年目の節目の今年両市の交流が末永く続けられるよう友好都市として提携することを協約し武雄市民及び陸前高田市民を代表して署名する

令和3年3月22日

武雄市長

陸前高田市長



武雄市章



陸前高田市章

資料12-32 災害時における飲料の確保に関する協定書（株式会社ミチノク）

災害時における飲料の確保に関する協定書

陸前高田市（以下「甲」という。）と株式会社ミチノク（以下「乙」という。）とは、陸前高田市において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における飲料の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において甲が乙へ飲料の確保について協力を要請するために

必要な事項を定めるものとする。

（災害時の協力事項の発動）

第2条 この協定に定める協力事項の規定は、原則として甲が災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第1項に基づき陸前高田市災害対策本部を設置し、乙に対して協力の要請を行った時をもって発動する。

（協力要請の手続き）

第3条 災害時において甲は乙に飲料の確保について協力を要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにして、別紙様式第1号により文書で行うものとする。ただし緊急の場合、文書によることが難しい場合、その他やむを得ないものと甲が認める場合は、電話その他の文書以外の方法により行うことができる。

- (1) 納入を希望する日時
- (2) 納入を希望する場所
- (3) 協力を要請する飲料の品名、規格、数量
- (4) その他飲料の確保について必要な事項

（飲料の確保）

第4条 乙は、前条の規定による協力の要請があったときは、乙の最寄りの支店の飲料の在庫を確認し、可能な限り確保し甲に協力するものとする。

（飲料の搬送）

第5条 飲料の搬送は第3条の規定により甲が乙に協力を要請した内容に基づき、乙が配送を行う。

- 2 飲料の引渡場所は、陸前高田市内とし、甲乙協議して決定する。
- 3 飲料の引渡し後、乙は搬送先から別紙様式第2号により受領書を受け取るものとする。

## 【資料編】

### (費用負担)

第6条 この協定に基づき乙が甲に提供した飲料及びその搬送に要した費用は甲が負担するものとする。又、飲料の価格については、市場価格を上回ることはない事とし、協議の上その都度決定するものとする。

### (物資の確保)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく飲料の確保を円滑に行われるように、必要と認めた場合は飲料の確保可能数量等について協議するものとする。

### (連絡窓口)

第8条 この協定業務に関する連絡窓口は甲においては陸前高田市地域振興部農林課とし、乙は株式会社ミチノク営業部とする。

### (協定の有効期限)

第9条 この協定の有効期限はこの協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が、文書をもって協定の解除を通知しない限りその効力を持続するものとする。

### (協議)

第10条 この協定について異議が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項及び実施に関して必要な事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本通を2通作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、それぞれその1通を保有するものとする。

令和3年7月12日

甲 陸前高田市  
代表者 陸前高田市長

乙 岩手県奥州市水沢工業団地三丁目84  
株式会社ミチノク 代表取締役社長

様式第1号

令和 年 月 日

株式会社ミチノク

代表取締役社長 様

陸前高田市長

印

## 飲料供給要請書

「災害時における飲料の確保に関する協定」第3条の規定に基づき次の通り飲料の供給を要請します。

## 記

- 1 納入希望日時
- 2 納入場所
- 3 飲料の品名及び数量

品名	規格	数量	備考

【資料編】

様式第2号

令和 年 月 日

株式会社ミチノク  
代表取締役社長 様

飲料受領確認者  
職氏名 印

飲 料 受 領 書

貴社より次のとおり飲料を受領しました。

記

- 1 納入場所
- 2 飲料の品名及び数量

品 名	規 格	数 量	備 考

※記以下の受領場所、品名、規格、数量などは配送時に予め記載しておくこと。

受領者確認者の押印は省略できる。

資料12-33 陸前高田市と学校法人安城学園との包括的な連携協力に関する協定（学校法人安城学園）

## 陸前高田市と学校法人安城学園との包括的な連携協力に関する協定

陸前高田市と学校法人安城学園は、相互の人的・知的資産の交流・活用を図り、産業、教育、文化、まちづくり等の分野で協力し、地域の発展と人材育成に寄与するためこの協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、陸前高田市と学校法人安城学園が包括的な連携のもとで産業、教育、芸術文化、スポーツ、まちづくり等の分野において相互に協力し、地域の発展と人材育成に寄与することを目的とする。

（注）学校法人安城学園は、東日本大震災の発災直後から10年間継続的に実施してきた「東日本から学ぶプロジェクト」を学園創立110周年を機に「命を学ぶプロジェクト」と名称変更し、さらに充実・発展させる。

### （協力事項）

第2条 両者は、次の事項について協力する。

- (1) 地域の防災・減災に関すること
- (2) 地域の産業振興に関すること
- (3) 地域の教育・芸術文化・スポーツの振興・発展に関すること
- (4) 地域の活性化、まちづくりに関すること
- (5) その他、協定の目的を実現する上で必要な事業

### （期間）

第3条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。

ただし、この協定書の有効期間満了の日の1か月前までに、陸前高田市と学校法人安城学園のいずれからも改廃の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

### （その他）

第4条 この協定書に定めるものの他、連携協定に関する細目その他事項については、陸前高田市と学校法人安城学園が協議して別に定めるものとする。

この協定の締結を証して本協定書を2通作成し、陸前高田市と学校法人安城学園が署名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年12月1日

陸前高田市長

学校法人安城学園理事長

戸羽太  寺部 暁 

【資料編】

資料13 規程

資料13-1 陸前高田市防災会議条例

昭和 37 年 12 月 25 日  
条 例 第 1 7 号

改正 昭和 49 年 3 月 22 日条例第 19 号  
改正 昭和 59 年 3 月 17 日条例第 7 号  
改正 平成 2 年 6 月 30 日条例第 20 号  
改正 平成 12 年 3 月 17 日条例第 7 号  
改正 平成 23 年 5 月 1 日条例第 9 号  
改正 平成 25 年 3 月 27 日条例第 11 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、陸前高田市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 陸前高田市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
  - (2) 岩手県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
  - (3) 岩手県医療局の職員のうちから市長が任命する者
  - (4) 岩手県警察の警察官のうちから市長が任命する者
  - (5) 市長がその部等内の職員のうちから指名する者
  - (6) 教育長
  - (7) 消防長及び消防団長
  - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
  - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
  - (10) その他市長が必要と認める者
- 6 第 5 項第 8 号及び第 9 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、岩手県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和38年1月1日から施行する。

附 則(昭和49年3月22日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和59年3月17日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成2年6月30日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月17日条例第7号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成23年5月1日条例第9号)

この条例は、平成23年5月1日から施行する。

附 則(平成25年3月27日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年3月13日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 【資料編】

### 資料13-2 陸前高田市防災会議運営要綱

#### (趣旨)

第1 この規程は、陸前高田市防災会議条例(昭和37年条例第17号。以下「条例」という。)第5条の規定に基づき、陸前高田市防災会議(以下「防災会議」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (防災会議)

第2 防災会議の招集は、会長が会議開催の5日前までに開催日時、開催場所及び議題を示して委員に通知して行うものとする。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

2 防災会議は、会長(会長に事故があるときは、その指名する委員)及び委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 防災会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

#### (専決処分)

第3 会長は、防災会議が処理すべき事項のうち次に掲げるものについて専決処分することができる。

(1) 陸前高田市災害対策本部の設置について意見に関すること。

(2) 陸前高田市地域防災計画の軽易な修正に関すること。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の会議に報告しなければならない。

#### (書記)

第4 防災会議に書記若干を置き、会長が任命する。

2 書記は、会長の指揮を受けて庶務に従事する。

#### 附 則

この要綱は、昭和59年3月19日から施行する。

資料13-3 陸前高田市災害対策本部条例

昭和 37 年 12 月 25 日  
条 例 第 1 8 号

改正 平成 8 年 6 月 26 日 条例第 11 号

改正 平成 25 年 3 月 27 日 条例第 11 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条第 8 項の規定に基づき、陸前高田市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員その他の職員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

(雑則)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

その条例は、昭和 38 年 1 月 1 日施行する。

附 則(平成 8 年 6 月 26 日 条例第 11 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 27 日 条例第 11 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 9 日 条例第 2 号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 【資料編】

### 資料13-4 陸前高田市防災行政無線通信施設運用要綱

平成30年2月21日  
告示第15号

#### (目的)

第1 この要綱は、陸前高田市防災行政無線通信施設（以下「無線」という。）の効率的な運用を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

#### (用語の意義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「無線設備」とは、電波を送り、又は受けるための電氣的設備をいう。
- (2) 「無線局」とは、無線設備及びその操作を行う者の総体をいう。
- (3) 「親局」とは、陸前高田市消防防災センターに設置し、各子局に送信するための無線局をいう。
- (4) 「遠隔制御局」とは、広田湾漁業協同組合及び消防署から遠隔操作によって親局を作動させ送信するための設備をいう。
- (5) 「子局」とは、親局からの電波を受信して、拡声放送をし、及び有線による個別放送をするための設備をいう。
- (6) 「基地局」とは、陸前高田市消防防災センターに設置し、移動局と交信するための無線局をいう。
- (7) 「移動局」とは、陸上を移動中又はその特定しない地点に停止中に通信の運用をする無線局をいう。
- (8) 「無線従事者」とは、無線設備の操作を行う者であって、総務大臣の免許を受けた者をいう。

#### (無線局等の区分)

第3 無線局等の区分、呼び出し名称及び常置場所は、別表のとおりとする。

#### (放送及び通信の原則)

第4 放送及び通信は、すべて親局又は基地局の統制及び指示の下に行うものとする。

#### (放送及び通信の内容)

第5 放送及び通信の内容は、防災行政又は一般行政事務に関する事項でなければならない。

#### (秘密の保持)

第6 通信業務に従事する者は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

#### (運用時間)

第7 無線局の運用時間は、常時とする。

#### (親局放送)

第8 第2第3号に規定する親局からの放送は、次の各号に掲げる事項に関し放送するものとする。

- (1) 災害に関する情報
- (2) 気象業務法施行令（昭和27年政令第471号）に定める予警報の伝達等
- (3) 行政広報
- (4) 時報チャイム広報
- (5) その他市長が必要と認める事項  
（遠隔制御局放送）

第9 第2第4号に規定する遠隔制御局からの放送は、第8第1号及び第2号に規定するもののほか次の各号に掲げる事項に関し放送するものとする。

- (1) 水産に関する事項
- (2) 避難の勧告及び指示
- (3) 消防団員への連絡及び指示
- (4) 火災警報及び予防等の広報
- (5) その他災害応急対策の実施に関し、市長が指示する事項  
（子局放送）

第10 第2第5号に規定する子局から有線で放送をしようとする者は、防災局防災課長の承認を得なければならない。

- 2 前項の放送は、市長が任命又は委嘱する者の管理のもとで行うものとする。  
（移動局通信）

第11 第2第6号に規定する基地局と同第7号に規定する移動局との通信及び移動局相互間の通信は、行政全般について必要の都度行うものとする。  
（行政広報の依頼）

第12 第8第3号に規定する放送をしようとする者は、防災行政無線広報依頼書（様式第1号）を防災局防災課長に提出のうえ、その承認を得なければならない。  
（放送及び通信の統制）

第13 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、行政事務のための放送及び通信を制限し、又は中止させることができる。  
(1) 災害その他、緊急の事態が発生し、又は発生するおそれがあると認められるとき。  
(2) 災害対策本部及び消防署の申し出により、その必要を認めるとき。  
（業務記録）

第14 無線従事者は、無線業務に従事した都度、無線業務日誌（様式第2号及び様式第3号）に必要な事項を記録するものとする。  
（放送優先順位）

第15 無線の放送順位は、親局放送、遠隔制御局放送、子局放送の順とする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。  
（維持管理）

第16 無線の保守、点検等の維持管理は、防災局防災課において行うものとする。  
（補則）

第17 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

【資料編】

別表（第3関係）

無線局等の区分	呼出名称	常置場所	管理者
親局	ぼうさいりく ぜんたかたこ うほう	陸前高田市高田町字栃ヶ沢210番地2 陸前 高田市消防防災センター	防災局防災課 長
遠隔制御 局	ぼうさいりく ぜんたかたこ うほう	陸前高田市高田町字栃ヶ沢210番地2 陸前 高田市消防防災センター	消防長
	ひろたわんぎ よきょうこう ほう	陸前高田市広田町字泊102番地4 広田湾漁 業協同組合	組合長
子局		別に定める。	防災局防災課 長
基地局	ぼうさいりく ぜんたかた	陸前高田市高田町字鳴石42番地5 旧陸前高 田市役所構内	〃
移動局	ぼうさいりく ぜんたかた 4	陸前高田市矢作町字鍋谷6番地2 矢作多目的 研修センター	〃
〃	〃 5	陸前高田市矢作町字二田野36番地6 生出多 目的集会センター	〃
〃	〃 6	陸前高田市小友町字柳沢前114番地 陸前高 田市立小友保育所	〃
〃	〃 7	陸前高田市矢作町字二田野36番地6 生出多 目的集会センター	〃
〃	〃 8	〃	〃
〃	〃 9	陸前高田市矢作町字鍋谷6番地2 矢作多目的 研修センター	〃
〃	〃 10	〃	〃
〃	〃 11	陸前高田市矢作町字諏訪44番地 下矢作多目 的研修センター	〃
〃	〃 12	〃	〃
〃	〃 13	陸前高田市横田町字黄金山43番地1 横田基 幹集落センター	〃
〃	〃 14	〃	〃
〃	〃 15	〃	〃
〃	〃 16	陸前高田市竹駒町字館44番地 定住促進セン ター	〃
〃	〃 17	〃	〃
〃	〃 18	陸前高田市気仙町字牧田17番地 漁村センタ ー	〃
〃	〃 19	〃	〃
〃	〃 20	陸前高田市高田町字栃ヶ沢210番地3 高田 地区コミュニティセンター	〃
〃	〃 21	〃	〃
〃	〃 22	陸前高田市米崎町字川向14番地1 自然環境 活用センター	〃
〃	〃 23	〃	〃

無線局等の区分	呼出名称	常置場所	管理者
〃	〃 24	陸前高田市小友町字柳沢25番地1 小友地区 コミュニティセンター	〃
〃	〃 26	〃	〃
〃	〃 27	陸前高田市広田町字前花貝222番地1 広田 地区コミュニティセンター	〃
〃	〃 28	〃	〃
〃	〃 29	陸前高田市小友町字瀬沢155番地78 オート キャンプ場モビリア	〃
〃	〃 30	〃	〃
〃	〃 31	陸前高田市小友町字門前44番地 門前会館	〃
〃	〃 32	陸前高田市小友町字茗荷108番地1 岩井沢 公民館	〃
〃	〃 33	陸前高田市高田町字栃ヶ沢210番地2 陸前 高田市消防防災センター	〃
〃	〃 34	陸前高田市竹駒町字館44番地 定住促進セン ター	〃
〃	〃 35	陸前高田市気仙町字牧田17番地 漁村センタ ー	〃
〃	〃 36	陸前高田市米崎町字川向14番地1 自然環境 活用センター	〃
〃	〃 37	陸前高田市広田町字前花貝222番地1 広田 地区コミュニティセンター	〃
〃	〃 38	陸前高田市気仙町字愛宕下303番地 今泉地 区コミュニティセンター	〃
〃	〃 39	〃	〃
〃	〃 40	陸前高田市高田町字栃ヶ沢210番地3 高田 地区コミュニティセンター	〃
〃	〃 41	陸前高田市高田町字栃ヶ沢210番地2 陸前 高田市消防防災センター	〃
〃	〃 42	〃	〃
〃	〃 43	〃	〃
〃	〃 44	陸前高田市矢作町字諏訪44番地 下矢作多目 的研修センター	〃

【資料編】

資料 14 岩手県 地震・津波被害想定

資料 14-1 概要

(1) 最大震度

日本海溝（三陸・日高沖） モデル	千島海溝（十勝・根室沖） モデル	東北地方太平洋沖地震
6弱	3	6弱

(2) 震度 5 弱以上の曝露人口

(単位・人)

日本海溝（三陸・日高沖） モデル	千島海溝（十勝・根室沖） モデル	東北地方太平洋沖地震
18,267	0	18,267



## 資料 14-2 津波による建物被害・人的被害

## (1) 津波による建物被害想定予測

(単位・棟)

モデルケース	冬・深夜		夏・昼12時頃		冬・夕18時頃	
	全壊棟数	全半壊棟数	全壊棟数	全半壊棟数	全壊棟数	全半壊棟数
日本海溝（三陸・日高沖） モデル①	250	360	250	360	250	360
日本海溝（三陸・日高沖） モデル②	290	400	290	400	290	400
千島海溝（十勝・根室沖） モデル①	210	290	210	290	210	290
千島海溝（十勝・根室沖） モデル②	200	290	200	290	200	290
千島海溝（十勝・根室沖） モデル③	200	290	200	290	200	290
東北地方 太平洋沖地震	2,300	2,800	2,300	2,800	2,300	2,800

※ 「—」は、該当なし(0)、「\*」はわずかな被害(5未満)、「5以上1,000未満」は、一の位を四捨五入、「1,000以上1万未満」は、十の位を四捨五入、「1万以上」は百の位を四捨五入

【資料編】

(2) 津波に伴う要救助者・要搜索者予測

(単位・人)

モデルケース	冬・深夜		夏・昼12時頃		冬・夕18時頃	
	要救助者	要搜索者	要救助者	要搜索者	要救助者	要搜索者
日本海溝（三陸・日高沖） モデル①	—	*	—	*	—	*
日本海溝（三陸・日高沖） モデル②	—	10	—	*	—	10
千島海溝（十勝・根室沖） モデル①	—	*	—	10	—	10
千島海溝（十勝・根室沖） モデル②	—	*	—	10	—	10
千島海溝（十勝・根室沖） モデル③	—	10	—	10	—	10
東北地方 太平洋沖地震	130	130	200	150	200	180

※ 「—」は、該当なし(0)、「\*」はわずかな被害(5未満)、「5以上1,000未満」は、一の位を四捨五入、「1,000以上1万未満」は、十の位を四捨五入、「1万以上」は百の位を四捨五入

## 資料 14-3 地震による建物被害・人的被害

## (1) 揺れによる建物被害予測

(単位・棟)

モデルケース	冬・深夜		夏・昼12時頃		冬・夕18時頃	
	全壊棟数	全半壊棟数	全壊棟数	全半壊棟数	全壊棟数	全半壊棟数
日本海溝（三陸・日高沖）モデル	30	170	30	170	30	170
千島海溝（十勝・根室沖）モデル	—	—	—	—	—	—
東北地方太平洋沖地震	*	40	*	40	*	40

※ 「—」は、該当なし(0)、「\*」はわずかな被害(5未満)、「5以上1,000未満」は、一の位を四捨五入、「1,000以上1万未満」は、十の位を四捨五入、「1万以上」は百の位を四捨五入

## (2) 火災に伴う建物被害予測

(単位・棟)

モデルケース	冬・深夜	夏・昼12時頃	冬・夕18時頃
	全焼棟数	全焼棟数	全焼棟数
日本海溝（三陸・日高沖）モデル	—	—	—
千島海溝（十勝・根室沖）モデル	—	—	—
東北地方太平洋沖地震	—	—	—

※ 「—」は、該当なし(0)、「\*」はわずかな被害(5未満)、「5以上1,000未満」は、一の位を四捨五入、「1,000以上1万未満」は、十の位を四捨五入、「1万以上」は百の位を四捨五入

【資料編】

(3) 急傾斜地崩壊に伴う建物被害予測

(単位・棟)

モデルケース	冬・深夜		夏・昼12時頃		冬・夕18時頃	
	全壊棟数	全半壊棟数	全壊棟数	全半壊棟数	全壊棟数	全半壊棟数
日本海溝（三陸・日高沖） モデル	10	30	10	30	10	30
千島海溝（十勝・根室沖） モデル	—	—	—	—	—	—
東北地方 太平洋沖地震	—	—	—	—	—	—

※ 「—」は、該当なし(0)、「\*」はわずかな被害(5未満)、「5以上1,000未満」は、一の位を四捨五入、「1,000以上1万未満」は、十の位を四捨五入、「1万以上」は百の位を四捨五入

(4) 液状化被害に伴う建物被害予測

(単位・棟)

モデルケース	冬・深夜		夏・昼12時頃		冬・夕18時頃	
	全壊棟数	全半壊棟数	全壊棟数	全半壊棟数	全壊棟数	全半壊棟数
日本海溝（三陸・日高沖） モデル	20	110	20	110	20	110
千島海溝（十勝・根室沖） モデル	—	—	—	—	—	—
東北地方 太平洋沖地震	20	110	20	110	20	110

※ 「—」は、該当なし(0)、「\*」はわずかな被害(5未満)、「5以上1,000未満」は、一の位を四捨五入、「1,000以上1万未満」は、十の位を四捨五入、「1万以上」は百の位を四捨五入

## (5) 液状化被害に伴う建物被害予測

(単位・箇所)

モデルケース	冬・深夜		夏・昼12時頃		冬・夕18時頃	
	ブロック塀 倒壊数	自販機 転倒数	ブロック塀 倒壊数	自販機 転倒数	ブロック塀 倒壊数	自販機 転倒数
日本海溝（三 陸・日高沖） モデル	240	*	240	*	240	*
千島海溝（十 勝・根室沖） モデル	—	—	—	—	—	—
東北地方 太平洋沖地震	270	*	270	*	270	*

※ 「—」は、該当なし(0)、「\*」はわずかな被害(5未満)、「5以上1,000未満」は、一の位を四捨五入、「1,000以上1万未満」は、十の位を四捨五入、「1万以上」は百の位を四捨五入

## (6) 屋外落下物被害予測

(単位・棟)

モデルケース	冬・深夜	夏・昼12時頃	冬・夕18時頃
	屋外落下物	屋外落下物	屋外落下物
日本海溝（三 陸・日高沖） モデル	10	10	10
千島海溝（十 勝・根室沖） モデル	—	—	—
東北地方 太平洋沖地震	*	*	*

※ 「—」は、該当なし(0)、「\*」はわずかな被害(5未満)、「5以上1,000未満」は、一の位を四捨五入、「1,000以上1万未満」は、十の位を四捨五入、「1万以上」は百の位を四捨五入

【資料編】

(7) 建物倒壊に伴う人的被害予測

(単位・人)

モデルケース	冬・深夜			夏・昼12時頃			冬・夕18時頃		
	死者	負傷者	うち 重傷者	死者	負傷者	うち 重傷者	死者	負傷者	うち 重傷者
日本海溝（三陸・日高沖） モデル	*	30	*	*	20	*	*	60	10
千島海溝（十勝・根室沖） モデル	—	—	—	—	—	—	—	—	—
東北地方 太平洋沖地震	*	10	*	*	10	*	*	10	*

※ 「—」は、該当なし(0)、「\*」はわずかな被害(5未満)、「5以上1,000未満」は、一の位を四捨五入、「1,000以上1万未満」は、十の位を四捨五入、「1万以上」は百の位を四捨五入

(8) 揺れによる建物被害に伴う要救助者被害予測

(単位・人)

モデルケース	冬・深夜	夏・昼12時頃	冬・夕18時頃
	全焼棟数	全焼棟数	全焼棟数
日本海溝（三陸・日高沖） モデル	*	*	*
千島海溝（十勝・根室沖） モデル	—	—	—
東北地方 太平洋沖地震	*	*	*

※ 「—」は、該当なし(0)、「\*」はわずかな被害(5未満)、「5以上1,000未満」は、一の位を四捨五入、「1,000以上1万未満」は、十の位を四捨五入、「1万以上」は百の位を四捨五入

## (9) 火災に伴う人的被害予測

(単位・人)

モデルケース	冬・深夜			夏・昼12時頃			冬・夕18時頃		
	死者	負傷者	うち 重傷者	死者	負傷者	うち 重傷者	死者	負傷者	うち 重傷者
日本海溝（三陸・日高沖） モデル	*	*	*	*	*	*	*	*	*
千島海溝（十勝・根室沖） モデル	—	—	—	—	—	—	—	—	—
東北地方 太平洋沖地震	*	*	*	*	*	*	*	*	*

※ 「—」は、該当なし(0)、「\*」はわずかな被害(5未満)、「5以上1,000未満」は、一の位を四捨五入、「1,000以上1万未満」は、十の位を四捨五入、「1万以上」は百の位を四捨五入

## (10) 急傾斜地崩壊に伴う人的被害予測

(単位・人)

モデルケース	冬・深夜			夏・昼12時頃			冬・夕18時頃		
	死者	負傷者	うち 重傷者	死者	負傷者	うち 重傷者	死者	負傷者	うち 重傷者
日本海溝（三陸・日高沖） モデル	*	*	*	*	*	*	*	*	*
千島海溝（十勝・根室沖） モデル	—	—	—	—	—	—	—	—	—
東北地方 太平洋沖地震	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※ 「—」は、該当なし(0)、「\*」はわずかな被害(5未満)、「5以上1,000未満」は、一の位を四捨五入、「1,000以上1万未満」は、十の位を四捨五入、「1万以上」は百の位を四捨五入

【資料編】

(11) ブロック塀崩壊に伴う人的被害予測

(単位・人)

モデルケース	冬・深夜			夏・昼12時頃			冬・夕18時頃		
	死者	負傷者	うち 重傷者	死者	負傷者	うち 重傷者	死者	負傷者	うち 重傷者
日本海溝（三陸・日高沖） モデル	*	*	*	*	*	*	*	*	*
千島海溝（十勝・根室沖） モデル	—	—	—	—	—	—	—	—	—
東北地方 太平洋沖地震	*	*	*	*	*	*	*	*	*

※「—」は、該当なし(0)、「\*」はわずかな被害(5未満)、「5以上1,000未満」は、一の位を四捨五入、「1,000以上1万未満」は、十の位を四捨五入、「1万以上」は百の位を四捨五入

(12) 自動販売機転倒に伴う人的被害予測

(単位・人)

モデルケース	冬・深夜			夏・昼12時頃			冬・夕18時頃		
	死者	負傷者	うち 重傷者	死者	負傷者	うち 重傷者	死者	負傷者	うち 重傷者
日本海溝（三陸・日高沖） モデル	*	*	*	*	*	*	*	*	*
千島海溝（十勝・根室沖） モデル	—	—	—	—	—	—	—	—	—
東北地方 太平洋沖地震	*	*	*	*	*	*	*	*	*

※「—」は、該当なし(0)、「\*」はわずかな被害(5未満)、「5以上1,000未満」は、一の位を四捨五入、「1,000以上1万未満」は、十の位を四捨五入、「1万以上」は百の位を四捨五入

## (13) 屋外落下物に伴う人的被害予測

(単位・人)

モデルケース	冬・深夜			夏・昼12時頃			冬・夕18時頃		
	死者	負傷者	うち 重傷者	死者	負傷者	うち 重傷者	死者	負傷者	うち 重傷者
日本海溝（三陸・日高沖） モデル	*	*	*	*	*	*	*	*	*
千島海溝（十勝・根室沖） モデル	—	—	—	—	—	—	—	—	—
東北地方 太平洋沖地震	*	*	*	*	*	*	*	*	*

※ 「—」は、該当なし(0)、「\*」はわずかな被害(5未満)、「5以上1,000未満」は、一の位を四捨五入、「1,000以上1万未満」は、十の位を四捨五入、「1万以上」は百の位を四捨五入

## (14) 屋内収容物移動・転倒、屋内落下物に伴う人的被害予測

(単位・人)

モデルケース	冬・深夜			夏・昼12時頃			冬・夕18時頃		
	死者	負傷者	うち 重傷者	死者	負傷者	うち 重傷者	死者	負傷者	うち 重傷者
日本海溝（三陸・日高沖） モデル	*	10	*	*	10	*	*	10	*
千島海溝（十勝・根室沖） モデル	—	—	—	—	—	—	—	—	—
東北地方 太平洋沖地震	*	10	*	*	*	*	*	*	*

※ 「—」は、該当なし(0)、「\*」はわずかな被害(5未満)、「5以上1,000未満」は、一の位を四捨五入、「1,000以上1万未満」は、十の位を四捨五入、「1万以上」は百の位を四捨五入

【資料編】

資料 14-4 地震・津波による被害予測

(1) 上水道の機能支障人口予測

(単位・人)

モデル ケース	冬・深夜				夏・昼12時頃				冬・夕18時頃			
	直後	1日 後	1週間 後	1か月 後	直後	1日 後	1週間 後	1か月 後	直後	1日 後	1週間 後	1か月 後
日本海溝 (三陸・日 高沖) モデル①	8,700	8,200	5,500	1,000	8,700	8,200	5,600	1,200	8,900	8,400	5,700	1,200
日本海溝 (三陸・日 高沖) モデル②	8,700	8,300	5,500	1,100	8,700	8,300	5,600	1,300	8,900	8,500	5,800	1,300
千島海溝 (十勝・根 室沖) モデル①	230	230	230	230	420	420	420	420	430	430	430	430
千島海溝 (十勝・根 室沖) モデル②	220	220	220	220	410	410	410	410	420	420	420	420
千島海溝 (十勝・根 室沖) モデル③	220	220	220	220	410	410	410	410	420	420	420	420
東北地方 太平洋沖 地震	6,700	6,400	5,000	3,700	7,200	6,900	5,700	4,500	7,400	7,100	5,800	4,600

※ 「—」は、該当なし(0)、「\*」はわずかな被害(5未満)、「5以上1,000未満」は、一の位を四捨五入、「1,000以上1万未満」は、十の位を四捨五入、「1万以上」は百の位を四捨五入

## (2) 下水道の機能支障人口予測

(単位・人)

モデル ケース	冬・深夜				夏・昼12時頃				冬・夕18時頃			
	直後	1日 後	1週間 後	1か月 後	直後	1日 後	1週間 後	1か月 後	直後	1日 後	1週間 後	1か月 後
日本海溝 (三陸・日 高沖) モデル①	4,600	3,700	1,500	430	4,700	3,900	1,700	630	4,800	4,000	1,700	640
日本海溝 (三陸・日 高沖) モデル②	4,600	3,700	1,500	490	4,800	3,900	1,800	740	4,900	4,000	1,800	760
千島海溝 (十勝・根 室沖) モデル①	230	230	230	230	420	420	420	420	430	430	430	430
千島海溝 (十勝・根 室沖) モデル②	220	220	220	220	410	410	410	410	420	420	420	420
千島海溝 (十勝・根 室沖) モデル③	220	220	220	220	410	410	410	410	420	420	420	420
東北地方 太平洋沖 地震	5,400	4,900	4,000	3,700	6,000	5,600	4,700	4,500	6,200	5,700	4,900	4,600

※ 「—」は、該当なし(0)、「\*」はわずかな被害(5未満)、「5以上1,000未満」は、一の位を四捨五入、「1,000以上1万未満」は、十の位を四捨五入、「1万以上」は百の位を四捨五入

【資料編】

(3) 電力の停電影響人口予測

(単位・人)

モデルケース	冬・深夜				夏・昼12時頃				冬・夕18時頃			
	直後	1日後	1週間後	1か月後	直後	1日後	1週間後	1か月後	直後	1日後	1週間後	1か月後
日本海溝 (三陸・日高沖) モデル①	15,000	4,800	210	170	14,000	4,900	350	300	15,000	5,100	360	310
日本海溝 (三陸・日高沖) モデル②	15,000	4,900	250	200	14,000	5,000	420	370	15,000	5,100	430	380
千島海溝 (十勝・根室沖) モデル①	130	130	130	130	250	250	250	250	260	260	260	260
千島海溝 (十勝・根室沖) モデル②	120	120	120	120	240	240	240	240	240	240	240	240
千島海溝 (十勝・根室沖) モデル③	120	120	120	120	240	240	240	240	250	250	250	250
東北地方 太平洋沖 地震	12,000	4,000	2,500	2,400	12,000	4,600	3,200	3,200	13,000	4,700	3,300	3,300

※ 「—」は、該当なし(0)、「\*」はわずかな被害(5未満)、「5以上1,000未満」は、一の位を四捨五入、「1,000以上1万未満」は、十の位を四捨五入、「1万以上」は百の位を四捨五入

## (4) 通信の支障人口予測

(単位・人)

モデルケース	冬・深夜				夏・昼12時頃				冬・夕18時頃			
	直後	1日後	1週間後	1か月後	直後	1日後	1週間後	1か月後	直後	1日後	1週間後	1か月後
日本海溝 (三陸・日高沖) モデル①	5,500	1,800	80	60	5,500	1,900	130	110	5,500	1,900	130	110
日本海溝 (三陸・日高沖) モデル②	5,500	1,800	90	70	5,500	1,900	160	140	5,500	1,900	160	140
千島海溝 (十勝・根室沖) モデル①	50	50	50	50	100	100	100	100	100	100	100	100
千島海溝 (十勝・根室沖) モデル②	40	40	40	40	90	90	90	90	90	90	90	90
千島海溝 (十勝・根室沖) モデル③	50	50	50	50	90	90	90	90	90	90	90	90
東北地方 太平洋沖 地震	4,500	1,500	910	910	4,700	1,800	1,200	1,200	4,700	1,800	1,200	1,200

※ 「—」は、該当なし(0)、「\*」はわずかな被害(5未満)、「5以上1,000未満」は、一の位を四捨五入、「1,000以上1万未満」は、十の位を四捨五入、「1万以上」は百の位を四捨五入

【資料編】

(5) 都市ガス供給停止戸数予測

(単位・戸)

モデルケース	直後	1日後	1週間後	1か月後
日本海溝（三陸・日高沖） モデル	—	—	—	—
千島海溝（十勝・根室沖） モデル	—	—	—	—
東北地方 太平洋沖地震	—	—	—	—

※ 「—」は、該当なし(0)、「\*」はわずかな被害(5未満)、「5以上1,000未満」は、一の位を四捨五入、「1,000以上1万未満」は、十の位を四捨五入、「1万以上」は百の位を四捨五入

(6) LPガス漏洩被害件数

(単位・件)

モデルケース	/
日本海溝（三陸・日高沖） モデル	140
千島海溝（十勝・根室沖） モデル	—
東北地方 太平洋沖地震	20

※ 「—」は、該当なし(0)、「\*」はわずかな被害(5未満)、「5以上1,000未満」は、一の位を四捨五入、「1,000以上1万未満」は、十の位を四捨五入、「1万以上」は百の位を四捨五入

## (7) 避難者数予測

(単位・人)

モデル ケース	時間帯	1日後			1週間後			1か月後		
		避難 者数	避難 所内	避難 所外	避難 者数	避難 所内	避難 所外	避難 者数	避難 所内	避難 所外
日本海溝（三 陸・日高沖） モデル①	冬・深夜	280	180	100	1,800	1,000	740	1,200	370	870
	朝・昼12時頃	340	220	120	1,800	1,000	750	1,400	420	980
	冬・夕18時頃	350	220	120	1,800	1,000	770	1,400	430	1,000
日本海溝（三 陸・日高沖） モデル②	冬・深夜	320	210	120	1,800	1,100	750	1,300	400	930
	朝・昼12時頃	420	270	150	1,800	1,100	760	1,500	460	1,100
	冬・夕18時頃	440	280	150	1,900	1,100	780	1,600	470	1,100
千島海溝（十 勝・根室沖） モデル①	冬・深夜	120	80	40	340	280	60	480	140	340
	朝・昼12時頃	180	120	60	380	300	80	640	190	450
	冬・夕18時頃	180	120	60	390	310	80	660	200	460
千島海溝（十 勝・根室沖） モデル②	冬・深夜	110	70	40	320	270	50	460	140	320
	朝・昼12時頃	170	110	60	360	290	80	620	190	430
	冬・夕18時頃	170	120	60	370	290	80	640	190	440
千島海溝（十 勝・根室沖） モデル③	冬・深夜	110	80	40	330	280	50	470	140	330
	朝・昼12時頃	170	110	60	370	290	80	630	190	440
	冬・夕18時頃	170	120	60	380	300	80	640	190	450
東北地方 太平洋沖 地震	冬・深夜	2,300	1,500	770	4,000	3,200	780	5,500	1,600	3,800
	朝・昼12時頃	2,700	1,800	910	4,000	3,200	830	5,900	1,800	4,100
	冬・夕18時頃	2,800	1,900	940	4,100	3,300	850	6,100	1,800	4,200

※ 「—」は、該当なし(0)、「\*」はわずかな被害(5未満)、「5以上1,000未満」は、一の位を四捨五入、「1,000以上1万未満」は、十の位を四捨五入、「1万以上」は百の位を四捨五入

【資料編】

(8) 食糧需要量

(単位・食)

モデルケース	冬・夕18時頃		
	1日後	1週間後	1か月後
日本海溝（三陸・日高沖） モデル①	800	3,800	1,600
日本海溝（三陸・日高沖） モデル②	1,000	3,900	1,700
千島海溝（十勝・根室沖） モデル①	440	1,100	710
千島海溝（十勝・根室沖） モデル②	410	1,100	690
千島海溝（十勝・根室沖） モデル③	420	1,100	700
東北地方 太平洋沖地震	6,700	12,000	6,500

※ 「一」は、該当なし(0)、「\*」はわずかな被害(5未満)、「5以上1,000未満」は、一の位を四捨五入、「1,000以上1万未満」は、十の位を四捨五入、「1万以上」は百の位を四捨五入

## (9) 飲料水需要量

(単位・リットル)

モデルケース	冬・夕18時頃		
	1日後	1週間後	1か月後
日本海溝（三陸・日高沖）モデル①	25,000	17,000	3,700
日本海溝（三陸・日高沖）モデル②	25,000	17,000	4,000
千島海溝（十勝・根室沖）モデル①	1,300	1,300	1,300
千島海溝（十勝・根室沖）モデル②	1,300	1,300	1,300
千島海溝（十勝・根室沖）モデル③	1,300	1,300	1,300
東北地方太平洋沖地震	21,000	17,000	14,000

※ 「—」は、該当なし(0)、「\*」はわずかな被害(5未満)、「5以上1,000未満」は、一の位を四捨五入、「1,000以上1万未満」は、十の位を四捨五入、「1万以上」は百の位を四捨五入

【資料編】

(10) 毛布需要量

(単位・枚)

モデルケース	冬・夕18時頃		
	1日後	1週間後	1か月後
日本海溝（三陸・日高沖） モデル①	450	2,100	860
日本海溝（三陸・日高沖） モデル②	560	2,200	940
千島海溝（十勝・根室沖） モデル①	240	610	390
千島海溝（十勝・根室沖） モデル②	230	590	380
千島海溝（十勝・根室沖） モデル③	230	600	390
東北地方 太平洋沖地震	3,700	6,600	3,600

※ 「—」は、該当なし(0)、「\*」はわずかな被害(5未満)、「5以上1,000未満」は、一の位を四捨五入、「1,000以上1万未満」は、十の位を四捨五入、「1万以上」は百の位を四捨五入

## (11) 育児用調整粉乳需要量

(単位・グラム)

モデルケース	冬・夕18時頃		
	1日後	1週間後	1か月後
日本海溝（三陸・日高沖） モデル①	170	800	330
日本海溝（三陸・日高沖） モデル②	210	830	360
千島海溝（十勝・根室沖） モデル①	90	230	150
千島海溝（十勝・根室沖） モデル②	90	220	150
千島海溝（十勝・根室沖） モデル③	90	230	150
東北地方 太平洋沖地震	1,400	2,500	1,400

※ 「—」は、該当なし(0)、「\*」はわずかな被害(5未満)、「5以上1,000未満」は、一の位を四捨五入、「1,000以上1万未満」は、十の位を四捨五入、「1万以上」は百の位を四捨五入

【資料編】

(12) 乳児・幼児用おむつ需要量

(単位・枚)

モデルケース	冬・夕18時頃		
	1日後	1週間後	1か月後
日本海溝（三陸・日高沖）モデル①	30	140	60
日本海溝（三陸・日高沖）モデル②	40	140	60
千島海溝（十勝・根室沖）モデル①	20	40	30
千島海溝（十勝・根室沖）モデル②	20	40	20
千島海溝（十勝・根室沖）モデル③	20	40	30
東北地方太平洋沖地震	240	430	240

※ 「一」は、該当なし(0)、「\*」はわずかな被害(5未満)、「5以上1,000未満」は、一の位を四捨五入、「1,000以上1万未満」は、十の位を四捨五入、「1万以上」は百の位を四捨五入

## (13) 大人用おむつ需要量

(単位・枚)

モデルケース	冬・夕18時頃		
	1日後	1週間後	1か月後
日本海溝（三陸・日高沖）モデル①	10	40	20
日本海溝（三陸・日高沖）モデル②	10	40	20
千島海溝（十勝・根室沖）モデル①	*	10	10
千島海溝（十勝・根室沖）モデル②	*	10	10
千島海溝（十勝・根室沖）モデル③	*	10	10
東北地方太平洋沖地震	70	130	70

※ 「—」は、該当なし(0)、「\*」はわずかな被害(5未満)、「5以上1,000未満」は、一の位を四捨五入、「1,000以上1万未満」は、十の位を四捨五入、「1万以上」は百の位を四捨五入

【資料編】

(14) 携帯・簡易トイレ需要量

(単位・回)

モデルケース	冬・夕18時頃		
	1日後	1週間後	1か月後
日本海溝（三陸・日高沖）モデル①	520	1,600	150
日本海溝（三陸・日高沖）モデル②	660	1,700	180
千島海溝（十勝・根室沖）モデル①	10	40	20
千島海溝（十勝・根室沖）モデル②	10	30	20
千島海溝（十勝・根室沖）モデル③	10	30	20
東北地方太平洋沖地震	3,600	5,300	2,300

※ 「—」は、該当なし(0)、「\*」はわずかな被害(5未満)、「5以上1,000未満」は、一の位を四捨五入、「1,000以上1万未満」は、十の位を四捨五入、「1万以上」は百の位を四捨五入

## (15) トイレトーパー需要量

(単位・巻)

モデルケース	冬・夕18時頃		
	1日後	1週間後	1か月後
日本海溝（三陸・日高沖）モデル①	40	190	80
日本海溝（三陸・日高沖）モデル②	50	200	80
千島海溝（十勝・根室沖）モデル①	20	60	40
千島海溝（十勝・根室沖）モデル②	20	50	30
千島海溝（十勝・根室沖）モデル③	20	50	30
東北地方太平洋沖地震	340	590	330

※ 「—」は、該当なし(0)、「\*」はわずかな被害(5未満)、「5以上1,000未満」は、一の位を四捨五入、「1,000以上1万未満」は、十の位を四捨五入、「1万以上」は百の位を四捨五入

【資料編】

(16) 生理用品需要量

(単位・枚)

モデルケース	冬・夕18時頃		
	1日後	1週間後	1か月後
日本海溝（三陸・日高沖）モデル①	40	170	2,100
日本海溝（三陸・日高沖）モデル②	50	1,300	2,300
千島海溝（十勝・根室沖）モデル①	20	350	970
千島海溝（十勝・根室沖）モデル②	20	340	940
千島海溝（十勝・根室沖）モデル③	20	340	950
東北地方太平洋沖地震	310	3,800	8,900

※ 「—」は、該当なし(0)、「\*」はわずかな被害(5未満)、「5以上1,000未満」は、一の位を四捨五入、「1,000以上1万未満」は、十の位を四捨五入、「1万以上」は百の位を四捨五入

## (17) 医療機能予測

(単位・人)

モデルケース	転院患者数	医療対応力不足数 (入院)	医療対応力不足数 (外来)
日本海溝（三 陸・日高沖）モ デル①	—	—	—
日本海溝（三 陸・日高沖）モ デル②	—	—	—
千島海溝（十 勝・根室沖） モデル①	—	—	—
千島海溝（十 勝・根室沖） モデル②	—	—	—
千島海溝（十 勝・根室沖） モデル③	—	—	—
東北地方 太平洋沖地震	—	—	—

※ 「—」は、該当なし(0)、「\*」はわずかな被害(5未満)、「5以上1,000未満」は、一の位を四捨五入、「1,000以上1万未満」は、十の位を四捨五入、「1万以上」は百の位を四捨五入

【資料編】

(18) 避難所に避難する要配慮者数予測

(単位・人)

モデルケース	1日後	1週間後	1か月後
日本海溝（三陸・日高沖）モデル①	60	280	110
日本海溝（三陸・日高沖）モデル②	70	290	120
千島海溝（十勝・根室沖）モデル①	30	80	50
千島海溝（十勝・根室沖）モデル②	30	80	50
千島海溝（十勝・根室沖）モデル③	30	80	50
東北地方太平洋沖地震	490	870	480

※ 「一」は、該当なし(0)、「\*」はわずかな被害(5未満)、「5以上1,000未満」は、一の位を四捨五入、「1,000以上1万未満」は、十の位を四捨五入、「1万以上」は百の位を四捨五入

## (19) 死傷者数に含まれる要配慮者数予測

(単位・人)

モデルケース	死傷者数に含まれる 要配慮者数
日本海溝（三 陸・日高沖） モデル①	20
日本海溝（三 陸・日高沖） モデル②	20
千島海溝（十 勝・根室沖） モデル①	*
千島海溝（十 勝・根室沖） モデル②	*
千島海溝（十 勝・根室沖） モデル③	*
東北地方 太平洋沖地震	50

※ 「—」は、該当なし(0)、「\*」はわずかな被害(5未満)、「5以上1,000未満」は、一の位を四捨五入、「1,000以上1万未満」は、十の位を四捨五入、「1万以上」は百の位を四捨五入

【資料編】

(20) 道路被害箇所数予測

(単位・箇所)

モデルケース	被害箇所数
日本海溝（三陸・日高沖） モデル①	20
日本海溝（三陸・日高沖） モデル②	20
千島海溝（十勝・根室沖） モデル①	*
千島海溝（十勝・根室沖） モデル②	*
千島海溝（十勝・根室沖） モデル③	*
東北地方 太平洋沖地震	50

※ 「—」は、該当なし(0)、「\*」はわずかな被害(5未満)、「5以上1,000未満」は、一の位を四捨五入、「1,000以上1万未満」は、十の位を四捨五入、「1万以上」は百の位を四捨五入

## (21) 鉄道被害箇所数予測

(単位・箇所)

モデルケース	被害箇所数
日本海溝（三陸・日高沖） モデル①	—
日本海溝（三陸・日高沖） モデル②	—
千島海溝（十勝・根室沖） モデル①	—
千島海溝（十勝・根室沖） モデル②	—
千島海溝（十勝・根室沖） モデル③	—
東北地方 太平洋沖地震	—

※ 「—」は、該当なし(0)、「\*」はわずかな被害(5未満)、「5以上1,000未満」は、一の位を四捨五入、「1,000以上1万未満」は、十の位を四捨五入、「1万以上」は百の位を四捨五入

## (22) 港湾被害予測

(単位・箇所)

モデルケース	被害バース数
日本海溝（三陸・日高沖） モデル	10
千島海溝（十勝・根室沖） モデル	—
東北地方 太平洋沖地震	*

※ 「—」は、該当なし(0)、「\*」はわずかな被害(5未満)、「5以上1,000未満」は、一の位を四捨五入、「1,000以上1万未満」は、十の位を四捨五入、「1万以上」は百の位を四捨五入

【資料編】

(23) 防災上の重要施設の被害

区分	名称	日本海溝 モデルケース①	
		震度	浸水深 (m)
消防・警察	陸前高田市消防本部	6強	—
消防・警察	陸前高田市消防署	6強	—
消防・警察	大船渡警察署高田幹部交番	6弱	—
消防・警察	大船渡警察署広田駐在所	6弱	—
消防・警察	大船渡警察署矢作駐在所	6弱	—
指定緊急避難場所	村上様宅上	6強	—
指定緊急避難場所	嶋部公民館	6弱	—
指定緊急避難場所	NTT塔付近高台	6弱	—
指定緊急避難場所	観音寺	6弱	—
指定緊急避難場所	村上様宅上	6弱	—
指定緊急避難場所	6区公民館	6弱	—
指定緊急避難場所	7区公民館	6弱	—
指定緊急避難場所	矢作小学校	6弱	—
指定緊急避難場所	下矢作地区コミュニティセンター (下矢作多目的研修センター)	6弱	—
指定緊急避難場所	清水公民館	5強	—
指定緊急避難場所	矢作地区コミュニティセンター (矢作多目的研修センター)	5強	—
指定緊急避難場所	横田小学校	6弱	—
指定緊急避難場所	横田地区コミュニティセンター (横田基幹集落センター)	6弱	—
指定緊急避難場所	第八区会館	6弱	—
指定緊急避難場所	第二部落会館	6弱	—
指定緊急避難場所	滝の里工業団地	6弱	—
指定緊急避難場所	株高田自動車学校	6弱	—
指定緊急避難場所	仲の沢公民館	6弱	—
指定緊急避難場所	滝の里町内会館	6弱	—
指定緊急避難場所	上細根町内会館	6弱	—
指定緊急避難場所	矢崎公民館	6弱	—
指定緊急避難場所	新田町内会館	6弱	—
指定緊急避難場所	株ボンマックスアパレル	6弱	—
指定緊急避難場所	西部デイサービスセンター竹の里	6弱	—
指定緊急避難場所	相川地区高台	6弱	—
指定緊急避難場所	軍見洞地区高台	6強	—
指定緊急避難場所	下沢公民館	6弱	—
指定緊急避難場所	竹駒地区コミュニティセンター (定住促進センター)	6弱	—
指定緊急避難場所	竹駒小学校	6弱	—

指定緊急避難場所	壺の沢公民館	6弱	—
指定緊急避難場所	泉増寺高台	6弱	—
指定緊急避難場所	諏訪神社	6弱	—
指定緊急避難場所	荒川沢地区高台	6弱	—
指定緊急避難場所	垂井ヶ沢地区高台	6弱	—
指定緊急避難場所	金剛寺高台	6弱	—
指定緊急避難場所	荒川地区高台	6弱	—
指定緊急避難場所	気仙成田山	6弱	—
指定緊急避難場所	今泉地区コミュニティセンター	6弱	—
指定緊急避難場所	気仙小学校	6弱	—
指定緊急避難場所	旧長部保育所	6弱	—
指定緊急避難場所	吉田様宅庭	6弱	—
指定緊急避難場所	国道45号下道路	6弱	—
指定緊急避難場所	古谷公民館	6弱	—
指定緊急避難場所	古谷地区高台	6強	2.37
指定緊急避難場所	双六地区高台	6弱	—
指定緊急避難場所	双六公民館	6弱	—
指定緊急避難場所	上長部地区防集団地	6弱	—
指定緊急避難場所	菅野様宅付近	6弱	—
指定緊急避難場所	国道45号側路帯	6強	—
指定緊急避難場所	小泉様宅	6弱	—
指定緊急避難場所	小泉様宅脇道路	6弱	—
指定緊急避難場所	観音堂（上長部地区）	6弱	—
指定緊急避難場所	二日市公民館	6弱	—
指定緊急避難場所	八坂神社	6弱	—
指定緊急避難場所	川口地区高台	6弱	—
指定緊急避難場所	長部地区コミュニティセンター （漁村センター）	6弱	—
指定緊急避難場所	旧気仙小学校	6弱	—
指定緊急避難場所	上長部団地公園	6弱	—
指定緊急避難場所	福伏公民館	6弱	—
指定緊急避難場所	市営住宅水上団地集会室	6弱	—
指定緊急避難場所	スポーツドーム	6弱	—
指定緊急避難場所	松原苑	6弱	—
指定緊急避難場所	典人会グループホーム氷上山	6弱	—
指定緊急避難場所	社会福祉法人高寿園	6弱	—
指定緊急避難場所	小泉公民館	6弱	—
指定緊急避難場所	鳴石公園	6弱	—
指定緊急避難場所	和野会館	6弱	—
指定緊急避難場所	希望ヶ丘病院	6弱	—
指定緊急避難場所	光照寺	6弱	—
指定緊急避難場所	市斎苑駐車場	6弱	—
指定緊急避難場所	氷上神社	6弱	—
指定緊急避難場所	ひかみの園	6弱	—
指定緊急避難場所	鳴石が丘会館	6弱	—

【資料編】

指定緊急避難場所	高田第一中学校	6弱	—
指定緊急避難場所	県立高田高等学校第二体育館	6弱	—
指定緊急避難場所	高田地区コミュニティセンター (陸前高田市コミュニティホール)	6弱	—
指定緊急避難場所	本丸公園	6弱	—
指定緊急避難場所	高田小学校	6弱	—
指定緊急避難場所	陸前高田市総合交流センター	6弱	—
指定緊急避難場所	吉田様宅前	6弱	—
指定緊急避難場所	松峰公民館	6弱	—
指定緊急避難場所	松峰神社前	6弱	—
指定緊急避難場所	堂の前中央会館	6弱	—
指定緊急避難場所	熊谷様宅	6弱	—
指定緊急避難場所	八幡宮境内	6弱	—
指定緊急避難場所	雷神宮境内	6弱	—
指定緊急避難場所	普門寺	6弱	—
指定緊急避難場所	神田公民館	6弱	—
指定緊急避難場所	中陣地区高台	6弱	—
指定緊急避難場所	JA東部農業センター	6弱	—
指定緊急避難場所	田中ため池付近	6弱	—
指定緊急避難場所	久野地区高台	6弱	—
指定緊急避難場所	和野自治会館	6弱	—
指定緊急避難場所	米崎保育園下駐車場	6弱	—
指定緊急避難場所	今野様宅裏	6弱	—
指定緊急避難場所	和方会館	6弱	—
指定緊急避難場所	上浜田構造改善センター	6弱	—
指定緊急避難場所	米崎小学校	6弱	—
指定緊急避難場所	米崎地区コミュニティセンター (自然環境活用センター)	6弱	—
指定緊急避難場所	旧高田東中学校	6弱	—
指定緊急避難場所	高田東中学校	6弱	—
指定緊急避難場所	地竹沢自治会館	6弱	—
指定緊急避難場所	糖塚沢公民館	6弱	—
指定緊急避難場所	脇の沢住宅団地(南側)	6弱	—
指定緊急避難場所	脇の沢住宅団地(北側)	6弱	—
指定緊急避難場所	オートキャンプ場モビリア	6弱	—
指定緊急避難場所	松山会館	6弱	—
指定緊急避難場所	西之坊会館	6弱	—
指定緊急避難場所	戸羽様宅付近	6弱	—
指定緊急避難場所	齋藤様宅付近	6弱	—
指定緊急避難場所	山の神神社	6弱	—
指定緊急避難場所	瀬沢会館	6弱	—
指定緊急避難場所	金浜地区高台	6強	—
指定緊急避難場所	三日市地区高台	6弱	—
指定緊急避難場所	矢の浦公民館	6弱	—
指定緊急避難場所	小ヶ口公民館	6弱	—

指定緊急避難場所	石川様宅前	6弱	—
指定緊急避難場所	高橋様宅庭	6弱	—
指定緊急避難場所	黄川田様宅庭	6弱	—
指定緊急避難場所	衣地山袖	6弱	—
指定緊急避難場所	岩井沢公民館	6弱	—
指定緊急避難場所	正徳寺	6弱	—
指定緊急避難場所	上の坊公民館	6弱	—
指定緊急避難場所	小松様宅東	6弱	—
指定緊急避難場所	門前会館	6弱	—
指定緊急避難場所	柳沢会館	6弱	—
指定緊急避難場所	新田公民館	6弱	—
指定緊急避難場所	只出住宅団地	6弱	—
指定緊急避難場所	茂里花住宅団地	6弱	—
指定緊急避難場所	小友地区コミュニティセンター	6弱	—
指定緊急避難場所	広田地区コミュニティセンター	6弱	—
指定緊急避難場所	大陽公民館	6弱	—
指定緊急避難場所	中沢浜公民館	6弱	—
指定緊急避難場所	堂の前公民館	6弱	—
指定緊急避難場所	大久保公民館」	6弱	—
指定緊急避難場所	黒崎公民館	6弱	—
指定緊急避難場所	喜多公民館	6弱	—
指定緊急避難場所	六ヶ浦公民館	6弱	—
指定緊急避難場所	平畑公民館	6弱	—
指定緊急避難場所	六ヶ浦地区（西）高台	6弱	—
指定緊急避難場所	六ヶ浦地区（東）高台	6弱	—
指定緊急避難場所	大祝地区高台	6弱	—
指定緊急避難場所	山田地区高台	6弱	—
指定緊急避難場所	長洞地区高台	6弱	—
指定緊急避難場所	後浜地区高台	6弱	—
指定緊急避難場所	久保公民館	6弱	—
指定緊急避難場所	岩倉公民館	6弱	—
指定緊急避難場所	天ヶ森公民館	6弱	—
指定緊急避難場所	山田公民館	6弱	—
指定緊急避難場所	広田小学校	6弱	—
指定緊急避難場所	小袖公民館	6弱	—
指定緊急避難場所	小屋敷公民館	6弱	—
指定緊急避難場所	長洞公民館	6弱	—
指定緊急避難場所	中沢浜貝塚歴史防災公園	6強	3.34
指定緊急避難場所	集公民館	6弱	—
指定避難所	清水公民館	5強	—
指定避難所	矢作地区コミュニティセンター （矢作多目的研修センター）	5強	—
指定避難所	矢作小学校	6弱	—
指定避難所	下矢作地区コミュニティセンター （下矢作多目的研修センター）	6弱	—

【資料編】

指定避難所	横田小学校	6弱	—
指定避難所	横田地区コミュニティセンター (横田基幹集落センター)	6弱	—
指定避難所	竹駒地区コミュニティセンター (定住促進センター)	6弱	—
指定避難所	竹駒小学校	6弱	—
指定避難所	壺の沢公民館	6弱	—
指定避難所	長部地区コミュニティセンター (漁村センター)	6弱	—
指定避難所	旧気仙小学校	6弱	—
指定避難所	今泉地区コミュニティセンター	6弱	—
指定避難所	気仙小学校	6弱	—
指定避難所	高田第一中学校	6弱	—
指定避難所	県立高田高等学校第二体育館	6弱	—
指定避難所	高田地区コミュニティセンター (コミュニティホール)	6弱	—
指定避難所	高田小学校	6弱	—
指定避難所	米崎地区コミュニティセンター (自然環境活用センター)	6弱	—
指定避難所	旧高田東中学校	6弱	—
指定避難所	米崎小学校	6弱	—
指定避難所	高田東中学校	6弱	—
指定避難所	オートキャンプ場モビリア	6弱	—
指定避難所	小友地区コミュニティセンター	6弱	—
指定避難所	広田小学校	6弱	—
指定避難所	広田地区コミュニティセンター	6弱	—
要配慮者利用施設	陸前高田市社会福祉協議会 障害福祉サービス事業所	6弱	—
要配慮者利用施設	すみれ介護事業所	6弱	—
要配慮者利用施設	特定非営利活動法人 おでかけ支援グループそよ風	6弱	—
要配慮者利用施設	せせらぎ	6弱	—
要配慮者利用施設	作業所きらり	6弱	—
要配慮者利用施設	指定就労継続支援B型事業所 「あすなるホーム」	6弱	—
要配慮者利用施設	障害者支援施設 ひかみの園	6弱	—
要配慮者利用施設	青松館	6強	—
要配慮者利用施設	多機能型支援施設 アップル	6弱	—
要配慮者利用施設	ひかみの園短期入所事業所	6弱	—
要配慮者利用施設	一体型共同生活介護事業所 松原ホーム	6弱	—
要配慮者利用施設	共同生活事業所「SUN」	6弱	—
要配慮者利用施設	チャレンジドまちかど相談室リンク	6弱	—
要配慮者利用施設	相談支援事業所 さんさん	6弱	—

※令和4年度に指定緊急避難場所指定された広田保育園、市営住宅大野団地集会所、指定緊急避難場所及び指定避難所として指定された岩手県立野外活動センターについては想定対象外



【資料編】

(24) 災害廃棄物量予測

(単位・トン)

モデルケース	災害廃棄物量
日本海溝（三陸・日高沖） モデル①	50,000
日本海溝（三陸・日高沖） モデル②	48,000
千島海溝（十勝・根室沖） モデル①	29,000
千島海溝（十勝・根室沖） モデル②	28,000
千島海溝（十勝・根室沖） モデル③	29,000
東北地方 太平洋沖地震	282,000

※ 「一」は、該当なし(0)、「\*」はわずかな被害(5未満)、「5以上1,000未満」は、一の位を四捨五入、「1,000以上1万未満」は、十の位を四捨五入、「1万以上」は百の位を四捨五入

## (25) 津波堆積物量予測

(単位・トン)

モデルケース	津波堆積物量
日本海溝（三陸・日高沖） モデル①	82,000
日本海溝（三陸・日高沖） モデル②	84,000
千島海溝（十勝・根室沖） モデル①	52,000
千島海溝（十勝・根室沖） モデル②	52,000
千島海溝（十勝・根室沖） モデル③	53,000
東北地方 太平洋沖地震	380,000

※ 「—」は、該当なし(0)、「\*」はわずかな被害(5未満)、「5以上1,000未満」は、一の位を四捨五入、「1,000以上1万未満」は、十の位を四捨五入、「1万以上」は百の位を四捨五入

【資料編】

(26) 文化財の被害予測

モデルケース	文化財の被害
日本海溝（三陸・日高沖） モデル①	—
日本海溝（三陸・日高沖） モデル②	—
千島海溝（十勝・根室沖） モデル①	—
千島海溝（十勝・根室沖） モデル②	—
千島海溝（十勝・根室沖） モデル③	—
東北地方 太平洋沖地震	*

※ 「—」は、該当なし(0)、「\*」はわずかな被害(5未満)、「5以上1,000未満」は、一の位を四捨五入、「1,000以上1万未満」は、十の位を四捨五入、「1万以上」は百の位を四捨五入

## (27) 漁船の被害予測

(単位・隻)

モデルケース	漁船の被害
日本海溝（三陸・日高沖） モデル①	920
日本海溝（三陸・日高沖） モデル②	920
千島海溝（十勝・根室沖） モデル①	920
千島海溝（十勝・根室沖） モデル②	920
千島海溝（十勝・根室沖） モデル③	920
東北地方 太平洋沖地震	920

※ 「一」は、該当なし(0)、「\*」はわずかな被害(5未満)、「5以上1,000未満」は、一の位を四捨五入、「1,000以上1万未満」は、十の位を四捨五入、「1万以上」は百の位を四捨五入

【資料編】

(28) 建物躯体・家屋被害予測

(単位・万円)

モデルケース	建物躯体	家財（住宅）	合計
日本海溝（三陸・日高沖） モデル①	1,628,000	256,000	1,883,000
日本海溝（三陸・日高沖） モデル②	1,520,000	209,000	1,729,000
千島海溝（十勝・根室沖） モデル①	840,000	108,000	949,000
千島海溝（十勝・根室沖） モデル②	798,000	103,000	901,000
千島海溝（十勝・根室沖） モデル③	818,000	106,000	924,000
東北地方 太平洋沖地震	9,475,000	1,238,000	10,713,000

※ 「—」は、該当なし(0)、「\*」はわずかな被害(5未満)、「5以上1,000未満」は、一の位を四捨五入、「1,000以上1万未満」は、十の位を四捨五入、「1万以上」は百の位を四捨五入

# 陸前高田市業務継続計画

陸 前 高 田 市

## 業務継続計画とは

大規模な災害が発生した際、市町村は災害対応の主体として重要な役割を担うことになるが、過去の災害においては、首長の不在、庁舎や電気・通信機器の使用不能等により、災害対応に支障をきたした事例もあることから、災害時においても、一定の業務を的確に行えるようその対策を事前に準備しておくことが必要である。

業務継続計画は、災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（※非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定めることにより、災害発生時にあっても適切な業務執行を行うための取組みを定めるものである。

### ※非常時優先業務

大規模な災害時にあっても優先して実施すべき業務のこと。具体的には、災害応急対策業務や早期実施の優先度が高い復旧・復興業務等のほか、業務継続の優先度の高い通常業務が対象となる。

## 目 次

<b>1 基本的事項</b> .....	<b>1</b>
(1) 計画の目的.....	1
(2) 地域防災計画との関係.....	2
(3) 業務継続計画の基本方針.....	3
(4) 業務継続計画の発動及び解除.....	3
<b>2 業務継続計画の前提条件</b> .....	<b>4</b>
(1) 想定する地震.....	4
(2) 想定する津波.....	4
(3) 想定する被害.....	4
<b>3 業務継続体制の確立における重要6要素</b> .....	<b>5</b>
(1) 市長不在時の代行順位及び職員の業務体制.....	5
(2) 代替庁舎の特定.....	6
(3) 電気、水、食料等の確保.....	6
(4) 通信手段の確保.....	7
(5) 重要な行政データのバックアップ.....	7
(6) 非常時優先業務.....	8
<b>4 業務継続計画の継続性の確保</b> .....	<b>15</b>
(1) 研修・訓練の実施.....	15
(2) 課題の抽出.....	15
(3) 計画の見直し.....	15

# 1 基本的事項

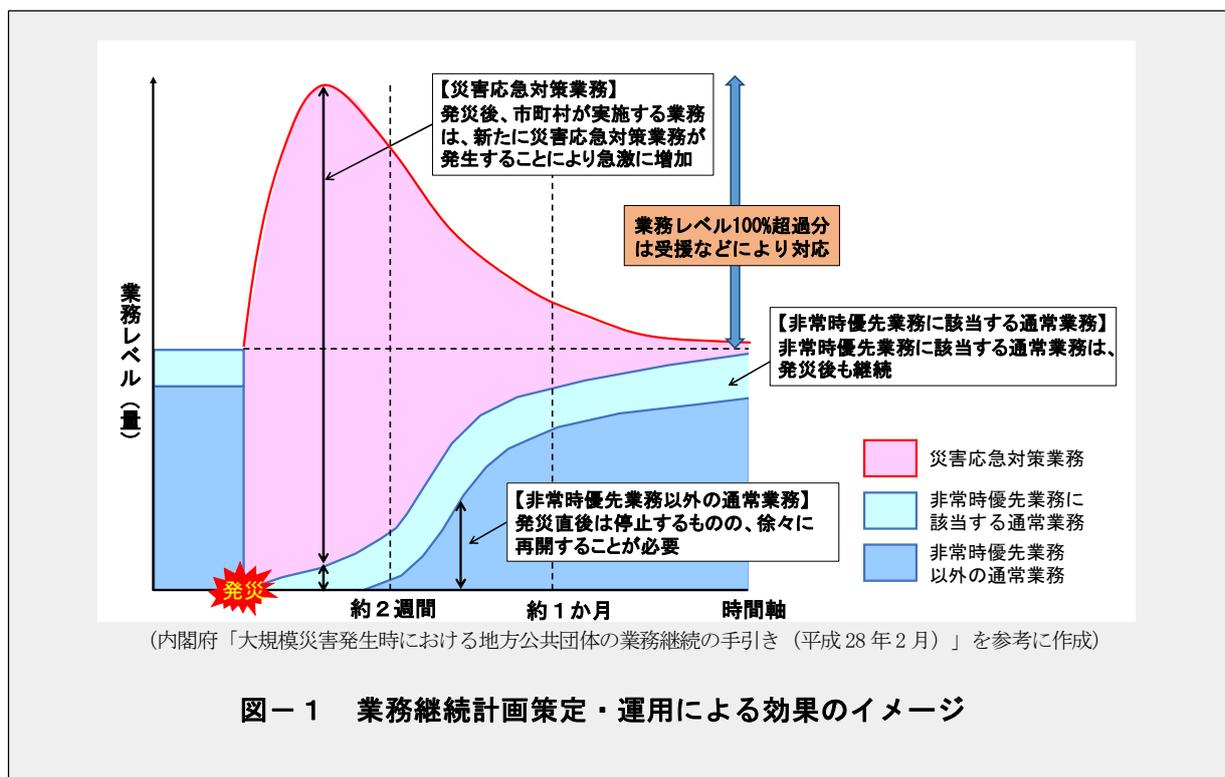
## (1) 計画の目的

市は、地震、津波、洪水、土砂災害など大規模な自然災害による被害が発生した際、市民の生命を守り、生活を再建するために多くの業務を速やかに遂行しなければならないが、大規模な自然災害の場合には、行政自らも被災することが予想される。そのような状況下にあっても、市民の生命を守るための災害対策業務及び市民生活に不可欠な通常業務は全力を挙げて実施する必要がある。

東日本大震災において本市では、職員や庁舎が被災し、業務実施に必要な『資源』である人員、施設、ライフライン等に大きな被害を受け、膨大な業務の集中等により行政機能に大きな支障が生じた。

「陸前高田市業務継続計画」（以下、「本計画」という。）は、この震災の経験から学んだ教訓を基に、今後、本市に大規模な自然災害による被害が発生した際にあっても、必要な業務を継続して迅速且つ適切に行うことができるよう、優先的に行うべき業務をあらかじめ特定しておくとともに、必要資源の確保及び配分等の方策を計画として定め、行政機能の継続性の確保を図るものとする。

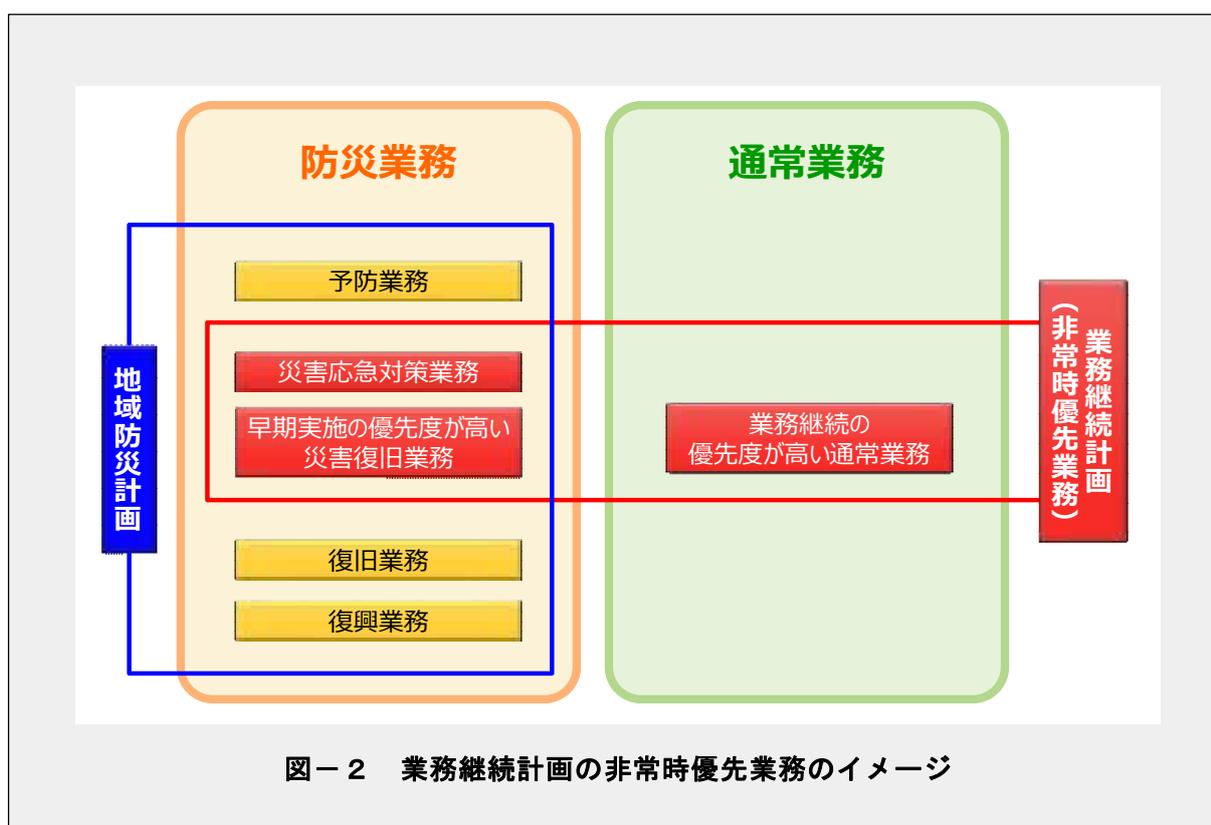
なお、市の対応力を超える大規模な災害が発生した際には、災害発生直後から、災害対策基本法や災害時相互応援協定等に基づき、職員の派遣、物資の提供等の支援が行われるため、「陸前高田市地域防災計画」（以下、「市地域防災計画」という。）地震・津波編第2章第9節「受援・応援」に記載された内容を参照しながら、早期に受援体制を確立し、人的資源及び物的資源の受入れに当たることとする。



## (2) 地域防災計画との関係

地域防災計画は、市の防災業務を規定する計画として災害対策基本法第 42 条に基づき策定する計画である。市が行うべき防災対策について、平常時の予防業務、災害発生直後からの災害応急対策業務、その後の復旧・復興業務など、防災に関わる対策が網羅的に示されている。

業務継続計画は、地域防災計画を補完し、又は相まって、行政自らが被災し、「人、物、情報等」の資源に大きな制約がある状況下において、これらの資源を効率的に投入することで、非常時優先業務の実効性を確保するための計画である。



地域防災計画と業務継続計画の内容の比較を表-1に示す。なお、非常時優先業務は、地域防災計画で定める「災害応急対策業務」及び「災害復旧業務」と、通常業務のうち、災害時であっても継続が必要な業務によって構成されることから、両計画は整合を図る必要がある。

表－１ 地域防災計画と業務継続計画の比較

項目	地域防災計画	業務継続計画
計画の趣旨	災害対策基本法に基づき、発災時又は事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画	発災時に必要資源に制約がある状況下にあっても、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施するための計画
策定主体	陸前高田市防災会議	陸前高田市
対象者	陸前高田市、防災関係機関、市民、事業所、自主防災組織等	陸前高田市職員
対象業務	予防、応急対策、災害復旧・復興	非常時優先業務
計画期間	予防から応急対策、復旧・復興	発災から1か月以内

### (3) 業務継続計画の基本方針

東日本大震災の教訓を踏まえ、今後、大規模な自然災害が発生した場合においても業務を停止することなく、市の責務を果たすため、以下の基本方針に基づき業務継続を図るものとする。

- 方針① 東日本大震災からの教訓を踏まえる
- 方針② 市民の生命を最優先で守る
- 方針③ 被災者の生活を支援する
- 方針④ 市民の日常生活を早期に回復させる
- 方針⑤ 平常時から業務継続への意識を高揚させる

### (4) 業務継続計画の発動及び解除

#### ア 業務継続計画の発動

本計画は、市災害対策本部の設置基準に達したときに発動する。

#### イ 業務継続計画の解除

本計画の解除は、市災害対策本部会議で決定する。

## 2 業務継続計画の前提条件

本計画は、平成 29 年 7 月 1 日時点の復興整備状況において、東日本大震災と同規模の地震と津波が発生したことを前提とする。

### (1) 想定する地震

東日本大震災と同規模の地震が、同時期の平日同時刻に発生し、市域において最大震度 6 弱を観測し、その後も余震が断続的に起こっている状況とする。

### (2) 想定する津波

東日本大震災と同規模の津波が、地震発生から約 30 分後に市域に到達したものとする。

(津波情報)

大津波警報	発表	地震発生直後に東北地方太平洋沿岸を中心とする広い範囲に発表
	解除	約 30 時間後に津波警報に切替え
津波警報	解除	約 41 時間後に津波注意報に切替え
津波注意報	解除	約 50 時間後

### (3) 想定する被害

市域において、死者・行方不明者・負傷者や、仮設住宅・店舗等を含む多数の建物被害（全壊・半壊・一部損壊等）が発生している。

(市役所の状況)

市職員	安否確認のできない職員あり
市役所庁舎	地震の影響によって傾いているため使用不能
データサーバー	災害発生から 1 週間後まで使用不能

(ライフライン)

電気及び水道	停電・断水するが、代替庁舎付近では電気は 3 日、上水道は 1 か月で復旧
電話等通信機器	衛星携帯電話及び防災行政無線（移動系）を除き使用不能
道路	市域の一部において、災害発生から 1 週間後まで通行不能

### 3 業務継続体制の確立における重要6要素

#### (1) 市長不在時の代行順位及び職員の業務体制

##### ア 代行順位

市長が不在で連絡が取れない場合は、以下に定める順位に従い、市長の職務の代行を行うものとする。また、上位の代行者が不在の場合には、順次下位の代行者を繰り上げて対応することを原則とする。

表－2 代行順位

第1順位	副市長
第2順位	総務部長
第3順位	参集可能な部長等の職にある者で、在級年数の最も長い者とする。なお、同一の在級年数の者が2人以上あるときは、陸前高田市部等設置条例第2条に規定する部等の順位とする。

##### イ 業務体制の整備

各部課等の長は、あらかじめ非常時の職員の安否確認に係る連絡体制を整え、所属する職員に周知するとともに、非常時優先業務の遂行を見据えた業務体制を整備する。また、災害対応の長期化に備え、可能な限り職員の休息を確保する。

##### ウ 参集基準及び参集場所

職員の参集は、市地域防災計画の参集基準に準じ、全職員が参集する。ただし、非常勤（嘱託）職員及び期限付臨時職員については、就業時間外においては、参集を要しない。

参集場所は、通常勤務地と同様とするが、地区本部員に指名されている職員は、地区本部へ参集する。なお、津波注意報・警報等が発表されている場合は、浸水区域を通らないように参集し、通常経路や交通手段が利用できない場合は、次のとおりとする。

- (ア) 通常以外の経路を検討する。
- (イ) 徒歩、自転車、バイク等を利用しての参集を検討する。
- (ウ) (ア)及び(イ)のいずれも難しい場合は、最寄りの地区本部又は避難所へ参集し、所属長等に報告する。
- (エ) (ア)、(イ)及び(ウ)のいずれも難しい場合は、所属長等に報告し、指示を仰ぐ。

表－3 市職員の動員配備体制と参集基準

体制区分	参集基準	防災局 消防本部 ・消防署	各部課等 の長	地区本部員・ 防災行政無 線従事者	その他 職員
災害対策本部 非常体制(3号体制)	① 気象等に関する特別警報が発表されたとき ② 震度5強以上の地震が発生したとき ③ 津波警報、大津波警報が発表されたとき ④ 相当規模の災害が発生したとき、又は、相当規模の災害発生のおそれがある場合において、本部長(市長)が必要と認めたとき	参集	参集	参集	参集

(市地域防災計画に基づく参集基準より引用)

## (2) 代替庁舎の特定

市役所庁舎が被災した場合、又は余震等による被災が想定される場合には、順次、以下に示す代替庁舎へ機能を移動し、業務を継続する。

災害対策本部については、消防防災センターに設置する。

表－４ 代替庁舎

第1順位	コミュニティホール
第2順位	スポーツドーム
第3順位	学校給食センター

## (3) 電気、水、食料等の確保

### ア 電気

大規模停電が発生した場合であっても、非常時優先業務の遂行に必要な電力が供給できるよう、非常用発電機とその燃料の確保に努める。

非常用発電機が整備されていない施設については、今後、整備を検討する。

表－５ 非常用発電機等の整備状況

施設	区分	設置区分	燃料種別	出力	稼働時間	燃料備蓄量	備蓄協定先
市役所庁舎		固定式	軽油	68KW	3.5時間	850	有
		固定式	軽油	68KW	3.5時間	850	有
		固定式	軽油	160KW	2.5時間	1230	有
		固定式	軽油	148KW	2.5時間	1230	有
消防防災センター		固定式	軽油	200KW	75時間	6,0000	有
		固定式	軽油	68KW			有
コミュニティホール		固定式	軽油	72KW	72時間	1,9500	有
		移動式	軽油	1.6KW	12.5時間	160	有
		移動式	軽油	1.6KW	12.5時間	160	有
		太陽光発電	—	28.8KW	—	—	—
スポーツドーム		太陽光発電	—	10KW	—	—	—
		太陽光発電	—	5.5KW	—	—	—
学校給食センター		—	—	—	—	—	—

(平成29年7月時点)

### イ 水、食料等

外部からの水や食料等の調達が可能となる場合を想定し、業務を遂行する職員等に必要な3日分程度の水や食料、生活必需物資等の確保に努める。

また、職員自身においても、あらかじめ災害発生直後の対応に足りる程度の食料等を備蓄し、又は参集時に持参する等の対応に努める。

#### (4) 通信手段の確保

情報収集・伝達に要する機器については、市役所庁舎、代替庁舎及び防災拠点施設における配備状況を把握するとともに、必要量の確保・配備に努める。その際、防災拠点施設において多様な情報収集・伝達手段が確保できるよう、機器・回線ともに多重化に努める。

災害発生後は、直ちに防災拠点施設におけるインターネット環境の復旧を行い、災害発生状況や被害状況等の情報収集が可能な体制を整えるとともに、通信事業者に対して優先的な復旧を要請する。

表－6 通信機器の整備状況

施設 \ 機器	災害時優先電話	(防災行政無線移動系)	防災行政情報通信ネットワーク衛星系	衛星携帯電話	(L G W A N) 総合行政ネットワーク	インターネット回線
市役所庁舎	○	－	－	－	○	○
消防防災センター	○	○	○	○	○※	○※
コミュニティホール	－	○	－	○	○※	○
スポーツドーム	－	－	－	－	－	○
学校給食センター	○	－	－	－	○※	○※
各地区本部	－	○	－	○	－	○

※印のネットワーク、インターネット回線については、市役所庁舎と同一の回線である。(平成29年7月時点)

#### (5) 重要な行政データのバックアップ

重要な行政データについては、各部課等において適正なバックアップに努めるとともに、バックアップしたデータは、災害による影響が小さい拠点へ保管する等、速やかに活用出来る環境下で管理する。

特に、非常時優先業務に必要となるデータについては、電力やネットワークの確保などの周辺環境も含めた体制整備に努める。

## (6) 非常時優先業務

本計画においては、基本方針に則り、災害発生からの時間ごとに行動目標を設定した上で、特に市民生活に影響が大きく、市が総力をあげて取り組むべき業務を、非常時優先業務として選定する。表一七は、非常時優先業務選定の基礎となる行動目標と主な行動を示したものである。

平時から、その執行体制や対応手順を定め、災害発生時には、選定した非常時優先業務が適時適切に執行されるよう努めることとするが、災害状況等に応じて、臨機応変に対応するものとする。(特に、夜間・休日に災害が発生した場合には、職員の参集状況等により、業務開始目標時間等が異なる業務があることを考慮する。)

表一七 災害発生からの時間別の行動目標と主な行動

発災からの時間		行動目標	主 な 行 動
5 3 0 分	地震発生 ～30分以内	市民の命を守るための行動と初動体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>○来庁者等の安全確保・避難誘導</li> <li>○市民への避難の呼びかけ</li> <li>○災害対策本部、指定避難所の設置</li> <li>○各救護所の設置、要配慮者への支援</li> <li>○災害情報の収集及び発信</li> </ul>
当 日	発災後30分 ～当日	被害情報の収集と緊急支援対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○行方不明者の捜索及び救助</li> <li>○必要物資の調達に関する要請</li> <li>○各施設の被害状況の把握</li> <li>○避難者名簿の取りまとめ</li> <li>○自衛隊との連絡調整会議</li> </ul>
2 日 目	2日目	救助活動と避難者対応の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○必要物資の配分</li> <li>○被災者に対する健康相談、保健指導等</li> <li>○被災者支援に関する情報提供</li> <li>○福祉避難所の開設</li> <li>○住家等被害調査</li> </ul>
3 日 目 以 降	3日目 ～発災後1週間	応急復旧活動の開始と被災者支援の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被災者の相談窓口の設置</li> <li>○被災証明書発行</li> <li>○仮設住宅候補地調査</li> <li>○水道施設の仮復旧</li> <li>○保育業務の再開</li> </ul>
1 週 間 以 降	発災後1週間 ～1か月以内	市民生活と行政機能の回復	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害廃棄物（がれき等）の処理</li> <li>○被災者台帳の作成</li> <li>○り災証明書の発行準備</li> <li>○仮設住宅設置工事</li> <li>○支払事務の再開</li> </ul>

**非常時優先業務 [発災後～30分] 【行動目標 市民の命を守るための行動と初動体制の確立】**

No	業務項目	課 等	業務開始目標時間				
			～30分	当日	2日目	3日目以降	1週間以降
1	来庁者等の安全確保、救出及び救護活動	全課等	⇒				
2	市庁舎における来庁者等の誘導（指定避難所等）	税務課 市民課	⇒				
3	災害対策本部の設置及び関係機関への通知	防災課	⇒				
4	職員の安否確認	全課等	⇒				
5	重要物品の管理	全課等	⇒				
6	気象情報、地震及び津波情報の収集	防災課 消防本部・消防署	⇒				
7	津波警報等の周知及び伝達	防災課 消防本部・消防署	⇒				
8	避難指示の発令	防災課	⇒				
9	消防防災センター及び防災関連機器の動作確認	防災課 消防本部・消防署	⇒				
10	災害情報の収集、伝達及び報告	防災課 消防本部・消防署	⇒				
11	市内及び周辺救急医療機関の受入態勢の把握	消防本部・消防署	⇒				
12	指定避難所等の開設	地区本部	⇒				
13	庁舎等の被害状況の把握	財政課	⇒				
14	各地区救護所の設置 要配慮者への支援	保健福祉課 子ども未来課	⇒				
15	災害対策本部及び避難所との情報連絡	地区本部	⇒				
16	災害応急対策車両の確保	財政課	⇒				
17	本部の配備体制及び職員の配備指令の徹底	総務課	⇒				

非常時優先業務 [30分~当日] 【行動目標 被害情報の収集と緊急支援対策】

No	業務項目	課 等	業務開始目標時間				
			~30分	当日	2日目	3日目以降	1週間以降
18	行方不明者の捜索及び救助 遺体の捜索及び収容	消防本部・消防署		⇒			
19	市民の安否確認	市民課 地区本部		⇒			
20	要配慮者の安否確認	保健福祉課		⇒			
21	遺体の収容 (検死所・安置所が設置されるまで)	地区本部		⇒			
22	庁内のネットワーク及び電子機器等に 係る被害状況の調査及び報告	総務課		⇒			
23	防災行政無線に係る被害状況の調査及 び報告	防災課		⇒			
24	自衛隊等への派遣要請	防災課 消防本部・消防署		⇒			
25	防災関係機関との災害応急対策の調整	防災課		⇒			
26	災害派遣医療チーム（DMAT）の派 遣要請	保健福祉課		⇒			
27	傷病者搬送に関する県への応援要請	保健福祉課		⇒			
28	消防応援隊の要請及び活動調整	消防本部・消防署		⇒			
29	食糧及び飲料水等の調達に関する要請	農林課		⇒			
30	衣料、寝具及びその他の生活必需品の 調達に関する要請	商政課		⇒			
31	燃料の支援依頼及び供給先の確保	商政課		⇒			
32	県、他市町村及び関係機関等に対する 仮設トイレの要請	まちづくり推進課 都市計画課		⇒			
33	日本水道協会岩手県支部への応急給水 等の応援要請	水道事業所		⇒			
34	介護用品及び介護資機材の要請	保健福祉課		⇒			
35	避難所との連絡調整	地区本部 復興推進課 農業委員会事務局 監査委員事務局		⇒			
36	避難所における避難者名簿の取りまと め	地区本部 復興推進課 農業委員会事務局 監査委員事務局		⇒			
37	避難所における必要物資の集計	地区本部 復興推進課 農業委員会事務局 監査委員事務局		⇒			
38	自主受入避難所等に関する情報収集	地区本部 復興推進課 農業委員会事務局 監査委員事務局		⇒			

No	業務項目	課 等	業務開始目標時間				
			～30分	当日	2日目	3日目以降	1週間以降
39	コミセン及び文化施設に係る被害状況の調査及び報告	まちづくり推進課		⇒			
40	道路及び橋梁等に係る被害状況の調査及び報告	建設課		⇒			
41	公営住宅等に係る被害状況の調査及び報告	建設課		⇒			
42	上水道の水源等施設に係る被害状況の調査及び報告	水道事業所		⇒			
43	簡易水道の水源等施設に係る被害状況の調査及び報告	水道事業所		⇒			
44	衛生施設に係る被害状況の調査及び報告	まちづくり推進課		⇒			
45	社会福祉施設に係る被害状況の調査及び報告	保健福祉課		⇒			
46	児童福祉施設に係る被害状況の調査及び報告	子ども未来課		⇒			
47	社会教育施設及び文化財に係る被害状況の調査及び報告	管理課		⇒			
48	学校施設等に係る被害状況の調査及び報告	管理課 学校教育課		⇒			
49	医療施設に係る被害状況の調査及び報告	保健福祉課		⇒			
50	医薬品及び医療資機材の点検整備	保健福祉課 国保診療所		⇒			
51	市内の通信設備の状況確認	まちづくり推進課		⇒			
52	各部局における必要な要員数等のとりまとめ	総務課		⇒			
53	県に対する応援職員の要請	総務課		⇒			
54	自衛隊等の受入体制の整備	防災課		⇒			
55	陸前高田市建設業協会による管理道路の啓開及び応急復旧	建設課		⇒			
56	報道機関対応	政策推進室		⇒			
57	自衛隊等との連絡調整会議	防災課		⇒			
58	電力会社との調整	商政課		⇒			

非常時優先業務 [2日目] 【行動目標 救助活動と避難者対応の強化】

No	業務項目	課 等	業務開始目標時間				
			～30分	当日	2日目	3日目以降	1週間以降
59	遺体安置所対応	市民課			⇒		
60	死亡届の受付及び埋火葬の許可 県との広域火葬の調整	市民課			⇒		
61	福祉避難所の開設	保健福祉課			⇒		
62	し尿処理に係る対応	まちづくり推進課 (下水道処理区域外) 都市計画課 (下水道処理区域内)			⇒		
63	仮設トイレの受入及び配置	まちづくり推進課 (下水道処理区域外) 都市計画課 (下水道処理区域内)			⇒		
64	ごみ収集車等の応援要請	まちづくり推進課			⇒		
65	受入れ物資の整理及び配分	商政課 農林課 水産課			⇒		
66	必要物資の配分	地区本部			⇒		
67	給水用資機材の確保及び調整	水道事業所			⇒		
68	医療施設等の優先給水の実施	水道事業所			⇒		
69	避難所等への応急給水実施	水道事業所			⇒		
70	緊急輸送車両の確保	財政課			⇒		
71	輸送機関との連絡調整	財政課			⇒		
72	緊急通行車両確認証明書の申請	財政課			⇒		
73	被災者支援及び災害状況に関する広報	政策推進室			⇒		
74	庁内のネットワーク及び電子機器等の 応急復旧措置	総務課			⇒		
75	災害廃棄物(がれき等)の臨時集積場 所の確保	建設課			⇒		
76	災害廃棄物(がれき等)除去用資機材 の確保	建設課			⇒		
77	保健医療関係機関及び支援チームとの ミーティング	保健福祉課			⇒		
78	保健医療福祉活動体制に関する活動計 画作成	保健福祉課			⇒		
79	介護事業所とのミーティング	保健福祉課			⇒		
80	被災者に対する健康相談及び保健指導 等	保健福祉課			⇒		
81	感染症予防用資機材の要請	保健福祉課			⇒		
82	被災者の住宅に関する相談窓口の設置	建設課			⇒		
83	住家等被害調査	税務課			⇒		
84	応援職員に対する宿泊場所、食料及び 生活必需品等の確保	総務課			⇒		
85	災害関係物品の購入及び受払い事務	財政課			⇒		

**非常時優先業務 [3日目～1週間] 【行動目標 応急復旧活動の開始と被災者支援の強化】**

No	業務項目	課 等	業務開始目標時間				
			～30分	当日	2日目	3日目を以降	1週間以降
86	所管業務に係る広報資料の収集及び作成整理	全課等				⇒	
87	水道施設の仮復旧	水道事業所				⇒	
88	一般ごみ収集業務の再開	まちづくり推進課				⇒	
89	被災証明書の発行	税務課				⇒	
90	被災宅地危険度判定士及び被災建築物危険度判定士の支援要請	建設課				⇒	
91	仮設住宅候補地の調査	建設課				⇒	
92	仮設住宅建設に伴う県協議	建設課				⇒	
93	被災者の生活相談窓口の設置	まちづくり推進課				⇒	
94	被災児童の相談窓口の設置	子ども未来課				⇒	
95	保育業務の再開	子ども未来課				⇒	
96	消毒活動の実施	保健福祉課				⇒	
97	学校施設の応急危険度判定調査	管理課 学校教育課				⇒	
98	義援金預金口座の開設	会計課				⇒	
99	商工鉦関係及び観光施設に係る被害状況の調査及び報告	商政課 観光交流課				⇒	
100	視察対応及び国及び県への要望活動	政策推進室				⇒	
101	物資供給事務の総括	復興推進課				⇒	

**非常時優先業務 [1週間～1か月] 【行動目標 市民生活と行政機能の回復】**

No	業務項目	課 等	業務開始目標時間				
			～30分	当日	2日目	3日目以降	1週間以降
102	被災者台帳等の作成	被災者支援室					⇒
103	広域一時滞在に関する県及び他市町村との協議及び要請	復興推進課 農業委員会事務局 監査委員事務局					⇒
104	り災証明書の発行準備	税務課					⇒
105	学校再開のためのライフラインの確保 (水及び自家発電機等)	管理課 学校教育課					⇒
106	災害廃棄物(がれき等)の処理	建設課					⇒
107	所管する堤防及び水門等の応急復旧	建設課 水産課					⇒
108	漁港内がれき除去	水産課					⇒
109	支払事務の再開	会計課					⇒
110	仮設住宅設置工事	建設課					⇒
111	仮設住宅に関する募集要項及び案内の作成	建設課					⇒
112	仮設店舗整備の相談受付	商政課					⇒
113	被災商工鉦業者の災害融資に関する相談対応	商政課					⇒
114	応急対策に係る補正予算編成作業	財政課					⇒
115	保健事業の再開(乳児健診・予防接種)	保健福祉課					⇒
116	生活保護に関する業務	保健福祉課					⇒

## 4 業務継続計画の継続性の確保

### (1) 研修・訓練の実施

市職員全員が、本計画の主旨及び非常時優先業務の重要性を理解し、災害時に市職員に求められる役割を果たせるよう、職員に対する研修・訓練を実施する。

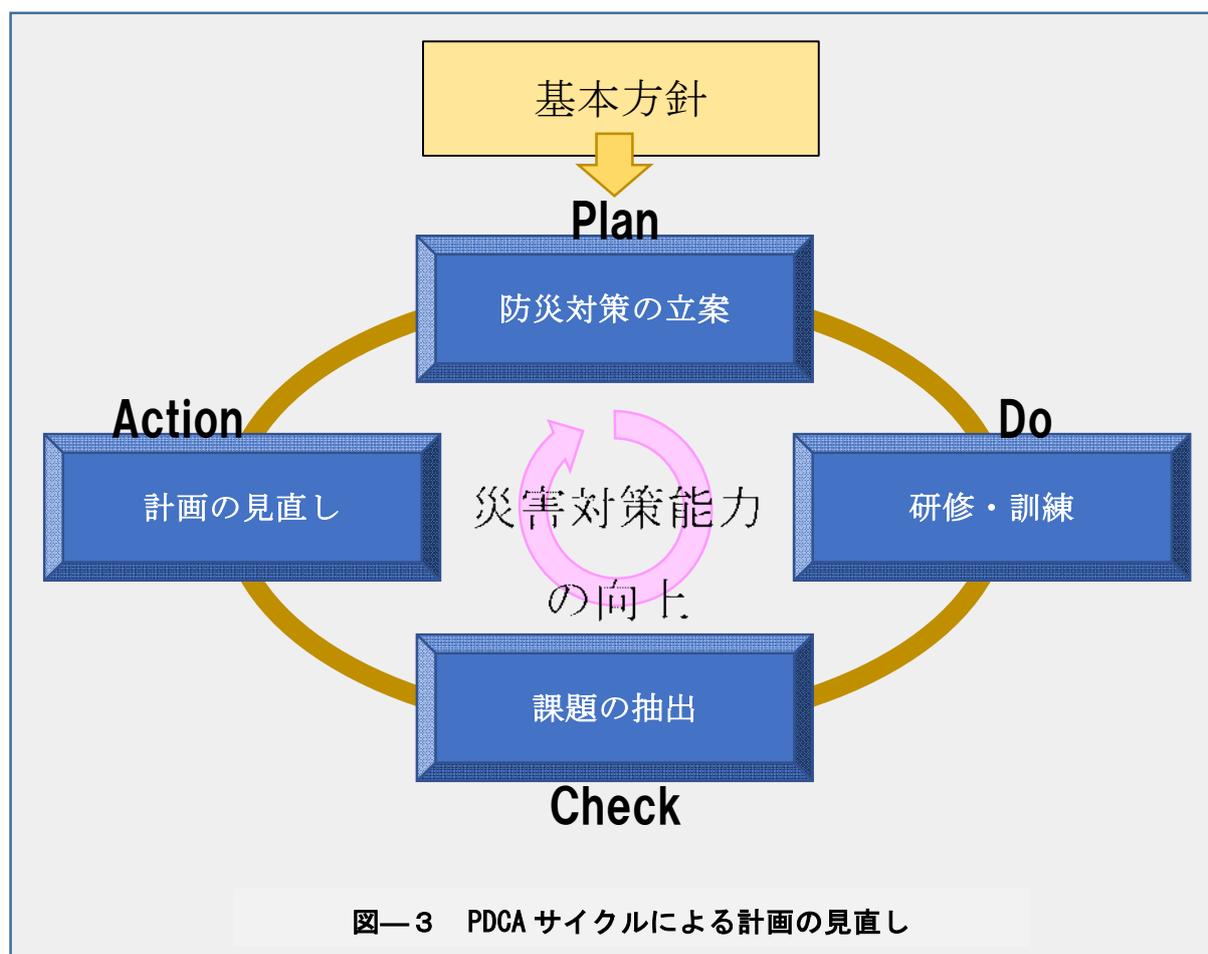
### (2) 課題の抽出

研修・訓練の実施により判明した、非常時優先業務を実行する上で支障となる事項については、適宜課題として整理して改善を図る。

### (3) 計画の見直し

本計画は、組織改編等に伴って適宜見直しを行い、特に、復興整備の進捗状況や市地域防災計画の見直しに応じて、その内容を反映して整合性を図る。

本計画の運用にあたっては、Plan（計画の策定）、Do（研修・訓練の実施）、Check（検証）、Action（計画の見直し）のPDCAサイクルに基づき、研修・訓練の実施等により判明した課題や対処法、改善内容等を適宜反映することで本計画の継続性を確保する。



図—3 PDCA サイクルによる計画の見直し

陸前高田市業務継続計画

平成29年7月策定

(平成31年4月修正)

編集・発行 陸前高田市防災局防災課

# 長部地区防災計画書

長部地区自主防災会



# 長部地区防災計画書

## 1 計画の対象地区の範囲

以下に示す「陸前高田市気仙町長部地区全域」とする。

- (1) 二日市
- (2) 湊
- (3) 古谷
- (4) 双六
- (5) 要谷
- (6) 福伏
- (7) 上長部

## 2 基本的な考え方

### (1) 基本方針（目的）

この計画は、陸前高田市気仙町長部地区の防災活動に必要な事項を定め、災害による人的・物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

### (2) 活動目標

#### ア 防災訓練の実施

- (ア) 長部地区全域を対象に、防災訓練を年1回実施する。
- (イ) 実施日は、毎年3月第1日曜日とする。
- (ウ) 訓練内容等は、コミュニティ推進協議会役員会において決定する。

#### イ 避難行動要支援者関係台帳整備

- (ア) 避難行動要支援者及びその支援者に関する台帳を整備する。
- (イ) 長部地区福祉事業推進協議会関係者が中心となり、長部7地区の台帳を作成する。

### (3) 活動計画

この計画に定める事項は次のとおりとする。

- ア 防災活動の体制及び班編成に関すること
- イ 防災訓練に関すること
- ウ 避難行動要支援者の避難行動支援に関すること
- エ 食料等の備蓄に関すること
- オ 防災教育等の普及啓発活動に関すること
- カ 情報収集、共有及び伝達に関すること
- キ 救出及び救助に関すること
- ク 避難誘導に関すること
- ケ 給食給水に関すること
- コ 避難所運営に関すること
- サ 関係団体との連携に関すること

### 3 地区の特性

#### (1) 自然特性

長部地区は広田湾に面し、景観をはじめ豊かな自然に恵まれた地域である。また、「イシカゲ貝」の発祥の地でもあり、養殖漁業を中心とした第一次産業が盛んで、豊富な水産資源を有している。

平成23年3月11日の東日本大震災により、約200世帯が被災し、これまでにない甚大な津波被害を受けた地域である。

#### (2) 社会特性

長部漁港や要谷漁港等を有し、昭和30年代中頃から50年代後半にかけて、旋網漁業が最盛期を迎えた時代もあった。その後は、主に養殖漁業（ワカメ、カキ、ホタテ等）を中心として、漁業者が従事している。

東日本大震災前は、月山神社や鹿島神社の例大祭において、長部7地区による伝統芸能が披露され、多くの観衆で賑わっていた。震災後、一部の地区では復活したが、全地区復活には至っていないのが現状である。

#### (3) 防災マップ

下記マップを利用する。

ア 長部地区津波防災マップ（平成25年7月 陸前高田市作成）

イ 長部地区土砂災害・洪水ハザードマップ（令和4年3月 陸前高田市作成）

### 4 防災活動の内容

#### (1) 防災活動の体制及び班編成

##### ア 活動体制の整備

「長部地区自主防災会組織図及び役員名簿」を利用する（別紙参照）。

なお、活動体制は、以下の7支部により編成するものとする。

- (ア) 二日市支部
- (イ) 湊支部
- (ウ) 古谷支部
- (エ) 双六支部
- (オ) 要谷支部
- (カ) 福伏支部
- (キ) 上長部支部

##### イ 責任者

本計画においては、長部地区自主防災会本部を責任者とする。

#### (2) 平常時の活動

##### ア 防災訓練（避難路の確認含む）

災害の発生に備え、情報の収集伝達、避難等が迅速に行われるよう、防災訓練を実施する。

##### イ 避難行動要支援者の避難行動支援

避難行動要支援者及びその支援者に関する台帳を整備するとともに、防災訓練等の場において、避難行動要支援者に係る避難の支援、安否の確認等に活用し、実災害に備える。

ウ 食料等の備蓄

長部地区本部（長部地区コミュニティセンター）、福伏公民館に食料等を備蓄し、防災に係る普及啓発に利用するとともに、実災害時に活用する。

エ 防災教育等の普及啓発活動

災害発生の仕組みや地域の実態を知り、災害に対する備え方や災害時の対応方法を学び、実践に活かせるよう、防災教育等の普及啓発活動を実施する。

(3) 発災直後の活動

ア 情報収集、共有及び伝達

災害情報等を収集、整理し、コミュニティ推進協議会役員や各支部役員同士で適正に共有、伝達する。

(4) 災害時の活動

ア 救出及び救助

建物、その他の構造物の損壊、落下物等により救出救助を要する者が生じたときは、現場付近にいる者は直ちに救出救助活動に協力する。

イ 避難誘導

災害により地域住民の生命に危険が生じ、または生じる恐れがあるときは、住民を避難場所へ誘導する。

ウ 給食給水

避難所等における給食給水は、次の方法により行う。

(7) 給食の実施

炊出給食班員は、市から配分された食料や地域内の家庭、または米穀類販売業者等から提供を受けた食料等の配分及び炊き出し等により給食活動を行う。

(1) 給水の実施

炊出給食班員は、市から提供された飲料水、水道や井戸等により確保した飲料水により給水活動を行う。

エ 避難所運営

避難所運営は、平成27年3月陸前高田市作成の避難所運営マニュアルを利用する。

なお、マニュアル中の用語について、次のとおり読み替えることとする。

(7) 総務班及び情報広報班 → 情報連絡班

(1) 食料・物資班 → 炊出給食班

(9) 救護班 → 避難救助班及び救急救護班

(5) 施設管理班及び衛生班の活動については、他班で補完することとする。

本計画は、平成29年4月1日から施行する。

本計画は、令和5年2月13日改訂する。

防災関係機関連絡先

名称	住所	電話番号	時間外	FAX 番号	備考
消防庁 応急対策室	東京都千代田区 霞が関 2-1-2	03-5253-7527	03-5253-7777	03-5253-7537	
陸前高田市消防署	高田町字栃ヶ沢 210-2	0192-54-2119		0192-55-2648	
大船渡警察署	大船渡市盛町 下館下 14-2	0192-26-011 0		0192-55-0110	
高田幹部交番	高田町字栃ヶ沢 210-5	0192-55-2022			
復興防災部防災課	盛岡市内丸 10-1	019-651-3160 019-651-3161 019-651-3162			衛星携帯電話 080-1854-3840 080-1854-3841 76-2726491
沿岸広域振興局 大船渡地域振興センター	大船渡市猪川町 字前田 6-1	0192-27-9931		0192-27-1395	
岩手駐屯部隊 東北方面特科連隊	岩手郡滝沢市後 268-433	0196-88-4311 内線 235、363	当直司令 0196-88-4311 内線 202、302		
釜石海上保安部	釜石市魚河岸 1-2	0193-22-3820			
盛岡地方气象台	盛岡市山王町 7-60	019-622-786 8			
南三陸沿岸国道事務所 大船渡維持出張所	大船渡市立根町 字中野 27	0192-26-5356			
東北農政局岩手県拠点 総括農政業務管理官	盛岡市盛岡駅前 北通 1-10 橋市ビル 5 階	019-624-1125			
三陸中部森林管理署	大船渡市盛町 宇津野沢 7-5	0192-26-2161			
東日本電信電話(株) 岩手支店	盛岡市中央通 1-2-2	019-625-4960	090-4554-9245		
東北電力ネットワーク (株)大船渡電力センター	大船渡市盛町 字内ノ目 11-10	0192-26-7070			
東日本旅客鉄道(株) 盛岡支社 大船渡線営業所	気仙沼市古町 2-8-57	0226-24-5108	0226-41-0569	0226-24-5116	0226-22-7177 気仙沼駅
ヤマト運輸(株) 陸前高田支店	竹駒町字館の沖 62	0192-55-5231			
岩手県交通(株) 大船渡営業所	大船渡市立根町 字関谷 63-14	0192-26-3730			
日本郵便(株) 陸前高田郵便局	竹駒町字滝の里 24-12	0192-55-2350			

様式 1 災害時職員参集状況報告書

災害時職員参集状況報告書

令和  年  月  日  
 時  分時点

所属コード	課等名	勤務先参集人数(①+②)

番号	氏名	職名	参集場所(該当する箇所に○を記入してください)																備考 ※「避難所」、「左記以外」の詳細を記入してください。		
			① 市役所	② 市役所 以外の 勤務先	③ 市本部 ※無線従事 者が該当	地区本部(④)								⑤ 避難所	⑥ 消防団	⑦ 自宅 待機	⑧ 左記 以外				
						生出	矢作	下矢作	横田	竹駒	長部・ 今泉	高田	米崎					小友		モビ リア	広田
1																					
2																					
3																					
4																					
5																					
6																					
7																					
8																					
9																					
10																					
11																					
12																					
13																					
14																					
15																					
16																					
17																					
18																					
19																					
20																					
21																					
22																					
23																					
24																					
合計(○の数を記載してください)																					①～⑧合計→

※1 災害対策本部会議が開催される際には、必要箇所を記入の上、持参願います。  
 ※2 あらかじめ所属コード、課等名、氏名及び職名を記載した報告書を複数枚職場において保管してください。  
 ※3 行が不足する場合には、適宜追加してください。

様式2 応援要請書

様式2

応 援 要 請 書

年 月 日

総務部長 あて

( 部長)

期 間	月 日から 月 日まで 日間
勤務（従事）場所	
勤務（従事）内容	
必 要 人 員	
携 帯 品	
集 合 日 時、場 所	月 日 時
部の現況	部内職員数
	現在の動員数
	従事している 主な業務内容
その他参考事項	
措置状況 (総務部で記入)	

様式3 被災者調査原票

様式3

被災者調査原票

世帯番号		電話		調査責任者氏名 立会人 職氏名 (令和 年 月 日現在)						印 印
被災者調査原票										
行政区										
世帯主氏名				住所				避難先		
被害の程度	全壊、全焼、流出、半壊、半焼、床上浸水（土砂）（                  cm）、床下浸水（土砂）						一部破損（                  ）			
住宅の状況	自家、借家（間）			面積（                  ）㎡	住家、非住家		棟数	棟		
家族の状況	氏名	性別	年齢	職業（含在学校及び学年別）	死亡	行方不明	重症	軽症	備考	
	(計 人)									
課税の状況	非課税、均等割、所得割			世帯類型	被保護、身障、老人、母子、要保護、その他					
必要な援助	避難所、応急仮設住宅、炊出し、飲料水、被服寝具、医療、助産、救出、住宅応急処理、学用品、埋葬遺体捜索、遺体処理、障害物除去、災害弔慰金、資金（災害援護                  ）									
便槽の浸水状況	有 ・ 無									

様式4 一般資産水害調査準備表

様式4

一般資産水害調査準備表（水害時のみ記入）

名称 アパート名 商店名 工場名 事務所名 学校名 その他	被害家屋棟数					居住世帯数	被害家屋の使用					産業区分					
							農家・漁家活動			事業所活動							
	農家・漁家活動のために使用の場合（農家・漁家活動と居住との併使用の場合を含む）			事業所活動のために使用の場合（事業活動と住居との併使用の場合を含む）			農家・漁家戸数			従業員数							
	床下 浸水	床上浸水			半壊		全壊 流出	床上浸水			全壊 流出	床上浸水		全壊 流出	産業 区分		
		1～ 49cm	50～ 99cm	100cm 以上				1～ 49cm	50～ 99cm	100cm 以上		1～ 49cm	50～ 99cm			100cm 以上	

注1 「名称」欄

建物の使用主の氏名等を次により記入すること。但し、一般の住家、農家、漁家については、氏名を省略することができる。

- (1) アパート、マンション等のように1棟の家屋に数世帯が住居している場合  
(アパート名、マンション等のように1棟の家屋に数世帯が居住している場合)
- (2) 一般の商店、理髪店、クリーニング店、医院等々  
(〇〇店、〇〇屋、〇〇医院といった屋号等<屋号がない場合は、世帯主の氏名>)
- (3) (2)以外の事業所建物  
(工場の名称、事業所の名称、病院の名称、学校の名称等<自営業等で特に名称のない場合は、世帯主、営業主の指名>)

2 床下浸水と床上浸水との基準

- (1) 「被害家屋棟数」欄の場合：住家の場合には、畳面を基準とする。非住家の場合にも住家に準じて扱う（即ち、仮に住家であったと仮定して畳面を想定し、その畳面を基準とする。
- (2) 「被害家屋の使用」欄の場合：農具・漁具、農収穫物・漁獲物、商品、工場機械、器具、原材料、半製品、生産品等置かれている土間・板間・コンクリート間の面を基準とする。「被害家屋棟数」欄と「被害家屋の使用」欄とでは、基準が異なることに注意すること。

3 「居住世帯数」欄

被害家屋が居住に使用されている場合（農◆漁業活動との併使用の場合、多くの商店・クリーニング業・理髪業等々のように事業活動との併使用の場合を含む。）には、居住世帯数を記入する。

4 「被害家屋の使用」欄

被害家屋が農家・漁家活動又は事業活動に用いられている場合（居住との併使用の場合を含む。）には、農家・漁家戸数又は従業員数、産業区分に記入する。

様式5 世帯構成員別被害状況

様式5

世帯構成員別被害状況

令和 年 月 日 時現在

陸前高田市

世帯構成員別 被害別	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	計	小 学 生	中 学 生
	人 世 帯												
全壊（焼）													
流 失													
半壊（焼）													
床 上 浸 水													

様式6 物資購入（配分）計画表

様式6

物資購入（配分）計画表

全壊流失世帯分

陸前高田市

世帯区分 品 名 単 価	1人世帯 (基準額) 円				2人世帯 (基準額) 円				3人世帯 (基準額) 円				計				備考
	数 量	世 帯 数	所 要 数	金 額	数 量	世 帯 数	所 要 数	金 額	数 量	世 帯 数	所 要 数	金 額	数 量	世 帯 数	所 要 数	金 額	
毛布				円				円				円				円	
布団																	
肌衣 (上下)																	
計																	

(注) 1 本表は、全壊（焼）、流失世帯分と半壊（焼）、床上浸水世帯に分けて作成すること。

2 「品目」欄は、寝具、被服、生活必需品の順に記入すること。

様式7 災害救助用物資引渡書

様式7

災 害 救 助 用 物 資 引 渡 書

引継者機関名	職氏名																			
引受者機関名	職氏名																			
<p>救助用物資次のとおり引き継ぎました。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 引継日時</p> <p>2 引継場所</p> <p>3 引継物資 次表のとおり (車両番号 )</p>																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">物 資 名</th> <th style="width: 10%;">単 位</th> <th style="width: 15%;">輸数数量</th> <th style="width: 15%;">引数数量</th> <th style="width: 10%;">差 引 不足数</th> <th style="width: 20%;">不足を生じた理由</th> <th style="width: 15%;">その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 200px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>							物 資 名	単 位	輸数数量	引数数量	差 引 不足数	不足を生じた理由	その他							
物 資 名	単 位	輸数数量	引数数量	差 引 不足数	不足を生じた理由	その他														
<p>(注)本書は、2部作成し、授受両機関とも保管する。</p>																				



様式9 食料購入（配分）計画表

様式9

食料購入（配分）計画表

全壊流失世帯分														陸前高田市				
品名	世帯区分 単価	1人世帯 (基準額) 円				2人世帯 (基準額) 円				3人世帯 (基準額) 円				計				備考
		数量	世帯数	所要数	金額	数量	世帯数	所要数	金額	数量	世帯数	所要数	金額	数量	世帯数	所要数	金額	
米穀					円				円				円				円	
弁当																		
パン																		
計																		

(注) 1 本票は、全壊（焼）、流失世帯分と半壊（焼）、床上浸水世帯に分けて作成すること。

2 「品目」欄は、主食品、副食品、燃料費、雑費の順に記入すること。



様式 11 物品購入票

様式 11

No.

物 品 購 入 票

- 1 購入品名数量
- 2 購入価格
- 3 購入年月日
- 4 購入先
- 5 購入責任者

年 月 日

陸前高田市長

印

様式1【市町村本部⇒地方支部(総務班)⇒総合防災室】

【第二管区海上保安本部(八戸海上保安部、釜石海上保安部、宮古海上保安署)⇒総合防災室】

### 被害発生等報告

災害名	第報(月日時分現在)		
市町村名		市町村発信者	
地方支部名		地方支部発信者	

#### 1 人的被害

区分	人数	氏名	年齢
死者			
行方不明者			
重傷者			
軽傷者			

#### 4 その他の被害

区分	数量	被害の状況

#### 2 住家被害

区分	棟数	世帯数	人員
全壊			
半壊			
一部破損			
床上浸水			
床下浸水			

#### 5 本部の活動状況

災害対策(警戒) 本部設置・廃止 状況	災害対策本部・災害警戒本部	
	設置	月日時分
	廃止	月日時分
避難の指示・ 勧告等の状況	該当する場合、別添様式1-1を 添付すること。	
応援要請の状況		
消防機関の 活動状況	消防職員	人
	消防団員	人
ボランティア センターの設置 及び活動状況		
津波警報等発表 時における 水門等閉鎖状況	閉鎖時間	時分
	閉鎖箇所	箇所
	解除時間	時分
その他の 措置状況		

#### 3 非住家被害

区分	棟数	被害の状況
公共建物		
その他の 建物		

注1. 本様式に書き切れない場合は、別紙に記入のうえ、併せて送付のこと。

2. 「4 その他の被害」の欄には、ライフライン(電気、ガス、上水道等)被害について、特に記入すること。

3. 第二管区海上保安本部に係る海上災害については、この様式を準用すること。

様式1-1【市町村本部⇒地方支部(総務班)⇒総合防災室】

### 避難の指示・勧告等の状況報告

災 害 名	第 報( 月 日 時 分現在)		
市 町 村 名		市町村発信者	
地 方 支 部 名		地方支部発信者	

#### 1 避難指示・避難勧告

避難指示等の区分	避難指示・避難勧告		
避難指示等を行った者			
避難指示等の理由			
避難指示等の発令日時	月 日 時 分		
避難対象地区名 及び避難対象者数	地区	世帯	人
	地区	世帯	人
	地区	世帯	人
	【計】	世帯	人
実避難先及び実避難者数	(施設等名)	世帯	人
	(施設等名)	世帯	人
	(施設等名)	世帯	人
	【計】	世帯	人
避難指示等の解除日時	月 日 時 分		

#### 2 自主避難

自主避難の日時	月 日 時 分		
自主避難の理由			
自主避難対象地区名			
避難先及び避難者数	(施設等名)	世帯	人
帰宅時間	月 日 時 分		

自主避難の日時	月 日 時 分		
自主避難の理由			
自主避難対象地区名			
避難先及び避難者数	(施設等名)	世帯	人
帰宅時間	月 日 時 分		

注1. 本様式は、避難指示を発令した場合等(避難指示・避難勧告・自主避難)に、様式1に添付するものであること。

様式2 [ 市町村本部⇒地方支部(福祉班)  
⇒地域福祉課⇒総合防災室 ]

## 人的及び住家被害報告

市町村名 (支部名)	課等名 (班名)	発信者	第 報	報告時点	月 日 時 分現在	調査率	%																					
区分  市町村名	被害額合計	人的被害				住家被害												非住家被害										
		死 者	行 方 不 明	重 傷 者	軽 傷 者	全 壊(流失)				半 壊				一 部 破 損				床 上 浸 水				床 下 浸 水				被 害 数	被 害 額	
						被 害 数	被 害 額	り 災 世 帯 数	り 災 人 員																			
千円	人	人	人	人	棟	千円	世帯	人	棟	千円	世帯	人	棟	千円	世帯	人	棟	千円	世帯	人	棟	千円	世帯	人	棟	千円		
計																												

- 注1. 人的及び住家被害については、当該市町村の区域内の全部の被害を記載すること。
2. 発生報告・応急対策報告(様式1)により報告した人的被害及び住家被害の記載内容と異なる場合は、人的被害内訳(様式2-1)及び住家被害内訳(様式2-2)を添付するものとする。
3. 人的被害については、他市町村に居住する者であっても、現に被災した市町村の被害として記載すること。
4. 非住家被害については、倉庫、土蔵、車庫、納屋等について、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記載すること。ただし、他の報告書に記載したものは含めないこと。

(様式2-1)

人的被害内訳

区 分	住 所	氏 名	年 令	性 別	原 因	負傷部位
ア 死 者						
イ 行方不明者						
ウ 重 傷 者						
エ 軽 傷 者						

(様式2-2)

住家被害内訳

区 分	地 区	棟 数	世 帯 数	人 員
ア 全壊(流失)				
イ 半 壊				
ウ 一部破損				
エ 床上浸水				
オ 床下浸水				





様式5

【国立病院等】地方支部(保健環境班)⇒  
 県関係課⇒総合防災室  
 【県立病院等】地方支部(県立病院班)⇒医療局管理課  
 ⇒総合防災室  
 【その他】市町村本部⇒地方支部(保健環境班)  
 ⇒県関係課⇒総合防災室

## 医 療 衛 生 施 設 被 害 報 告

市町村名 (支部等名)		課等名 (班名)		発信者		第 報		報告時点		月 日 時 分現在		調査率		%																			
区分  市町村名	被 害 額 合 計	医 療 施 設														上 水 道				衛 生 施 設													
		病 院 等												感染症 指定医 療機関		母子健 康 センター		上水道		簡 易 道		し 尿 処 理 施 設		ご み 処 理 施 設		火葬場		へい 獣 取 扱 場		と蓄場		墓地	
		国 立		県 立		市町村立		日赤等		法人立		民 間																					
		施 設 数	被 害 額	施 設 数	被 害 額	施 設 数	被 害 額	施 設 数	被 害 額	施 設 数	被 害 額	施 設 数	被 害 額	施 設 数	被 害 額	施 設 数	被 害 額	施 設 数	被 害 額	施 設 数	被 害 額												
		棟	千円	棟	千円	棟	千円	棟	千円	棟	千円	棟	千円	棟	千円	棟	千円	棟	千円	棟	千円												
計																																	

(様式5-1)

医療衛生施設被害内訳

市町村名	施設区分	医療施設名	敷地・建物の状況	診療機能の状況	入院患者の状況	その他参考事項

- 注1. 「施設区分」欄は、病院、一般診療所、歯科診療所等の別を記載すること。  
2. 「敷地・建物の状況」欄は、全・半壊、床上・床下浸水等の区分及び被害の概要を記載すること。  
3. 「診療機能の状況」欄は、診療機能への影響の有無及び医療機器等の被害の概要を記載すること。  
4. 「入院患者の状況」欄は、入院患者の被害の状況及び他施設への移送の必要の有無等を記載すること。



様式7

市町村本部⇒地方支部(総務班・保健環境班)  
⇒県関係課⇒総合防災室

# 観 光 施 設 被 害 報 告

市町村名 (支部名)	課等名 (班名)	発信者	第 報	報告時点	月 日 時 分現在	調査率	%																														
区分  市町村名	種 別	被害額合計	公 共 施 設																民 営 施 設																		
			道路		橋梁		園地		駐車場		展望 休憩舎		上下 水道		索道 施設		野営場 施設		宿泊 施設		船舶 施設		その他		計		展望 休憩所		索道 施設		宿泊 施設		その他		計		
			施設 数	被害 額	施設 数	被害 額	施設 数	被害 額	施設 数	被害 額	施設 数	被害 額	施設 数	被害 額	施設 数	被害 額	施設 数	被害 額	施設 数	被害 額	施設 数	被害 額	施設 数	被害 額	施設 数	被害 額	施設 数	被害 額	施設 数	被害 額	施設 数	被害 額	施設 数	被害 額			
計	自然公園	千円 箇所	千円 箇所	千円 箇所	千円 箇所	千円 箇所	千円 箇所	千円 箇所	千円 箇所	千円 箇所	千円 箇所	千円 箇所	千円 箇所	千円 箇所	千円 箇所	千円 箇所	千円 箇所	千円 箇所	千円 箇所	千円 箇所	千円 箇所	千円 箇所	千円 箇所	千円 箇所	千円 箇所	千円 箇所	千円 箇所	千円 箇所	千円 箇所	千円 箇所	千円 箇所	千円 箇所	千円 箇所	千円 箇所			
	観光施設																																				
	計																																				
	自然公園																																				
	観光施設																																				
	計																																				
	自然公園																																				
	観光施設																																				
	計																																				
	自然公園																																				
	観光施設																																				
	計																																				

注1. 「自然公園」欄には、自然公園法に規定する自然公園の区域内の被害について記載し、「観光施設」欄には、自然公園の区域外の被害について記載すること。

2. 公共施設に係る被害のうち、道路及び橋梁の被害は、河川・道路等土木施設被害(様式17)とは重複しないものであること。
3. 展望休憩所等の建物に係る被害は、人的及び住家被害(様式2)の住家被害とは重複しないものであること。
4. 上下水道被害は、医療衛生施設被害(様式5)とは重複しないものであること。
5. 宿泊施設の被害については、人的及び住家被害(様式2)の「住家被害」欄に記載することとなるので、この表では( )をもって記載すること。























様式18 【市町村営住宅】市町村本部⇒地方支部(土木班)  
 ⇒県関係課⇒総合防災室  
 【県営住宅等】地方支部(土木班)⇒県関係課  
 ⇒総合防災室

## 公 営 住 宅 等 被 害 報 告

市町村名 (支部等名)					課等名 (班名)					発信者					第 報	報告時点	月 日 時 分現在	調査率	%							
設置者 (県又は市 町村名)	被害 団地名	区 分	被 害 団 地 総 戸 数	構 造	被 害 額 合 計	土 地		立 木				公営住宅(付属建物を含む)								工 作 物				被害状況		
						流 埋		流 失・焼 失		風 倒		全 壊 (焼) ・ 焼 失		半 壊(焼)		一 部 損		浸 水				全 壊 (焼) ・ 焼 失			破 損	
						被 害 数	被 害 額	被 害 数	被 害 額	被 害 数	被 害 額	被 害 数	被 害 額	被 害 数	被 害 額	被 害 数	被 害 額	被 害 数	被 害 額	被 害 数	被 害 額	被 害 数	被 害 額		被 害 数	被 害 額
				千円		m	千円	m	千円	m	千円	棟・戸数	千円	棟・戸数	千円	棟・戸数	千円	棟・戸数	千円	棟・戸数	千円	箇所	千円	箇所	千円	
計																										

注1. 「被害状況」欄には、具体的な状況を記入すること。















様式A【地方支部(総務班)⇒管財課⇒総合防災室】

### 庁舎等被害報告(県合同庁舎、県職員公舎)

災害名	第報(月日時 分現在)		
地方支部名		発信者	

#### 1 庁舎等

名称等	被害状況	復旧状況

#### 2 職員公舎

名称等	被害状況	復旧状況

注1. 本様式は、災害の規模やその状況が判明するまでの間に使用するものであり、被害件数、被害額等が判明した時点では、様式3を使用するものであること。

注2. 「名称等」の欄には、庁舎等については階数等、職員公舎については公舎名を記入すること。

様式B【市町村本部→地方支部(福祉環境班) →県関係課→総合防災室】

送信先 岩手県民くらしの安全課 019-629-5279 岩手県 保健所長 様
---

発信者	発信日	年	月	日
	事業体・所属			
	職・氏名			
	連絡先			

水道施設被害状況報告書 ( )【第 報】

1 災害発生の日時	年	月	日	発生
2 災害発生の原因				
3 施設被害状況・対応状況				
①取水施設				
②貯水施設				
③導水施設				
④浄水施設				
⑤送水施設				
⑥配水施設				
⑦その他				
⑧被害金額				
4 断水・減水の状況				
①断水	(断水世帯数= 世帯)	(断水日時= 月 日 時~)	(地区名= )	
②減水	(減水世帯数= 世帯)	(減水日時= 月 日 時~)	(地区名= )	
③断・減水の対応状況				
④復旧状況				
⑤復旧見込				
5 応援要請	( )要請する ( )要請しない ( )第 報で要請済み			
①応援内容	( )応急給水 ( )応急復旧 ( )その他< >			
②応援期間の見込	年 月 日から ( )日間の見込み			
③必要な資機材等				
④応援隊参集場所	住所			
	施設名			
⑤連絡担当責任者	職	氏名		
	固定電話	- -	携帯電話	- -
⑥連絡担当補助者	職	氏名		
	固定電話	- -	携帯電話	- -

注1 本様式は、災害の規模やその状況が判明するまでの間に使用するものであり、被害件数、被害額等が判明した時点では、様式5を使用するものであること。

様式C【市町村本部⇒地方支部(保健環境班)⇒県関係課⇒総合防災室】

## 火葬場等被害報告

災 害 名	第 報( 月 日 時 分現在)		
市 町 村 名		市町村発信者	
地 方 支 部 名		地方支部発信者	

### 1 火葬場

名 称 等	被 害 状 況	復 旧 の 見 通 し

### 2 墓地

名 称 等	被 害 状 況	復 旧 の 見 通 し

注1. 本様式は、災害の規模やその状況が判明するまでの間に使用するものであり、被害件数、被害額等が判明した時点では、様式5を使用するものであること。

注2. 墓地の被害報告では、墓地の区域の流出や管理棟の倒壊など公共的な被害を報告の対象とし、墳墓の倒壊など個人的な被害は、報告の対象としない。





様式F【市町村本部⇒地方支部(農林班・水産班)⇒県関係課⇒総合防災室】

### 農 林 水 産 関 係 被 害 報 告

災 害 名	第 報 ( 月 日 時 分現在)		
市 町 村 名		市 町 村 発 信 者	
地 方 支 部 名		地 方 支 部 発 信 者	

被 害 項 目	調 査 結 果
今後の調査 スケジュール	

注1. 本様式は、災害の規模やその状況が判明するまでの間に使用するものであり、被害件数、被害額等が判明した時点では、様式10～様式16を使用するものであること。

様式G【市町村本部⇒地方支部(土木班)⇒県関係課⇒総合防災室】

### 土木施設関係等被害報告

災害名	第 報( 月 日 時 分現在)		
市町村名		市町村発信者	
地方支部名		地方支部発信者	

施設区分	被害状況	対応状況
道路		
河川		
海岸		
ダム		
砂防		
下水道		
都市公園		
公営住宅		
港湾		
その他		

注1. 本様式は、災害の規模やその状況が判明するまでの間に使用するものであり、被害件数、被害額等が判明した時点では、様式17及び様式18を使用するものであること。

様式H【《県立学校》県立学校⇒県関係課⇒総合防災室】  
 【《市町村立学校》市町村本部⇒地方支部（教育事務所班）⇒県関係課⇒総合防災室】  
 【《学校以外の教育施設》市町村本部⇒地方支部（教育事務所班）⇒県関係課⇒総合防災室  
 県立施設⇒県関係課⇒総合防災室】

## 教育施設関係被害報告（県立及び市町村立関係）

災 害 名	第 報 ( 月 日 時 分現在)		
施 設 名	施 設 発 信 者		
市 町 村 名	市 町 村 発 信 者		
地方支部名	地 方 支 部 発 信 者		

### 1 人的被害状況（児童・生徒・教職員等）

市町村名	学校等施設名	学年・年令・職名	性別	被害の状況

### 2 学校等施設被害状況

市町村名	学校等施設名	被害状況	対応状況

### 3 学校の休校等の状況

#### (1) 全休

市町村名	学校名	休校等の理由

#### (2) その他

市町村名	学校名	休校等の理由

### 4 避難所となっている学校の状況

市町村名	学校名	避難者数	避難者数のうち児童生徒数

### 5 児童生徒の被災状況（教科書等の学用品の滅失がある場合）、児童生徒の登下校の大きな障害（通学路や公共交通機関等）

市町村名	学校等施設名	被害状況	対応状況

注1. 本様式は、災害の規模やその状況が判明するまでの間に使用するものであり、被害件数、被害額等が判明した時点では、様式4（社会教育、文化施設及び体育施設）、19（児童、生徒及び教職員）、20（学校）及び21（文化財）を使用するものであること。



様式J【東日本旅客鉄道(株)盛岡支社、三陸鉄道(株)、IGRいわて銀河鉄道(株)⇒県関係課  
⇒総合防災室】

### 鉄道関係被害報告

災 害 名	第 報 ( 月 日 時 分現在)		
事 業 所 名	発 信 者		
課 等 名			

被害発生日時	月 日 時 分		
被害の種類			
被害状況 及び対応			
鉄道不通区間及び 代替輸送の有無	不通区間		
	代替輸送	有	無
	代替方法		
人的被害の有無	人的被害	有	無
	内訳人数	死 者	人
		行方不明者	人
		重 傷 者	人
		軽 傷 者	人
	計	人	
鉄道不通区間の 復旧の見通し			
その他特記事項			

注1. 本様式は、災害の規模やその状況が判明するまでの間に使用するものであり、被害件数、被害額等が判明した時点では、様式26を使用するものであること。